

第 8 回 自己点検・評価報告書

2015(平成 27)年度



目 次

序章

駿河台大学の第8回自己点検・評価に当たって.....	1
----------------------------	---

本章

第1章 理念・目的

1. 現状の説明.....	3
2. 点検・評価.....	10
3. 将来に向けた発展方策.....	12
4. 根拠資料.....	13

第2章 教育研究組織

1. 現状の説明.....	15
2. 点検・評価.....	21
3. 将来に向けた発展方策.....	22
4. 根拠資料.....	22

第3章 教員・教員組織

1. 現状の説明.....	24
2. 点検・評価.....	35
3. 将来に向けた発展方策.....	36
4. 根拠資料.....	37

第4章 教育内容・方法・成果

教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

1. 現状の説明.....	40
2. 点検・評価.....	56
3. 将来に向けた発展方策.....	57
4. 根拠資料.....	58

教育課程・教育内容

1. 現状の説明.....	60
2. 点検・評価.....	67
3. 将来に向けた発展方策.....	69

4. 根拠資料	71
教育方法	
1. 現状の説明	73
2. 点検・評価	86
3. 将来に向けた発展方策	87
4. 根拠資料	88
成果	
1. 現状の説明	91
2. 点検・評価	95
3. 将来に向けた発展方策	97
4. 根拠資料	98
第5章 学生の受け入れ	
1. 現状の説明	100
2. 点検・評価	110
3. 将来に向けた発展方策	112
4. 根拠資料	114
第6章 学生支援	
1. 現状の説明	117
2. 点検・評価	125
3. 将来に向けた発展方策	126
4. 根拠資料	127
第7章 教育研究等環境	
1. 現状の説明	129
2. 点検・評価	134
3. 将来に向けた発展方策	135
4. 根拠資料	136
第8章 社会連携・社会貢献	
1. 現状の説明	138
2. 点検・評価	140
3. 将来に向けた発展方策	140
4. 根拠資料	141

第9章 管理運営・財務

管理運営

1. 現状の説明..... 142
2. 点検・評価..... 147
3. 将来に向けた発展方策..... 148
4. 根拠資料..... 149

財務

1. 現状の説明..... 150
2. 点検・評価..... 152
3. 将来に向けた発展方策..... 152
4. 根拠資料..... 153

第10章 内部質保証

1. 現状の説明..... 154
2. 点検・評価..... 158
3. 将来に向けた発展方策..... 159
4. 根拠資料..... 160

終章..... 161

1. 評価基準の達成状況..... 161
2. 本学における教育の質の向上に向けた改善の取り組みの達成状況..... 163
3. 優先的に取り組むべき課題..... 165
4. 今後の展望..... 166

駿河台大学 大学評価委員会名簿..... 167

序章—駿河台大学の第8回自己点検・評価に当たって

現在の高等教育をめぐる状況は、きわめて厳しいものがある。2018年問題に象徴される18歳人口の減少と大学進学率の停滞は、大学経営に深刻な影響を与えることになる。社会的状況としては、グローバル社会への対応や労働生産性の向上に資する人材育成が社会的要請として示されている。変化する労働環境に応じ、大学が育成すべき人材も、かつてのような特定の専門分野の知識の修得とともに、より汎用性の高い能力や高度の実践能力の修得にも重点が置かれるようになってきている。大学は、建学の理念に立って他大学との差別化を図り、魅力ある大学として社会にその存在意義を示し、社会の要請に応える人材を育成しなければ、生き残っていけない状況に置かれているといえよう。そのためには、本学は、本学の現状を的確に把握し、改革の取組みを継続的かつ積極的に行っていく必要がある。

本学はこれまで、建学の理念である「愛情教育」の目指すものを「駿河台大学憲章」において具体的に提示し、数次にわたる「アクションプラン」を通じて、「駿河台大学グランドデザイン」及び「教育改革プログラム」に示された課題を実現する努力を積み重ねてきた。現在、大学改革のプロセスでは、大学の自主的な取り組みが重視され、定期的な自己点検作業及び外部評価をもとに、PDCAサイクルにより行われる「内部質保証」が重視される。かかる目的のために本学では、「大学評価委員会」を設け、自己点検評価の作業にあたっているところである。

本学の第1回の自己点検・評価報告書は、創立10周年を機に1995（平成7）年から作業を開始し、1998（平成10）年にまとめられた。その後、2000（平成12）年と2003（平成15）年に第2回、3回の自己点検・評価を実施した。2004（平成16）年度以降、大学は認証機関による評価が義務付けられ、自己点検・評価は、認証評価を受けるための準備作業として、実質的に義務化されるに至った。この新しい制度的枠組みの下で、本学は2007（平成19）年度に認証評価を受けることを目途に、第4回自己点検・評価報告書をまとめた。第4回以降の自己点検・評価は、全学組織である大学評価委員会の下で行われ、本学が認証評価機関として「(財) 大学基準協会」を選択したことに伴い、「大学基準協会」が定める点検・評価項目に即して取りまとめてきた。第4回の自己点検・評価報告書に基づく「大学基準協会」による大学評価結果及び認証評価結果では、「大学基準協会」の「大学基準に適合している」とされ、認証評価を得たところである。

その後、第5回及び第6回の自己点検評価を経て、第7回自己点検・評価を行った。第7回の自己点検・評価に対しては、第4回と同じく大学基準協会による外部評価を受審し、「適合」の評価を得た。しかし評価結果においては、以下の努力課題の指摘及び改善勧告がなされた。

【努力課題】

1 教育内容・方法・成果

(1) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

- 1) 心理学研究科において、学位授与方針に、課程修了にあたって修得しておくべき知識や能力等の学習成果が明示されていないので、改善が望まれる。

2 学生の受け入れ

- 1) 収容定員に対する在籍学生数比率が、法学部が0.89、心理学研究科が0.32と低いので、改善が望まれる。

3 管理運営・財務

(1) 財務

- 1) 「駿河台大学の財政健全化方針について」および「2013年度予算の編成方針について」では、今後5年間の経営課題として、学部在籍生の減少による大幅な減収予測のもと、存続と成長のために帰属収支差額の黒字化を達成することを目標と定め、教育研究経費、管理経費および人件費の具体的な支出削減目標が示されているが、その目標の着実な達成のため、目標の達成状況の検証、見直しを年度ごとに実施するよう努められたい。

【改善勧告】

1 教育内容・方法・成果

(1) 教育方法

- 1) 心理学研究科において、研究指導計画が策定されていないので、研究指導、学位論文作成指導を研究指導計画に基づいて確実に行われるように是正されたい。

これらの努力課題及び改善勧告については、その後、心理学研究科において学位授与方針の策定・公開、研究指導計画に基づく指導の実施により改善された。管理運営・財務に関しては、各年度に支出削減目標を設定し、その達成状況の検証及び見直しが行われているところである。

今回の報告書は、以上の経緯を経て、本学の取り組み状況を検証するとともに、新たな状況と課題に即して行われた自己点検・評価による報告書である。

本学は、現在、入学定員の確保に苦戦し、その結果として大学財政も厳しい状況に置かれている。本学の課題は、かかる状況を改善し、より良好な教育環境のもとに優れた能力を備えた学生を育成し、社会に送り出すという社会的責任を果たすことである。そのためには、現在の大学運営を見直し、社会的要請に応えるべく必要な改革を確実に推進する必要がある。本学としては、今回の自己点検・評価を活かし、各学部・研究科、センター、事務部門が一体となって本学の状況の改善につなげる所存である。

第1章 理念・目的

1. 現状の説明

(1) 大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか。

<1> 大学全体

本学の教育理念は、「愛情教育」である。この理念は、「駿河台大学憲章」において、「ひとりひとりの多様な個性と夢を尊重し、真摯に向き合い、ともに学ぶ教育」と具体的に表現されている（資料1-1）。また、「駿河台大学グランドデザイン」では、駿大ブランドとしての「愛情教育」の理念をさらに具体的に、「学生の努力を促進するような仕組みを作り、学生の努力を手助けし、学生が自分の努力の成果を実感できるようにすること」ととらえ直している（資料1-2）。さらに本学の学則第1条は、教育基本法及び学校教育法を踏まえ、「徹底した人格教育を通して豊かな知的教養と国際感覚を備えた有為の人材を養成する」ことを教育目的として定めている（資料1-3）。しかし、グローバル化の進展著しい今日、学生の現実の志向や価値観に変化が生じているところから、この学則第1条の理解として、「愛情教育」の理念の下、社会人として十分な基礎力を身に付け、豊かな教養と専門的な基礎学力を備えた、地域社会の諸活動の中で中核的役割を担う幅広い人材を育成すること、と具体化して示すことが適切である（資料1-2）。「愛情教育」の理念は、単に教育面での理念であるに止まらず、本学の運営の理念としても機能し、全教職員に共通する意識となっている。具体的には、学生支援に向けた職員によるクラス・アドバイザー制度やキャリアセンター職員が3年次生全員に面接をし、将来の進路をともに考え、就職活動を支援するキャリア・アドバイザー制度をあげることができる（資料1-4）。

これらの教育理念、目標及び目的は、2015年から開始した次期カリキュラムの検討に際して見直しを検討された。グローバル化の現状を踏まえ、海外からの留学生の受け入れ及び異文化に触れる機会の増加を目的に、2016年度には「グローバル教育センター」開設が予定されていること、本学が飯能市、入間市、日高市と包括協定を締結し、地域貢献を行っていること等の取り組みは、本学学則に規定されている教育目的に即したものであり、従来の教育理念及び目標・目的を引き続き維持されるべきものとしたところである。

<2> 法学部

本学の教育目的を実現するため、本学部は教育目標として「リーガルマインドを持って、社会事象を多角的かつ的確に把握し、社会に生じる諸問題を主体的に解決できる能力を備え、地域を始めとする社会の各領域で活躍する人材の養成」を掲げている（資料1-3 第3条第2項）。卒業生の大多数は民間企業に就職している。地域的には埼玉県西部や東京多摩地区を就職先とする者が多く、地域における人材の育成に貢献している（資料1-5 p.18）。公務員については警察官合格者が多く、市町村行政職にも数名合格している。教育は、「愛情教育」の理念に基づき、法律の基本科目は複数開講して少

人数クラスを実現するなど、全般的に適切であるといえる(資料1-6 中表紙裏)。また、本学の教育理念及び本学部の教育目標に即して、学部段階としては「高度の法的専門性」を追求することなく、教養教育を踏まえて、専門基礎教育の充実に力を注ぎ、教育課程もそうした見地から編成し、進路に即した「ビジネス資格コース」「警察・消防コース」「法職・公務員コース」の3コース制をとり、また基礎から応用まで役立つ科目配置を行っている(資料1-5 p.24)。

<3> 経済経営学部

本学部は、大学の「愛情教育」の理念を学部の理念とし、その実現に努めている。また、教育目的は、「経済学と経営学の両領域の知識と幅広い教養を活用し、地域社会の中核として諸活動を担う人材の養成」である(資料1-3 第3条第2項)。この目的に沿って既存の経済学部経済経営学科を母体として2013(平成25)年度に本学部は創設されたが、その目標は、経済学・経営学教育を通して、学生の多元的・複眼的視野や自立的な思考力を養い、社会の諸問題に適切に対応できる人材を養成することなどにある(資料1-7 中表紙裏)。なお、本学部は1学科3コースによって編成され、幅広い教養と専門科目の基礎とを関連づけた履修を目指すなどして、教育目的の実現と個性化に対応すべく努めている。

<4> メディア情報学部

現代は、文字、画像、動画、音楽、音声など、様々なメディアの情報がデジタル情報技術の進展により融合される一方で、ユビキタス情報社会の発展とクロスメディアの発想により、情報要求の種類、場面、方法が多様化している。本学部の教育目的は、「愛情教育」の理念を共有しつつ、このような社会背景の下で、「デジタル情報技術の進展により増大化する情報資源と多様な情報ニーズを持つ利用者との間に位置し、各種メディアに精通しその特性を最大限に活用して情報の生産・流通・蓄積・再利用を実践する能力を備え、情報社会で活躍する人材の養成」である(資料1-3 第3条第2項)。

様々な情報要求に対応できる情報表現の知識と技術を扱う映像・音響メディアコース、情報資源の取扱い全般において基盤となる知識と技術を扱うデジタルデザインコース、メディアと情報資源の特性及びその蓄積・再利用のための知識と技術を扱う図書館・アーカイブズコースの3コースを柱にカリキュラムを構成している(資料1-8 pp.31~35)。

本学部の特徴である上記3コースの実効性を高めるために、ゼミナール担当教員が履修モデルを作成し、どの科目を履修すればどのような能力が習得できるかを示すことで、個々の学生が卒業後の進路を意識し自らの目的に応じた履修を進めることができるように努めている(資料1-8 pp.42~48)。

<5> 現代文化学部

本学の「愛情教育」の理念を共有するとともに、本学部固有の教育目的として「比較文化・観光ホスピタリティ・スポーツ文化の各履修コースを通じて、世界の多様な文化を自らの文化と比較対照して学び、いろいろな立場で国際交流に貢献する人材、

世界各地の地域文化について観光を通じて学ぶ方法を身につけ、観光分野で活躍する人材、スポーツ文化を理解し、地域のスポーツ交流を推進する人材を養成」することを目指している（資料1-3 第3条第2項）。

教育目的の適切性と、それが社会的要請に適合していることは、2010（平成22）年度～2015（平成27）年度入試において志願者および入学者ともに漸増傾向にあり、常に入学定員を上回る入学者を確保できていることによって、ある程度検証されているといえる（資料「大学基礎データ」表3）。

個性化の柱は、理論と実体験を織り交ぜて、基礎的知識とともに応用的知識や技術を身につけていくことを指向していることにある。実体験としては、フィールド・スタディ科目群を設置し、主な教場を学外に求めた体験重視型の科目を選択必修科目としていることが挙げられる。また、学部教育の集大成として、卒業研究を必修化し、卒業論文の提出と卒業研究発表会での口頭発表を課している（資料1-9 pp.25~64）。

<6> 心理学部

本学部は、心理学を中心に、哲学、社会学及び生物学等の人間科学を加えた、多様で豊かな人間観に基づいた心理学教育を実施し、現代社会が抱える社会的諸問題の解決に貢献できる人材の育成をその理念としており、学則では「心理学を中心とした人間・社会に対する幅広い知識と教養、十分な社会的スキルを修得し、現代社会が抱える諸問題の解決と社会の発展に貢献できる人材の養成」をその教育目的としている（資料1-3 第3条第2項、資料1-10裏表紙）。

更に、現在の大学が社会から求められている社会性、職業意識の涵養にも応えることを学部教育の特色として設定し、重視している（資料1-5 pp.62~64）。

こうした理念を実現するために、教員の構成も心理学から哲学、生物学までの幅広い分野の人材から構成されるように配慮している。また、カリキュラムでは、その中心に、心理学を中心に人間学科目も含めた専攻基礎科目群、専攻発展科目群、コース発展科目群からなる「専攻科目群」を設置し、更に、大学への導入教育を中心とした「基礎科目群」、キャリア意識の形成を目的とした「キャリア支援科目群」、語学と一般教養科目からなる「教養科目群」を加え、大学生の基礎学力の育成維持が可能となるカリキュラム構成となっており、学部の理念・目的が適切に反映されている（資料1-10 裏表紙、pp.III1~37）。

一方、本学部の心理学教育は、心理学に限定されがちな心理学教育をより広い「人間理解」という観点から捉えなおしたものであり、他大学の心理学教育との差別化及び個性化を可能としている。そして、コース内容についても、「現代社会と心理」コースで、犯罪心理学と法心理学の教育内容や教員を強化している。これも当該コースの特徴の明確化に加え、他大学との差別化を更に明確にすることを可能にする取り組みといえる。

このように、本学部の教育は、学生の現状を見据えて、明確な人間観に立ち、社会からの要請にも応える内容であり、学生を大事にする「愛情教育」という大学全体の教育理念との整合性も有するかたちで設定されている。

<7> 総合政策研究科

本研究科は、経済学研究科と現代情報文化研究科の統合による改組によって設置された。本研究科では本学の教育理念である「愛情教育」に基づくとともに大学院学則第2の2に示すように、その教育目的を「法学、経済学・経営学及びメディア情報学に関する専門知識・能力を有する職業人並びに地域的課題を総合的視点から実際の・実践的に解決しうる人材の養成」としている（資料1-11 第2条の2）。

本研究科の置かれている状況は次のようなものである。本研究科は法学部、経済経営学部、そしてメディア情報学部の3学部に基づき、法学、経済・経営学、メディア情報学の各専攻による構成としている。各専攻における教育目的としては、法学専攻では「法的専門知識を持った高度専門職業人として行政や企業・団体などで地域の中核となって活躍する人材の養成」、経済・経営学専攻では「成熟化・複雑化・情報化の進んだ社会に関して、経済学・経営学の両面から教育・研究指導を行うことに加えて倫理性の高い専門職業人の養成」、メディア情報学専攻では「高度情報社会において、メディア情報学の最先端の知識と技術を身に付け、情報資源を総合的に制御・管理する実務能力を持つ高度専門職業人の養成」をそれぞれ掲げている（資料1-12）。

人的資源としては、これら基礎となる3学部所属の教員が各専攻を担っている。地域的課題を総合的視点から解決に導くための教育を可能にする教員組織を有しており、資源の点における理念・目的の適切性は認められる。また、2014（平成26）年度設置の本研究科における実績の点からの評価はできないが、各専攻における成果を踏まえれば適切性を認めることができる（資料1-13 p.8, p.12, p.18）。

これらの特色を生かして専攻を跨ぐ共通科目を配置するなど法学、経済学・経営学とメディア情報学を総合的に学ぶ研究科という教育研究目的は、それ自体極めて個人的といえる。

<8> 心理学研究科

本研究科の理念と目的は、大学院学則において「幅広い視点と心理学的専門性に裏付けられた知識と技能をもって、心の問題に実際的に対処する専門家と共に、法的現実で求められる心理学的問題の理解と解決を実際的に支援できる人材の養成」としている（資料1-11 第2条の2）。この目的を実現すべく、本研究科に臨床心理学専攻と法心理学専攻の2専攻を設けている。更に、臨床心理学専攻においては、こころの問題に対処できる実践的な心理臨床家を養成することであり、具体的には「臨床心理士」の育成であること、法心理学専攻においては、司法領域において求められつつある、心理学的問題意識と知識を持って実際的な問題解決ができる専門的職業人の養成であること、を目指している（資料1-14 pp.30~31、資料1-13 pp.21~22）。

本研究科には、心理カウンセリングセンターが付設され、地域住民の心理相談を行うと同時に、臨床心理士資格取得を目指す学生のための教育機関ともなっている（資料1-15 第2,3条）。また、臨床現場での経験を豊富に有する教員による指導を徹底しており、心理カウンセラー養成として、十分に適切な実務的資質修得の役割を担っている（資料1-13 pp.23~24, 28）。更に、医療・福祉・学校における外部実習を必修化し、実践的な高度専門職業人育成を具体化している（資料1-13 pp.23, 28、資料1-16）。法心理

学専攻は、心理領域では我が国初の大学院専攻である点に独自性があり、裁判・捜査及び犯罪の現場で求められている課題を研究テーマとした教員の指導が展開されている。その一例として、「法心理学実習」において、裁判所、保護観察所、少年院などの現場における実習・見学を必修化するなど、教育目的を達成する科目を設けている（資料1-16、資料1-17）。

(2) 大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員（教職員および学生）に周知され、社会に公表されているか。

<1> 大学全体

「愛情教育」の理念は、大学案内、大学ニュース等の本学の各種刊行物や入学式、卒業式等における役職者の挨拶などで言及し、その周知が図られている（資料1-5）。

社会への公表方法としては、本学ホームページ上に「愛情教育」の理念、「駿河台大学憲章」及び「駿河台大学グランドデザイン」を掲載するなど、社会に広く発信している（資料1-18）。2015（平成27）年からは、大学ポートレートにも掲載し、統一されたフォーマットにより情報を公開している（資料1-19）。

<2> 法学部

本学部の教育理念・目的は、教員には教授会や学部FD会議で、学生にはガイダンス時に「法学部履修ガイド」で説明しており、周知方法は有効である（資料1-6 中表紙裏）。本学部の教育理念・目標は、「大学案内」や本学ホームページに掲載されており、また、入学式の学部説明会では父母に教育理念・目的を周知している（資料1-5 p.24、資料1-20）。

<3> 経済経営学部

経済学部の改組により、2013（平成25）年度に開設された本学部の教育理念・目的は、経済学部の理念・目的を継承しており、学則に明記するほか、入学時1次生に配布される「経済経営学部履修ガイド」冒頭に、「理念・目的・教育目標」の頁を設けることで周知を徹底している（資料1-7）。また、年度の開始時に全学生に対して配布されるシラバス冒頭の「学部長あいさつ」の始めにも本学部の教育目的が示されている（資料1-21）。なお、「大学案内」及び本学ホームページにも学部の理念や目的を掲載することで、広く社会への公表も行っている（資料1-5 p.35、資料1-20）。

<4> メディア情報学部

本学部の教育理念・目的は、学則に明記しているほか、学部設置認可申請の際に作成した「設置の趣旨等を記載した書類」が本学ホームページで公開されており、教職員のみならず一般に広く告知している（資料1-22）。学生に対しては、履修ガイドに「駿河台大学の理念・教育目的・教育目標」とともに「メディア情報学部の教育目的・教育目標」を掲載しているほか、ガイダンス等で周知徹底を図っている（資料1-8）。

なお、学部の理念・目的は、本学ホームページに掲載している（資料1-20）。また、オープンキャンパス、サマー・スクール、公開講座などの機会を利用し、学部の理念・

目的の公表に努めている。

<5> 現代文化学部

本学部の理念・目的は、学則に明記されており、駿河台大学ホームページでも閲覧することができる。また、学生には、学則で書かれている内容をより詳細にした説明を、履修ガイドやシラバスの冒頭に記載して示している（資料1-9）。

更に、高校や受験生への周知のため、本学ホームページや大学案内にはより具体的に本学部の理念・目的を説明しており、社会にも広く周知されている（資料1-5pp.52～69、1-20）。

<6> 心理学部

本学部の理念、目的は、学則に明記するとともに、学部教職員に対しては、教授会、教務委員会等でのカリキュラムに関する議論の中で確認している。

また、学生に対しては履修の手引きとして入学から卒業まで使用する「心理学部履修ガイド」の「I. 心理学部の教育が目指すもの」の中で、教育理念、教育目標、教育方針を明記し、1年次ガイダンスにおいて告知している（資料1-10 裏表紙）。

上記理念・目的は、受験生と高等学校教員、保護者を主な対象とする大学案内の学部紹介ページで示し、社会に対しても公表されている（資料1-5 pp.62～64）。また、本学ホームページにおいても公表されている（資料1-20）。

<7> 総合政策研究科

教員に対しては各年度当初の研究科委員会での研究科長による主要取り組み課題の説明および各専攻会議、FD会議などの各会議における討議を通して確認をしておき、その周知方法は有効に機能しているといえる。学生に対しては、1年次生オリエンテーション並びに2年次生に対するガイダンス時における説明・オリエンテーション時期の個別相談等で周知徹底を図っている。また学部生に対しては、年3回開催される本研究科の説明会の際に設置の理念及び教育の目的について説明し、理念・目的を理解した学生の応募を促すことを通じて、周知に努めている（資料1-14 pp.1～4）。

その他、大学院学則、大学院要覧及び大学院ガイド等でも理念・目的・教育目標を明示して周知を図っている（資料1-13p.5、資料1-14 pp.1～4）。

また、社会に対しては、学外入学希望者説明会、大学ホームページ及び募集要項等で教育理念・目的・目標を公表している（資料1-12、資料1-23 p.7、p.8、p.12、p.18）。

<8> 心理学研究科

教員に対しては、年度当初の研究科委員会において、研究科長による研究科の理念・目標及びその遂行のための具体的戦略についての説明がなされ、次いで学生に対しては、年度当初のガイダンス時に上記の説明がなされる。更に、オリエンテーション時期の個別相談等でも周知徹底を図っている。その他、大学院学則、大学院要覧、大学院ガイド、本学ホームページ、大学院募集要項などでも教育理念・目標、アドミッションポリシー、カリキュラムポリシーを明示して周知を図っている。また、大学院受

験者向けの学内説明会（年2回）及び学外者説明会（年1回）の開催においても周知を図っている（資料1-14 pp.29～31、資料1-13 pp.21～22、資料1-12）。

(3) 大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか。

<1> 大学全体

「愛情教育」の理念それ自体は、本学の建学の精神であるから、定期的な検証の対象にはならないが、それが大学運営と教育の中でどのように具体的に活かされているかについては、検証の対象になる。

本学は、2012（平成24）年に大学改革を目指して、「駿河台大学グランドデザイン」を公表した。グランドデザインの公表と同時に具体的実施計画である「グランドデザイン実施プラン」を提示した。2013（平成25）年度より各学部及び事務各部（2014年度からは大学院研究科、2015（平成27）年度からは共通教育センターも対象）は、グランドデザインの実現のためのアクションプランを毎年策定することとし、各学部・部署等は、年度の間及び年度末にそれぞれのアクションプランの進捗状況の点検を行う（資料1-24、資料1-25）。次いで、各学部等においては、学長の指示を踏まえて、また、事務各部においては、本学の改革の中核を担う経営戦略会議との連携の下で、それぞれ次年度のアクションプランの策定をすることとしている（資料1-26）。グランドデザインについては、経営戦略会議が、進捗状況の管理と新たな策定に向けた評価・検証を行う。これらの過程で、各項目の点検作業を通じて、理念・目的等との整合性が検討されることになる。

なお、2017（平成29）年度実施予定のカリキュラムの検討に際して、理念・目的の適切性について、検討する予定である（資料1-27）。

<2> 法学部

定期的に学部FD会議を開催し、カリキュラム改革にともなう議論、授業評価アンケートに基づいた授業評価結果とその改善の検討などに関する議論などにおいて（資料1-28）、また不定期に開催している大学評価委員会小委員会（法学部）において、検証的な性格を持った議論が行われている（資料1-29）。

<3> 経済経営学部

毎年度最初の教授会において、学部長による学部の運営方針の発表では常に学部の教育目的に言及している（資料1-30）。なお、2013（平成25）年度に創設された本学部の教育目的（資料1-2）の設定は、従来の経済学部における理念・目的についての検証がなされた成果である。

<4> メディア情報学部

メディアと情報資源を取り巻く社会環境が刻々と、時には飛躍的に変容する可能性を踏まえ、ほぼ毎月開催されるメディア情報学部FD会議の中で理念・目的の適切性に

ついて議論の機会を適宜設けている。特に授業改善や、次年度のカリキュラムについて詳細に検証、検討を行っている。

<5> 現代文化学部

従来、学部の理念・目的は学年進行完了前に点検し、教育課程の改革などを行ってきた。2009（平成21）年度、現代文化学部が改組に踏み切ったのは、これまでの理念・目的を検証し、発展的に手直しをした結果である。また2013（平成25）年度からは、時代のニーズに合わせたカリキュラム改革を実施し、現行カリキュラムが進行中である（資料1-9 pp.25～64）。さらに、2014年（平成26）より学部改革について検討を始め、2017（平成29）年度からのコース改革およびカリキュラム改革について概ね方針が確定したところである（資料1-31、資料1-32）。

<6> 心理学部

2014年度に、学部の特徴を明確に打ち出す新コース設置を目指して、「新コース設置WG」を立ち上げ、科目会議においてWG案の検討を行い、新コースとして「子供の心理コース」を設ける方向で了承を得た。2015（平成27）年度において、既存コースを「臨床の心理コース」「犯罪の心理コース」に改編することが学部FD会議において議論され、了承された（資料1-32）。

<7> 総合政策研究科

各専攻会議の構成員から、評価委員を選任するとともに、研究科運営委員会によるFD等を実施して、本研究科の教育に関する課題を議論する中で理念・目的等の適切性について検証を行っている（資料1-33）。

<8> 心理学研究科

研究科委員会、研究科FD会議、各専攻のFD会議などでも現状についての点検評価を適宜行い、課題と対応策について検討している（資料1-34、資料1-35）。

2. 点検・評価

●基準1の充足状況

「愛情教育」の理念は「駿河台大学憲章」において具体的に示されている（資料1-1）。更に、「駿河台大学グランドデザイン」の公表により、「愛情教育」の理念の包括的な具体化が図られ、現在その実現に向け、アクションプラン等の作業を通じてその諸課題の進捗状況が検証される等、全学をあげて努力している。このように本学の教育の基本的な理念としての意味において、「愛情教育」の理念としての効果は大きく、基準1を概ね充足していると判断できる。

①効果が上がっている事項

<1> 大学全体

「駿河台大学憲章」及び「駿河台大学グランドデザイン」の制定により、「愛情教育」

の理念を基礎とした、本学が目指すべき教育、将来的に目指すべき大学像が明確に具体化されている（資料1-1、資料1-2）。このような意味において、愛情教育の理念は、本大学の発展の礎として大きな役割を果たしていると判断できる。また、大学のホームページや大学ポートレート、各種刊行物を通じて、理念等の周知は図られている。

<2> 法学部

定期的に学部FD会議が開催されていることにより、すべての教員が教育理念・目的を共有することができるようになっている。

<3> 現代文化学部

2017（平成29）年度からのコース改革およびカリキュラム改革に関する議論を重ねる過程において、新たな学部教育のコンセプト「しなやかな感性を育み、自立した人間として逞しく生きる力を養う教育」を打出すことができた（資料1-31、資料1-32）。

<4> 心理学研究科

2015（平成27）年度の臨床心理士試験の合格者は3名（資料1-36）、2014（平成26）年度は、同4名（資料1-37）という成果があった。また、新たに設けられた「法務省専門職試験（人間科学）」には、臨床心理学専攻から2名、法心理学専攻からも2名の合格者を出すという成果があった（資料1-38）。

②改善すべき事項

<1> 大学全体

現状では、理念等の見直しは行われていないが、大学をめぐる諸状況の変化、本学の現状を踏まえて、本学の理念である「愛情教育」の現代的意義、役割等を再度見直す必要がある。

<2> 法学部

本学部の置かれた状況に応じて、教育理念・目的を継続的に見直す必要がある。周知の方法としては、年度初めのガイダンスに加えて、授業等を通じて学生に示し、さまざまな媒体を用いて、父母や社会に積極的に広報する必要があると考える。

<3> 経済経営学部

理念・目的の周知の徹底という点では、特に学生に対しては十分とはいえない。学生自身が本学部の教育目的を認識した上で学習活動を進めた方がより教育効果が上がると考えられる。

<4> 心理学研究科

心理学研究科全体としては、いずれの専攻においても法務省専門職試験など、司法関係への採用者を増加させることであるが、徐々に合格者を輩出している。また、臨床心理士試験での合格率をより上げることであるが、現在は2015（平成27）年9月に成

立した「公認心理師」(国家資格)制度への対応を進めている(資料1-35)。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

<1> 大学全体

現状では、理念等の見直しは行われていないが、大学をめぐる諸状況の変化、本学の現状を踏まえて、本学の理念である「愛情教育」の現代的意義、役割等を再度見直す必要がある。

<2> 法学部

「法職・公務員コース」「警察・消防コース」に関しては、他大学との差別化も図られるようになっている。

<3> 現代文化学部

新たに設定した学部教育のコンセプトを具現化すべく、2016年度のアクションプランの策定において配慮し、現代文化学部らしい丁寧な教育の実現に向けて努力したい。また現代文化学部の魅力を広く世間や受験生にアピールするために、広報活動にも一層の力を注ぎたい。

<4> 心理学研究科

既に述べたように、各資格試験合格に向けた院生の指導対策を検討している。また、公認心理師制度への対応としてワーキンググループを設立し、具体的な対策の検討を開始した(資料1-35)。

また、法心理学専攻では受験者増を目指し、より分かりやすい専攻名に変更することについて検討を開始した(資料1-39)。

②改善すべき事項

<1> 大学全体

グランドデザインに謳う「教育力の駿大」実現のための方策として、外部評価委員会を設置し、教育の質の向上と確保を担保することとしている。

<2> 法学部

「ビジネス資格コース」について、他大学との差別化、他学部との差別化を図れるように取り組む予定である。

<3> 経済経営学部

学生に対しては、各学年ガイダンスや演習などの機会を通じて、理念や目的を改めて示すことにより、更に周知を進めていきたい。

<4> 心理学研究科

心理学研究科では、既に述べたような制度変更への対応が求められている。これをすみやかに実施する予定である。

同時に、志願者増に向けた対策も実施し、その方向での広報を強化するため、ホームページの改善などを検討している（資料1-40）。

4. 根拠資料

- 1-1 駿河台大学憲章
- 1-2 駿河台大学グランドデザイン
- 1-3 駿河台大学学則
- 1-4 「ショートホームルーム並びにCAについて」「WITH 就職活動サポートガイド」
- 1-5 駿河台大学 大学案内（2016）
- 1-6 法学部 履修ガイド（2015）
- 1-7 経済経営学部 履修ガイド（2015）
- 1-8 メディア情報学部 履修ガイド（2015）
- 1-9 現代文化学部 履修ガイド（2015）
- 1-10 心理学部 履修ガイド（2015）
- 1-11 駿河台大学大学院学則
- 1-12 本学ホームページ「駿大教育の指針（大学院）」
http://www.surugadai.ac.jp/about/in_policy.html
- 1-13 駿河台大学 大学院ガイド（2016）
- 1-14 駿河台大学 大学院要覧（2015）
- 1-15 心理カウンセリングセンター規程
- 1-16 大学院シラバス（ポータルサイト）
<https://p.surugadai.ac.jp/camweb/top.do>
- 1-17 本学大学院ホームページ「お知らせ」
http://www.surugadai.ac.jp/gakubu_in/in_shinri/archives.html
- 1-18 本学ホームページ「駿河台大学について」
<http://www.surugadai.ac.jp/about/>
- 1-19 大学ポートレート
<http://portraits.niad.ac.jp/>
- 1-20 本学ホームページ「駿大教育の指針」（学部）
http://www.surugadai.ac.jp/about/gakubu_policy.html
- 1-21 経済経営学部 シラバス（2015）
- 1-22 本学ホームページ「設置認可申請書等の公開」
<http://www.surugadai.ac.jp/about/johokoukai/shinri.html>
- 1-23 駿河台大学 大学院募集要項【修士課程】（2016）
- 1-24 本学ホームページ「駿河台大学グランドデザイナー今後5年間で達成すべき目標と計画」
http://www.surugadai.ac.jp/about/torikumi/grand_design.html

第8回自己点検・評価報告書

- 1-25 2015年度アクションプランフォーマット
- 1-26 学校法人駿河台大学経営戦略会議規程
- 1-27 2015年度第3回学長・副学長会議資料
- 1-28 2015年度法学部FD会議実施報告書
- 1-29 2015年度大学評価委員会小委員会（法学部）実施報告
- 1-30 2015年度経済経営学部第1回教授会議事録
- 1-31 現代文化学部コース改革案およびカリキュラム改革案（2017年度にむけて）
- 1-32 2015年度心理学部FD会議実施報告書
- 1-33 2015年度総合政策研究科FD実施報告書
- 1-34 2015年度心理学研究科委員会議事録
- 1-35 2015年度心理学研究科FD会議実施報告書
- 1-36 2015年度心理学研究科臨床心理学専攻FD会議実施報告書
- 1-37 本学大学院ホームページ 心理学研究科「お知らせ」
http://www.surugadai.ac.jp/gakubu_in/in_shinri/2014/03/25.html
- 1-38 2015年度第6回心理カウンセリングセンター運営委員会議事録
- 1-39 2015年度心理学研究科法心理学専攻FD会議実施報告書
- 1-40 2015年度心理学研究科アクションプラン

第2章 教育研究組織

1. 現状の説明

(1) 大学の学部・学科・研究科・専攻及び附置研究所・センター等の教育研究組織は、理念・目的に照らして適切なものであるか。

駿河台大学は、建学の精神であり、また、設立母体「駿河台学園」の教育理念でもある「愛情教育」の下、「広い分野の知識と深い専門の学術を教授研究するとともに、徹底した人格教育を通して豊かな知的教養と国際的感覚を備えた有為の人材を養成し、学術、文化の向上・普及と併せて人類・社会の発展に寄与すること」を主たる目的として設立された（資料2-1）。

本学は、2015（平成27）年5月現在、法学部法律学科、経済経営学部経済経営学科、メディア情報学部メディア情報学科、現代文化学部現代文化学科、心理学部心理学科の学士課程5学部5学科及び総合政策研究科（法学専攻、経済・経営学専攻、メディア情報学専攻）、心理学研究科（臨床心理学専攻、法心理学専攻）の大学院修士課程2研究科5専攻を有する文科系総合大学としての教育研究組織を編成している。

こうした学部及び大学院において、専門性を十分に活かした教育を行う一方、各学部に通ずる基礎教育に関わる分野については、一元的・横断的な組織の下における効率的、かつ、有益な運営を図るため、共通教育センターとして、外国語教育センター、スポーツ教育センター及び情報処理教育センターを設置、更に、心理学研究科臨床心理学専攻における内部実習施設としての心理カウンセリングセンター、キャリア教育の充実と就職支援の強化を目的としたキャリアセンターを設置している。

なお、附置研究所として、比較法研究所、経済研究所、文化情報学研究所及び教養文化研究所をそれぞれ開設しており、また、教育研究を支援する組織として、メディアセンター、地域連携センター、ボランティア活動支援室及び公務員・資格試験学習室を各々設置し、現在に至っている（資料2-2）。

本学は、1987（昭和62）年に学校法人駿河台学園（東京都千代田区）を設置者とし、法学部の単科大学として開学して以来、学問の動向や社会的要請、大学を取り巻く時流の変化に合わせた組織の点検及び教育目的の見直し等に基づき、組織の改編、拡充及び定期的なカリキュラム改訂等を以下のとおり実施しており、理念・目的に照らして適切な組織として検証し、整備を行ってきた。

①学部組織

法学部法律学科については、本学が法学部のみの単科大学として設立された経緯から、大学設立時における大学の教育理念・目的がそのまま学部の教育理念・目的となり、その理念・目的の下に、学部固有の教育目的として、学生一人ひとりに豊かな人間性と人権感覚に充ちたリーガルマインド（法的思考）を身に付けさせることを掲げた。

今日では、少子高齢化現象、雇用環境の変化、経済成長の停滞及び各社会階層における多様化等に象徴されるように、我が国を取り巻く社会経済情勢の変化を考慮し、組織の点検及び教育目的の見直し等を行った帰結として、「リーガルマインドを持って、社会事象を多角的かつ的確に把握し、社会に生じる諸問題を主体的に解決できる能力を備え、地域を始めとする社会の各領域で活躍する人材を育成する」ことを教育研究上の目的と位置付け、社会的変化に対して常に適切な対応を心掛けてきた（資料2-1 第3条第2項第1号）。

経済経営学部経済経営学科については、1990（平成2）年に前身となる経済学部（経済学科、経営情報学科）が設置されて以降、学生のニーズが経済学と経営情報学の両分野を幅広く学習する志向性へと推移していく中、組織として対応するため、2007（平成19）年に経済学部を「経済経営学科」の1学科に改組した。更に、人材育成に関する社会の要求に対応しつつ、経済学と経営学の両領域の知識と幅広い教養を活用し、地域社会の中核として諸活動を担う人材を育成するため、2013（平成25）年に学部改組を行い「経済経営学部経済経営学科」を設置した（資料「大学基礎データ」表1）。このような状況を踏まえて、教育研究上の目的を、「経済学と経営学の両領域の知識と幅広い教養を活用し、地域社会の中核として諸活動を担う人材を育成する」ことと位置付け、社会の変化に対して、適切に対応してきた（資料2-1 第3条第2項第2号）。

メディア情報学部メディア情報学科については、「情報資源の蓄積と情報財の流通」の専門家である「情報メディアエイター」の育成を図ることを目的として、1994（平成6）年当時、我が国初の「文化情報」学部として設置された文化情報学部（文化情報学科、知識情報学科）がその前身となる。以降、情報メディア技術の急速な発展に伴い、2006（平成18）年には、インターネットの急速な進展等に対応し、情報のストックに関する側面を文化情報学科で、フローに関する側面を知識情報学科に代替し、新設の「メディア情報学科」で扱うべく改組を行った。しかしながら、その後、情報化社会の進展に伴い、従来の出版、放送の枠を超えて、インターネットと融合するクロスメディアの世界が出現するに至り、情報メディアが融合化する状況に対して、総合的、かつ、柔軟に対応し得る人材を育成するため、2学科5コースであった文化情報学部を2009（平成21）年に1学科3コースの「メディア情報学部メディア情報学科」に改組した（資料「大学基礎データ」表1）。このような状況を踏まえて、教育研究上の目的を、「伝統的アナログメディアから最新デジタルメディア全般にわたり、情報の生産・流通・蓄積・再利用のための知識とスキルを涵養し、地域から世界に向けての情報発信に利活用できる人材を育成する」こととして位置付け、社会の変化に対して、適切に対応してきた（資料2-1 第3条第2項第3号）。

現代文化学部現代文化学科については、人文科学の領域において国際化という時代の動向に配慮した教育の実現を目的として、1997（平成9）年に開設された現代文化学部比較文化学科がその前身となる。2003（平成15）年には、複雑化する「現代」と対峙する必要性から、「心」それ自体に対する実証的・科学的アプローチも「文化」理解に包含し対応するという社会的・学問的要請に呼応するため、心理学科の増設を行い、2学科体制となった。その後、社会環境は、インターネットの急速な進化に伴い、経済的交流や観光・旅行などの時空間的相互移動に留まらず、居ながらにして同時的

に世界各地と結ばれる環境が出現し、広義におけるグローバル化が進展した。こうした21世紀初頭の特徴を、世界的 (global) + 地域的 (local) の双方の特性を兼ね備える、「グローカル」 (glocal) の時代と位置付け、2009 (平成21) 年に心理学科を心理学部に改組するとともに、「現代文化学部現代文化学科」への改組を行った (資料「大学基礎データ」表1)。現代文化学科の設置に関しては、新たに「スポーツ文化コース」を設けるに至った。これは、スポーツを単に健康の増進や体力の増強という面のみならず、文化的・社会的、更には経済的側面をも持ち合わせることに着眼したためである。更には、スポーツを媒介した国際交流が盛んになり、メディアを通じて数多くの人々が観ることにより、文化的他者の理解を進めることが可能となり、スポーツを文化の一領域として幅広く理解することが不可欠となった社会環境の変化に対応するためでもあった。このような状況を踏まえて、教育研究上の目的を、「比較文化・観光ホスピタリティ・スポーツ文化の各履修コースを通じて、世界の多様な文化を自らの文化と比較対照して学び、いろいろな立場で国際交流に貢献する人材、世界各地の地域文化を観光を通じて学ぶ方法を身につけ観光分野で活躍する人材、スポーツ文化を理解し、地域のスポーツ交流を推進する人材を育成する」こととして位置付け、社会の変化に対して、適切に対応してきた (資料2-1 第3条第2項第4号)。

心理学部心理学科については、前述の現代文化学部が2001 (平成13) 年に設けられた「心理・人間コース」を母体としている。その後、多様化する心理学に対する社会及び学生のニーズに応えるべく、2003 (平成15) 年に心理学科として学科へ昇格させ、更に、2009 (平成21) 年の学部・学科改組により心理学部心理学科へと学部へ昇格、発展したものである (資料「大学基礎データ」表1)。

設置当初の現代文化学部の教育理念には、文化創造の主体である「個人」の理解を内包したものであったが、情報社会化及びグローバル化により、価値観が多様化した現代社会においては、文化やその創造過程を理解するに当たって、個人の心理や行動のメカニズムを科学的・実証的に扱う心理学的アプローチがより重要なアプローチであると認識されるようになってきた。このような時代的变化を考慮し、心理学部心理学科では、心理学的手法を用いて自ら社会状況を把握し、解決方法を見出す能力を学生一人ひとりが習得することを目指すと同時に、心理学部が現代文化学部を母体とする経緯を意識しつつ、心理学は幅広い人間理解の一分野であるという認識に基づき、人間に対する文化的視点の重要性を認識した教育を行うように配慮している。更に、大学教育に対する、近年の社会的要請である人格形成・基礎教育の充実への期待が高まっている社会的状況を鑑み、心理学・人間学の知識の教授に加えて、十分な社会的スキルと広い教養を身につけ、社会の発展に貢献できる人材の育成をも目指している。このような状況を踏まえて、教育研究上の目的を、「心理学を中心とした人間・社会に対する幅広い知識と教養を身につけ、地域社会に貢献できる人材を育成する」こととして位置付け、社会の変化に対して、適切に対応してきた (資料2-1 第3条第2項第5号)。

②大学院組織

大学院 (修士課程) については、1996 (平成8) 年に当時の経済学部を基礎として、

経済学研究科経済・経営専攻が設置され、また、2005（平成17）年には、既設の文化情報学研究科文化情報学専攻及び法学研究科（公法学専攻、私法学専攻）を改組再編し、これら2研究科を融合した新たな研究科として、現代情報文化研究科（文化情報学専攻、法情報文化専攻）が設置された。更に、2009（平成21）年に学部・学科改組により新設された心理学部を基礎として、心理学研究科（臨床心理学専攻、法心理学専攻）が設置された（資料「大学基礎データ」表1）。現在では、上述の経済学研究科及び現代情報文化研究科の2研究科については、発展的に融合させ、2014（平成26）年4月より、社会における地域的課題の解決のための新たな研究科である「総合政策研究科」として開設されており（資料「大学基礎データ」表1）、心理学研究科と合わせ2研究科5専攻の体制となっている。

各研究科・専攻では、基礎となる学部の理念を基に次のとおり教育研究上の目的を定めている。心理学研究科（臨床心理学専攻、法心理学専攻）においては、「幅広い視点と心理学的専門性に裏付けられた知識と技能をもって、心の問題に実際的に対処する専門家と共に、法的現実で求められる心理学的問題の理解と解決を実際的に支援できる人材の養成」とし（資料2-3 第2条の2第4号）、総合政策研究科（法学専攻、経済・経営学専攻、メディア情報学専攻）においては、「法学、経済学・経営学及びメディア情報学に関する専門知識・能力を有する職業人並びに地域的課題を総合的視点から实际的・実践的に解決しうる人材の養成」としている（資料2-3 第2条の2第5号）。

こうした教育研究上の目的を達するため、「本学建学の精神である愛情教育を具現化するカリキュラムを編成する」、「本学、各研究科並びに各専攻の教育目的・目標を達成できるカリキュラムを編成する」、「本大学院の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成する」、「専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養する教育課程を編成する」といったカリキュラムポリシーを規定し、教育を行っている（資料2-4）。

③センター組織

共通教育センターは、外国語教育、スポーツ教育及び情報処理教育に関する適切な教育研究組織を整備することを目指して組織され、2008（平成20）年に外国語教育センター、2009（平成21）年にスポーツ教育センター及び情報処理教育センターが設置された（資料「大学基礎データ」表1）。各センターの設置目的は、次のとおりとなっている。外国語教育センターは、「本学における外国語教育を一元的な組織の下で、統一かつ円滑に実施し、学生の外国語能力を向上させること」（資料2-5 第2条）、情報処理教育センターは、「本学における情報処理基礎教育を一元的な組織の下で、統一かつ円滑に実施し、学生の情報処理能力を向上させること」（資料2-6 第2条）、スポーツ教育センターは、「本学における各学部に通ずる健康・スポーツに関わる授業科目の実施、スポーツ公認団体の充実・振興、地域スポーツの推進を一元的な組織の下で、統一かつ円滑に実施すること」である（資料2-7 第2条）。いずれも各学部に通ずる基礎教育に関わる分野を一元的・横断的な組織の下で効率的かつ、有益な運営の実現を狙いとしており、目的に照らして適切なものとなっている。

心理カウンセリングセンターは、2009（平成21）年の心理学研究科の新設に伴い、内部実習施設として、研究科と同時に開設された（資料「大学基礎データ」表1）。その設置の目的は、「地域における心理的諸問題を持つ者の心身の健康の維持・促進を援助するとともに、本学学生に臨床心理実習の場及び教育訓練の場を提供すること」である（資料2-8 第2条）。このように、地域への貢献と同時に本学学生の教育・実習の場としての役割を担っており、組織は目的に照らして適切なものとなっている（資料2-9）。

キャリアセンターは、キャリア教育の充実と就職支援の強化を図るため、2012（平成24）年に設置された（資料「大学基礎データ」表1）。その設置の目的は、「本学におけるキャリア教育と就職支援を一元的な組織の下で効果的に実施し、学生の就業力を向上させ、就業率の向上を図る」ことである（資料2-10 第2条）。この観点から、統一組織の下で効率的、かつ、有益な運営の実現を狙いとしてキャリア教育と就職支援を実施しており、組織は目的に照らして適切なものとなっている。

④ 研究所組織

附置研究所としては、1991（平成3）年に比較法研究所、1996（平成8）年に教養文化研究所、1997（平成9）年に経済研究所及び1998（平成10）年に文化情報学研究所をそれぞれ開設している（資料「大学基礎データ」表1）。その設置の目的として、比較法研究所は、「法律学の諸分野における比較法並びに外国法の理論及び実務の組織的研究を通じて広く法律文化の向上に寄与し、併せて大学の法学教育に貢献すること」

（資料2-11 第2条）、教養文化研究所は、「総合、外国語及び教職の科目分野に関する学術・教育の研究及び普及」（資料2-12 第2条）、経済学研究所は、「経済学及び経営学の諸分野における理論及び実務の組織的研究を通じて広く経済社会の向上に寄与し、併せて大学並びに大学院の経済学及び経営学教育に貢献すること」（資料2-13 第2条）、文化情報学研究所は、「文化情報学の諸分野における社会的集合記憶としての情報資源管理の理論及び実務の組織的研究を通じて広く文化情報学の向上に寄与し、併せて大学の情報資源管理教育に貢献すること」を掲げている（資料2-14 第2条）。各研究所は、その専門性に関わる学部の理念及び教育研究上の目的と連携しており、また、定期的な研究紀要の発行の他、地域への貢献として各種公開講演会を開催する等の活動を行っており、組織は目的に照らして適切なものとなっている。

また、今後は発展的な組織再編を行い、高等教育政策に対応し、全学的に先進的な教育プログラムの研究・開発・普及を行うことを主たる目的とした、「駿大教育研究センター」の設置を検討するなど（資料2-15）、絶えず社会及び時代のニーズに応えるべく改革を続けている。

⑤ 教育研究を支援する組織

教育研究を支援する組織としては、1999（平成11）年にメディアセンター、2004（平成16）年に地域ネットワーク推進支援室（2013（平成25）年に地域連携センターに改組）、2005（平成17）年に飯能キャンパス司法研修室（2014（平成26）年に公務員・資格試験学習室に改組）及び2009（平成21）年にボランティア活動支援室を各々設置

している（資料「大学基礎データ」表1）。その設置の目的として、メディアセンターは、「本学における研究及び教育の充実・発展に資するため、図書、視聴覚・電子媒体資料、その他必要な資料の収集・管理及び利用提供に関すること、レファレンスに関すること、視聴覚・情報処理設備の管理運営に関すること、視聴覚・情報処理設備を用いた教育研究に関すること、教育研究・事務情報処理システムの企画立案、管理運用に関すること等の業務を行う」としている（資料2-16 第2条）。同様に、地域連携センターは、「本学と地方公共団体、地域産業界、地域市民団体等との連携・協力によって行われる諸活動が、円滑かつ活発に推進されるよう、本学と地方公共団体等との連携・協力について調整し、Center of Communityとしての本学の地域連携事業推進を円滑に実施すること」（資料2-17 第2条）、ボランティア活動支援室は、「ボランティア活動が円滑かつ活発に推進されるよう、ボランティアに関する指導、相談、情報提供、広報等を行う」（資料2-18 第1条）、公務員・資格試験学習室は、「法科大学院若しくは国家・地方公務員を志望する学生に対し、又は司法書士、行政書士若しくは宅地建物取引士等の法律系資格取得を希望する学生に対し、自主学習支援又は受験指導を通じて、本学正規教育における教育効果を相乗的に高め、もって本学の教育に貢献すること」を目的として活動を行っている（資料2-19 第2条）。このように、教育研究を支援する組織として設置の目的を明確に定めており、組織は目的に照らして適切なものとなっている。

以上のように学部、研究科、センター、研究所及び教育研究支援組織は、理念・目的に基づく組織として検証の上、整備されており、適切に設置されている。

(2) 教育研究組織の適切性について、定期的に検証を行っているか。

本学では、学長、副学長、学長補佐、学部長及び研究科長を始めとした全学組織である大学評価委員会を組織して定期的に自己点検・評価を行い、隔年で「自己点検・評価報告書」を作成・公表し、教育研究組織についても定期的な検証を行っている（資料2-20）。また、公益財団法人大学基準協会による大学評価については、第1回目の受審（2007（平成19）年）及び直近の第2回目の受審（2014（平成26）年）いずれも、「大学基準に適合している」との認定に至っている（資料2-20）。

これとは別に各学部では、学部長を中心とする「執行部会議」をほぼ通年で毎週開催し、学部の教育研究組織の現状分析、カリキュラムの妥当性、学生のニーズ及びその他喫緊の課題等について確認、分析、協議等を行っている。加えて、「本学教員の教育研究活動の質的向上を図る」ことを目的に、所属学部全教員による「学部FD」を概ね月1回のペースで定期的に行われ、絶えず教育研究内容の検証を試みている（資料2-21）。

こうした検証の機会が学部内のみならず、法人と教学をクロスオーバーさせた協議機関として、学長及び副学長を中心に各組織の長が上述と同様の協議を行う「部局長会議」、並びに学長、副学長、学長補佐、法人局長、事務局長、学務部長、学生支援部長及びキャリアセンター事務部長が協議を行う「学長・副学長会議」を設置しており、これらは定期的に開催され（2014（平成26）年度は「部局長会議」年間16回、「学

長・副学長会議」年間42回)開催し、各組織の適切性についても適宜検証を加えている(資料2-22)。

更に、2012(平成24)年度からは法人と教学の役職者によって構成される「経営戦略会議」を設置し、大学の将来計画、全学的な教育・研究組織、その他重要事項の協議を行い、大学評議会及び理事会における意思決定に向けて大きな役割を果たしている(資料2-23 第2条)。また、2013(平成25)年度からは「経営戦略会議」の下にワーキンググループである「新学部構想検討委員会」を設置する一方、2015(平成27)年度からは、学部改革を行うべく「学部改革検討委員会」を新たに設け協議検討を行うなど、教育研究組織の今後のあり方について具体的な検討を行っている(資料2-24)。

加えて、2015(平成27)年度には学務企画室を設置し、同室における学務企画課の事務分掌の一つとして、「大学の自己点検評価に関すること」及び「大学のIR(Institutional Research)に関すること」を明確に規定するなど(資料2-25 第14条)、各教育研究組織から適正に距離を置いた組織体においても、学内組織等の客観的な現状分析、組織改編の必要性の検証及び将来に向けた構想等の協議を絶えず行っている。

2. 点検・評価

●基準2の充足状況

本学は建学の精神である「愛情教育」に立脚し、時代の要請に対応しながら、教育機関に求められる社会的役割を確実に果たせる大学であるために「駿河台大学グランドデザイン」を策定(また、同グランドデザインを着実に実行するため、学部、研究科、センター及び事務部門においてアクションプランを毎年策定)、更には、「ひとりひとりの多様な個性と夢を尊重し、真摯に向き合い、ともに学ぶ環境を作り」、「変化の著しい社会において、自主的かつ主体的に生きることのできるひとを育み」、「常にグローバルな視野に立って、地域社会の未来を担えるひとを送り出す」ことを目指すべき教育目標として掲げた「駿河台大学憲章」を定めるなど(資料2-26)、教育目的の検証及び見直しを不断に行い、教育研究組織の適切性を重視してきた。また、本年2015(平成27)年度の事業計画書においても、継続的に、こうした教育研究組織の適切性を重視した内容となっており(資料2-27)、同基準を概ね充足しているといえる。

① 効果が上がっている事項

本文中でも触れたように、本学では、学長及び副学長を中心に各組織の長が協議を行う「部局長会議」、並びに、学長、副学長、学長補佐、法人局長、事務局長、学務部長、学生支援部長及びキャリアセンター事務部長が協議を行う「学長・副学長会議」を設置しており、前者においては月1~2回平均、後者においては月3~4回平均で開催するなど、学部間並びに教学組織及び法人組織との横断的な組織体系により、情報・認識の共有が図られ、また、学術の進展や社会の要請に応え得る教育研究組織の改革が企図可能となるなど、より一層効果的・効率的な学内組織の運営が行われている(資料2-22)。

② 改善すべき事項

前回作成の自己点検・評価報告書においても「改善すべき事項」として触れているが、組織に付随する会議体の整理統合は、教育職員の業務量的負担を軽減させ、本来業務である教育及び研究に対して、より一層注力可能となることから、積極的に取り組む事項である。現在、上記事項については、2016（平成28）年度における複数の会議体の廃止及び整理統合、また、運営上の見直しによる業務軽減策が企図されているが（資料2-28）、前述のように、教育職員が教育及び研究に対して、より一層のエネルギーを注ぐことが可能となる環境づくりを目指し、引き続き、更なる改善努力が必要不可欠であると思われる。

3. 将来に向けた発展方策

① 効果が上がっている事項

前述したように、本学では、学術の進展や社会の要請に応え得る教育研究組織の改革を目指し、学部間並びに教学組織及び法人組織との横断的な組織体系を構築しているが、本年2015（平成27）年度からは、「経営戦略会議」の下に、学部改革を行うべく「学部改革検討委員会」も新たに設け協議検討を行うなど（資料2-24）、教育研究組織の今後のあり方について具体的な検討を継続的に行っており、こうした教学組織と法人組織による横断的な各組織のメリットをより一層伸長させ、迅速かつ適切な組織改革に今後も従事していく予定である。

② 改善すべき事項

学部設置数、教職員数及び学生数等、本学の規模を考慮すれば、学内組織がやや肥大化している点が指摘できる。それ故、組織のスリム化を図ることは勿論であるが、同時に、学長以下、副学長、学部長等の役職者及び各学部執行部の権限を、現状よりも明確化・強化すること、換言すれば、学長を中心としたマネジメントを強化することが重要となってくる。また、とりわけ、学生関連、教務関連、就職関連の業務のうち、ルーティン的事案については、事務局に権限を委譲し、教授会付帯事項のより一層の軽減化を図る必要性もあるものと考えられる。今後も大学設置基準等の関連法令に抵触しない範囲内において、従前の常識に拘泥せず、時代に即した組織改革の検討及び実施を鋭意進めていきたいと考えている。

4. 根拠資料

- 2-1 駿河台大学学則
- 2-2 教育研究組織の全体図
- 2-3 駿河台大学大学院学則
- 2-4 駿河台大学大学院ガイド2016
- 2-5 駿河台大学外国語教育センター規程
- 2-6 駿河台大学情報処理教育センター規程
- 2-7 駿河台大学スポーツ教育センター規程
- 2-8 駿河台大学心理カウンセリングセンター規程

- 2-9 駿河台大学心理カウンセリングセンターリーフレット
- 2-10 駿河台大学キャリアセンター規程
- 2-11 駿河台大学比較法研究所規程
- 2-12 駿河台大学教養文化研究所規程
- 2-13 駿河台大学経済研究所規程
- 2-14 駿河台大学文化情報学研究所規程
- 2-15 駿河台大学部局長会議資料（2015年度第11回・通算第81回）
- 2-16 駿河台大学メディアセンター規程
- 2-17 駿河台大学地域連携センター規程
- 2-18 駿河台大学ボランティア活動支援室規程
- 2-19 駿河台大学公務員・資格試験学習室規程
- 2-20 公益財団法人大学基準協会「大学基準適合認定証」
- 2-21 駿河台大学FD委員会規程
- 2-22 会議組織の全体図
- 2-23 学校法人駿河台大学経営戦略会議規程
- 2-24 駿河台大学経営戦略会議資料（2014年度第11回）
- 2-25 学校法人駿河台大学事務組織及び事務分掌規程
- 2-26 駿河台大学憲章
- 2-27 2015（平成27）年度 事業計画書
- 2-28 駿河台大学部局長会議資料（2015年度第9回・通算第79回）

第3章 教員・教員組織

1. 現状の説明

(1) 大学として求める教員像および教員組織の編制方針を明確に定めているか。

<1> 大学全体

本学が求める教員像については、大学学則及び教員任用規程において、学校教育法及び大学設置基準で定める能力・資質を持つことを教員に求めている(資料3-1 第5条、資料3-2 第1条)。更に、大学院の教員に関しては、大学院学則において、大学院設置基準に定める能力・資質を教員に求めている(資料3-3 第5条)。

また、2012(平成24)年に駿河台大学憲章を制定し、本学の建学の理念である愛情教育に基づく教員のあるべき姿を、「教育」、「研究」及び「地域との協働」の三つの観点から明示し、全教室に掲示した(資料3-4)。2012(平成24)年に公表したグランドデザインでも、「愛情教育」を「ひとりひとりの学生をありのままにみつめ、ひとりひとりの夢とその歩みを支援し自立を促す教育」と定義するなど、本学が実施する教育のあり方の指針を示している(資料3-5)。

教員組織の編制方針については、2014(平成26)年度に大学全体と各学部でそれぞれに定めている。大学全体については、以下の通りである。すなわち、カリキュラム・ポリシーに沿った教育を責任を持って実施し、ディプロマ・ポリシーに適合する人材の育成に必要な能力・資質を備えた教員を学部、大学院、共通教育センター及びキャリアセンターに配置する。共通教育センター及びキャリアセンターについては、全学横断的な教育を行うことを目的としているところから、学部及び大学院の兼任教員だけでなく、各センター所属の教員を配置する。学部カリキュラムに即した分野別の教員配置は、各学部及び各センターが人事計画を策定し、学長・副学長会議及び部局長会議で調整する(資料3-6、3-7)。

教員の専門分野等に関しては、各学部では、教員の任用手続きに関する細則において、学部長が、任用する教員の専攻分野等について事前に教授会の意見を聞くことが定められている(資料3-8)。また、共通教育センター等では、教員の任用手続きに関する細則において、センター長が事前に運営会議等の意見を聞き、学長が全学的な調整を行うことが定められている(資料3-9)。

教育の組織的な連携体制については、部局長会議規程が定める学部長会議並びに研究科長会議合同の部局長会議を隔週で開催し、全学的な連携を図っている(資料3-10)。部局長会議は、学長を長とし、副学長、学部長、研究科長、副研究科長、法人局長、事務局長、メディアセンター長及びキャリアセンター長により構成される。更に、評議会規程が定める大学評議会が、学長を長とし、教学上の最上級機関として教学運営の任に当たっている(資料3-11)。

また、各種委員会が全学的に設置されており、特に本学教育の円滑な運営を実現するためには、教務委員会規程が定める教務委員会(内部的には「全学教務委員会」と通称)がある(資料3-12)。教務委員会は、本学の教務に関する諸事項を審議するため

の機関であり、担当副学長を長とし、各学部教授会から選任された専任教員、教職課程委員、資格課程委員、各共通教育センター長、並びにキャリアセンターから選任された専任教員によって構成され、毎月1回開催されている。

教育研究に係る最終的な責任者は学長であり、大学学則に「本学の校務を掌り、所属教職員を統督する」と定めてある（資料3-1 第5条）。

<2> 法学部

求める教員像及び教員の編制方針については明文化してある（資料3-13）。また採用にあたっては、駿河台大学学則と駿河台大学教員任用規程に則り、本学部では「人事検討委員会」が個々の教員採用に際し、研究分野のほか、採用予定の教員に必要な能力・資質を独自に定め、教員採用に際してこれを条件として示している（資料3-1 第5条、資料3-2）。

<3> 経済経営学部

求める教員像及び教員の編制方針は2014（平成26）年度に明文化し、公開している（資料3-13）。教員には、学部の教育目的を理解し、教育目標の実現に向けて行動できる教員像を求めている。教員の採用については、学部人事委員会や教授会で検討・審議し、経済経営学部カリキュラムの3つのコースと経済学部カリキュラムの7つのコースに対応する経済学、経営学を基本にした広い範囲の領域をカバーする教員をバランスよく採用するよう配慮している。

学部における教員間の連絡調整のための仕組みとしては、教授会の他に、教育課程の実施に関する詳細を検討し、教授会への原案を提示する学部教務委員会がある（資料3-14）。更に教員間の合意形成のための調整が学部FD会議において行われることもある（資料3-15）。その他、学部執行部による打ち合わせが原則として毎週開かれ、教授会準備、学部方針の検討、各種連絡調整を行っている。

<4> メディア情報学部

本学部の求める教員像及び教員の編制方針については、次のとおりに明文化して公開している。「本学部のカリキュラム・ポリシーに沿った教育を実施し、本学部のディプロマ・ポリシーに適合する人材を育成するために必要な能力・資質を備えた教員を配置する。編制にあたっては、分野別の教員が適切にコース教育のために配置されること及びバランスの取れた年齢構成をめざすことに留意する。」（資料3-13）

教授・准教授・講師・助教・助手などそれぞれ教員に求める能力・資質等は教員任用規程によって説明されている（資料3-2）。また、教員採用では公募条件にも記載している。

教員構成については、学部設置の際の設置の趣旨に従って、2012（平成24）年度の完成年度までに実現する教員配置計画を定めている。2012（平成24）年度の入学定員増により、2015（平成27）年度の学部の収容定員は660人（入学定員160人、3年次編入学定員10人）であり、大学設置基準の別表第一が定める専任教員の数は13人であるが、本学の理念である人格教育を実践するために本学部の教員数を20人とし、学部教育の

根幹を成すゼミナールで少人数によるきめ細かな教育を行っている（資料「大学基礎データ」表2、表4）。教員採用に当たっては、公募条件に職階を明記することで、年齢構成が偏ることのないように努めている。また、実践的な職業能力を育成するために、各専門分野において実務経験のある専任教員を専攻コースに置くことにしている。専門分野の必修科目は原則として専任教員が担当する。必修以外の科目については、可能な限り専任教員が担当することを原則とする一方で、学部の特性に鑑みて、技術的、実務的な内容の科目には「現場」から講師を招いている。

教員の組織的な連携体制と教育研究に係る責任の所在に関しては、次のとおりである。教育に関する諸権限と責任は教授会に帰属する。教授会にはすべての専任教員が出席する。教育課程の編成及び改定は教授会で審議を行って決定する。教育課程の運営、調整及び検証は、本学部教務委員会が担当し、教授会に随時報告を行う。また、本学部懇話会及び教職員専用ウェブサイトの各種掲示板では、教育課程の編成や運営に関する意見交換を行い、必要があれば学部長が指名する教員がワーキンググループとして集中的な議論を行う。基礎科目群とキャリア支援科目群は、基本的に全学実施体制をとっており、教育課程にかかわる全組織の代表者で構成される全学教務委員会を中心に各組織が連携し、教養教育の運営に当たっている（資料3-16）。

<5> 現代文化学部

求める教員像については、2014（平成26）年4月に作成された、大学ホームページに「教員組織の編成方針」として掲載されている（資料3-13）。

教員に求められる能力・資質の中で、特に重視されるのは、高い教育意欲と情熱を持って学生に向き合うことができることである。これを前提として、教育・研究・社会（地域）貢献・管理運営のそれぞれに貢献・協力することのできる高い倫理観と豊かな人間性を備えた人材を求めている。

現在、本学部には、3つの履修コースが設置されているので、それぞれのコースが充実したものになるように、分野別の教員数のバランスを保持するとともに、ある程度職位、年齢構成、性別などにも配慮している（資料「大学基礎データ」表2）。

本学部では、学部としての連携調整・意思決定のため、教授会は原則月1回開き、学部の運営、教育課程の実施等について審議・決定している。また、教育課程を運営する上で協議が必要になった場合、適宜科目会議を開いている。また、各コースの担当者を含む7人からなる学部運営会議を原則毎週開催し、連絡調整、方針の検討、教授会や各種会議の準備打合せなどを行っている。さらに、各コースのコース会議も適宜実施し連絡・調整を行なっている。

<6> 心理学部

教員の基準については、本学部独自には規程等を設定しているわけではない。しかし、大学学則及び教員任用規程に、学校教育法の定める基準に則った資格要件が明記されている（資料3-2）。

教員の専門分野の構成、年齢構成、男女構成等についての本学部独自の基準はないが、専門分野の構成は学部カリキュラムに沿ったものとなっている。具体的には、心

理学専門教員に加えて心理学以外の分野の教員の採用にも配慮している。

本学部の求める教員像及び教員の編制方針は明文化されている。(資料3-13)。

本学部では、学部教育の議論の場として、教授会、学部FD会議、学部執行部、学部教務委員会を設置している(資料3-14)。

本学部では、これら4つの機関が緊密に連携しあい、教育課程編成の目的を実現すべく努力している。

<7> 総合政策研究科

本研究科の教員組織の編成方針は次のように明文化されている。

「本研究科の教育目的・ディプロマ・ポリシーを実現することを目的とし、それに資する教育能力を有する教員をもって教員組織を編制する。さらに専攻ごとに以下のような編制方針を採っている。

法学専攻においては、公法、私法及び政治学、政策分野の教員について、各分野の人材がバランスよく配置されるように編制する。

経済・経営学専攻においては、経済分野及び企業経営分野それぞれの教員として、各分野に関する専門知識を有する人材がバランスよく配置されるよう編制する。

メディア情報学専攻においては、情報学分野の教員、情報資源分野の教員がそれぞれバランスよく配置されるように編制する。」である(資料3-17)。

本研究科の授業及び指導は学部所属の教員が行っており、学部の専任教員から大学院担当教員になるため、また、兼任教員(非常勤講師)に授業を依頼するためには、大学院学則に従う他に、教育と研究の業績審査等に合格する必要がある。業績審査は、明文化された内規による。本研究科の教員には講義を担当する講義担当教員と研究指導及び講義を担当する研究指導教員があり、内規にはそれぞれの業績審査基準が明示され、研究指導担当教員には一層高度の研究・教育能力を担保するようにしている(資料3-18)。学位論文大学院担当教員の選考の基準は、基本的には、大学院設置基準に沿って学則で定められ、内規はその範囲内で、業績審査等の具体的基準を定めたものである(資料3-3 第5条)。

本研究科は法学専攻、経済・経営学専攻、メディア情報学専攻の3専攻によって構成され、それぞれの専攻が基礎を置く学部を持ち、専任教員はすべて学部の教員から選ばれる。そのため、本研究科として専任教員を募集することはないが、学部の専任教員募集に際して、必要に応じて大学院担当可能な教員等の条件を付すことがある。大学院教育は、専攻分野における研究能力・高度の専門性を有する職業に必要な高度の能力を養う必要上、専任教員が担当できない一部の科目については、本学の定めた基準に従い、兼任教員(非常勤講師)を採用している(資料3-3 第5条第2項)。

本研究科を構成する3専攻では、それぞれの専攻が毎月開催される各専攻会議にて、それぞれの教育内容方針について審議する(資料3-3 第9条の2)。更に本研究科全体について各専攻の代表者からなる研究科運営委員会を持ち、それぞれの専攻の活動の連携を図っている。更に、入試、人事、学位(修士)の授与、学則改正、その他各専攻にわたる調整を必要とする案件等については研究科委員会を開き、責任の所在を明確にしている(資料3-3 第7条、資料3-19)。

<8> 心理学研究科

求める教員像及び教員の編制方針は特に明文化されていないが、大学院担当教員は、学部所属教員のうち、大学院設置基準に沿って定められた大学院学則、更に教員任用規程に依拠して選考されている。本研究科の専任教員はすべて学部所属の教員であり、単独で専任教員を募集することはない。そのため学部の専任教員募集に際して、必要に応じて大学院の科目担当が可能である旨の条件を付している。教員は、教授、准教授、専任講師、助教で構成されるが、心理カウンセリングセンターにおいては、現在は助手2人を置いている（資料3-2 第2条~第7条、資料3-3 第5条）。

(2) 学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか。

<1> 大学全体

全学の教員数中、専任教員は128人であり、各学部、各研究科の設置基準を満たしている。また、任期付きの専任教員も、2015（平成27）年5月1日現在、全学で、講師が15人（学部所属7人、外国語教育センター4人、スポーツ教育センター1人、情報処理教育センター1人、キャリアセンター2人）、助教が4人（メディア情報学部1人、現代文化学部1人、共通教育センター2人）採用されており、助手が2人（心理カウンセリングセンター）採用されている（資料「大学基礎データ」表2）。

教員の配置に関しては、設置基準の範囲内で、学部の学生数に応じる形で、教員定数を2012（平成24）年に新たに定め、その定数に向けて移行措置をとっているところである。この新たな教員配置においては、グランドデザインに基づき、外国語教育の充実を図る目的で、外国語教育センターに、任期付きの専任教員に加えて、10人の専任教員を配置することも定められ、現在7名の専任教員が配置済みである（資料3-7、資料3-19）。これは、兼任教員の多い外国語科目の専兼比率を改善することにもつながるものである。

教員の専門分野等専攻分野等のバランスについては、教員の任用手続きに関する細則において、学部長あるいは共通教育センター長等が、任用する教員の専攻分野等について事前に教授会あるいはセンター運営会議の意見を聞き、学長が全学的見地から調整を行った上で、理事会に発議することが定められているほか、同細則に定められた選考委員会で十分な検討が行われているなど、教育課程の運営に支障なくバランスが確保されている（資料3-8、資料3-9）。

専任教員の年齢構成を全学でみると、51歳以上が78人で全体の60.9%、50歳以下は50人で39.1%となり、全体として年齢の高い教員の比率がやや高めである（資料3-21）。

兼任教員の数は172人と専任教員の約1.34倍となっている（資料3-20）。開設授業科目の専兼比率は、学部全体でおおよそ72.4%、大学院全体で90.3%である（資料3-22）。専兼比率については、本学は、専任教員による充実した教育体制の構築を目指しており、改善の努力を続けている。

担当教員の科目適合性については、まず、専任教員の採用に際して、学部あるいは共通教育センター等で、教授会あるいはセンター運営会議の合意の下に、担当科目並

びに専門分野を明示して募集をする。更に、選考過程では、当該学部等に適任の教員がない場合には他学部等の協力を求める等、できる限り採用しようとする科目と同分野ないしはそれと近接する分野の教員を選考委員とし、書類審査、模擬授業、面接を通じて総合的に判断することによって、担当教員の科目適合性の確保に努めている。

研究科の担当教員は、大学院学則第5条に基づき、各科目に適した教員が配置されている（資料3-3）。なお、修士課程の各研究科の担当教員は、講義科目担当と演習科目及び論文指導担当に区分され、それぞれの区分について、各研究科が定めた審査基準に基づき、研究科ごとに科目担当資格の資格審査を行っている。

<2> 法学部

学部所属専任教員は25人で、1人当たりの在籍学生数は29.5人である。教員の職階別構成は教授20人（80%）、准教授4人（16%）、専任講師1人（4%）であり、年齢構成は61～70歳以上12人（48%）、51～60歳7人（28%）、41～50歳5人（20%）、31～40歳1人（4%）である（資料3-21）。性別構成は、女性教員が3人（12%）である（資料3-20）。

教員の担当科目の適合性については、採用に際して担当科目を明示し、「教員候補者選考委員会」で担当予定科目と教員の専門分野との関連性を審査している。毎年度の科目担当者決定に際しては「教務委員会」が担当教員の適合性を判断している。

<3> 経済経営学部

2015（平成27）年4月における本学部における専任教員は27人であり、設置基準上で必要とされる16人に対しては、十分な人数が所属している（資料「大学基礎データ」表2）。学部所属専任教員1人当たりの在籍学生数は28.4人である（資料3-20）。教員の職階別構成は、教授20人（74.1%）、准教授5人（18.5%）、講師2人（7.4%）であり、年齢構成は、66歳～70歳4人（14.8%）、61歳～65歳4人（14.8%）、56歳～60歳6人（22.2%）、51歳～55歳6人（22.2%）、46歳～50歳3人（11.1%）、41歳～45歳2人（7.4%）、36歳～40歳1人（3.7%）、31歳～35歳0人、30歳以下1人（3.7%）である（資料3-21）。

教員の担当科目に対する適合性については、専任教員の場合、採用に際しては専門分野、主要担当科目を明示し、選考委員会が審査を実施し、その結果報告に基づき教授会において審議し、理事会への推薦候補者として承認している（資料3-2、資料3-8）。また、兼任教員の場合には教務委員会が担当科目に対する適合性の審査を実施し、その結果報告に基づき教授会において審議し、承認している（資料3-23）。

<4> メディア情報学部

2015（平成27）年5月における本学部における専任教員は20人であり、内訳は教授13人（65%）、准教授4人（20%）、講師2人（10%）、助教1人（5%）であり、学部所属専任教員1人当たりの在籍学生数は、28.7人である（資料「大学基礎データ」表2、資料3-20）。年齢構成は、61歳～70歳6人（30%）、51歳～60歳9人（45%）、41歳～50歳3人（15%）、31歳～40歳2人（10%）である（資料3-20）。上述のような教員組織が整備されている。教員の年齢については概ねバランスがとれてはいるが、今後、退職などに伴う教員採用の際には職階を講師・准教授に限定し、30代教員を積極的に採用することで、年齢

構成のバランスの維持に努めていく。実践的職業能力育成のために、専門分野で実務経験のある専任教員を各コースに配している。具体的には、映像・音響メディアコースでは、CM・テレビ番組制作や新聞社業務、デジタルデザインコースではウェブデザイン制作や広告デザイン制作、図書館・アーカイブズコースでは図書館、博物館、美術館における勤務経験である。

授業科目と担当教員の適合性を判断する仕組みの整備については、次のとおりである。教員任用の際には、公募条件に専門分野及び担当科目を明記している。専攻コースを単位とする分科会を編成し、教職員専用ウェブサイトにも各分科会のファイルキャビネットと掲示板を設置し、専門分野の教育課程が適切に運営されているかを継続的に検証する体制を設けている。

<5> 現代文化学部

設置基準上は10人の教員が必要とされているが、それを大きく上回る20人で教員組織が編成されている（資料「大学基礎データ」表2）。2015（平成27）年度の教員の職位の分布は教授10名（50%）、准教授8名（40%）、講師および助教各1名（各5%）で、年齢構成は61歳～70歳4人（20%）、51歳～60歳3人（15%）、41歳～50歳11人（55%）、31歳～40歳1人（5%）および24歳～30歳1人（5%）となっている（資料「大学基礎データ」表2）。性別では、女性教員が9人で45%を占めている（資料「大学基礎データ」表2）。

各コースの教育を責任持って行うため、各コース会議を定期的に行い、各コースの教育内容や教育方針、カリキュラムおよび授業科目と担当者の適合性の判断等を行っている。現在、コース所属教員数は、比較文化コース8人、観光ホスピタリティコース5人、スポーツ文化コース7人となっている。各コースでの検討内容は、まず学部運営会議で議論され、さらに各種委員会および教授会で審議している。

新任教員の採用に当たっては、分野（担当予定科目）・職位などをコース会議および学部運営会議の検討を経て、教授会で審議し、学部長が学長と協議を行い、理事会の了承を得た上で、規程等に則り適任者を選考している（資料3-2、資料3-8）。

<6> 心理学部

本学部では教授会を中心に教育課程編成の組織を整備し、同時に、学内各種委員会担当の委員を配置し、学生生活も含めた教育課程全体の組織を整備している（資料3-24）。教員数は設置基準を満たしている（資料「大学基礎データ」表2）。また、男女比は13:6となっている（資料3-20）。

専門分野では19人の教員中12人が心理学を専門とする教員であり、人間学系の教員7人（哲学・宗教学系3人、社会学・文化人類学系2人、その他2人）となっている（資料3-25 p.70~71）。

授業担当の決定においては、分野と担当予定科目の適合性を教務委員会で審議し、教授会への報告として了解することとしている。

<7> 総合政策研究科

本研究科は、兼任教員以外は、学部専任により構成される。2015（平成27）年4月1日現在、法学専攻では演習担当教員8人、講義担当教員5人の計13人、経済・経営学専攻では演習担当教員12人、講義担当教員5人、兼任教員2人の計19人、メディア情報学専攻では演習担当教員6人、講義担当教員9人の計15人に各専攻共通科目担当兼任教員2人を含め総計47人からなっている（資料「大学基礎データ」表2）。そして、研究科委員会は、研究科において講義又は演習を担当するすべての専任教員から構成されている。

講義を担当する教員についても、講義・研究指導を担当する教員についても、それぞれ資格審査があり、適任と判断された者のみが授業を担当している。また、授業科目と担当者の組み合わせは、専攻会議で適合性を審議している。兼任講師については上記の条件を援用している。

<8> 心理学研究科

専任教員は、臨床心理学専攻6人、法心理学専攻6人が配置されており、心理カウンセリングセンターに助手2人が配置されている（資料「大学基礎データ」表2）。臨床心理専攻の専任教員及び心理カウンセリングセンター教員はすべて「日本臨床心理士認定協会」の臨床心理士資格を有している。また、法心理学専攻では、司法の現場経験者が4人である。実践的な高度専門職業人育成の教育目的と教育課程にとって適切な教員組織になっている。大学院担当教員に関しては、資格審査を経て適任と判断された者が授業を担当している。科目と担当者の組み合わせは、研究科委員会においてその適合性を審議している（資料3-19 第4条）。

(3) 教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか。**<1> 大学全体**

本学教員の募集・任免・昇格に対する規程・手続きは、教員任用規程、任用手続きに関する細則、任用の取扱に関する細則と、各学部における運用のための内規が明文化されている（資料3-2、資料3-8、資料3-9、資料3-26）。

また、教員の採用は、上記任用手続き規程に従って決定される。募集に際しては公募制をとっている。教授会に所属する専任教員については、教授会の下に選考委員会を設置し、書類選考と面接のほか、模擬授業を行い、本学の教育・研究方針に対する適合性、教育に対する熱意や学生指導能力を考慮し、総合的に判断している。

各学部共通の基礎教育を担当する共通教育センターでは、任期付き教員である助教を採用している。助教は学部教授会所属ではないため、その採用は理事会の下に共通教育センター所属教員と指名を受けた理事から成る選考委員会を設置して行われている（資料3-27）。

昇任については、各学部あるいは各センターの内規に従い決定する。資格審査は適切に行われている。

<2> 法学部

教員の募集・採用に関しては、本学の「駿河台大学教員任用規程」、「学部に所属する教員の任用手続に関する細則」に沿って進めており、適切であるといえる（資料3-2、資料3-8）。

教員の昇任については、手続き、要件等を定める独自の規程を設けてこれを実施している（資料3-28）。規程に従い、「教員候補者選考委員会」が研究実績、教育能力、学内業務能力の評価を行い、多角的視点から本学教員としての適性を判断している。ただし、2014（平成26）年度には、新規採用人事はなかった。

<3> 経済経営学部

募集・採用・昇格等の教員人事は、明文化された規定や内規に従って選考や資格審査が行われ、教授会の議を経て承認された候補者を理事会に推薦し、理事会における審議によって適切に決定している（資料3-2、資料3-8、資料3-23）。

<4> メディア情報学部

教員の募集・採用・昇格等に関する規程及び手続きは全学共通で定めている（資料3-2、資料3-8、資料3-26）。それに加え、「メディア情報学部教員任用及び昇任に関する内規」に基づき、教員の募集・採用・昇任審査を行っている（資料3-29）。

教員人事は、本学部人事委員会が中心となり、上記の規程及び内規に従って行う。業績審査に当たっては、教授会の下に業績審査委員会を設置し、書類による教育・研究業績の審査に加え、面接を行い、採用人事では更に模擬授業を行い、候補者の業績及び能力を総合的に判断している。

<5> 現代文化学部

教員の募集・採用・昇格等に関する規程は定められており、手続きについても内規などで明確化し、人事に関する規程及び細則に忠実に選考や審査が進められている（資料3-2、資料3-8、資料3-20）。

<6> 心理学部

教員採用においては大学の任用手続等の規程に従い、数名の教員からなる審査委員会を設け、そこでの審査を踏まえて、教授会で審議することとなっている。なお、昇任に関しては心理学部昇任審査内規を設け、業績評価基準、審査委員会設置等を大学規定に従って決めている（資料3-31）。

その他、人事規定については大学全体の規程に従っている。

<7> 総合政策研究科

専任教員はすべて各専攻が基礎を置く学部専任教員からなり、本研究科として募集・採用することはない。学部新任教員の募集に際して、大学院授業担当も期待される場合には、募集要項に、大学院の授業担当が可能であることが明記されてきた。学部教員の研究科担当教員の資格については、学部の講義担当教員を一定年限務めて、

優れた著書・論文を有する者、又は、特に優れた実務上の業績があり、優れた知識・経験を有する実務経験者としている。学部専任教員のなかで、教育歴と研究に実績を積んだ者に対して、研究科委員会から、審査を経て、大学院の授業を担当するように要請している。

教員人事は規程・内規に沿って行っている（資料3-18）。講義及び演習指導担当の資格審査は、研究科委員会の指名する研究科専任教員2人以上からなり、審査結果は研究科委員会に報告され、審査も適切に行われている。

<8> 心理学研究科

学部を基礎とする大学院であるので、大学院独自の募集・採用を行っていないが、学部での募集・採用の際に、大学院での授業担当を考慮して選考している。また、学部教員が大学院科目を担当する際には、研究科委員会において、研究指導教員資格審査と講義担当教員資格審査を実施している（資料3-32）。

(4) 教員の資質の向上を図るための方策を講じているか。

<1> 大学全体

教員の教育研究活動等の評価の手続は「駿河台大学教員評価規程」に定められている（資料3-28）。これにより、教員は、毎年5月に前年度1年間の教育活動、研究活動、管理運営・広報活動及び社会貢献の諸活動について個々の教員評価報告書を学部長に提出することになっていたが、2012（平成24）年度分からは、新管理システムの導入により、業績の入力をもって、教員評価報告書に代えることとなった（資料3-33）。学部長は、業績データを取りまとめ、必要に応じて学部としての総括的評価を記載して、教員評価報告書（総括）として学長に提出し、学長は提出された報告書を必要に応じて全学的見地から分析・評価し、その結果を学部長に通知することとしている。学長は、教員評価報告書を全学的見地から分析・評価し、その結果を本学の活性化に活用するための提言にまとめ、更に、必要に応じて教員に個別に指導及び助言を行うことができるとしている。

社会貢献に関しては、ブランドデザインにおいて「地域に根ざした大学」となることを謳い、各教員の地域における活動を地域連携センターで把握し、その実績をホームページ上で公開している。ただし、地域での活動に関しては、現時点では、個人の努力の賜物と言わざるをえない。

管理業務等については、就職支援、防災訓練、ハラスメント防止対策講習、セキュリティ講習会など、「教育内容・方法の向上」以外の目的で研修（FD）を年数回実施した（資料3-34）。

<2> 法学部

大学全体に記載した以外に、学部FD会議を定期的で開催して、就職率の向上、公務員試験の指導のありかた、授業内容の改善方法等について議論し（資料3-35）、また大学評価委員会小委員会（法学部）を不定期に開催して、授業内容の改善策などを検討

するなど（資料3-36）、教員の資質向上を図っている。

<3> 経済経営学部

大学全体に記載した内容以外に、学部として、FD会議において、教員の就職指導のスキルアップのための就職FD、を実施し4年次生及び3年次生への就職支援についてキャリアセンター委員からの情報提供を受けて、意見交換を行ったり、授業改善のためのFDを実施して意見や情報を交換したりしている（資料3-37）。

<4> メディア情報学部

大学全体に記載した以外に、学部の研究・教育に関係の深い文化情報学研究所（所員は全メディア情報学部教員と現代文化学部教員1人）との共催で、研究および授業に関する発表、討論を行い、教員の研究資質の向上に関する情報共有を図っている。

<5> 現代文化学部

大学全体に記載した以外に、本学部では、学部教員全員が教養文化研究所のメンバーであることのメリットを生かし、その活動に参加し教員の資質向上に努めている。また、学部FD会議においては、学生支援課・健康相談室、キャリアセンターとも連携しつつ、学生に関する情報交換・情報共有を図り、各教員の行う学生指導や、就職などキャリア相談に生かされるように努めている（資料3-38）。さらに、学生や担当FAのコメントの入った学生情報カードを、当該年度のFA教員に引継ぐことにより、学生指導が円滑に行われるようにしている（資料3-39）。

<6> 心理学部

本学部では、大学全体の取組以外に、教授会で進路状況を報告し、現状に対する打開策などを議論し、資質の向上を図っている。また、「就職活動カード」を作成し、教員が自身のゼミ生の状態を把握することを勧めている。また2015（平成27）年度より学部FD会議において、キャリアセンター教員を招いての就職支援の具体的方法の学習、さらに、学生支援課・健康相談室職員を招いての「気になる学生」に関する情報共有を図り、教育に活用している（資料3-40）。

<7> 総合政策研究科

大学全体に記載した以外に、各年1回ないし2回のFDを専攻ごとに行っている。専攻会議終了後に、引き続き行われるために教員のほぼ全員が出席している。FDの目的は主として大学院生への指導に関するもので、とくに演習指導においては研究教育のみならず、就職指導への取り組みについての情報共有も行っている。2014（平成26）年度は「総合政策研究科発足1年目の課題」（法学専攻・メディア情報学専攻合同FD）、「学位論文のテーマについて－会計学の場合－」（経済・経営学専攻）がテーマとして取り上げられている（資料3-41、資料3-42）。

このほか、研究科運営委員会においてもFDを実施しており、専攻を越えて研究科全体で検討すべきテーマが取り上げられている（資料3-43）。

<8> 心理学研究科

大学全体に記載した内容以外に、研究科としては、臨床心理学専攻において、臨床心理士認定試験の内容検討等を行い、就職支援に関する教員の資質向上を図っている。

2. 点検・評価

●基準3の充足状況

大学憲章、グランドデザインにより、本学が目指す教育の指針が示され、学長主導の形で教育改革が進展中であることにより、教員に求める能力・資質等の明確化、教員の組織的な連携体制と教育研究に係る責任の所在の明確化、となっており、同基準を概ね充足している（資料3-4、資料3-5）。

①効果が上がっている事項

<1> 大学全体

- ア. 大学憲章、グランドデザインにより、教員に求める能力・資質は、より明確になった（資料3-4、資料3-5）。
- イ. 教員定数は、大学設置基準に比して、十分な余裕を持った数となっている（資料「大学基礎データ」表2）。
- ウ. FD委員会を設置し、授業改善の取組について全学的見地から検討ができる体制が整った。

<2> 法学部

学部FD会議を定期的に開催していることにより、学部の抱えている問題・課題などについて、教員間で共有がはかれるようになっている。

<3> 心理学部

学部理念に合致した教員構成の実現に努め、ほぼそれを達成している（資料3-25 p.70~71）。また、人事においても規定・内規等で基準と手続きを明らかにしている。更に、教員男女比も偏る事のないように努めている（資料3-20）。

②改善すべき事項

<1> 大学全体

- ア. 専任教員の年齢構成がやや高めに偏っている（資料3-20）。
- イ. 教員評価報告書の分析と活用がなされていない。
- ウ. 配置教員定数の見直しにおいて大学評価委員会が機能していない。

<2> 法学部

教員の年齢構成が、シニア層に著しい偏りがあり、教員の年齢構成を適正に改善することが課題である。

<3> 経済経営学部

教員の専門分野と年齢に偏りが見られるため、今後の教員採用では配慮を行いたい(資料3-21)。

<4> 現代文化学部

この2、3年、3コースのうち、スポーツ文化コースの履修学生数が多くなる傾向があるので、実技・実習系の授業科目の運営に影響することが懸念される(資料3-44)。そのため、コース所属学生数と教員の分野別人数のバランスを考慮し、調整を図っていく必要が生じる可能性がある。

<5> 心理学部

改善すべき課題として挙げられるのは、教員構成における中堅、若手の教員が少ないことである(資料3-21)。同時に、学部全体の教員数が少ないため、科目の分担、委員会活動の分担等に支障をきたしている。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

<1> 大学全体

- ア. 大学憲章、グランドデザインにより、教員に求める能力・資質を周知徹底して、教員組織の編制方針を明文化し、その具現化に努めていく。
- イ. FD委員会が設置され、学部FD会議と合わせて実際にどのように授業改善の取組みを進めていくのか検討する。

<2> 法学部

授業公開について、5人の教員を対象に、11回実施しており(資料3-45、資料3-46)、この取組みをさらに充実させていく予定である。

<3> 心理学部

本学部では学部理念に合致した教員の専門分野構成・男女比の実現に努め、ほぼ達成している。したがって、今後も人事手続きに従った組織運営に努めていく。

②改善すべき事項

<1> 大学全体

- ア. 専任教員の年齢構成がやや高めに偏っている点に関しては、今後、若手教員の採用に努めることによって解消を図っていく。
- イ. 授業改善計画書に関しては、提出率の改善、定量的評価等の観点から2015(平成26)年度中に、より有効な形式を見出し、実施に移していく予定である。

<2> 法学部

教員の年齢構成が、シニア層に著しく偏っているため、教員の年齢構成の適正化に取り組んでいく予定である。

<3> 経済経営学部

2014（平成26）年度に所属教員として1人の専任講師の採用を行い、これにより年齢構成の高齢化に若干の歯止めがかかったが、特に経営学分野の教員の高齢化が進んでおり（資料3-21）、可能な限り改善していきたい。

<4> 現代文化学部

本学部では、コース改革を検討中であり、2017（平成29）年度より「国際文化コミュニケーションコース」「観光コミュニケーションコース」「スポーツ文化コース」および「スポーツ・キャリアコース」の4コースを設置する予定である（資料3-47）。学生にとってより魅力のあるコースを設定し、スポーツ文化コースへの偏りの解消を図りたいと考えている。

一方、本年度は3名の教員が退職予定である。当然、この後任人事を進めるにあたっては新たなコースの魅力づくりに活用していきたいと考えている。さらに、学部の入学者定員が現在の150名から180名に変更されるので、この定員に見合った教員数を確保し現代文化学部の特徴である丁寧な教育が今後も継続できるように、大学執行部および法人サイドの理解を得るように努めていきたい。

なお、2016（平成28）年度には、講師から准教授への昇任有資格者1名、准教授からの教授への昇任有資格者4名がいることから、これらの昇任人事がスムーズに行われるように努めたい。

<5> 心理学部

学部教員組織の構成で問題となっている年齢比、あるいは職階比の偏りは、大学全体の採用計画等の影響をうけるため、容易には改善できないが、定年あるいは中途での教員の退職の機会に、可能な限り改善していく予定である。

教員の専門分野についても、機会ごとに学部の特色に合わせた採用を進めていく予定である。

4. 根拠資料

（全体）

3-1 駿河台大学学則

3-2 駿河台大学教員任用規程

3-3 駿河台大学大学院学則

3-4 駿河台大学憲章

3-5 本学ホームページ 「駿河台大学グランドデザイン」

http://www.surugadai.ac.jp/about/torikumi/grand_design.html

http://www.surugadai.ac.jp/about/torikumi/pdf/grand_design.pdf

第8回自己点検・評価報告書

- 3-6 専任教員定数の再配分 (2009.2.5 第14回常任理事会資料)
- 3-7 専任教員定数の再配分 (2012.5.24 第3回理事会資料)
- 3-8 駿河台大学学部に所属する教員の任用手続に関する細則
- 3-9 駿河台大学共通教育センター等に所属する教員の任用手続に関する細則
- 3-10 駿河台大学部局長会議規程
- 3-11 駿河台大学評議会規程
- 3-12 駿河台大学教務委員会規程
- 3-13 本学ホームページ「教員組織の編制方針 (学部)」
http://www.surugadai.ac.jp/about/gakubu_policy.html
- 3-14 駿河台大学教授会規程
- 3-15 2015年度経済経営学部FD会議日程表
- 3-16 会議組織の全体図
- 3-17 本学ホームページ「駿大教育の指針 (大学院) - 教員組織の編成方針」
http://www.surugadai.ac.jp/about/in_policy.html
- 3-18 総合政策研究科担当教員資格審査に関する基準内規
- 3-19 駿河台大学大学院研究科委員会規程
- 3-20 2015年度 専任・非常勤教員数
- 3-21 専任教員年齢構成
- 3-22 科目群別専兼比率資料
- 3-23 駿河台大学非常勤教員の採用に関する内規
- 3-24 会議組織の全体図
- 3-25 駿河台大学 大学案内 (2016)
- 3-26 駿河台大学教員の任用の取扱いに関する細則
- 3-27 共通教育センター等に所属する教員の任用手続に関する細則
- 3-28 駿河台大学教員評価規程
- 3-29 メディア情報学部 専任教員の昇任に関する内規
- 3-30 現代文化学部 専任教員の昇任に関する内規
- 3-31 心理学部 専任教員の昇任審査に関する内規
- 3-32 心理学研究科担当教員審査に関する基準内規
- 3-33 研究業績システム
<https://faculty.surugadai.ac.jp/sudap/P300>
- 3-34 2015年度全学研修会参加状況
- 3-35 学部FD実施報告 (第1回～第6回)
- 3-36 大学評価委員会小委員会 (法学部) 実施報告 (第1回～第2回)
- 3-37 経済経営学部FD会議実施報告書
- 3-38 2015年度現代文化学部FD会議議事録
- 3-39 現代文化学部学生情報カード
- 3-40 2015年度心理学部FD会議実施報告書
- 3-41 総合政策研究科法学専攻・メディア情報学専攻FD資料(2015年2月19日)
- 3-42 総合政策研究科経済・経営学専攻FD資料(2015年2月19日)

- 3-43 総合政策研究科運営委員会FD報告(2015年度)
- 3-44 2015年度現代文化学部1年次生コース登録状況
- 3-45 平成26年3月13日付法学部教授会「法学部における授業公開・評価の実施について
(申し合わせ)」
- 3-46 法学部授業公開実施要領
- 3-47 現代文化学部コース改革案およびカリキュラム改革案（2017年度にむけて）

第4章 教育内容・方法・成果

【教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針】

1. 現状の説明

(1) 教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか。

<1> 大学全体

駿河台大学の目的は、大学学則第1条に定められており、それに沿って、各学部の教育研究上の目的が、同第3条2項に定められている（資料4(1)-1）。この教育研究上の目的が教育目標に当たる。そして、本学並びに各学部の教育研究上の目的を示す大学学則は、本学ホームページにおいて公開されている。加えて、大学並びに各学部の教育目的・目標は、他のポリシーと共に、一括して、ホームページ上の「駿大教育の指針（学部）」に明示されている（資料4(1)-2）。

修士課程たる3研究科と専門職学位課程たる法務研究科よりなる本学大学院の目的は、大学院学則第1条において定められており、それに沿った各研究科の教育研究上の目的が、同第2条の2に定められている（資料4(1)-3）。この教育研究上の目的が教育目標に当たる。そして、修士課程並びに専門職学位課程の目的を示す大学院学則は、本学ホームページにおいて公開されている。加えて、2013（平成25）年度より募集を停止した法科大学院を除き、大学院並びに各研究科の教育目的・目標は、他のポリシーと一括して、ホームページ上の「駿大教育の指針（大学院）」の中に明示されている（資料4(1)-4）。以上のように、学部並びに大学院の教育目標は公開されている。

学位授与方針と教育目標の整合性は、学位授与方針が、教育目標に沿ったカリキュラム・ポリシーに基づき構築されたカリキュラムが求める卒業要件の充足を求めることによって確保される。

また、本学ホームページ上の「駿大教育の指針（学部）」に示されているカリキュラム・ポリシーは「1. 本学建学の精神である愛情教育を具現化するカリキュラムを編成する。2. 本学並びに各学部の教育目的等を達成できるカリキュラムを編成する」と謳っており、各学部は、これに沿って、本学の目的・目標並びに学部の教育目的・目標等と整合性のとれたカリキュラムを構築している。教育目的・目標を達成すべく構築されたカリキュラムの具体的内容は、学則第31条に基づき、学則別表第Ⅰのカリキュラム表に示されている。このカリキュラム表では、授業科目名及び単位数を示すとともに、教育内容に応じた科目群、コースの区分を設け、各科目群の必修科目・必要単位数並びに総単位数という卒業要件を定めている。なお、配当年次を加えたより詳細なカリキュラム表は、各学部「履修ガイド」並びに各学部のホームページにおいて示されている。

本学の学位授与方針は、学則第32条（卒業資格）が定め、それに基づき全学部のディプロマ・ポリシーとしてまとめ、本学ホームページ上の「駿大教育の指針（学部）」に全学部（2013（平成25）年度以降入学者）用として、

1. 本学並びに各学部の教育目的等に沿って各学部が定める学則別表第Ⅰのカリキュラム表に示される各科目群の卒業要件並びに124単位以上の履修という卒業要件を満たすこと。
2. 学部教育全体を通じて、十分に駿大社会人基礎力を身につけること。
3. 学部教育全体で身につけた知識・能力の集大成として、卒業研究又はゼミ研究を作成し、合格評価を得ること。

更に全学部（2009（平成21）年度～2012（平成24）年度入学者）用として、

1. 本学並びに各学部の教育目的等に沿って各学部が定める学則別表第Ⅰのカリキュラム表に示される各科目群の卒業要件並びに124単位以上の履修という卒業要件を満たすこと。
2. 経済学部ではゼミ研究、現代文化学部・心理学部では卒業研究を作成し、学部教育全体で身につけた知識・能力の集大成として、合格評価を得ること。

と示されている（資料4(1)-2）。

各々簡潔な方針となっているが、各学部の教育目的・目標を達成するための学則別表第Ⅰの学部カリキュラム表に基づく単位の修得によって、卒業要件を満たせば、各学部の習得すべき学習成果が得られたものとして学位を授与しているということである。

このように、本学では、教育目的・目標に沿って構築されたカリキュラムの卒業要件を満たすことによって学位が授与されるようになっており、各学部において、教育目的・目標と学位授与方針との整合性は、十分に確保されているとすることができる。

なお、学部ごとの学位授与方針は、やはり本学ホームページ上の「駿大教育の指針(学部)」において、ディプロマ・ポリシーとしてまとめられている。各学部のカリキュラムの卒業要件を満たすことによって学位が授与されることから、各学部の教育目的・目標と学位授与方針との整合性は確保されている。

大学院も、学部同様に、本大学院並びに各研究科の教育目的・目標等に沿って、カリキュラムを構築している。

大学院学則第24条に教育課程の編成方針が定めてあり、それに基づくカリキュラム・ポリシーは、ホームページ上の「駿大教育の指針(大学院)」に示されている。

教育目的・目標を達成すべく構築されたカリキュラムの具体的内容は、大学院学則第25条に基づき、大学院学則別表第Ⅰのカリキュラム表に示されている。このカリキュラム表では、授業科目名及び単位数を示すとともに、教育内容に応じ、基礎分野の科目やより高い専門領域の科目など教育内容に応じた科目群を設置し、各科目群の必修科目・必要単位数並びに総単位数という修了要件を定めている。なお、修士課程においては、修士論文が修了要件に加わる。また、配当年次を加えたより詳細なカリキュラム表は、「大学院要覧」において示されている。

本大学院の学位は、大学院学則第31条が定め、それに基づき、法務研究科を除き、共通した表記にまとめ、ホームページ上の「駿大教育の指針(大学院)」にディプロマ・ポリシーとして示されている（資料4(1)-4）。なお、大学院のディプロマ・ポリシーについては見直しを行い、修了にあたって修得しておくべき知識や能力を明示した修正版を2015(平成27)年に作成・公表した（資料4(1)-4）。そして、大学院学則32条の定める

ところにより、修士課程の修了要件を修了した者には修士の学位が、専門職学位課程の法科大学院を修了した者には法務博士の学位が授与される。

このように、本学大学院においても、学部同様、本学の目的・目標と学位授与方針との整合性は、十分に確保されている。

本学の教育を通じて修得されるべき学習成果は、本学並びに各学部レベルでは、それぞれの教育目的・目標として示されている。これは、各授業科目の学習成果の総和として達成されるものである。

そこで、各学部及び大学院では、各教員に、すべての授業科目に関して、シラバスを作成し、そのシラバスの中に、各科目の到達目標を明記することを求めている。そして、シラバスはポータルサイトにおいて学生に提供されている。

ただし、教育目的・目標は、知識という学習成果だけでなく、「社会人として通用する力」、社会人基礎力をも学習成果として求めている。

そこで、本学では、2011（平成23）年に、5つの能力、16の能力要素よりなる「駿大社会人基礎力」を定め、大学教育全体を通じて、学生と社会をつなぐ教育（社会を意識し、学生の目を社会に向ける教育）を全学的に展開し、就業力（継続的に社会で活躍できる力）を養うこととした（資料4(1)-5）。そして、2013（平成25）年度のシラバスより、各科目の到達目標に、駿大社会人基礎力の能力要素を最低2つは組み込むとした。すなわち学習成果の「社会性」としての側面が、駿大社会人基礎力として示されることになったのである。それに基づき、「駿大教育の指針（学部）」に示されているディプロマ・ポリシーは「2. 学部教育全体を通じて、十分に駿大社会人基礎力を身につけること」を謳っている。

カリキュラムに基づく教育の中に駿大社会人基礎力を組み込むことにより、単位修得科目によって示される知的学習成果と社会人基礎力としての学習成果が明示されることになり、ディプロマ・ポリシーを満たすことが、本学の教育目的・目標、各学部の教育目的・目標を達成することへと、より密接につながることとなった。

<2> 法学部

本学部の教育目標は、「履修ガイド」に明記されている（資料4(1)-6 表紙裏）。本学部では、教育目標を達成するため、総単位数にとどまらず、必修科目や科目群ごとの要件単位を満たすことを卒業要件としている（資料4(1)-6 p. I -6）。

また、修得すべき学習成果については、履修ガイドに「各科目群の特徴」として明記している（資料4(1)-6 pp. III-5~16）。

<3> 経済経営学部

本学部では、教育目標とする人材の育成のために、次の6つの具体的な教育目標を設定しており、学部の「履修ガイド」の冒頭において明示している（資料4(1)-7）。

- ①現代社会が直面する諸問題に対する経済学的・経営学的視点からの認識の深化。
- ②多元的・複眼的視野の獲得。
- ③自立的な思考力。
- ④地域社会の諸活動を担うとともに、社会全体に浸透する国際化と情報化に伴う諸

課題に適切に対処できる人材の養成。

⑤確固とした社会観及び職業観の涵養。

⑥情報科学や外国語等現代社会における基礎的素養の養成。

なお、この「履修ガイド」において、本学部の卒業要件を明示し、説明している（資料4(1)-7 p.7）。

また、課程修了に当たって修得すべき学習成果については、「履修ガイド」に「各科目群の特徴」及び「履修モデル」として明記している（資料4(1)-7 pp.33~46, 49~55）。

一方、2015（平成27）年度において4年次生が在籍する経済学部においても2012（平成24）年度の「経済学部履修ガイド」において同様の記述がなされている（資料4(1)-8）。

<4> メディア情報学部

本学部の教育目的は、「デジタル技術の進展により増大化する情報資源と多様なニーズを持つ利用者との間に位置し、各種メディアに精通しその特徴を最大限活用して情報の生産・流通・蓄積・再利用を実践する能力を備え、情報社会の中で活躍する人材の養成」である。学部に配置された1学科3コースごとの以下の教育目標は、学生が在学時に配布する「履修ガイド」に明示されている（資料4(1)-9 p.43~46）。

①映像・音響メディアコース：映像や音響の基礎を理解し、デジタルコンテンツの特性や制作の基本的なプロセス、アナログ情報の特徴や変遷、魅力的な発信方法や受信情報の捉え方について専門的な知識及び技術を修得する。

②デジタルデザインコース：多様な情報の整理、理解しやすい情報表現、それらの情報を送り届けるための知識・技術を修得する。

③図書館・アーカイブズコース：図書館、博物館、アーカイブズ（文書館）の管理・運営やそこで扱う情報について、また民間企業や政府の記録情報について専門的な知識及び技術を修得する。

上記の目標を実現するため、全体の学習を、大きく基礎科目群、教養科目群、キャリア支援科目群、専攻科目群の四つに分け、専攻科目群では、コースごとに掲げた目標を達成するように卒業要件を設定し、同要件を満たすための学習成果は、「履修ガイド」に「各科目群の特徴」として掲載しているコースごとの履修モデル及び入学時に配布する「学習計画モデル集」で示されている（資料4(1)-9 pp.8,36~48、資料4(1)-10）。

<5> 現代文化学部

本学部の教育目標と修得すべき能力については、「教育目標（卒業時に身につけている能力）」として、「履修ガイド」の冒頭に詳細に明記されており容易に確認することができる。本学部の教育目標は、教育課程として具現化されており、卒業要件を充たすならば教育目標が達成されるように工夫されている（資料4(1)-11 pp.6, 26~29）。

また、修得すべき学習成果については、「履修ガイド」に「各科目群の特徴」として明記されており、これらの学習成果は、4年次の卒業研究論文と卒業研究発表会で集大成される（資料4(1)-11 pp.30~38）。

<6> 心理学部

本学部は、教育目標を「現代社会、現代の文化事情から発生する現代的課題に対して心理学的な分析と理解を深めるとともに、次世代において社会の担い手となり、それらを発展させる主体となるべき基本的な能力を育成する」と掲げ、これを「履修ガイド」に掲載し、学生にも告知している（資料4(1)-12 p.1裏）。

なお、学位授与すなわち卒業認定の条件を「履修ガイド」に明示している。具体的には、カリキュラムを基礎科目群、キャリア支援科目群、教養科目群、専攻科目群、自由選択科目群の5群に分け、更にそれらを分割して14の科目群を設け、それぞれについて卒業要件を設定している。それぞれの卒業要件は、教育目標との整合性を考慮して設定されている（資料4(1)-12 p. I-8）。

また、修得すべき学習成果は、「履修ガイド」に「各科目群の特徴」として明示し、更にガイダンス等でも学生に告知している（資料4(1)-12 pp.Ⅲ6～21）。

<7> 総合政策研究科

本研究科は教育目標として、「法学、経済・経営学及びメディア情報学に関する専門知識・能力を有する職業人並びに地域的課題を総合的視点から実際の・実践的に解決し得る人材の養成」を大学院要覧冒頭に明示している（資料4(1)-13 p.1）。

この教育目標に沿って、本研究科の学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）は、

- 1.それぞれの領域に関する職業人の立場から、地域的課題解決を総合的視点により支援することができるような専門的知識を修得していること。
- 2.地域が抱えている問題の本質を理解し、これを自らの知識と連携する能力を身に付けていること。
- 3.本学大学院並びに各研究科の教育目的等に沿って各研究科が定める大学院学則別表第Iに示される修了要件を満たすこと。
- 4.必要な研究指導を受けた上で、修士論文の審査又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格すること。
- 5.上記の1から4までを満たした者に対し、修士（法学）、修士（経済学）又は修士（経営学）あるいは修士（メディア情報学）の学位を授与する。

であり、本学ホームページで明示されており、履修登録指導（導入科目及び履修モデルコースの設定）、学位論文研究指導（1年次・2年次の「研究指導計画書」の作成）の徹底により、学位授与方針との整合性を図っている（資料4(1)-2、資料4(1)-13 pp.5~15、19~20）。

学習成果として必要な各授業科目の合格得点と所定の単位数、修士課程の修了要件（修得すべき単位数及び学位論文審査・口頭試問試験）は各年度の大学院要覧に明示している（資料4(1)-13 PP.16~18）。

これに基づき、各専攻の学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が次のように示されている（資料4(1)-13 pp.2~4）。

法学専攻

- 1.憲法、民法、刑法等の基本的な法律科目のより深い知識及びビジネスに密接に関連する法分野の知識を修得していること。

第4章 教育内容・方法・成果
【教育目標、学位授与方針、
教育課程の編成・実施方針】

- 2.法学の幅広い専門的視野に加え、他専攻の領域が有する視点を身に付けていること。
- 3.地域が抱えている問題の本質を理解し、これを自らの知識と連携する能力を身に付けていること。
- 4.本学大学院並びに各研究科の教育目的等に沿って各研究科が定める大学院学則別表第Ⅰに示される修了要件を満たすこと。
- 5.必要な研究指導を受けた上で、修士論文の審査又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格すること。
- 6.上記の1から5までを満たした者に対し、修士（法学）の学位を授与する。

経済・経営学専攻

- 1.現在の学術研究の進展や急速な技術革新、社会経済の高度化・複雑化・情報化・国際化等、近年の経済社会構造の変化に適応できる専門的知識と能力を修得していること。
- 2.経済学・経営学の幅広い専門的視野に加え、他専攻の領域が有する視点を身に付けていること。
- 3.地域が抱えている問題の本質を理解し、これを自らの知識と連携する能力を身に付けていること。
- 4.本学大学院並びに各研究科の教育目的等に沿って各研究科が定める大学院学則別表第Ⅰに示される修了要件を満たすこと。
- 5.必要な研究指導を受けた上で、修士論文の審査又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格すること。
- 6.上記の1から5までを満たした者に対し、経済分野を選択した場合は修士（経済学）、企業経営分野を選択した場合は修士（経営学）の学位を授与する。

メディア情報学専攻

- 1.高度情報社会における情報資源管理についての知識を修得していること。
- 2.情報ネットワークの理論と技術又は情報資源の保存と活用方法に関する知識を修得していること。
- 3.最新の情報通信技術及びメディア技法を駆使する能力又は膨大な情報資源を的確に管理・活用する能力に加え、他専攻の領域が有する視点を身に付けていること。
- 4.地域が抱えている問題の本質を理解し、これを自らの知識と連携する能力を身に付けていること。
- 5.本学大学院並びに各研究科の教育目的等に沿って各研究科が定める大学院学則別表第Ⅰに示される修了要件を満たすこと。
- 6.必要な研究指導を受けた上で、修士論文の審査又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格すること。
- 7.上記の1から6までを満たした者に対し、修士（メディア情報学）の学位を授与する。

<8> 心理学研究科

本研究科の学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）は、

1. 心理学の諸分野にわたる基礎的知識並びに各専攻領域における専門的知識・技能を修得していること。
2. 心理学の研究手法（実験・調査・観察・面接など）を修得していること。
3. 心理学をめぐる現実的諸課題について、その原因、解決方法を心理学の諸理論から考察し、仮説を設定し、実証的に検証する能力を身に付けていること。
4. 実際場面における心理学的活動及び研究における倫理を遵守する姿勢を身に付けていること。
5. 本学大学院並びに各研究科の教育目的等に沿って各研究科が定める大学院学則別表第Iに示される修了要件を満たすこと。
6. 必要な研究指導を受けた上で、修士論文の審査又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格すること。
7. 上記の1から6までを満たし、かつ以下に述べる各専攻の要件を満たした者に対し、修士（心理学）の学位を授与する。

であり、本学ホームページ、2015（平成27）年度「大学院要覧」、ならびに2016（平成28）年度入学希望者用「大学院ガイド」に掲載されている（資料4(1)-4、資料4(1)-13 p.29、資料4(1)-14 p.21）。

本研究科の教育目的は高度専門職業人の養成である。即ち臨床心理学専攻においては、現代社会への適応不全に由来する心の問題に、専門的な技法や共感を持って接することの出来る人材の養成、また、法心理学専攻では、裁判や犯罪に対して心理学的知識と技能を持った人材育成にある。これらの到達判断は臨床心理学専攻では、臨床心理士資格を獲得し、臨床現場に就職すること、法心理学専攻においては、法務省専門職試験合格者を輩出し、法的実践の場で仕事を得ることである。この教育目標に関しては、大学院学則、本学ホームページで公開するとともに、年度当初に研究科長より教員学生双方に説明伝達されている。両専攻の学生には心理学の幅広い課題の中から、実践的な問題意識とテーマに関わる内容であることを論文の要件とするなど、学位授与のための論文のあるべき方向を指導教授によるテーマ設定指導、研究計画書の作成、構想発表会、中間発表会を通して徹底し、教育目標と学位授与方針の整合性を図っている。これらは、大学院要覧で各授業科目の合格得点と所定の単位数、修士課程の修了要件を含めて明示している（資料4(1)-13 pp.42～43、資料4(1)-4、資料4(1)-15）。

(2) 教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか。

<1> 大学全体

各学部は、本学の目的並びに学部の教育目的・目標等に沿ったカリキュラム・ポリシーを定めており、カリキュラム・ポリシーは、各学部の「教育目的等を達成できるカリキュラムを編成する」ことを謳っている。このカリキュラム・ポリシーに則って、各学部はカリキュラムを構築している。そのカリキュラム・ポリシーは、ホームページ上の「駿大教育の指針（学部）」に全学部（2013（平成25）年度以降入学者）用として、

1. 本学建学の精神である愛情教育を具現化するカリキュラムを編成する。

2. 本学並びに各学部の教育目的等を達成できるカリキュラムを編成する。
3. 駿大社会人基礎力を総合的に提供し、就業力をしっかりと育成するカリキュラムを編成する。
4. 全学共通の体系的で効果的なキャリア教育を構築する。
5. 愛情教育の精髓として各年次に必修の少人数演習（ゼミ）を置き、学生が教員との協働の中で成長を実感できるようにする。
6. 導入教育を充実させ、高校までの教育から大学での教育への移行をスムーズなものとする。導入教育においては、大学におけるあらたな学習への意識づけを行うとともに、情報リテラシーを含めた学習スキルを修得させる。
7. 日本語・外国語教育を含めた幅広い教養教育を構築する。
8. 各学部は、様々な社会活動に対応できる専門基礎教育の充実に重点を置くとともに、その独自性を活かして特色ある教育を構築する。
9. 学部教育全体で身につけた知識・能力の集大成として、卒業研究またはゼミ研究を必修とする。

更に全学部（2009（平成21）年度～2012（平成24）年度入学者）用として、

1. 本学建学の精神である愛情教育を具現化するカリキュラムを編成する。
2. 本学並びに各学部の教育目的等を達成できるカリキュラムを編成する。
3. キャリアデザインを必修化し、キャリア教育の充実を図る。
4. 全学共通の体系的で効果的なキャリア教育を構築する。
5. 愛情教育の精髓として各年次に必修の少人数演習（ゼミ）を置き、学生が教員との協働の中で成長を実感できるようにする。
6. 導入教育を充実させ、高校までの教育から大学での教育への移行をスムーズなものとする。導入教育においては、大学におけるあらたな学習への意識づけを行うとともに、情報リテラシーを含めた学習スキルを修得させる。
7. 日本語・外国語教育を含めた幅広い教養教育を構築する。
8. 各学部は、様々な社会活動に対応できる専門基礎教育の充実に重点を置くとともに、その独自性を活かして特色ある教育を構築する。

と示されている（資料4(1)-2）。

大学院に関しては、大学院学則第24条において教育課程の編成方針が定められており、これに沿ったカリキュラム・ポリシーは、ホームページ上の「駿大教育の指針（大学院）」に全研究科として、

1. 本学建学の精神である愛情教育を具現化するカリキュラムを編成する。
2. 本学、各研究科並びに各専攻の教育目的・目標を達成できるカリキュラムを編成する。
3. 本大学院の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成する。
4. 専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養する教育課程を編成する。

と示され、公表・明示している（資料4(1)-4）。

<2> 法学部

本学部の教育目的・目標を実現するため、2013（平成25）年度に教育課程の改定を行い、その際の編成・実施方針をカリキュラム・ポリシーとして整理し、2013（平成25）年度に本学ホームページに、

1. 1年次に法律主要科目の基礎的科目を設置し、法律学の全体構造と各科目の特性を理解させ、将来の進路選択に役立てる。
2. 2年次以上は学生の希望する進路に対応したビジネス資格コース、警察・消防コース。法職・公務員コースという3つのコースを設定し専門科目を充実させる。
3. 全学年に配置された演習科目においては、日本語の運用能力を高め、プレゼンテーションやディスカッション能力を養成し、進路・就職指導を通じて社会人基礎力を涵養する。
4. 法学部キャリア系科目をさらに充実させ、学生の希望する進路に直結する実践的な指導を行う。

と公表した（資料4(1)-2）。なお、この編成方針は「履修ガイド」に「各科目群の特徴」及び「履修方法（履修上の注意）」として明示している（資料4(1)-6 pp.Ⅲ-5~28）。また、科目区分、必修・選択の別などは学則のほか、「履修ガイド」に明示している（資料4(1)-1別表第Ⅰ、資料4(1)-6 pp.Ⅲ-2~4）。

<3> 経済経営学部

本学部の教育目標に基づく教育課程の編成・実施方針は、本学ホームページにカリキュラム・ポリシーとして以下のように明示している（資料4(1)-2）。

1. 高等学校までの教育から大学教育への移行、大学内での教養教育から専門教育への移行をスムーズにするため導入教育を充実させる。大学における学びと社会との関連を実例によって示す「経済・経営と社会」、そして「幅広い職業人」の基礎的素養となる「基礎数学」を必修科目としているのが一例である。
2. 社会への円滑な移行を保障する基盤のひとつとしてキャリア教育を充実させる。
3. 経済学・経営学の専門分野においては、両学問領域の基礎を重視した上で、経済学の理論を中心に考える力を養うことを目的とする「経済と社会コース」、ビジネスにともなうマナーの取引と会計ルールを学ぶ「ビジネスとマナーコース」、そして情報通信技術をベースに売れる商品やサービスを開発し提供する力を身につける「マーケティングと戦略コース」の3コースを設置する。
4. 経済学・経営学の関連分野である「法と社会を対象とする学問分野」を専門教育の中に組み込むことを通し、幅広い教養を身につける機会を提供する。

なお、本学部の教育課程は、「履修ガイド」において「経済経営学部カリキュラム表」として明示している。更に「履修モデル」において、体系的かつ具体的な履修を有効とする学習方法を提示している（資料4(1)-7 pp.30~32、49~55）。

<4> メディア情報学部

本学部の教育目標に基づく教育課程の編成・実施方針は、本学ホームページにカリキュラム・ポリシーとして、

1. 1年次のオリエンテーション・ゼミナール、2年次のプレゼミナール、そして3、4年次のゼミナールⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳと、全学年にわたり配当されている少人数ゼミナールをカリキュラムの中核とする。
2. 学生の適性に応じて、図書館アーカイブズ、映像・音響、デジタル・デザインの3コースを置く。ただし、複数のコースからの科目選択を可能として、複合メディアへ対応できる人材の育成を図る。
3. カリキュラムは座学と実習とを組み合わせ、理論の具現化である実習、実習の背景である理論と、帰納と演繹を相互作用的に実現する。
4. 以上の3点を総合して4年間にわたりキャリア科目が配置され、常に社会人への準備地域への貢献を念頭に置いて日常の学業に臨むよう工夫してある。また、図書館司書、博物館学芸員、情報科教員免許の設置資格取得のみならず、各種資格の取得を支援するカリキュラムとなっている。

と明示している（資料4(1)-2）。

本学部では、2年次に学生は個々の進路に応じて前述の3コースに分かれる。コースごとに教育目標に沿ってどのような履修をすべきかを「履修ガイド」に明示するとともに、ゼミナールガイダンスでは「学習計画モデル集」に従った指導を行っている（資料4(1)-9 pp.43~48、資料4(1)-10）。指導で用いられる「履修ガイド」において、科目区分、必修・選択の別、単位数等を明示している（資料4(1)-9 pp.34~35）。

<5> 現代文化学部

本学部の教育課程は、学部の教育目標・教育方針に基づいて編成されており、本学ホームページにカリキュラム・ポリシーとして、以下のとおり公表されている（資料4(1)-2）。

1. 1年次に、現代文化学部・現代文化学科で学ぶ主要科目の基礎的科目（「専攻基礎科目群」、「現代文化基礎講座Ⅱ」）を設置し、現代文化学科の全体像を提示しつつ、2年次以降のコース選択を自主的に考える場とする。
2. 変化著しい現代社会にあって、「広い視野と探究心を持った人材の育成」のために、2年次から、コース共通科目を踏まえて、比較文化コース・観光ホスピタリティコース・スポーツ文化コースの3コースに分かれて専攻発展科目を履修する。ただし、各学生の将来計画や興味に見合うように、他コースの専攻発展科目を一定数履修することも可能なシステムをとる。
3. 「理論と実践のバランスの取れた人材の育成」のために、理論を詳しく学ぶ科目と、受講者自身が主体的に取り組む実践的な科目を各コースに並列設置する。
4. 「社会と交わり行動できる人材の育成」のために、選択必修の「フィールド・スタディ」科目群を設置し、学外授業により、自主的・主体的な学習・調査を実践する場とする。

なお、このことは、各科目群の目的や教育のねらいを含めて、履修ガイドに詳しく掲載されている（資料4(1)-11 pp.30~38）。教育課程は大枠としては、オリエンテーション科目群、情報教育科目群、キャリア育成科目群、教養基礎科目群、教養発展科目群、外国語科目群、専攻基礎科目群、コース共通科目群及び専攻発展科目群から編成され

ている。また、科目は、共通性の高い科目からより専門的な科目へと発展的に履修していくことができるように、学年配当にも配慮している(資料4(1)-11 pp.26~29)。また、2年次以降に所属するコースの選択については、1年次のオリエンテーション科目を学ぶ中で自らの興味関心に従って決定できるように工夫されている(資料4(1)-11 pp.39~50)。

<6> 心理学部

本学部の教育目標に基づく教育課程の編成・実施方針は、本学ホームページにカリキュラム・ポリシーとして、

1. 大学での「学び」の姿勢を身につけるために導入教育(「スタディ・スキルズ」など)を重視する。
 2. キャリア教育を1年次より開始し、自立した社会人となるための教育(駿大社会人基礎力の涵養を含む)を重視する。
 3. 1年次より心理学の基礎科目を学習できるカリキュラムを構成する。
 4. 人間に関する幅広い知識を習得できるように、「専攻基礎科目」における「心理学基礎科目」「心理学研究法科目」の心理学系科目に加えた「人間学科目」を設置する。
 5. 心理学では研究方法の理解が重視されるので、「心理学研究法科目」のうち「統計法」を必修とし、「基礎実験」を「受講が望ましい科目」として指導する。
 6. 3年次以降、自らの関心に合致した学習を強化できるように、「発達と臨床のコース」と「現代社会と心理コース」の二つのコースを設置する。
 7. 4年間の学習の集大成として「卒業研究」を「演習」内で作成するよう指導する。
- と公表されている(資料4(1)-2)。「履修ガイド」においてもこのカリキュラムポリシーを掲載するとともに(資料4(1)-12,1枚目裏)、各科目群の内容と目的、学部教育における位置づけを詳細に記述している(資料4(1)-12 pp.Ⅲ-6~21)。

さらに、「履修ガイド」にカリキュラム表を掲載し、科目群、授業科目(単位数)、必修選択の別、卒業単位を明示している(資料4(1)-12pp.Ⅰ-7~8、Ⅲ-1~5)。

<7> 総合政策研究科

本研究科における教育課程の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)は、本学ホームページに、

- 1.総合政策研究科の教育目的・目標を達成するために、法学専攻、経済・経営学専攻、メディア情報学専攻の三専攻を置き、それぞれの専攻に必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成する。
- 2.専門領域の研究活動実践と地域的課題解決に不可欠な「共通科目」を設置する。
- 3.他専攻科目の履修を容易にする。
- 4.各専攻の科目からなる「地域活性化プログラム」(履修モデル)を設定して、主として地域的課題解決に関心のある科目等履修生や研究生に対し、総合的研究を保証する。
- 5.学生の多様なテーマ設定に対応する学位論文指導体制を充実させる。

と明示されている（資料4(1)-4）。

さらに専攻ごとの教育課程の編成方針（カリキュラム・ポリシー）についても、次のように明示されている

法学専攻

1. 法学専攻の教育上の目的・目標を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的な教育課程を編成する。
2. 学部教育の基礎の上に立って、法学・政治学の個別分野の充実を図る。
3. 憲民刑分野においては、特論の形式で特殊テーマを研究する科目設定をし、又ビジネスに密接に関係する法分野を充実させる教育課程を編成する。

経済・経営学専攻

1. 経済・経営学専攻の教育上の目的・目標を達成するために必要な授業科目を開設し、経済学及び経営学に関して基礎から応用に至る体系的な教育課程を編成する。
2. 経済分野と企業経営分野で構成される選択講義科目及び研究基礎科目と地域基礎科目による共通科目を設定する。

メディア情報学専攻

1. メディア情報学専攻の教育目的・目標を達成するために、情報ネットワークの理論と技術を磨く「情報学分野」と、情報資源の保存と活用方法を学ぶ「情報資源分野」の二つの分野からなる教育課程を構築する。
2. 専門科目を両分野にバランスよく配置する。

本研究科は、高度な専門的知識・能力を持つ専門職業人の養成と社会人の再教育を教育目的とし、そのための教育課程を整備している。専攻・分野の垣根を低くし、各専攻領域関連科目を基礎にして、総合的分析力を養成することを特徴としている。これらについては各年度の「大学院要覧」等で明示している。また、大学院生の進路に対応した履修モデル及び科目区分、必修・選択の別、単位数等を当該要覧で明示している（資料4(1)-13 pp.5-15）。

更に社会人再教育を含む生涯教育推進のために、昼夜開講制、土曜日開講制、長期履修制度及び科目等履修生制度も整えている（資料4(1)-16 pp.4~5、資料4(1)-17）。

<8> 心理学研究科

本研究科の教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）は、本学ホームページに、

1. 心理学研究科の教育目的・目標を達成するために、臨床心理学専攻及び法心理学専攻の二専攻を置き、それぞれ必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成する。
2. 学生の多様なテーマ設定に対応する学位論文指導体制を充実させる。

と明示している（資料4(1)-4、資料4(1)-13 p.29、資料4(1)-14 p.21）。

更に、専攻ごとに、臨床心理学専攻では、

1. 臨床心理学専攻の教育上の目的・目標を達成するために必要な授業科目を開設し、臨床心理に関して基礎から応用につながる体系的な教育課程を編成する。
2. 心理臨床の専門家としての高度の倫理観、専門的知識及び技能を身に付け、この問題に対して実践的に対処し、支援することができる能力を涵養するとともに、他職種と連携することの重要性を理解できる教育課程を編成する。

法心理学専攻では、

1. 法心理学専攻の教育上の目的・目標を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的な教育課程を編成する。
2. 法心理学の高度の専門的知識と技能を持ち、司法の現場で生ずる諸問題に対して実践的に対処し、解決を支援することができる能力を涵養する教育課程を編成する。

と明示している（資料4(1)-13 pp.30~31、資料4(1)-14 p.21）。

また、カリキュラムについては、「大学院要覧」において科目区分、必修・選択の別、単位数等を明示している（資料4(1)-13 pp.32~33、資料4(1)-14 p.23）。

(3) 教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針が大学構成員（教職員および学生等）に周知され、社会に公表されているか。

<1> 大学全体

教育目的・目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針、そしてその具現化であるカリキュラム表は、教務委員会等において十分に検討された上で、所属教員による科目会議、2015年(平成27)年よりFD会議等での議論を踏まえ、教授会、研究科委員会において審議・決定される。それゆえ、教員に関しては、その検討・審議過程において、十分な周知・理解を得られている。更に、新カリキュラムの作成時には、全学研修会などの機会を利用して、学長・副学長等が全教職員にその趣旨等の説明を行っている。

ほぼ全専任教員が新入学生に対する個別の履修指導に当たっている他、各年次演習において、所属学生の履修指導に当たっており、教育目的・目標等の理解は十分に得られていると言えることができる。

職員に関しては、全学研修会などを通じて、周知と理解とを図っている。全職員がカリキュラムの詳細について理解しているわけではないが、教務委員会・教授会に出席するとともに学生の履修指導に当たる教務課職員、様々な学生の相談に対応する学生支援課職員、高校や受験生への説明を求められる入試広報課職員に関しては、教員同等の理解を得ている。

学生に対しては、先ず、入学時に配布される「履修ガイド」及び「大学院要覧」に、教育目標等、カリキュラム表、各科目群の解説、履修モデル、履修方法などを記載し、必要十分な情報を提供している。その上で、入学当初のガイダンスにおいて、「履修ガイド」等に基づき、丁寧な説明を行った上で、個別の履修指導を行っている。また、2年次以上においても、各年度当初のガイダンス等で、十分な履修指導を行っている。これらのガイダンスを通じて、教育目標等は、学生に対して、十分に周知を図ってお

り、十分な理解が得られている。

大学学則、大学院学則、同別表並びにシラバスは、すべて本学ホームページにおいて公表されている。また、教育目的・目標並びに各種ポリシーは、ホームページ上の「駿大教育の指針（学部／大学院）」にまとめられている。これらは、大学内だけでなく学外からでも常時閲覧できる（資料4(1)-2、資料4(1)-4）。

更に、「履修ガイド」及び「大学院要覧」も、学生支援課窓口において、閲覧可能である。

<2> 法学部

本学部の教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針は、「履修ガイド」にまとめ、冊子として全学生及び全教員に配布し、ガイダンス等で周知している（資料4(1)-6 p.2、Ⅲ-1~4、Ⅲ-17~29）。また、本学ホームページにも「駿大教育の指針」として掲載しており、広く社会に公表しているほか、「大学案内」においては、高校生や受験生に対してわかりやすい表現で掲載している（資料4(1)-18 pp.24~31）。

<3> 経済経営学部

本学部の教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針は、教員には教授会と科目会議で周知しており、学生には「履修ガイド」やガイダンス等で周知している。また、本学ホームページにも「駿大教育の指針」として掲載しており、広く社会に公表しているほか、「大学案内」においては、高校生や受験生に対してわかりやすい表現で掲載している（資料4(1)-18）。

<4> メディア情報学部

教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針は、「履修ガイド」にまとめ、冊子として全学生及び全教員に配布しているほか、学部ポータルサイトにおいて、学内外を問わず広く誰でも参照及びダウンロード可能としている（資料4(1)-10）。

また、教育目標及び教育課程の編成・実施方針は、「大学案内」で高校生・受験生向けに解説しているほか、本学ホームページにおいて「駿大教育の指針」として一般に向けて公開している（資料4(1)-18 p.44、資料4(1)-19 pp.44）。

<5> 現代文化学部

本学部の教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針は、「履修ガイド」に明記されており、学生には、ガイダンスにおいて周知している。また、各教員は常にそれを認識しつつ、各授業の実施方針を「シラバス」に記している。

一方で、学部としての理念・目的・教育目標などは、「大学案内」においてわかりやすく説明し、高校や受験生に対して周知するように図っている（資料4(1)-18 pp.53~54、資料4(1)-19 pp.52~61）。また、これらは、本学ホームページにも「駿大教育の指針」として公表しており、十分に周知されている（資料4(1)-2）。

<6> 心理学部

教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針は、「履修ガイド」に明示されている。学生に対しては、入学時のガイダンスにおいて、「履修ガイド」を配布するとともに、詳細な説明を行って周知を図っており、十分な理解を得られている。

一方、教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針は、教授会及び学部FD会議において検討され、これらの目標及び方針に基づいたカリキュラム編成が行われている。そのため、この過程において、学部教員の理解も十分得られている。

なお、これらの教育目標及び方針は、本学ホームページに「駿大教育の指針」として掲載しているほか、カリキュラム表並びにシラバスについても本学ホームページに掲載されているため、大学関係者以外の一般の方でも常にこれを閲覧することが可能となっており、広く社会に公表されている。カリキュラム表については、よりわかりやすい形で表現したものを本学ホームページ上の学部紹介のページに掲載している。

また、「大学案内」においては、高校生・受験生向けの平易な文章で表記している（資料4(1)-18 pp. 62~64、資料4(1)-19 pp.62~66）。

<7> 総合政策研究科

「総合政策研究科学位論文審査基準」（6項目の点数評定）の正式採用によって、各年度の「大学院要覧」には学位授与方針と基準が明示されており、制度的に学位審査の透明性と客観性が保証され、大学院生に対しても論文評価に対する納得性が高まっている（資料4(1)-13 pp.16~18）。更に、各年度当初の研究科委員会での研究科長による主要取り組み課題の説明及び1年次生オリエンテーション並びに2年次生に対するガイダンス時における説明・オリエンテーション時期の個別相談等で周知徹底を図っている。

また、本学ホームページに「駿大教育の指針（大学院）」として掲載することにより、社会に公表している（資料4(1)-4）。

<8> 心理学研究科

教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針については、学生に対しては、「大学院要覧」に記載して、ガイダンスで周知徹底を図るとともに、指導教員の科目登録の際の履修指導でも周知している（資料4(1)-4、資料4(1)-13 p.29~31、資料4(1)-14 pp.21~24）。また、本学ホームページに「駿大教育の指針（大学院）」として掲載することにより、社会に公表している（資料4(1)-4）。

(4) 教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証を行っているか。

<1> 大学全体

本学では、新学部設置などの場合を除き、4年に一度、カリキュラムの見直しを行っている。その際には、当然のことながら、教育目標等の検証も行われる。

2013（平成25）年度の新カリキュラム実施に当たり、2011（平成23）年度から教育目

標等に検討を加え、改訂を行った（資料4(1)-5）。また、現在進行中の2017(平成29)年度実施のカリキュラムの見直しにおいても、教育目標、学位授与方針等の適切性についてカリキュラム検討委員会などで議論・検証を行っている（資料4(1)-5）。

<2> 法学部

毎年度、「履修ガイド」の作成に当たって、学部教務委員会において細部の検証がなされるほか、ほぼ4年ごとに実施されるカリキュラム改正の際には、法学部FD会議において全般的な検証が実施されており（資料4(1)-20、資料4(1)-22、資料4(1)-24）、2013年度から施行された現行カリキュラムを検討する際にも、その適切性を法学部FD会議で議論・検証した（資料4(1)-21、資料4(1)-23）。

<3> 経済経営学部

本学部が作成する「履修ガイド」は、毎年度、学部教務委員会において、その記述内容について、教務委員及び職員による分担制度を活用しながら、一字一句に至るまで点検しており、必ず検証作業を実施している。

また、近年、学部・学科の改組などにより、4年未満の期間で実施されたカリキュラム改正の際には、教授会及びFD会議によって、全般的な検証がなされている。

<4> メディア情報学部

教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針については、学部教務委員会で現状調査・検討を適宜行っており、問題が認められた場合には教授会で対応を検討する。とくに慎重な検討が必要となる場合には、学部長の指示で編成されたワーキンググループにおいて検討、学部教務委員会さらに教授会に提案を行なっている。

<5> 現代文化学部

学生の授業アンケート、教授会や学部FD会議及び学部教務委員会における教員間の話し合いで常に点検しており、問題があれば、その解決策について適宜検討を加えている。また、問題が他学部と共通する場合には、全学の教務委員会や部局長会議などで協議して解決を図っている。また、2009（平成21）年度カリキュラムをより良いものに改善すべく2013（平成25）年度より新カリキュラムをスタートさせ、さらに2017（平成29）年度に向けた学部改革、コース改革およびカリキュラム改革のための全学部的議論を2014（平成26）年度より始め、ほぼ概略がまとめられたこと（資料4(1)-25、資料4(1)-26）は、常に現状に対する問題意識を持ち積極的な検証を継続的に実施してきた成果であるといえる。

<6> 心理学部

教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針については、執行部および学部教務委員会で現状の調査・検討・修正を行っており、問題が認められた場合には教授会で対応を検討する。慎重な検討が必要となる場合は、学部長の指示で編成されたワーキンググループで検討し、学部FD会議で議論したうえで、学部教務委員会・教

授会に提案・審議を行っている。また、全学的な理解を得るために、経営戦略会議などでの議論も行っている。

<7> 総合政策研究科

2014（平成26）年度の本研究科開設後、その適切性を検証中である。また、研究科委員会、専攻会議における教育目標及び教育課程の編成方針等の議論、FDや大学院生による授業評価や大学院授業アンケートの実施等を通じて常にその適切性を検討している（資料4(1)-27、資料4(1)-28）。

<8> 心理学研究科

研究科委員会における教育目標及び教育課程の編成方針等の論議、FD会議や大学院生の授業評価及び大学院授業アンケートの実施等を通じて適切性を検討している（資料4(1)-27、資料4(1)-28）。

2. 点検・評価

●基準4（1）の充足状況

教育目的・目標、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーは、適切に作成され、「駿大教育の指針」として本学ホームページに公表されている。学内での周知・理解も十分である。また、その見直し等も定期的に行われている。教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針に関しては、同基準を概ね充足している。

①効果が上がっている事項

<1> 大学全体

- ア. 教育目的・目標、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーは、学則等のホームページ上での公開を除けば印刷媒体が中心であったが、2013（平成25）年度よりホームページに「駿大教育の指針」として一括して掲載している。また、2015（平成27）年度中には大学院のディプロマ・ポリシーの修正を行った。
- イ. 2011（平成23）年度に駿大社会人基礎力を定め、2013（平成25）年度より、授業の到達目標に組み込むことで、学習成果を重層的に示すとともに、「社会性」としての学習成果を明示することができた。また、これによって、教育目的・目標とカリキュラムとの整合性を増すことができた。

<2> 法学部

進路・資格に関連する講義について一覧表を作成し、教員・学生に配布され、ゼミ等で学生に周知が行われている（資料4(1)-29）。

<3> 現代文化学部

教育目的・目標、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーに関する議論、ならびに2017（平成29）年度からのコース改革およびカリキュラム改革に関する議論を重ねる過程において、新たな学部教育のコンセプト「しなやかな感性を育み、自立

した人間として逞しく生きる力を養う教育」をまとめることができたことは、大きな成果である（資料4(1)-25、資料4(1)-26）。

<4> 心理学部

教育目標を含めた教育に関する方針や姿勢は、従来、履修ガイド等の印刷媒体によって学生に明示されてきたが、インターネット上でも公開されるようになり、学生あるいは社会からのアクセスがより容易になった。

<5> 心理学研究科

教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針については、修士論文の質的向上を果たし、臨床心理士試験や法務省専門職員試験の合格者を増加させるよう、より一層の指導を行っている。実際、法務省専門職員試験の合格者については、2015年度は4名輩出という成果を上げている。

②改善すべき事項

<1> 経済経営学部

3つのコースの特色と人材育成目標との関連付けについて、ガイダンス、プロゼミナール、入門演習などを通じて学生に周知徹底を図る（資料4(1)-30 pp.39~41）。

<2> 心理学研究科

修士論文の質的向上の確保に向け、研究科・各専攻でのFD会議で、その方法について議論をより進めていく。また、そこでの合意事項についての実行を徹底する。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

<1> 大学全体

ア. 教育目的・目標、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーについては4年に1度のカリキュラムの見直し等定期的に検証を行っている。また、それらの公開に関しては、「駿大教育の指針」を更に充実させていく予定である。

イ. 2016（平成28）年度中に、この駿大社会人基礎力に関して、授業アンケートで習得の状況を教員が確認するだけでなく、「駿大社会人基礎力確認表」を用いて、学生自身が達成度を自己確認できるようにする。あわせて、その結果を検討し、達成度をはかるための評価項目や評価方法の見直しを行う。

<2> 法学部

効果をさらにも上げるために、ゼミにおける履修指導の在り方を徹底することを予定している。

<3> 現代文化学部

「しなやかな感性を育み、自立した人間として、現代社会をたくましく生きる力を

養う教育」というコンセプトを分かりやすく具体的に説明する資料を作成し、学部の広報活動のあらゆる場面で活用し、それが指し示す具体的内容を説明し理解してもらうように努める。また、本学部が継続して実施している丁寧な教育とその成果を理解してもらえるように取組む予定である。

<4> 心理学部

教育目標の説明と公開は、ほぼ整ってきた。今後は、学生や保護者、高校関係者などに本学部の教育意図がより明確に伝わるように、教育目標とカリキュラム構成などとの関連を図示するなどの工夫を進めることを考えている。

<5> 心理学研究科

上に述べたように、成果が出ているため、引き続き授業内、授業外での指導を強化することを考えている。

②改善すべき事項

<1> 経済経営学部

コースの特色と人材育成目標の関連付けについては、学生にどの程度周知されているのか学部におけるFDを通じて、教員間で意見の交換を行い、問題意識の共有化を図る。

<2> 心理学研究科

既に述べたように、教育目標の実現に向け、成果を上げつつあるものの、まだ不十分と言わざるを得ない面もある。臨床心理学専攻では、院生の意識が十分高まっておらず、授業外の受験指導への参加は低いレベルにとどまっている。一方、法心理学専攻では、入学意図が不明確な院生が目立ち、退学者も続いている。これらを改善するためにも、専攻の教育目標を一層明確に、かつ焦点を絞ったものにする必要があるかもしれない。そのためにも研究科委員会や研究科並びに各専攻ごとのFD会議を通じて、教員間で意見の交換を行い、問題意識の共有化を図っていく。

4. 根拠資料

- 4(1)-1 駿河台大学学則
- 4(1)-2 本学ホームページ「駿大教育の指針（学部）」
http://www.surugadai.ac.jp/about/gakubu_policy.html
- 4(1)-3 駿河台大学大学院学則
- 4(1)-4 本学ホームページ「駿大教育の指針（大学院）」
http://www.surugadai.ac.jp/about/in_policy.html
- 4(1)-5 カリキュラム改革の基本方針及び概要
- 4(1)-6 法学部 履修ガイド（2015） 4(1)-7 経済経営学部履修ガイド（2015）
- 4(1)-8 経済学部履修ガイド（2012）
- 4(1)-9 メディア情報学部 履修ガイド（2015）

第4章 教育内容・方法・成果
【教育目標、学位授与方針、
教育課程の編成・実施方針】

- 4(1)-10 メディア情報学部ポータルサイト「学習計画モデル集」
https://mir.surugadai.ac.jp/pub/download/rishuu_model_20120401.pdf
- 4(1)-11 現代文化学部 履修ガイド (2015)
- 4(1)-12 心理学部 履修ガイド (2015)
- 4(1)-13 駿河台大学 大学院要覧 (2015)
- 4(1)-14 駿河台大学 大学院ガイド (2016)
- 4(1)-15 本学ホームページ／心理学研究科／カリキュラムの特徴／修士論文指導の流れ
http://www.surugadai.ac.jp/gakubu_in/in_shinri/curriculum/
- 4(1)-16 駿河台大学 大学院募集要項【修士課程】(2016)
- 4(1)-17 大学院科目等履修生募集要項 (2016)
- 4(1)-18 駿河台大学 大学案内 (2015)
- 4(1)-19 駿河台大学 大学案内 (2016)
- 4(1)-20 第1回法学部FD会議実施報告書 (2015.4.30)
- 4(1)-21 第2回法学部FD会議実施報告書 (2015.6.25)
- 4(1)-22 第3回法学部FD会議実施報告書 (2015.7.23)
- 4(1)-23 第4回法学部FD会議実施報告書 (2015.10.29)
- 4(1)-24 第5回法学部FD会議実施報告書 (2015.11.19)
- 4(1)-25 第8回カリキュラム改革に関する全学委員会資料
- 4(1)-26 現代文化学部コース改革案およびカリキュラム改革案 (2017年度にむけて)
- 4(1)-27 2012年度大学院アンケート (学業・研究全般)
- 4(1)-28 2012年度大学院アンケート (授業科目)
- 4(1)-29 就職対策演習の全体像
- 4(1)-30 経済経営学部オリジナルテキスト「知の匠」(2015)

第4章 教育内容・方法・成果

【教育課程・教育内容】

1. 現状の説明

(1) 教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

<1> 大学全体

2013（平成25）年度開始の学部カリキュラム改革においては、まず、学長・副学長会議が、編成の指針を打ち出した。その後、学長を長とするカリキュラム改革に関する全学委員会において、学長が、各学部へ、指針の説明を行い、指針に沿った学部カリキュラム原案の作成を指示した（資料4(2)-1）。その後、各学部の原案作成を待って、同委員会において、各学部が作成した原案を検討し、修正・調整を行い、体系的な教育課程を編成するに至った。また、教養教育に関しては、同委員会の下に、小委員会を設け、調整を行った。その上で、2013（平成25）年度カリキュラムは、大学評議会において承認を得ている（資料4(2)-2 第4条）。

新カリキュラム実施における実務的な作業は、教育担当副学長が長を務める教務委員会（全学教務委員会）において進められ、教育面での運営を担当している（資料4(2)-3 第1条、第4条）。

学部の2013（平成25）年度カリキュラムに関しては、ホームページ上の「駿大教育の指針（学部）」に示されたカリキュラム・ポリシーに則って、次のように、科目が開設されている（資料4(2)-4）。

まず、駿大社会人基礎力を達成目標において、学生と社会をつなぐ教育（社会を意識し、学生の目を社会に向ける教育）を全学的に展開することとなった。これによりキャリア教育がカリキュラムの中に整合的に位置付けられた（資料4(2)-5）。

学生と社会をつなぐ教育の中心を担うものとして、全学共通のキャリア支援科目群を設置し、キャリア教育とアウトキャンパス・スタディとを配した。そして、キャリア教育を体系的で効果的に実施すべく、キャリアセンターに専任教員2人を配置した（資料「大学基礎データ」表2）。その上で、キャリア教育では、これまでの2単位必修から、キャリアデザイン（2年次配当）など3科目を必修科目とすることとした。また、アウトキャンパス・スタディを充実させ、社会を学びの場とし、社会で通用する力を育成することができるようにした。

全学を通じて、1年次から4年次まで、少人数ゼミを配置し、必修とした。これにより、学生個々人に対応した教育を実施していく。

高校教育から大学教育への移行をスムーズにするために、導入教育の更なる充実に努め、これまでのとおり、学習の基礎を築く1・2年次演習並びに情報基礎科目に加えて、1年次に、学部教育の概要を示す学部科目を2013（平成25）年度より全学部に設置し、必修科目とした。

学びの基礎を構築する教養科目は、ほぼ全学共通とした。そこには、異なる文化や思考法を学ぶ外国語科目群に加えて、基本的なものの見方・多面的なものの見方を学ぶ総論中心の教養基礎科目群（1・2年次配当）と現代社会の様々な問題を学ぶ各論中心の教養発展科目群（2・3年次配当）を置いている。

日本語を含めた外国語科目は、外国語教育センターが所管し、全学で一貫した語学教育ができるようにした（資料4(2)-6 第2条）。その上で、各学部の方針に配慮して、必要な必修科目を設置している。語学教育を含め、教養科目を通じて、社会に対する幅広い理解、多面的な思考法等の修得を促している。

この幅広い知の基盤に基づき、それぞれの分野を通じて社会のあり方を理解する専門教育を学ぶことにより、専門領域に関して、偏りがなく深い理解が得られるようにしている。

詳しくは学部の記述に譲ることとするが、専門教育に関しては、専門基礎教育に力点を置き、専門的な知の基盤づくりに力を入れることとした。そして、全学部で卒業研究又はゼミ論文を必修化し、大学での学習の成果を確認し、学習の集大成とするようにした。

更に、学部カリキュラムを超えて開設されている副専攻科目群によって、学部の枠を超えて他学部の基礎的な科目を学ぶことができるようになっている。

なお、現在は2017（平成29）年度開始のカリキュラムに向けて、改革の準備が進められており、大学全体、そして各学部のカリキュラム・ポリシーを実現するためにより有効な科目の配列・設置・廃止などについて新たな検討に着手している。具体的には、学長を委員長として、副学長、学長補佐、各学部の学部長と教務委員長、各共通教育センター長、教職課程・資格課程主任、学務部長を委員とするカリキュラム全学委員会と、その下部組織にあたり教育担当副学長、学長補佐、各学部からの代表、各共通教育センターの代表から構成される共通・教養ワーキンググループにおいてカリキュラム改革の基本方針や全体の課題の確認などから検討が行われている（資料4(2)-7）。なお、この委員会・グループの事務局は学務部教務課となっている。

大学院に関しては、学長・副学長会議の指針に基づき、各研究科は、研究科運営委員会において、あるいはカリキュラムの検討部会を特設して、カリキュラムを検討・構築し、研究科委員会の承認を経て、実施している（資料4(2)-8 第4条、資料4(2)-9 第4条）。研究科新設に際しては、設置準備委員会或いはそれに準じる組織を設置し、そこにおいて、カリキュラムを検討・構築し、実施する。設置準備委員会は、大学院担当の副学長、研究科長予定者、専攻長予定者等によって構成される。その上で、構築されたカリキュラムは、大学評議会において承認を得ることとなる（資料4(2)-2 第4条）。

大学院においても、「駿大教育の指針（大学院）」に示されたカリキュラム・ポリシーに基づいて、大学院の教育目的・目標を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成している（資料4(2)-10）。

大学院については、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養する科目を必修とし、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得できる科目を配置している。また、専門演習を設置し、学位論文の執筆等に関する指導ができるようにしている。

学部、大学院を通じて、各授業科目は、その内容等に応じて、バランス良く配当年次を定め、基礎的かつ総論的な授業科目から発展的かつ各論的な科目へと段階的に学修を進められるようにしている。

<2> 法学部

基礎科目群、キャリア支援科目群、演習科目群、専攻科目群（コース共通基礎・発展科目、コース専攻科目）に分類、科目を適切に開設している。1年次に法学入門及び憲法、民法、刑法、商法、行政法、政治学の各概論科目を設け、2年次以降に順次性に配慮した科目配置を行っている。

1、2年次に教養系科目と専門系概論科目を学ばせ、3、4年次でも外国語演習科目などを設け、教養科目と専門科目をバランス良く設置している（資料4(2)-11pp.Ⅲ-2~4）。

<3> 経済経営学部

学部改組の基礎となった経済学部では、2年次以降各学生の希望に沿って7つのコースに分かれ、専門知識を深めていくカリキュラムの内容を開設している（資料4(2)-12, pp.33~35）。

経済経営学部では、1年次では経済学・経営学が取り組むべき課題を知るための導入として学部科目を設定した（資料4(2)-13, p.33）。また、新カリキュラムでは3年次から各学生の希望に沿って3つのコースに分かれ、専門知識をより一層深めていくのに十分なカリキュラム内容を開設している（資料4(2)-13, pp.30~32）。

科目群内における科目の学習の順次性は配当年次により示している。また、経済学部と同様に、各科目群の構造と学習の順次性が体系的に配置されていることを学生が理解できるように、各コースについて「履修ガイド」に履修モデルを提示している（資料4(2)-13, pp.49~55）。なお、1年次では、2年次以降で学習する専攻基幹科目・専攻発展科目の意義を初学者の段階から順次学んでいくための導入として学部科目が設定されている。その上で、1年次に学ぶ内容は社会人としての教養を身につけるための教養教育とともに、経済学・経営学教育に関しても専門基礎としての位置づけを考慮し、全体として楔形の科目配置となるよう構成されている。

<4> メディア情報学部

全学共通の教養教育に加え、メディア情報学及び3コースの専門分野を概観する「専攻基礎科目」、専門分野の基礎知識を学ぶ「専攻基幹科目」、3コースの専門的な内容及びコース横断で深く学ぶ「専攻発展科目」を設置しており、この編成を満たすために必要な授業科目を開設している（資料4(2)-14 p.33）。

「履修ガイド」で示すように、カリキュラムを「学生生活の中心となる科目群」「メディア情報の専門分野の知識技術を学ぶ科目群」「教養を身につける科目群」「就業力を伸ばす科目群」の4つに区分し、基礎から応用・発展と学んでいけるように年次配当を行っている（資料4(2)-14 pp.31~32）。

本学部では、教養科目群は専門分野を理解するための基礎として必要であり、社会人としての基本的知識として重要なものと考え、卒業要件全体の約35%（124単位中44

単位以上)を教養教育に充てている。専門教育は本学部教育の根幹をなすものであり、同じく、卒業要件全体の約61%(124単位中76単位以上)を専門教育に充てて、専門性と教養のバランスを適切に保つように努めている(資料4(2)-14 pp.34~35)。

<5> 現代文化学部

学則別表やカリキュラム表に示すように、それぞれ目標や教育方針の異なる科目群を設定し、その中に適切な科目を配置している。一方、体系的な学習が可能となるように、「履修ガイド」には履修モデルを7通り示した(資料4(2)-15 pp.44~50)、あわせて本学ホームページにも示した(資料4(2)-16)。また、1年次にも専攻基礎科目を設置し、教養教育と専門教育とが楔形で有機的な構成となるように配慮している(資料4(2)-15 pp.25~29)。

<6> 心理学部

本学部の開設科目は、基礎科目群、キャリア支援科目群、教養科目群、専攻科目群、自由選択科目群の5群に分けられている(資料4(2)-17 pp.IV-2~4)。これらの科目群に適切な科目を配置することで、必要な授業科目が開設されるようにしている。基礎科目群は、導入教育を担っている。キャリア支援科目群は、社会人基礎力の獲得、就業力の向上を目指したものである。教養科目群は、外国語を含めた広い教養を涵養すること目的としている。専攻科目群は、心理学と人間学に関連する専門的知識・技術の獲得を目的としている。

導入教育を担う基礎科目は1年次生担当とし、基礎教育を初年次に配置している。教養科目群は1年次から3年次担当となっているが、その中の教養基礎科目は1年次から2年次担当、教養発展科目は2年次から3年次の担当とし、順次性を確保している。専攻科目群は1年次から4年次までの担当となっているが、科目群を更に細かい科目群に分割し、順次性を確保している。専攻基礎科目の心理学基礎科目は1年次から3年次、心理学研究法科目は2年次から4年次、人間学科目は2年次から3年次となっている。一方、専門的な内容を扱う専攻発展科目は3年次から4年次時の担当となっている。キャリア支援科目群については1年次から4年次の担当となっているが、それぞれの学年に必要な科目を開設し、適切な配当年次を設定している(資料4(2)-17 p.IV-5)。

心理学部のカリキュラムでは、専門科目を専攻科目群としてまとめ、それ以外に基礎科目群、キャリア支援科目群、教養科目群、自由選択科目群を設けている。専攻科目群の卒業要件単位数は60単位で、卒業要件全体に占める割合は48%である。一方、教養科目群の卒業要件単位数は34単位で、卒業要件全体に占める割合は27%である。これを見ると教養教育の割合が若干低く見えるが、基礎科目群やキャリア支援科目群にも教養教育の内容が含まれているため、実際には教養教育の割合はこれよりも高い。実質的には、専門教育と教養教育がほぼ同じ程度の割合となっている(資料4(2)-17 pp.IV-2~4)。

<7> 総合政策研究科

各年度の開設状況については、大学院要覧で明示しており、教育課程の編成方針(カ

リキュラム・ポリシー)に基づいて授業科目が開設され、専攻領域の学問を基礎から体系的に習得するカリキュラムを構築している(資料4(2)-18 pp.5~8)。授業科目の編成では、各専攻とも演習科目8単位を必修とし、その他の開講科目(共通科目・選択科目・他専攻開設科目)から24単位以上を選択履修した上で計32単位以上を修得し、更に学位論文を提出し、最終試験(口頭試問)に合格することを修了要件としている(資料4(2)-18 p.16)。

このうち共通科目には、研究活動上基礎的な能力について必要となる科目として「論文作成法」などの研究基礎科目と、地域に関わる諸問題を取り扱う地域基礎科目が各2単位以上の必修科目として設けられている(資料4(2)-18 pp.5~8)。

なお、大学院生の将来を考慮した「履修モデル」を明示するとともに、共通科目として導入科目を設置し、順次性ある授業科目の体系的配置を行っている(資料4(2)-18 pp.9~15)。更に、これを実効あるものとするために、院生の履修登録を主査である研究指導教員が確認し、捺印後に履修登録することとなっている(資料4(2)-18 p.15)。

本研究科は専門職大学院とは異なり、修士学位論文の完成(リサーチワーク)を卒業要件としている。修士論文指導を中心とする演習は8単位であり、コースワーク24単位に比して単位数は少ないが、リサーチワークに要する研究時間は長くなるのが実態である。教育目標実現を考慮すれば、コースワークとリサーチワークのバランスは保たれていると考える(資料4(2)-18 pp.5~8)。

<8> 心理学研究科

「基礎科目群」次いで「基幹科目群」更に「発展科目群」へとカリキュラムは体系的に学習すべく配置されている。学生は、基礎科目群2科目4単位以上、基幹科目群8科目16単位以上、発展科目群4科目14単位以上、合計で34単位以上を取得しなければならない。学位取得には、これに加え学位論文(修士論文)を提出し、更に最終試験(口頭試問)に合格しなければならない、適切な科目配置になっている。

コースワークとして設定された実習において、リサーチワークとしての問題発見と解決に至る課題を見出すことができるようになっており、実際的なリサーチを実現するバランスが取れている(資料4(2)-19 第8章)。

(2) 教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか

<1> 大学全体

各学部教務委員会が、学部教授会の了承を経た上で、学部に相応しい教育を提供できるように、教育内容を検討し、管理運営をしている。また、共通の情報基礎科目、外国語科目、共通スポーツ科目及びキャリア教育科目に関しては、各共通教育センター運営会議等が、教育内容を検討し、管理運営をしている(資料4(2)-20 第2条、資料4(2)-21 第2条、資料4(2)-22 第2条、資料4(2)-23 第2条)。なお、共通教育センター運営会議等には、担当副学長が必ず出席している。

カリキュラム・ポリシーに「本学並びに各学部の教育目的等を達成できるカリキュ

ラムを編成する」と謳っているように、教養教育と専門基礎教育とに重点を置き、学部ごとに、学部の特性に相応しいカリキュラムを構築している。

また、駿大社会人基礎力を定め、大学教育全体で、就業力（継続的に社会で活躍できる力）をしっかりと育成するカリキュラムを編成することとし、学生と社会をつなぐ教育（社会を意識し、学生の目を社会に向ける教育）を展開することにより、実務的な能力の涵養を図っている。この「社会」という観点の導入は、カリキュラム全体の体系性を高めるものとなっている。

初年時教育としては、「学部科目」「1年次必修演習」「情報基礎科目」を設置し、必修科目としている。「学部科目」では、学部がどのような教育を行うつもりであるか、何が学べるかなどの理解の徹底を図っている。「1年次必修演習」では、大学での学びに必要なスキルや学びの姿勢等を養う。また、「情報基礎科目」では、大学での学習に必要なコンピュータ操作等を学ぶ。

大学院に関しては、各研究科運営委員会が、研究科委員会の承認の下、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させ、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養する教育課程を編成し、実施している。また、学生の多様なテーマ設定に対応する学位論文指導体制を充実させている。

<2> 法学部

1年次に基礎的な科目を配置、2年次からは「ビジネス資格コース」「警察・消防コース」「法職・公務員コース」に分かれて、コース共通・専門科目をバランスよく履修するよう、学士課程に相応しい教育を提供している（資料4(2)-24）。1年次の基礎演習で日本語能力を伸ばし、概論科目で法律の基礎を学ばせる（資料4(2)-24）。

<3> 経済経営学部

学士課程全体としては、幅広い教養と専門基礎を身につけることを徹底して行っている。本学部では学士課程全体の最終仕上げとして卒業論文を全学生が演習指導教員の下で作成することが必修化されている（資料4(2)-13 p.41）。

次に高大連携を配慮した教育内容として、特に入学者の多くを占める推薦系の入学者を対象に、12月末に大学において入学準備セミナーを開講している。また、すべての入学者を対象に通信形式で解答の添削指導を伴う入学前教育プログラムを実施している（資料4(2)-25）。更に入学後は1年次生には、おおよそ15人を上限として、学生個人に配慮可能な指導体制の演習（プロゼミナール）を設けている。

<4> メディア情報学部

本学部では、専攻科目として99科目188単位を提供している。3コースそれぞれの分野での専門性が修得できるよう計画された科目から構成されている。論理的思考や問題解決能力、チームワーク、リーダーシップの育成のため「ゼミナール」、「卒業研究」の開設、高等学校から大学への円滑な接続のために入学予定者に対する入学前教育プログラムの実施、1年次必修の「オリエンテーションゼミナールⅠ」に於ける、入学時導入教育を行っている（資料4(2)-25 pp.1~2、資料4(2)-26 pp.オ-1）。

<5> 現代文化学部

教育課程の編成・実施方針に基づいて、各科目群に相応しい特色ある科目を配置している。また、本学部では、体験的な学習にも力をいれ、コース共通科目のフィールド・スタディ科目群を始め、各コースの専攻発展科目群にも体験的な科目（実習、研修、アウトキャンパス・スタディ、インターンシップ等）を配置し、理論的科目とバランスよく履修できるようにしている（資料4(2)-15 pp.26~28）。加えて本学部では、初年次教育（「スタディ・スキルズ」）・高大接続（資料4(2)-27）に配慮し、1年次にオリエンテーション科目を設置し、高校から大学へのスムーズな学習の移行と大学での主体的な学習への適応を目指している（資料4(2)-15 p.30）。

<6> 心理学部

本学部では、研究方法及び統計的技術も含めた心理学の専門知識だけでなく、哲学、社会学、文化人類学、宗教学といった人間理解を目指した人間学の科目を専門科目として設置している（資料4(2)-17 p.III-3）。心理学の研究方法を修得することにより、科学的・客観的に問題を把握し、より適切な解決方法を導き出す能力が獲得される。心理学的知識は現実社会における人間理解に役立つものではあるが、これに加えて人間学の知識を修得することで、複雑な現代社会における人間を多角的に理解する視点も獲得される。このような知識、能力、視点を持った人材は、現代社会の様々な問題に取り組み、解決に貢献することが期待される。本学部では、このような人材の育成を念頭に置いた教育内容を提供している。

本学部では、1年次の必修科目として「スタディ・スキルズⅠ・Ⅱ」を設けている（資料4(2)-17 p.III-2）。ここでは、少人数クラスにおいて、文章理解、資料収集、レポート作成、討論などについての説明と指導が行われる。また、このために独自教材も作成している（資料4(2)-28）。この科目では、このような過程を通じて、高等学校までに修得した知識の確認と大学生に相応しい学習方法の指導も行っている。また、推薦系入試の合格者に対しては、入学前教育プログラムとして英語を始めとする課題を課し、大学での学習の準備をさせている（資料4(2)-25 pp.1~2）。

<7> 総合政策研究科

本研究科の教育は、講義、演習及び学位論文の作成によって行われる。ただし、大学院生は、入学の際、演習科目と同時に研究指導教員を選択しなければならず、指導教員は、大学院生の授業科目の選択、研究一般及び学位論文の作成について指導する（資料4(2)-18 p.18）。大学院の設置科目は、専門性が高いものが多く、大学院生の専門知識の習得について、丁寧な指導を行っている。したがって、大学院生が本研究科の設置科目を自己の問題関心と将来の進路に合わせて、適切に選択できるように、シラバスの充実を図るとともに履修指導を行っている。これは、大学院生一人ひとりの研究関心や進路等を考慮して、よりきめ細かな指導を行うためである。学位論文指導については、複数の教員による研究指導と学位論文の中間発表を行うことによって、学位論文作成過程において十分な指導が可能になるように工夫している（資料4(2)-18

pp.19~20)。学位の授与についても、主査1人、副査2人による指導教員の口頭試問を経て、評価点60点以上を合格としているが、その採点基準を明文化している（資料4(2)-18 pp.17~18）。

<8> 心理学研究科

臨床心理学専攻においては、専任教員全員が臨床心理の資格を有し、法心理学専攻においても、法心理学・犯罪心理学を専門とする教員が4人含まれるなど、高度な実際の課題を研究する教員が担当している（資料4(2)-18 pp.32~33、資料4(2)-29 p.23）。学生は自己の問題関心と将来の進路に合わせて適切に科目選択できるように、教員が履修・研究指導を行っている（資料4(2)-18 pp.42~43）。学位論文は、複数の教員による研究指導と構想発表及び中間発表を実施し、十分な指導が可能となるように工夫している（資料4(2)-18 pp.32~33、40~43）。

2. 点検・評価

●基準4(2)の充足状況

カリキュラム・ポリシーに基づいて、授業科目を適切かつ体系的に配置した教育課程が構築され、その教育内容も各課程に相応しいものとなっており、教養教育と教育内容・方法・成果に関しては、同基準を概ね充足している。

①効果が上がっている事項

<1> 大学全体

- ア. 学長・副学長会議が指針を出し、その指針に沿ってカリキュラム改革を実施した（資料4(2)-30）。
- イ. 駿大社会人基礎力と結びつけることによって、キャリア教育をカリキュラムの中に整合的に位置付け、その充実を図った。

<2> 法学部

学生及び教員間で教育目標について共通理解が得られ、教育課程の編成の検討に際して、理念・目的に沿った内容が実現されている。また、希望進路に応じた就職対策演習（学部独自のキャリア教育科目）を配置、入口から出口まで一貫した新カリキュラムを適切に提供している（資料4(2)-24）。

入学前教育として、推薦入試合格者には、大学教育の準備となる課題を提出させるなど、初年次教育・高大連携に配慮している（資料4(2)-25）。

<3> 経済経営学部

学生の複眼的視野を養うなどの教育目標を実現するため、経済学と経営学の基礎に関わる分野について必修科目を開設している（資料4(2)-13 pp.30~32）。現在の1年次生は、こうした方針の下、両分野の基礎についてより豊富な知識を学んでいる。

<4> 現代文化学部

2013（平成25）年度にカリキュラムを改訂し、主な教場を学外に求めた体験重視型のフィールド・スタディ科目群を設置し、選択必修科目としている。また、学部教育の集大成として、卒業研究を必修化し、卒業論文の提出と卒業研究発表会での口頭発表を課している（資料4(2)-15 p.38）。これらのことは、学生にとっても教員にとっても、時間と労力を要する作業となるが、学生からは学部教育に対して高い評価が得られている（資料4(2)-31）。

<5> 心理学部

教育内容においては心理学という実証的学問の特徴を学生に理解させ、その知識を身につけさせるために、「研究法」科目の充実や統計の必修化などを行っている（資料4(2)-17pp.III-1~23、資料4(2)-32pp.70~71）。また、1年次の導入教育の重視、卒業研究の必修化などにより、大学生としての知的水準の育成にも努めている。

<6> 総合政策研究科

教育課程・教育内容については、いずれの科目も少人数の履修なので、きめ細かい指導が可能である。また、隣接分野の科目も豊富であるので、幅広い知識を習得することができる。

現在のところ正課ではないが、本研究科の教育目的にある地域的課題の解決につながり得る教育内容の一つとして、本学所在の飯能市役所より委託生の受け入れを2015年度より開始した（資料4(2)-33）。

<7> 心理学研究科

教員による学生への履修指導については、履修登録時に教員と学生による話し合い、相談を実施している。また、研究指導については「研究計画書」を作成し、必要に応じて教員が確認、指導できるようにしている（資料4(2)-18pp.42~43）。

②改善すべき事項

<1> 大学全体

学長・副学長会議で打ち出した方針に則って、各学部はカリキュラムを構築したが、科目群名、卒業要件など、一見不統一に見える状態となっている。また、駿大社会人基礎力の涵養に向けて、アウトキャンパス・スタディや地域関連の科目の適切な配置が望まれる。さらにグローバル化に対応した教育の充実、とりわけ留学生の増加に備えた日本語教育体制の整備が必要とされる。

<2> 法学部

現行カリキュラムでは、就職対策演習（学部独自のキャリア教育科目）を充実化させることができたが、新カリキュラムでは科目名の変更等によって学生が学部独自のキャリア教育科目の内容を理解しやすくなるように対処する。

<3> 現代文化学部

スポーツ文化コースの学生が急増している現状を踏まえ、学生数や多様化する学生のニーズに合ったカリキュラム編成を再度検討して行くことが必要である。また、比較文化コース及び観光ホスピタリティコースに関しても、本学入学者層の現実的なニーズに合ったコース設定（教育内容）について、再度検討が必要である。

<4> 総合政策研究科

本研究科のいずれの専攻においても入学してくる大学院生のうち、特に地域社会人及び外国人留学生の中には専攻領域における学部教育をかなり以前に受講したか又は十分には受けていない場合もみられる。また、論文執筆の経験がない大学院生も多くなっている。このような大学院生に対する導入教育の必要性が高くなっている。現在の教育課程には研究基礎科目が用意されているが、まだ十分とはいえないものと考えている（資料4(2)-34）。

<5> 心理学研究科

既に別項で述べたように、臨床心理士試験や法曹専門職員試験での合格者の輩出は一定数、得られているものの、入学前の心理学既修者と未修者について、とくに未修者に関して別個の指導の必要性が議論されている。カリキュラム変更や、公認心理師制度の開始への対応の中で、研究科として今後は検討する必要があるかもしれない。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

<1> 大学全体

- ア. 今後も、学長のリーダーシップに基づく教育課程の編成に努めていく。
- イ. 社会人基礎力の充実に向けて、キャリア教育、アウトキャンパス・スタディ、地域関連科目などの配置の検討と内容の充実、さらにそれら以外の科目との連携の強化を図っていく。

<2> 法学部

引き続き、教育課程の編成を検討し、2017年度から始まる新カリキュラムへの改定作業を通じて、学生の希望進路に応じた内容をより充実させ、教育目標に沿った教育内容の実現に努めたい。

<3> 経済経営学部

各コースの特徴と人材育成目標の達成度について学部FD等で検証を続け、学生が社会人として活躍するのに必要な力を涵養する上での指針として、理念や目的を生かしていきたい（資料4(2)-13 pp.49~55）。

<4> 現代文化学部

フィールド・スタディ科目については、特に安全面を配慮し、履修者の上限を1科目20人としているので、学生増に対応して魅力ある設置科目数を増やすべく準備していきたい。一方、卒業研究については、特に卒業研究発表会におけるプレゼンテーション能力の質的向上に取り組む予定である。

<5> 心理学部

上に述べたように、本学部の教育目標を達成する体制はほぼ整った。今後は「研究法」「統計」など、文科系学生には不慣れな科目の教育方法の検討を継続的に行っていくきたい。

<6> 総合政策研究科

教育目的の一つである地域的課題解決につながり得る教育内容である飯能市役所からの委託生受け入れを2015（平成27）年度より試験的に開始したが、今後は近隣周辺地域の他市からの受け入れを計画している。

<7> 心理学研究科

2016（平成28）年度の公認心理師資格の開始に対応して、カリキュラムや専攻の性格の変更が必要となるかもしれない。研究科委員会やFD会議で議論する予定である。

②改善すべき事項

<1> 大学全体

カリキュラム表における不統一は、今回のカリキュラム改革において、可能な限り、統一を図っていく。また、同じく今回のカリキュラム改革において、アウトキャンパス・スタディ、地域科目、キャリア科目などの見直しを行うとともに、グローバル化に対応した教育の充実を図っていく。

<2> 法学部

学生の学力不足を補うため、初年次ゼミや学部独自のキャリア科目の充実を図りたい。

<3> 現代文化学部

フィールド・スタディに関して、学生数に見合った新たな科目を設置しなければならない。また、卒業研究発表会については、さらに学生のプレゼンテーション能力を高めるように教育・指導を行なわなければならない。

<4> 総合政策研究科

研究科には共通科目である研究基礎科目として論文作成法、情報検索論特論、エンド・ユーザー・コンピューティングが開設されたが、今後も一層の修士課程教育の改善に努めたい。

<5> 心理学研究科

既に述べてきたように、2016（平成28）年度から公認心理師制度が開始される予定である。現時点ではこの資格試験受験資格を得るためのカリキュラム案が出ていないため、何とも言えないが、それが出された時点で早急の対応がとれるよう、準備をしている段階である。

4. 根拠資料

- 4(2)-1 2011年度第1回カリキュラム改革に関する全学委員会議事録（2011.7.28）
- 4(2)-2 駿河台大学評議会規程
- 4(2)-3 駿河台大学教務委員会規程
- 4(2)-4 本学ホームページ「駿大教育の指針（学部）」
http://www.surugadai.ac.jp/about/gakubu_policy.html
- 4(2)-5 本学ホームページ「キャリア教育」
<http://www.surugadai.ac.jp/tokushoku/career/>
- 4(2)-6 駿河台大学外国語教育センター規程
- 4(2)-7 2015年度第1回カリキュラム改革に関する全学委員会議事録
- 4(2)-8 駿河台大学大学院研究科運営委員会規程
- 4(2)-9 駿河台大学大学院研究科委員会規程
- 4(2)-10 本学ホームページ「駿大教育の指針（大学院）」
http://www.surugadai.ac.jp/about/in_policy.html
- 4(2)-11 法学部 履修ガイド（2015）
- 4(2)-12 経済学部カリキュラム表
- 4(2)-13 経済経営学部履修ガイド（2015）
- 4(2)-14 メディア情報学部 履修ガイド（2015）
- 4(2)-15 現代文化学部 履修ガイド（2015）
- 4(2)-16 本学ホームページ「現代文化学部／カリキュラム」
http://www.surugadai.ac.jp/gakubu_in/gendaibunka/curriculum/
- 4(2)-17 心理学部 履修ガイド（2015）
- 4(2)-18 駿河台大学 大学院要覧（2015）
- 4(2)-19 大学院学則
- 4(2)-20 駿河台大学情報処理教育センター運営会議細則
- 4(2)-21 駿河台大学外国語教育センター運営会議細則
- 4(2)-22 駿河台大学スポーツ教育センター運営会議細則
- 4(2)-23 駿河台大学キャリアセンター委員会規程
- 4(2)-24 法学部カリキュラム表
- 4(2)-25 入学前教育プログラム実施報告書（2015）
- 4(2)-26 メディア情報学部 シラバス「オリエンテーションゼミナールⅠ」
- 4(2)-27 現代文化基礎講座Ⅰ及びⅡ
- 4(2)-28 心理学部スタスキ資料集1～3
- 4(2)-29 駿河台大学 大学院ガイド（2016）

第8回自己点検・評価報告書

- 4(2)-30 2011年度第15回学長・副学長会議議題（鑑）（2011.7.5）
- 4(2)-31 2015年度現代文化学部卒業時アンケート（2015年度第11回教授会資料）
- 4(2)-32 駿河台大学 大学案内（2016）
- 4(2)-33 総合政策研究科運営委員会議事録(2015年度 第1回 4月23日、第4回 9月24日)
- 4(2)-34 2014年度大学院アンケート（学業・研究全般）

第4章 教育内容・方法・成果

【教育方法】

1. 現状の説明

(1) 教育方法および学習指導は適切か。

<1> 大学全体

講義・演習・実験等を通して、本学の建学の精神である「愛情教育」を具現化することが、本学の共通の目標である。

学部授業の大部分は講義形式で行われる。これは、基本的な知識の教授という点で理にかなった形式であるためである。ただし、専門的な知識の一方的な教授ではなく、学生と社会をつなぐ教育（社会を意識し、学生の目を社会に向ける教育）の展開を図るとともに、コメントペーパーの活用などを通じて、学生の授業への主体的参加を促し、よりインタラクティブな授業を行うように、FD研修会などを通じて教員に求めている。

導入教育を担う1年次演習を含む各年次の必修演習が、演習科目の代表である。20人以下のクラス編成の中で発表・討論・解説といった形で授業が行われる。この形式の授業は、愛情教育の精髓と呼ぶべきものであり、学生と教員との協働の中で、学生が主体的に授業に取り組む科目である。ここでは、専門的理解を深めるだけでなく、コミュニケーション能力や問題解決能力など、社会で求められる力を伸ばす教育を目指している。

外国語に関しては、講義と演習の中間的な形であり、30人程度のクラスを編成し、有効な教育がなされるようにしている。ここでも、当然ながら、授業への主体的参加が求められる。

情報基礎教育や体育など、実技が必要な科目に関しては、実習形式で授業がなされ、主体的に操作や運動を体験する中で、求める技能を習得できるようにしている。

その他、インターンシップを含むアウトキャンパス・スタディに関しては、教室外の社会の現場での実習が中心となり、主体的な行動が科目の前提となる。

アウトキャンパス・スタディという形で、様々な社会活動に主体的に参加していく科目も用意している。

この他に、特にキャリア教育を中心として、教室規模に関わらず、グループワーク形式の授業も行われており、学生は主体的に授業参加することが求められている。

また、3404教室を改修し、2013（平成25）年度より、インタラクティブ型授業、グループワーク型授業をより有効に行うことを可能にする教室とした。講義、演習等に拘泥せず、学生の主体的参加を促す授業を行う場として、その積極的な利用を図っている。

以上のように、学部においては、教育目標の達成のために、それぞれの科目で最適の授業形態がとられている。そして、ほぼすべての科目形態において学生の主体的参

加が求められている。大学院に関しても同様であるが、大学院においては、その性格上、少人数による授業が多くなる。

履修登録に関しては、各学部がそれぞれ履修科目登録の上限単位を設定している。これにより、各年次において取得すべき単位を平準化し、偏りなく4年間学習した上で卒業できるよう配慮している。

学習指導は、年度当初の各年次ガイダンス並びに各年次の必修演習を通じて行われる。

年度当初のガイダンスは、学部、年次別に行われ、各年次における履修の要点・注意点を、履修ガイド並びに配布物を用いて丁寧な指導を行っている。

各年次の必修演習では、担当教員をFA（ファカルティ・アドバイザー）として指定し、個別の学習相談・指導を行っている（資料4(3)-1）。そこでは、履修、科目選択、コース選択その他学習計画の指導、進路、就職など将来の選択に関する指導、出席不良学生の学習・生活指導、退学、休学、進路変更に対する指導、更には、学生が事故に遭ったときの対応などに、FAは幅広く責任を持ち、また、学内の他の機関や他の教員あるいは保証人との連絡などに当たっている。特に、1年次生に関しては、履修登録や科目選択の仕方など、FAが重要な役割を果たす。大学院においては、少人数ということもあり、研究指導に当たる教員が学習相談・指導に当たっている。

加えて、全教員は週1回程度オフィスアワーを設定し、これを学生に配付する時間割表に掲載している（資料4(3)-2）。これにより、各教員の学習指導を希望する学生はもとより、就職その他の問題について相談を希望する学生は、指導教員以外の教員に対しても当該時間に研究室に教員を訪ねることができるようにしている。この制度により、さまざまな相談に教員を訪れる学生は少なくない。

また、入進学時に配布される「履修ガイド」及び「大学院要覧」には、学習の指針が示されている。

更に、2013（平成25）年度入学生からは、高校から大学への学びの移行の状況を把握するために、「新生アンケート」を実施し（資料4(3)-3）、その結果は、FD研修会において発表し、学生指導の一助としている。

大学院修士課程の研究指導では、専門演習を置き、指導教員が、学位論文の作成等に対する指導計画を策定し、指導に当たっている。

<2> 法学部

本学部の特性上、実験科目は設置されていない。講義・演習科目では少人数教育を実施し、教育目標の実現に向けた体制を整えている。履修指導用の資料を作成し、年度初めのガイダンスや1年次生向けオリエンテーション・キャンプ、各演習の初回時において担当者による履修指導を行っている（資料4(3)-4p.III-29）。学生の固有情報については「学生情報カード」を作成、学生確認用と教員指導用の2種類を用意し、特に指導に注意が必要であると考えられる学生の情報については、教員指導用カードを通じて円滑な情報の引継ぎが行われるよう配慮している（資料4(3)-5）。講義では必要な知識および情報の効率的な習得を、演習では講義で習得した知識・情報に基礎に、課題発見、情報の収集分析、文章作成、プレゼンテーション能力の涵養を目指している。

また公務員試験および資格試験に特化した選択演習・就職対策演習においてより実践的な学習指導を行っている（資料4(3)-6）。

<3> 経済経営学部

2013年（平成25）度開設の本学部は、基礎となる経済学部の教育方法を踏襲しており、双方向教育の実現のために、学部では少人数教育化を目指している。まず、講義形態の授業では、1つの教室における受講生の数が200人を超えるクラスは分割して2クラスとしている。実習や演習科目は、少人数制を取り入れ、個に応じて深く学べるように授業内容を構成している。1年次から4年次まで必修となっているゼミナールでは、可能な限り定員が15人を超えることがないよう配慮している。

履修登録の上限は1年次44単位、2年次46単位、3年次46単位、4年次44単位となっている（資料4(3)-7 pp.47~48）。学習指導の充実としては、1年次に「プロゼミナール」、2年次に「入門演習」、3年次に「演習Ⅰ」、4年次に「演習Ⅱ」を置き、少人数演習形式による教員と学生が共感的に相互理解できる教育を目指している。その他、FA制度とオフィスアワー制度により、随時学生の学習相談に対応している（資料4(3)-7p.5）。

また、学生が主体的に学習を進める仕組みとして、毎年11月に開催される「学部デー」では、「プロゼミナール」の受講者にはフィールドトリップとして社会の現場の体験学習を取り入れており（資料4(3)-8）、また、「演習Ⅰ」の受講者によるプレゼンテーションをコースごとに行っている（資料4(3)-9）。加えて、「インターンシップⅠ・Ⅱ」や「まちづくり実践」といった地域との連携による学生の主体性を引き出す科目を用意している（資料4(3)-7 pp.77~84）。

更に、学生に内省を促す方策として「学生生活カード」を作成させている（資料4(3)-10）。これは、各ゼミナールの開始時に学生がゼミナール担当教員に提出するものであり、単位修得状況、以前に設定した目標の達成状況、今後の目標などを記入している。

<4> メディア情報学部

各年次必修となっているゼミナールでは少人数クラスを徹底し、学生の主体的な授業への参加を促すことに努めている。実習・演習科目においても、複数開講・事前登録制度によって、受講者数を抑え、学生の主体性を伸ばすように配慮している。更に、実務的専門教育の充実を目指し、実習・演習科目の割合を大きくし、2013年度から実務家教員による「オンキャンパス・インターンシップ」を開講した。

<5> 現代文化学部

2009（平成21）年度に学部の改組を行い、比較文化学科から現代文化学科となったため、教育目標も変更し教育課程の改編も行った。その結果、履修コースは、比較文化コース、観光ホスピタリティコース、スポーツ文化コースの3コースとなった。新たに加わった観光ホスピタリティコースとスポーツ文化コースは実習・実技的な科目を数多く設置する必要があったこと、全学的な教育方針としてアウトキャンパス・スタディやインターンシップなどの科目を増やし、留学も促進するという方向性がとられ

ていることもあって、これらの体験重視型の科目がより大きな比重を占めることを教育課程の特徴として打ち出した。それに伴い、「海外観光研修」「海外添乗研修」「海外スポーツ文化研修」を設置し、履修促進に努めた結果、一定数の参加者の確保が実現している。また、2013（平成25）年度から新カリキュラムが始まり、「フィールド・スタディ科目群」においては「都市探訪」「フィールドトリップⅡ」「キャンプ・野外活動研修」等の体験型の科目を設置した。講義科目と体験重視型科目との連携も考慮し、理論を学ぶ講義科目と実際に学ぶ演習科目を組み合わせられるように配慮した（例えば、「エコツーリズム入門」と「エコツーリズム実践」）。

履修登録の上限は1年次44単位、2年次46単位、3年次46単位、4年次44単位となっている（資料4(3)-11 p.67）。履修登録に当たっては十分なガイダンスを行う時間を設定しており、FAの教員（スタディスキルズ担当教員）も相談に応じている。また、学部設置科目（専攻科目）は、いずれも少人数クラスで実施されており、最大でも80人以下となっている。加えて、学習への主体的参加を促すために、少人数の演習科目を4年間に亘って必修科目として設置している。また、演習担当教員の指導の下で行われる卒業研究論文の作成と卒業研究発表会でのプレゼンテーションは、学生の満足度も高い（資料4(3)-12）。更に、「卒業研究要旨集」「学生論集」も発刊し、その内容を内外に広く公開している（資料4(3)-13、資料4(3)-14）。

一方、キャリア教育も充実させ、社会人としての実務能力の向上を目指して、専任教員によるテーマ別の授業のほかに、特別講師による指導も行っている。観光ホスピタリティコースでは、主に旅行業界や地域振興を企図する公務員・NPO法人などへの就業を想定し、添乗業務やガイドングなどを実務的に学ぶための「添乗研修」を開講している。また、スポーツ文化コースでは、2013（平成25）年度カリキュラムにおいて、保健体育の教員養成のため「保健体育教職への道Ⅰ・Ⅱ」を設置し、実務教育を行っている。加えて、「健康運動実践指導者」「トレーニング指導者」「JAF A指導者資格」などの実務的な外部資格取得のための科目も整備した（資料4(3)-11p.50）。2016（平成28）年度発行の「履修ガイド」より、これらの資格取得と関連する科目は一覧表で示し、受講者に配慮するようにした（資料4(3)-15p.51）。

<6> 心理学部

本学部では、授業形態として講義、演習、実習、実験を採用している。1年次から4年次までのそれぞれに必修の演習を設けて、少人数でのきめ細かい教育が可能となるようにしている。1年次演習の「スタディ・スキルズⅠ・Ⅱ」では導入教育に力点を置き、2年次の「スタディ・スキルズⅢ」は一般的な学習・研究スキルの習得から専門教育へとつなぐことを目標としている。そして、3・4年次の「演習Ⅰ・Ⅱ」は、専門的な学習・研究を目的としている。また、2年次には実験科目として、「心理学研究法Ⅰ・Ⅱ（基礎実験Ⅰ・Ⅱ）」を設けている。この科目では、学生自身に実験を行わせた後、データ分析とレポート作成までの指導を行っている。心理学的実験の初年次教育関係科目、心理学の研究法、臨床系科目、及び、3・4年次の演習は演習形式とし、少人数でのきめ細かい教育が可能となるようにしている。さらに、初年次の必修科目を中心に、欠席が続いている学生についてFAに連絡するという取り組みも行っている。

本学部では単位取得の上限を1年次44単位、2年次46単位、3年次46単位、4年次44単位と定め、バランスが良く、無理のない学習が可能となるように指導している（資料4(3)-16pp.III-22～23、III-40）。この指導は各学年での履修登録時のガイダンスや「履修ガイド」で徹底している。

授業の運営は各教員に委ねられているが、演習等の少人数クラスでは学生に発言を促したり、研究発表をさせたりするなどの工夫を行っている。

資料の読み取りやレポート作成能力、意見発表などのプレゼンテーション能力は、1年次の「スタディ・スキルズⅠ・Ⅱ」を始め、2年次の「スタディ・スキルズⅢ」や、3・4年次の「演習Ⅰ・Ⅱ」などの少人数科目で教員が指導することとなっている。また、現在、社会人にとって必須の基本的スキルとなっているコンピュータ技術については、「コンピュータ・スキルズⅠ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」で、学生が実際にコンピュータを使いながら操作を習得していくという方法で授業を進め、指導している。

<7> 総合政策研究科

本研究科は、少人数制教育の下に、理念・目的・教育目標に沿って演習・講義・学位論文の作成という授業形態を効果的かつ適切に導入している。

研究基礎科目である、「論文作成法」「情報検索論」「エンド・ユーザー・コンピューティング」では、大学院生による実習形式を多用しており、教育目標達成の基盤づくりとして有効である。また、地域基礎科目である「地域政策論特論」「森林政策特論」「観光情報政策論特論」では、同様に教育目標の一つである地域的課題の特徴を認識する上で効果があるものと考えている。

特に、履修科目登録の上限単位数を設定していないが、学習指導は十分に徹底できるように研究指導担当教員が、専攻する演習に所属する大学院生に対して入学時の履修登録の際に、授業科目の選択、研究一般及び学位論文の作成について適切な指導を行っている。

少人数教育の特性を活かし、双方向的講義・演習が殆どを占めるため、大学院担当教員は講義・演習におけるその都度の発問・応答の内容、課題報告の内容とそれへの質疑応答の状況によって、受講者の理解度を常に確認している。双方向的な授業それ自体を活用すれば、そこにおいてもフィードバック・コントロールが可能になり、受講者の理解度をチェックしながら授業の進度と深度とを調整できる。

研究指導計画に基づき、研究指導計画書は、主査である研究指導教員によって作成された上、各専攻会議にも提出されるため、研究指導計画書は適切に作成されていると考えている。また、主査・副査は学位論文作成途中に行われる中間報告の結果を専攻会議に報告している。したがって、適切に研究指導・学位論文作成指導は行われていると考えている（資料4(3)-17 pp.19～20）。

<8> 心理学研究科

学生は、教育理念・目標に沿って、講義、演習・実習をバランスよく履修できるようガイダンスにおいて指導している。特に、実習においては、臨床心理学専攻は、心理カウンセリングセンター、病院・福祉施設・学校において、法心理学専攻は、刑務

所・少年院・保護観察所などで、実際的な学修が可能である。履修登録上限を設定していないが、学習指導は十分に徹底できるように研究指導担当教員が、授業科目の選択、研究一般及び学位論文の作成について指導を行っている。授業は少人数教育の特性を活かし、双方向的講義・演習が殆どを占めるので、大学院担当教員は講義・演習におけるその都度の発問・応答の内容、課題報告の内容とそれへの質疑応答の状況によって、受講者の理解度を常に確認している。研究計画の作成、研究の実施、学位論文作成の指導は、臨床心理学研究・法心理学研究において行い、オフィスアワーでも併せて指導している。また、2015（平成27）年度より、研究指導計画書を院生と意見交換しながら作成し、それを保存することで、研究指導の検証を行えるようにしている（資料4(3)-16 pp.42~43）。

(2) シラバスに基づいて授業が展開されているか。

<1> 大学全体

シラバスは、全授業科目について毎年作成することが義務付けられており、統一フォーマットで具体的に記載することが求められている。その内容についても、「授業内容」「到達目標」「関連科目」「テキスト・参考書等」「授業外における学習方法」「成績評価方法」及び授業回毎の「授業計画（表）」を記述することとなっている（資料4(3)-18）。そして、2013（平成25）年度からは、駿大社会人基礎力との関連付けも求めている。

各教員は、シラバス記載の内容に沿って授業を行うことが求められている。実際の授業内容・方法とシラバスに記載されている内容との整合性は、学期末に実施される授業アンケートに、「この授業が目指している知識や能力や技術が身についてきていると感じますか？」「この授業の内容を総合的に評価してください」「この授業を通じてどの駿大社会人基礎力が身についてきていると感じますか？」という授業内容に関する質問項目、「教員の授業の仕方はどうでしたか？」「今後、この授業を改善していくためには、以下のどれを充実・活用していくとよいと思いますか？」という授業方法に関する質問項目、「この授業はシラバスの授業計画に沿って行われていますか？」というシラバスとの整合性に関する質問項目を設け、その調査結果によって検証している（資料4(3)-19）。

なお、全学的な授業アンケート結果分析は、2013（平成25）年度実施分から行い、結果について教職員向けに提示するとともに2015（平成27）年度の全学研修会（教育力）において報告を行った。

また、2014（平成26）年度シラバスから各学部、共通教育センター、キャリアセンター、教職資格課程、各研究科によるシラバス原稿の第三者チェックを実施し、「講義内容」がカリキュラム体系と整合的であるか等の項目を設け、事前の確認を行っている。

<2> 法学部

シラバスは、講義内容、到達目標、関連科目、テキスト・参考書、授業外における学習方法、成績評価方法、その他、授業計画表を具体的に示している（資料4(3)-6）。

学期末に担当者は、授業アンケートを通じてシラバスとの整合性を検証するとともに、FD会議を通じて、学部全体で検証を行っている（資料4(3)-20）。

<3> 経済経営学部

「シラバス」は全学で書式及び記載項目が統一されており、各授業科目に関する情報が示されている（資料4(3)-21）。シラバスは、1年次配当科目は冊子として新入生に配付され、他の科目については、Web ページに掲載されている。もちろん、各教員は、シラバス記載の内容に沿って授業を行うことが求められている。実際の授業内容・方法とシラバスに記載されている内容との整合性は、学期末に実施される授業アンケートを分析することにより検証している。

<4> メディア情報学部

シラバスでは目標・内容、参考文献、授業計画を具体的に示し、教員もそれに従って授業運営を行っている（資料4(3)-22）。特に「成績評価の方法」については各基準を明示している。実際の授業運営とシラバスとの整合性は、授業アンケートの結果に基づいて確認している。

<5> 現代文化学部

シラバスには授業科目ごとに、内容・目的、テキスト・参考書、関連科目、成績評価方法、授業計画（各回のテーマ）などを記述している（資料4(3)-23）。本学では毎年、学生による授業評価アンケートが実施されているので、当然、各教員はその授業評価結果を踏まえて、授業内容・方法の適切性、シラバスとの整合性を再検討し、毎年度書き直している。2013（平成25）年度より、基本的にシラバスは本学ポータルサイトに掲載することになった。

<6> 心理学部

全学的な取り組みとして年度ごとにシラバスの作成が行われている。本学部でも、全学的に設置された記載項目に従ってシラバスを作成し、学生に提供している（資料4(3)-24）。

実際の授業内容・方法とシラバスの記載内容との整合性は、各授業の担当教員が、学期末に全学的に実施される授業アンケートの結果に基づいて検証することとなっている。

<7> 総合政策研究科

大学院の設置科目は、専門性が高いものが多く、大学院生の専門知識の習得について、丁寧な指導を行っている。したがって、大学院生がそれぞれの研究科の設置科目を自己の問題関心と将来の進路に合わせて適切に選択できるように、シラバスのスタイルを定型化し、充実を図っている（資料4(3)-25）。なお、シラバスは、2012（平成24）年度までは大学院要覧に記載されていたが、2013（平成25）年度以降は大学のポータルサイトでの閲覧に変更となった。

授業内容・方法とシラバスで示された演習・講義目標と演習・講義内容との整合性については、各学期の授業計画を見直す等で改善を図っている。大学院アンケート調査結果でも、大学院生の満足度は高い（資料4(3)-26）。

<8> 心理学研究科

専門性の獲得を目指したシラバスを設定し、実際の課題を内容とした学習を実践している。学生は、シラバス内容に沿ったレポートや発表、質疑応答を行い、専門知識と技能の修得を実施している（資料4(3)-25）。

(3) 成績評価と単位認定は適切に行われているか。

<1> 大学全体

学則第37条は「授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える」と規定し、同第2項は「履修科目の成績は、A・B・C・D・Fの5段階をもって表示し、A・B・C・Dをもって合格とし、Fを不合格とする」と規定する（資料4(3)-27 第37条）。なお、大学院学則も、第30条において、同様に規定する（資料4(3)-28 第30条）。

この規程に基づき、各学部、大学院の全科目に関して、シラバスの「成績評価方法」において、成績評価の方法・基準（合格・不合格の基準）が明示されている。また、成績評価においては、出席状況、授業への参加姿勢、期末試験の成績、小テストの成績など、評価基準を複数設け、多面的に判断するように求めている。

また、その評価においては、演習科目等一部の相対評価除外科目、受講者数が30人を下回る科目を除き、相対評価を実施し、担当教員による成績評価の偏りを少なくするよう配慮している。その割合は、A：20%（±5%）、B：30%（±5%）、C：30%（±5%）、D：20%（±5%）である（資料4(3)-29）。なお、相対評価は、2006（平成18）年度から導入している。

成績評価のA、B、C、D、Fをそれぞれ4、3、2、1、0の各ポイントとし、修得した総ポイント数を総履修単位数（Fを含む）で除した数値をGPAとして算出している。これにより、学生は、個々の科目における自らの理解度や、全体としての自らの学習成果を確認できるようになっている。この相対評価、GPAに関しては、初年次ガイダンスにおいて説明し、理解できるようにしている。

また、学生が成績評価に疑義を持つ場合には、「成績評価に関する疑義申立て」の制度があり、これにより疑義申立てがあった場合には、担当教員が採点表を再確認した上で、その結果を、申立てを行った学生に対し、教務課から通知している（資料4(3)-30）。

単位制とは、定められた基準に従って授業科目を履修し、所定の試験に合格することにより、その授業科目に与えられている単位を修得する制度である。

本学では、各授業科目の単位数は、学則第33条並びに大学院学則第26条において「1単位の履修時間を教室内及び教室外を合わせて45時間」と規定されており、授業時間と各自が行う自習時間とを合わせた45時間の学習時間を1単位として計算することとなっている。更に、学則第33条並びに大学院学則第26条の（1）で「講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする」

とし、(2)において、「実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする」と規定されている。本学においては、この規定に基づき、講義・演習科目の場合は、学期科目が2単位、通年科目が4単位、外国語並びに実習・実技科目の場合は、学期科目が1単位、通年科目が2単位とされている。また、本学では、大学設置基準第23条に従って、2013（平成25）年度から、1学期15週の授業を行うこととした。

この単位計算方法は「履修ガイド」並びに「大学院要覧」において明示されており、各科目の単位数も「履修ガイド」並びに「大学院要覧」等のカリキュラム表、「講義時間割表」に明示されている。

各科目の単位数は、上記の規程に沿って設定されており、各科目の単位認定は、上述の成績評価方法・基準に基づいて厳密に行われている。

単位認定の方法は、制度的には適切といえる。しかし、「授業アンケート」の結果等を見る限り、自習時間が十分に確保されているとは言い難い。

本学への入学に際し、他の大学、短期大学等で修得した単位については、学則第36条の2において、「教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる」と規定した上で、第36条の2第3項において、その上限は60単位と規定されている。この規定に則り、まず学部教務委員会が慎重に認定単位を検討した上で、認定案を教授会に提出し、教授会の議を経て、学部長が決定している。

編入学並びに再入学に際しては、他の大学、短期大学等並びに退学前の本学で修得した単位については、学則第23条第4項において、「すでに履修した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年限については、教授会の議を経て、学長が決定する」と規定されている。この規定に則り、まず学部教務委員会が慎重に認定単位を検討した上で、認定案を教授会に提出し、教授会の議を経て、学部長が決定している。

大学院は、大学院学則第27条の3において、「教育上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本大学院に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる」とし、同第2項において、その上限を、修士課程の場合は10単位、法科大学院の場合は30単位と規定している。単位認定は、学部と同様にして行われる。

既修得単位認定の方法は、以上のとおり適切に行われている。

<2> 法学部

シラバスに成績評価方法を明記、合格（A～D）不合格（F）で評価し、相対評価（A～Dを2：3：3：2の割合）を原則とする（資料4(3)-6）。複数開講科目については、担当者間に評価割合を示し、ばらつきを調整するように配慮している（資料4(3)-31）。単位制度の趣旨である予習、復習に要する時間も含め、達成度に基づいて成績評価を行い、単位を適切に認定している。編入生については単位認定案を教務委員会で作成、本人に認定案を示して意見を求め、教授会で個別に科目認定の適切性を判断、決定し

ている。その他、本学以外で修得した単位等の取扱いについては、「履修ガイド」に記載しており、本人の申請に基づき、教務委員会での確認及び教授会での承認を経て、所定の科目の単位が認定される（資料4(3)-4pp. v-1~5）。

<3> 経済経営学部

成績評価方法は、出席状況、授業への参加姿勢、期末試験の成績、小テストの成績などから多面的に判断し、A・B・C・D・Fの成績評価が行われる。それらの方法及び評価基準は、科目ごとにシラバス上に明示している。更に総合的な評価を示すためにGPAを導入している（資料4(3)-29）。また、英語を始めとする語学検定試験、情報系資格試験、簿記資格試験などの外部試験に合格すると、本人の申請に基づき、教務委員会での確認及び教授会での承認を経て、所定の科目の単位が認定される（資料4(3)-7, pp.65~68）。なお、各授業科目の単位数は学則に沿って設定されており、各科目の単位認定は、上述の成績評価方法・基準に基づいて厳密に行われている。

既修得単位認定の適切性については、3年次編入学では、これまで教務委員会により個別認定をしてきたが、2014（平成26）年度の編入学生より、62単位（外国人）又は64単位（日本人）を包括認定し、70単位までを他大学・短期大学・専門学校等で修得した科目をその学修内容に応じて個別に認定することにした。また、派遣留学制度では、留学先で履修した科目を、通年の場合は40単位、半期の場合は20単位程度として、本学で履修した単位として認定している（資料4(3)-7 p.88）。

<4> メディア情報学部

全科目の内容は、授業外学習を含め1単位45時間の学修が担保されるよう達成度を設定し、それに基づく成績評価による単位認定を行っている。2015（平成27）年度から成績の評価方法は、演習科目等一部の相対評価除外科目、受講者数が30人を下回る科目を除き、相対評価（A：20%（±5%）、B：30%（±5%）、C：30%（±5%）、D：20%（±5%））を実施している。

<5> 現代文化学部

成績評価については、基本的に相対評価を前提としたGPA制度に基づき、各教員の裁量に任されているが、当該科目における成績評価の方法と基準はシラバスに明記されている。

編入学（3年次）単位認定に関しては、短大・専門学校の成績証明書を基に、本学部の認定基準（上限70単位）に合わせて、教務委員会において原案を作成し、履修指導ガイダンスにおいて編入学生の履修希望科目と調整しつつ、厳格な認定を行っている（資料4(3)-32）。

その他、本学以外で修得した単位等の取扱いについては、「履修ガイド」に記載しており、本人の申請に基づき、教務委員会での確認及び教授会での承認を経て、所定の科目の単位が認定される（資料4(3)-15pp.73~77）。

<6> 心理学部

成績評価は基本的に教員に委ねられているが、相対評価制度を採用し、評価ごとの人数比率を定めることで評価が偏ることを防止している。さらに、評価の偏りが見られた授業については、教務委員長から授業担当者に改善を依頼するなどして、評価が公平になされるように努力を続けている。また、GPA制度を採用し、奨学生、表彰生、派遣留学生などの選定が客観的に行われるようにしている。成績評価の方法については「履修ガイド」に明示してある。

成績評価が教員に委ねられているため、単位認定についても教員に委ねられている。ただし、相対評価制度に基づき、成績評価の分布の適切性は全学教務委員会で確認を行っている。学生が成績評価に疑問を持った場合には、成績疑義申し立て制度に基づき、成績評価を再確認しており、誤りがあれば成績評価を修正している。また、成績評価に問題がない場合においても疑義を申し出た学生への説明を行っている。

英語を始めとする語学検定試験、情報系資格試験、簿記資格試験などの外部試験に合格すると、本人の申請に基づき、教務委員会での確認及び教授会での承認を経て、所定の科目の単位が認定される（資料4(3)-16 pp.V-1~5）。

編入学生の既修得単位の認定については、教務委員会により、編入学生の出身校の成績証明書を基に、「心理学部単位認定原則」に従って単位認定案が作成され、教授会での承認を経て決定される（資料4(3)-33）。この原則では、2年次編入については、28単位を包括認定し、それ以外に8単位を上限に個別認定を行うものとし、また、3年次編入については、54単位を包括認定し、それ以外に16単位を上限に個別認定を行うよう定めている。

<7> 総合政策研究科

各年度のシラバスの中で、演習及び講義科目についてはそれぞれの演習・講義の目標、演習・講義内容及び成績評価方法（平常点 [出席・クラス参加・発表・グループ作業の成果等]、学期末レポート試験・論文、その他 [クラス・授業への貢献度]）が明示されている（資料4(3)-25）。

成績評価は、A、B、C及びFであり、それぞれ80点以上、70点以上79点以下、60点以上69点以下及び60点未満であり、A、B、Cが合格で、Fが不合格であることを、大学院要覧に明示している（資料4(3)-17 p.16）。

修士課程を修了するには、演習科目8単位、選択講義科目及びオリエンテーション科目の中から24単位の修得と並んで学位論文を提出し、審査に合格しなくてはならない。学位論文を提出する前に1年次（秋学期）、2年次（春学期）の2回に亘って、主査・副査の出席の下で中間発表を行わなければならないが、この中間発表では、学位論文の内容、研究方法、研究計画の遂行状況について発表して、必要な研究指導を受けることになっている。学位論文完成に至る過程で、主査である研究指導担当教員の指導に加えて、副査が参加して報告を聞いてコメントを加えることで、複数教員による指導を組織的に行うことになるため、学位論文の判定は適正に行われている。また、講義・演習の単位認定についても、講義・演習における厳格な成績評価基準に基づいて多元的かつ適正に行っている。これらの単位の認定は、シラバスで明示された配点により

適切に行われている。

<8> 心理学研究科

「大学院要覧」、「大学院シラバス」の中で、演習及び講義科目についてはそれぞれ演習・講義の目標、演習・講義内容及び成績評価方法（平常点、学期末レポート試験など）が明示されている。学位取得基準は、34単位以上を取得し、更に修士論文を提出し最終試験に合格しなければならない。最終単位認定は、研究科委員会で行われ、適切に運用されている（資料4(3)-17 pp.37~41）。

(4) 教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけているか。

<1> 大学全体

本学では、従来、教務委員会（全学教務委員会）並びに各学部教務委員会が授業改善の任に当たってきたが、2014（平成26）年7月に教育内容、方法等の改善を行う全学組織として、FD委員会を設置した。また、授業アンケートの実施に際しては、全学教務委員会の下に授業評価実施委員会が存在する。

更に本学では、全学的な教務委員会並びに授業評価実施委員会により、毎年、各学期の該当授業科目を対象に、学生による授業アンケートが実施されており、当該科目の数値と同形態の授業全体の平均値とが、全教員に示されている。

2011（平成23）及び2012（平成24）年度に休止していた授業改善計画書については、2013（平成25）9年度実施授業分から、内容を変更して再開し、結果について全教職員が共有できるようポータルサイトで内容を掲載するとともに、授業改善計画書について、提出率の改善、定量的な測定等を可能とすべく、FD委員会において、内容の検証を行う予定である。

また、卒業生を対象とする「ふりかえりアンケート」が作成され、2012（平成24）年度卒業生から、「ふりかえりアンケート」を実施し、本学教育全体の効果と満足度とを確認した（資料4(3)-34）。そして、その結果は、FD研修会において報告された。

<2> 法学部

全学実施の学生による「授業アンケート」のほか、法学部では「授業公開」制度を実施している。新規着任教員は2年間に3回、授業を他の専任教員に公開して評価を受けるとともに、他の専任教員の授業を参観して報告書を作成することを義務付けている（資料4(3)-35）。授業アンケートの実施結果については、法学部専任教員のデータを抽出し、その結果に基づいて学部FD会議において検証を行っている（資料4(3)-20）。

<3> 経済経営学部

全学のFD研修会の他、法学部ではFD会議の中で、教育の内容、方法改善に資するFDを年に2~3回程度行っている。法学部では、初年次演習であるプロゼミナールに共通教材として用いる学部独自のテキスト「知の匠」を開発し、毎年改訂を続けている（資

料4(3)-36)。なお、2013（平成25）年度における本学部の設置に当たっては、これまでの教育成果の検証を行い、社会の求めている人材の育成を目標に、新カリキュラムを構築した。このように教育成果についての定期的な検証を行い、カリキュラムの抜本的な見直しに結びつけている。

また、経済学部における必修である卒業論文の統一した執筆要項の作成などは、教育内容や方法の改善の一例である（資料4(3)-37）。

<4> メディア情報学部

全学のFD研修会の他、本学部では、授業アンケートなど学生からのフィードバックに関する結果について定期的に「学部FD会議」で議論を交わし、問題提起、検討や提案を行っている。また、学期中に毎月1回の予定で行われる学部FD会議において、図書館・アーカイブズ、デジタル・デザイン、映像・音響メディアの3コースの授業を担当する教員間で授業の方法や内容に関する情報交換が行われている。

<5> 現代文化学部

全学で実施されるFD研修会、授業改善計画書の作成に加えて、必要に応じて学部独自のFD研修会を開催するほか、学部教育の根幹をなす「スタディ・スキルズⅠ／Ⅱ」「現代文化基礎講座Ⅰ」「現代文化基礎講座Ⅱ」「プレゼミナール」の4科目については、教務委員を中心としたコーディネーターを置き、授業担当者間での情報共有・教授内容の標準化を企図して担当者会議を開催している（資料4(3)-38、資料4(3)-39、資料4(3)-40）。また、情報処理教育センター所属助教が担当する情報教育科目と学部教育との関係を図るため、情報交換会も開催している（資料4(3)-41）。

一方、1年次から4年次まで継続的に個人別の学生情報カードを作成し、年度をまたがる担当教員間で学生の情報を共有し、学習状況や学習の成果を確認し、必要に応じて学習指導や面談を実施している（資料4(3)-42）。

<6> 心理学部

全学のFD研修会、全授業科目を対象とした学生による授業アンケートの他、学部としては学部FD会議等を利用して、教科内容や教育方法に関する教員間での意見交換を行っている。また、カリキュラム改定の際には、領域ごとにワーキンググループを設けて、授業内容・方法に関する検討を行っている。これには、学部専任教員全員が参加している（資料4(3)-43）。また、2017（平成29）年度から始まる新カリキュラム策定にあたっては、ワーキンググループを設けて、授業内容や方法について議論し、さらに学部FD会議において教員全体で検討を加えている（資料4(3)-43）。

<7> 総合政策研究科

毎年、大学院生に対して、学業・研究全般に係るアンケート及び科目ごとの授業アンケートを実施して、その結果を集計・分析している（資料4(3)-26）。

また、各専攻においては、教育・研究指導の改善のためのFDを毎年行い、専任教員全てに参加を求めている。大学院担当教員が、特定のテーマで報告するスタイルをと

っている（資料4(3)-44、資料4(3)-45）。さらに研究科運営委員会では、研究科全体にかかわるテーマでのFDを随時実施している（資料4(3)-46）。

<8> 心理学研究科

前出の大学院生によるアンケートの集計・分析の他、授業開放週間を設け教育・研究指導の改善を企図している。また、臨床心理学専攻においては、心理カウンセリングセンターにおいて毎週インテークカンファレンスを行い、常に実践の改善を行っている（資料4(3)-47）。

2. 点検・評価

●基準4(3)の充足状況

教育方法に関して大きな問題はない。学習指導は十分に行われている。シラバスも適切に作成され、シラバスの記載に基づいて授業を展開するよう教員には求めている。成績評価と単位認定も、学生の自習時間の問題を除けば、適切に行われている。教育成果の検証とそれに基づく改善の試みも、2014（平成26）年にFD委員会を設置したこと、2013（平成25）年度から授業改善計画書の作成を再開するなど着実に前進している。以上により、教育方法に関しては、同基準を概ね充足している。

①効果が上がっている事項

<1> 法学部

初年次教育に力を入れ、法律系基礎科目を充実させ、同一科目の複数開講で少人数制教育を実践している（資料4(3)-48）。また、「授業公開・参観」制度を整備しており、教員の教育力の向上につながっていると評価できる（資料4(3)-49、資料4(3)-35）。

<2> 経済経営学部

FD会議による成果の一つとして、初年次演習であるプロゼミナールに共通教材として用いる学部独自のテキスト「知の匠」の開発という成果を得ている（資料4(3)-36）。

<3> 現代文化学部

本学の「愛情教育」の理念の下に、個性化の柱として、理論的知識とともに応用的知識や技術を身につけていくことを指向している。ゼミ担当教員の個別指導の下に、その集大成である「卒業研究」論文の提出と「卒業研究発表会」の実施を経て、2015（平成27）年3月に、151人（90.1%）の卒業生を送り出すことができた（資料4(3)-50）。また、卒業生のアンケート結果も良好であった（資料4(3)-12）。

<4> 総合政策研究科

教育方法については、少人数であることもあり、論文担当教員の適切な指導だけでなく、専攻担当教員全体で、学生の指導ができています。特に学位論文中間発表（提出までに2回）は、専攻の学生全員が義務付けられているものであるが、複数教員の出席のもとで実施され、教員の専門分野以外であっても質問・指導を行っている（資料

4(3)-16 p.18)。

また、経済・経営学専攻では地域における活動の一つとして、2009（平成21）年度より、本学と同じく埼玉県西部地区に立地する城西大学大学院経済学研究科との院生による合同研究報告会の実施を試みている。これは両研究科間における研究教育の成果を確認する場として効果的に活用されている（資料4(3)-51）。

なお、学部において全学的に導入された教務委員会によるシラバスのチェックを大学院の各専攻においても実施している。

②改善すべき事項

<1> 大学全体

全学的な見地から学生による授業評価アンケートの検証を行い、改善につなげる体制を構築する必要がある。また、教育内容、方法等の改善を図るための組織的な取り組みについても検討の必要がある。

<2> 法学部

FD会議の開催頻度を上げ、取り組みを強化していく必要がある。

<3> 経済経営学部

2015（平成27）年度は4年次生が在籍することとなる経済学部については、本年度、多くの留学生を含む編入生を受け入れることとなったため、編入生・留学生の就業力を高める指導方法を考えることとしている（資料「大学基礎データ」表4）。

<4> 現代文化学部

スポーツ文化コースに偏ってコース登録者が多くなる傾向があることが懸念材料となっている（資料4(3)-52）。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

<1> 法学部

「授業公開・参観」制度については、授業公開・参観を全教員が行うように、時間の確保や評価方法等を検討している。

<2> 経済経営学部

先述の少人数教育と初年次演習におけるテキストの開発などが、学生の退学率の減少にどの程度結びつくのか、学部レベルで検証を続けていきたい。

<3> 現代文化学部

卒業論文作成と卒業研究発表会の取り組みを一層充実させるため、2013（平成25）年度以降、毎年「卒業研究作成の手引き」を増補改訂している。また、2013（平成25）年度以降は、仮題目届（7月）と本題目届（10月）を提出させ、卒業研究への動機付け

を図っている（資料4(3)-53）。

<4> 総合政策研究科

2014年度（平成26）の修士課程の改組以前の経済学研究科で行われていた外部組織との間における研究教育に係わる情報交換の機会でもある城西大学大学院経済学研究科との合同研究報告会については、経済・経営学専攻でも引き続き実施されており、今後においても継続していく予定である。

学位論文審査に当たっては、テーマの専門分野外の専門家の意見を取り入れることが一般的潮流となっており、当面は各専攻とも複数の教員が論文中間発表の場で意見を述べることを促進する。

②改善すべき事項

<1> 大学全体

授業アンケートの結果は大学のポータルサイトに掲載する。また、2015年度にはアンケート結果の分析を全学研修会で行うとともに、授業改善計画書の項目内容についても検証を進める予定である。さらに2014（平成26）年7月に設置したFD委員会において、教育内容、方法等の改善に関する取り組みを充実させていく。

<2> 法学部

引き続き、初年次教育に力を入れ、教育目標に沿った教育方法の充実に努めたい。FD会議を通じて引き続き検討を行っていくものとする。

<3> 経済経営学部

留学生を含む編入生の就業力の向上のために、留学生の日本語担当の教員も交えたFD活動を行い、指導の改善につなげる。

<4> 現代文化学部

スポーツ文化コースの希望者が偏って増加する傾向が、今後更に顕著となった場合には、実習クラス増などを実施し、望ましい教育環境を保持すべく努めていきたい（資料4(3)-52）。

一方、卒業研究を充実させるため、優秀者の表彰を行なうなどのさらなる動機付けをしていきたい。また、現代社会に適応すべく、卒業研究発表における全ての学生のプレゼンテーション能力を引き上げる方策について教員間の議論を深め、実践していきたい。

4. 根拠資料

- 4(3)-1 ファカルティ・アドバイザー（FA）制度について
- 4(3)-2 オフィスアワー一覧
- 4(3)-3 新入生アンケート結果（2013.10.10 第9回部局長会議資料）
- 4(3)-4 法学部 履修ガイド（2015）

- 4(3)-5 法学部 学生情報カード
- 4(3)-6 法学部 シラバス (2015)
- 4(3)-7 経済経営学部履修ガイド (2015)
- 4(3)-8 本学ホームページ「経済経営学部トピックス／学部デー・フィールドトリップ報告 その1 独立行政法人 造幣局東京支局見学」
http://www.surugadai.ac.jp/gakubu_in/keizaikeiei/2015/post-225.html
- 4(3)-9 本学ホームページ「経済経営学部トピックス／学部デーにおいて「ゼミ発表」を行いました (1)」
http://www.surugadai.ac.jp/gakubu_in/keizaikeiei/2015/1-526.html
- 4(3)-10 経済経営学部 学生情報カード
- 4(3)-11 現代文化学部 履修ガイド (2015)
- 4(3)-12 2015年度4年次生アンケート
- 4(3)-13 駿河台大学 現代文化学部 卒業研究要旨集 (2015)
- 4(3)-14 駿河台大学 現代文化学部学生論集第16号
- 4(3)-15 現代文化学部 履修ガイド (2016)
- 4(3)-16 心理学部 履修ガイド (2015)
- 4(3)-17 駿河台大学 大学院要覧 (2015)
- 4(3)-18 シラバス原稿作成要領
- 4(3)-19 2013年度授業アンケート用紙
- 4(3)-20 法学部 学部FD実施報告書 (第4回)
- 4(3)-21 経済経営学部シラバス (2015)
- 4(3)-22 メディア情報学部 シラバス (2015)
- 4(3)-23 現代文化学部 シラバス (2015)
- 4(3)-24 心理学部 シラバス (2015)
- 4(3)-25 本学ホームページ「2015年度 大学院シラバス (Web閲覧)」
<https://p.surugadai.ac.jp/camweb/slbsskgr.do>
- 4(3)-26 2014年度 大学院アンケート (学業・研究全般) (授業科目)
- 4(3)-27 駿河台大学学則
- 4(3)-28 駿河台大学大学院学則
- 4(3)-29 相対評価および成績評価に関する相対分布ガイドラインについて
- 4(3)-30 成績評価に関する疑義申立て制度 (各学部履修ガイド抜粋)
- 4(3)-31 2014年度法学部クラス指定科目成績分布 (教務委員会資料)
- 4(3)-32 現代文化学部 編入学生単位認定方針 (新カリキュラム対応版)
- 4(3)-33 心理学部編入学生単位認定原則
- 4(3)-34 2014年度卒業生へのふりかえりアンケート集計結果
- 4(3)-35 法学部における授業公開・評価の実施について (申し合わせ) (2014.3.13教授会資料)
- 4(3)-36 経済経営学部オリジナルテキスト「知の匠」(2015)
- 4(3)-37 経済学部卒論作成の手引き (2015)
- 4(3)-38 2014年度現代文化学部スタディ・スキルズ担当者会議実施報告 (2015.2.17教務

第8回自己点検・評価報告書

委員会資料)

- 4(3)-39 2014年度現代文化学部プレゼミナル担当者会議実施報告 (2015.2.17教務委員会資料)
- 4(3)-40 2014年度現代文化学部現代文化基礎講座 I・II 担当者会議実施報告 (2015.2.17教務委員会資料)
- 4(3)-41 2014年度コンピュータ・スキルズ担当者会議報告 (2015.3.11)
- 4(3)-42 現代文化学部学生情報カード
- 4(3)-43 2015年度心理学部 学部FD会議議事録
- 4(3)-44 2014年度大学院総合政策研究科法学専攻・メディア情報学専攻合同FD研修会資料 (2015.2.19実施)
- 4(3)-45 2014年度大学院総合政策研究科経済・経営学専攻FD研修会資料 (2015.2.19実施)
- 4(3)-46 2015年度 研究科運営委員会FD報告書
- 4(3)-47 臨床心理基礎実習の指導体制「平成25年度指定大学院実地視察にかかわる基礎資料 (2013.11.7実施)」
- 4(3)-48 講義時間割表【履修の手引き】(法学部) (2015)
- 4(3)-49 法学部授業公開実施要領
- 4(3)-50 本学ホームページ「学生数・教員数/2014年度卒業(修了)者数・学位授与数
<http://www.surugadai.ac.jp/about/gaiyo/gakuseisu.html>
- 4(3)-51 第7回駿河台大学・城西大学合同学位論文報告会プログラム (2015.11.28)
- 4(3)-52 現代文化学部における年度別コース履修登録者数の推移
- 4(3)-53 2015年度現代文化学部卒業研究の手引き

第4章 教育内容・方法・成果

【成果】

1. 現状の説明

(1) 教育目標に沿った成果が上がっているか。

<1> 大学全体

教育目的・目標がかなりコンパクトなものとなっているので、教育目標に沿った指標を挙げて検証を行うのは難しい。全体的な評価の指標としては、卒業時に実施する「ふりかえりアンケート」と駿大社会人基礎力の習得状況が評価の指標となろう（資料4(4)-1）。

まず、「ふりかえりアンケート」には、次の項目を設けて、教育の成果を検証している。

- ①駿河台大学での学生生活は楽しかった。
- ②信頼できる友人に出会えた。
- ③駿河台大学の教育は自分の将来に対して役に立つと感じている。
- ④駿河台大学のキャンパス・設備には満足している。
- ⑤駿河台大学の教育は自分の興味・関心を刺激するものであった。
- ⑥社会人としてやっていけると感じている。
- ⑦信頼できる教員に出会えた。
- ⑧入学時に期待した「学び」ができたと感じている。
- ⑨信頼できる職員に出会えた。
- ⑩駿河台大学に入学してよかったと感じている。

2014（平成24）年度卒業生のアンケート結果は、選択肢0の「全くあてはまらない」から、選択肢4の「とてもあてはまる」までの5段階評価で、全学での選択肢4の比率は①48.6%、②57.1%、③31.9%、④38.8%、⑤29.4%、⑥27.7%、⑦50.9%、⑧30.2%、⑨44.6%、⑩52.9%であった。（資料4(4)-1）

また、2013（平成25）年度からは、駿大社会人基礎力確認表を作成し、2013（平成25）年度新入生から駿大社会人基礎力の習得状況を自己評価してもらうこととした（資料4(4)-2）。駿大社会人基礎力は、今後、「社会性」という観点から学習成果を測る重要な指標となっていく。

また、学期末に学生に対して実施する授業アンケートにおいて、以下の項目を設け、学習の成果を確認している（資料4(4)-3、資料4(4)-4）。

- ・この授業が目指している知識や能力や技術が身につけてきていると感じますか
 - ・この授業を受講して、満足していますか
 - ・この授業の内容を総合的に評価してください
 - ・この授業を通じてどの駿大社会人基礎力が身につけてきていると感じますか
- これにより、各科目での教育成果を計ることができるようになっている。

学生に関しては、各科目の合否と総取得単位数並びにGPAが学習の成果を測る指標となる。これに、駿大社会人基礎力の習得状況が加わることにより、総合的な成果を自己確認できるようになる。

既卒業生に対する調査は未だ行われていない。

<2> 法学部

全学実施の学生による「授業アンケート」で学習効果を測定している。各演習においては履修指導にあたり成績確認が行われ、学生の志望に即した講義が履修され、単位が習得できているかどうかを確認される（資料4(4)-5）。また資格取得者に対しては単位認定制度および報奨金支給制度によるインセンティブが付与されており、合格者は着実に増加している（資料4(4)-6）。公務員への道および就職対策演習では受講者の成績について集計および分析が行われている（資料4(4)-7）。

<3> 経済経営学部

学期末に実施する授業アンケートには、学生の学習効果を測定するための評価指標項目として「内容理解」、「知的満足」などを設けている。一方で、各科目での評価指標は、シラバスに明記した評価基準による（資料4(4)-8）。また、学生の自己評価は前述の「学生生活カード」（資料4(4)-9）によって行われている。

<4> メディア情報学部

大学共通の授業アンケートに加えて、オリエンテーションゼミナール、キャリアディベロップメントにおける社会人基礎力診断、学部独自のアンケート調査による学生の学習効果測定結果、「シラバス」、「履修ガイド」を多面的参照可能（冊子及びオンライン）としたことで、コース選択、ゼミナール選択において、学部で実施される教育内容と、学生自身の進路、適性との整合性を熟考した上で選択する姿勢が定着した（資料4(4)-10）。その結果、学部・コース全体・各科目の特性の理解が進み、教育目標に沿った学修が実践されている。

<5> 現代文化学部

学生の授業評価や、本学部独自で行った卒業生に対する「2015（平成27）年度4年次生アンケート」の結果を見ると、本学部の満足度は相対的に高い（資料4(4)-11）。その理由として、各教員が個々の学生に対応した手厚い指導を行い、そのことが教育の成果を上げていると考えられる。特に、学部教育の集大成ともいえる卒業研究論文と卒業研究発表会（発表10分＋質疑応答5分）に関しては、教員の熱心な指導と自己の満足感・達成感について卒業生より高い評価が得られている。

学部教育については、上記のようなアンケートに加えて、1年次春学期末のスタディ・スキルズ・アンケートなどを実施し、適宜現状のチェックを行い、必要なものについては改善策を検討している（資料4(4)-12）。

しかし、卒業後の評価に関しては、現時点では行われていないので、今後、学部独自というよりも全学的な取り組みが展開される必要があると考えている。

<6> 心理学部

授業内容の理解度や知的満足度などについては全学的に実施する授業アンケートによって把握できるようになっている。

学生の自己評価については、1年次から「キャリアデザイン・カード」を作成し、学期ごとに学生が自己の学習状況について振り返ることができるようにしている（資料4(4)-13）。

<7> 総合政策研究科

大学院生の学習効果を測定するための方法として、大学院生による授業評価を毎年度実施して、その結果を授業改善に反映させている。

本研究科における大学院生による授業評価では、サンプル数は少ないものの演習及び講義科目とも目標の明確さ、教員の指導・講義意欲、内容の理解、知的満足度の各質問項目について、高い評価が得られている。授業評価と並行して行われる大学院アンケート調査（学業・研究全般）では、カリキュラム、履修指導、研究指導等の質問項目のほとんど全てについても多くの大学院生が高い満足度を示している（資料4(4)-14、資料4(4)-15）。

<8> 心理学研究科

単に評点をつけるのではなく、研究科委員会や心理カウンセリングセンター運営委員会、FD会議などにおいて、個別学生の研究進展状況などを適宜報告し、把握している。また、学生による授業評価アンケートを導入し、双方向から評価を行っている。アンケート結果においては、目標の明確さ、教員の指導・講義意欲、内容の理解、知的満足度等、項目や専攻によって評価は分かれていた（資料4(4)-15）。2015年度では臨床心理学専攻においては臨床心理士資格を取得したのは3名であるが、2名は法相専門職試験に合格し、そちらへの進路を考えている。司法関係も含めた臨床現場に職を求めている。法心理学専攻においては、法務省専門職員試験に2名合格し、うち1名は県警への進路を決めている。このように、専攻により進路決定状況は異なる。

(2) 学位授与（卒業・修了認定）は適切に行われているか。**<1> 大学全体**

既述のとおり、学則に基づいたディプロマ・ポリシーに基づいて、学位の授与が行われており、学位授与基準は極めて適切なものである（資料4(4)-16、資料4(4)-17）。

卒業認定に関しては、学則第40条並びに学位規程第4条に、学長が「教授会の議を経て」卒業を認定すると規定されている（資料4(4)-18第40条、資料4(4)-19第4条）。これに基づき、各学部とも、各学部教務委員会が慎重にチェックして、卒業判定の原案を作った上で、教授会に諮り、教授会において十分に審議した上で、学長に学位の認定を求めるという手続きを踏むことにより、卒業認定に不備のないようにしており、手続き的にも適切である。

大学院でも、学則に基づいたディプロマ・ポリシーに基づいて、学位の授与が行われており、学位授与基準は極めて適切なものである。

また、学位授与手続きについては、大学院においても学部と同等の手続きを踏んで学位が授与されており、適切である。

学位審査及び修了認定については、各研究科において、その所属教員すべてが出席する会議において行われており、客観性は確保されている。

学位及び修了の基準は大学院学則に示されたとおりであり、厳格性も確保されている（資料4(4)-20第31条、第32条）。

特に修士課程においては、修士論文の作成に関し、中間発表を6月、10月の2回実施し、この機会を通して担当の主査、副査以外の教員からも種々の指導やアドバイスを受けることとしており、これにより、論文指導の透明性、客観性を高める効果が期待されている。修士論文の審査においては、主査のほか副査2人の教員が口頭試問を実施し、3人合議により論文の評価を行い、この結果を大学院研究科委員会に諮った上で評価を確定することにしており、客観性、厳格性が確保されている。

<2> 法学部

法学士の学位授与にあたっては、卒業要件の充足に関する厳格な判定を経て決定されており、適切に実施されていると評価できる。成績疑義申立制度、システムによる自動判定、教務委員・職員のダブルチェックを経て、卒業要件充足者の原案が作成され、これに基づき教務委員会および教授会における判定がされ、学位授与が決定される。客観性・厳格性は確保されていると評価できる。

<3> 経済経営学部

学部教務委員会において全学生の単位修得状況及び学位授与基準との照合を行い、卒業判定資料を作成する。更に教授会において、これらの資料を基に確認し、学位授与判定の手続きとしている。

<4> メディア情報学部

卒業判定は学部教務委員会において対象者の単位修得状況を個別に確認の上、基準に厳格に照らし合わせて授与予定者とし、教授会において承認を行っている。

<5> 現代文化学部

学位授与基準は厳格に適用されており、また、卒業判定は対象者の単位修得状況を個別に確認し承認しており、手続的にも適切に実施しているといえる。

また、学部教育の集大成である卒業研究は、提出に際しては教務委員が窓口となり、体裁や書式などに対して厳しいチェックが行われる。また、提出された卒業論文は主査と副査によって審査され合否が判定されるとともに、卒業研究発表会での口頭発表が義務化されている（資料4(4)-21）。

<6> 心理学部

学位授与基準ないし卒業要件については、「履修ガイド」において明示されている（資料4(4)-22 pp. I -8~10）。また、学位授与については、学部教務委員会において、卒業予定の全学生を対象として個別に卒業要件単位数の充足状況が確認され、それに基づいて作成された卒業判定案が教授会において承認されて決定される。したがって、学位授与は適切な手続きによって行われていると評価される。

本学部では、卒業研究の作成が「演習Ⅱ」の単位修得条件に含まれているが、その審査は、客観性・厳格性を確保するために、演習担当教員（主査）と、その他1人の学部専任教員（副査）との2人によってなされ、特に、不合格の判定については、両教員の判定が一致することが要件となっている。

<7> 総合政策研究科

修士課程の修了要件、学位授与手続き、学位論文の審査基準等は、大学院要覧に明示して、その適切性を確保している。

学位論文の指導については、論文審査担当教員として主査1人（論文指導担当教員）と副査2人の計3人が担当している。学生は1、2年次の4月に「研究計画」を論文指導教員に提出。指導教員はそれをもとに副査と共同で「研究指導計画」を策定して研究科委員会会議の審議にかけ、研究指導における留意点を確認することになっている。

学位論文については、2回の中間発表会（時期は専攻によって異なる）が設定されている。そこで大学院担当教員と学生との質疑応答によって、研究成果が広く批判にさらされ、論文の内容を深化させることができる。

学位論文の最終審査（口頭試問）は、複数の論文審査委員（主査1人、副査2人）が学位論文及び関連科目について、審査基準に従って厳格に審査し、合否の判定案を作成する。その上で研究科委員会において最終的合否判定を行う。これにより、修了認定の客観性及び厳格性は確保できている。研究科委員会では、研究科委員会で作成したこの基準に従い、その学位論文の成果の点数化も行っている（資料4(4)-23pp.16~20）。

<8> 心理学研究科

修士課程の修了要件・学位授与手続き及び学位論文の審査基準等を「大学院要覧」に明示して、その適切性を確保している。学位論文の最終審査（口頭試問）は、主査1人、副査2人の複数の教員が学位論文及び関連科目について、審査基準に従って厳格に審査し、合否の判定案を作成した上で研究科委員会において最終的合否判定を行っており、修了認定の客観性及び厳格性は確保できている（資料4(4)-23pp.38~41）。

2. 点検・評価

●基準4(4)の充足状況

現状としては、教育目標に沿った教育成果をはっきりと測る指標として挙げるができるのは、駿大社会人基礎力のみである。指標に準じるものとして、「ふりかえりアンケート」等の項目を挙げるができる。より具体的な指標を作るには、教育目標をもっと詳細にして指標と組み合わせることが必要になる。学位授与に関しては、

特に問題はない。以上により、成果に関しては、同基準を概ね充足している。

①効果が上がっている事項

<1> 大学全体

駿大社会人基礎力という教育成果を測る指標を設けた。さらにそうした基礎力を測るために駿大社会人基礎力確認票を作成し、学生や教員が利用するための条件を整備した。

<2> 法学部

少人数教育を活かしたゼミにおける進路指導と公務員・資格試験学習室での受験指導により（資料4(4)-24、資料4(4)-25）、就職希望者の9割以上が民間企業に就職するほか、警視庁や各県警察、地方自治体、消防組合などに合格者を輩出している（資料4(4)-26）。

<3> 現代文化学部

本学部では、2013（平成25）年4月より、新カリキュラムをスタートさせたが、これは2009（平成21）年の学部改組後の成果をもとに、さらに教育内容を充実、発展させたものである。とりわけコース共通科目群にフィールド・スタディ科目を設置することで、体験的な科目であるアウトキャンパス・スタディの大幅な拡充を実現することができた。また、卒業研究（卒業研究論文と卒業研究発表）の必修化も堅持し改善を加えた結果、より一層充実したものとなり、4年間の教育成果が目に見える形で示されることになった（資料4(4)-27pp.26~29）。

<4> 心理学部

1年次演習である「スタディ・スキルズⅠ・Ⅱ」は、導入教育の役割を担っているが、着実に成果を上げている。この科目は、2015年度は全部で10クラスが設けられ、1クラスの学生数は、再履修者も含めて13~14人となっている。すべてのクラスは専任教員が担当しており、担当する専任教員はFA（ファカルティ・アドバイザー）も兼ねている。そのため、学生の学習、学生生活、進路等の相談にも応じる体制が取られている。また、欠席の多い学生に対しては面談を実施し、学生の問題の早期発見と解決に役立っている。授業内容については、文章の読み方や要約などの高等学校までに習得した内容を確認し、資料検索、発表、レポートの執筆などの大学生に求められるスキルを習得させるようになっている（資料4(4)-22pp.Ⅲ6,24、資料4(4)-28pp.P-80~81）。

2013（平成25）年より卒業研究は、独立した科目ではなく、「演習Ⅱ」の単位認定条件となっている。2015（平成26）年度における卒業研究の内容を見ると、心理学的な研究に留まらず、文化人類学、宗教学、社会学といった領域及び内容的にも学士の学位に相応しいものといえる。なお、特に優れた卒業研究は印刷・製本し、4年次生と3年次生に配付している（資料4(4)-29）。

<5> 総合政策研究科

主査・副査からなる研究指導体制、2回にわたる中間報告の実施などにより、教育目標に沿った成果があがっている。学位授与状況は旧研究科時代のものになるが、2013年度は経済学研究科の修了予定者3人中2人、現代文化研究科文化情報学専攻の3人中3人、同法情報専攻6人中5人が修士号を取得した。2014年度も経済学研究科9人中6人、現代文化研究科文化情報学専攻の3人中2人、同法情報専攻3人中3人の高い修士号取得率となっている（資料4(4)-30）。

②改善すべき事項**<1> 大学全体**

知識に関して学習成果を測る指標が不十分である。

<2> 法学部

今後は学生の学習成果を客観的かつ総合的に収集・分析する方法を整備することが課題である。年次ごとの経年比較もあわせて行いたい。これらのデータは履修指導のみならず、より実効的なカリキュラムの構築にも活かすことを考えている。

<3> 心理学研究科

学位論文について、「大学院要覧」に書式の説明がなされているが（4(4)-23pp.38~39）、詳細な執筆要領が文書化されていなかったため、それを具体化し、学生、教員間の共通認識とする必要がある。

3. 将来に向けた発展方策**①効果が上がっている事項****<1> 大学全体**

駿大社会人基礎力確認表の利用と分析を進めるとともに、より適切に駿大社会人基礎力の習得状況を測る方法を開発する。

<2> 法学部

学生の進路に沿った適切な履修が行われるよう指導を強化している。就職対策演習・公務員への道・地域行政と法・警察と法・消防と法などの進路選択に特化した科目の積極的な履修を促している（資料4(4)-5）。

<3> 現代文化学部

将来への発展方策として、本学部はフィールド・スタディの一層の充実に特に力を入れてきた。この科目は、主な教場をキャンパス外に求め、地域社会、地域の歴史・文化、自然、あるいは海外での体験などから実践的に学ぶ体験重視型の科目である。これらの科目やキャリア教育などを通じて、人間力を高め、卒業後に地域社会や企業において活躍できるような人材の輩出をして行くことが、本学部の今後の発展の方向性であると引き続き考えている。

<4> 心理学部

1年次演習において、大学生に求められるスキルを学生が身に着けるためより実際的な指導方法の改善を行う。さらに、公認心理師法の制定に伴うカリキュラム改革において、その資格取得をめざすとともに、新たなコースを設置して、心理学の専門的な学習を促進する。

<5> 総合政策研究科

新研究科においても主査・副査からなる複数教員による指導体制と2回にわたる中間報告実施といった過程を経る丁寧な指導を継続することで修士号取得率の維持に努める。

②改善すべき事項

<1> 大学全体

教育目標をより詳細なものとし、それに対する指標を設けることで、知識レベルでの成果の指標としていく。

<2> 法学部

履修指導および進路指導をより一層強化していく予定である。

<3> 心理学研究科

課題は専攻ごとに異なる。臨床心理学専攻では、院生の目標は明確であるが、それに向けた授業外の指導等への積極的参加がやや弱い。院生の学習姿勢の改善方を検討する必要がある。一方、法心理学専攻では、院生の目標自体が不明確な傾向があり、モラトリアム的な状況の院生が存在する。これが退学につながることから、専攻の学習目標を明確に、かつ焦点を絞ったものにすることを検討している。

4. 根拠資料

- 4(4)-1 2014年度卒業生へのふりかえりアンケート集計結果
- 4(4)-2 駿大社会人基礎力セルフチェック票
- 4(4)-3 授業アンケート
- 4(4)-4 2013春 授業アンケート提出状況
- 4(4)-5 初回演習時における成績確認・履修指導について
- 4(4)-6 法学部各種資格試験合格奨励制度三訂版、資格試験等合格補助金支給案
- 4(4)-7 法学部FD実施報告書（第4回）
- 4(4)-8 経済経営学部シラバス（2015）
- 4(4)-9 経済経営学部 学生生活カード
- 4(4)-10 メディア情報学部アンケート集計結果報告
- 4(4)-11 2015年度現代文化学部4年次生アンケート（2015年度第11回教授会資料）

- 4(4)-12 スタディ・スキルズ・アンケート集約 (2015.9.16)
- 4(4)-13 心理学部キャリアデザイン・カード、運用要領
- 4(4)-14 2014年度 大学院アンケート (学業・研究全般)
- 4(4)-15 2014年度 大学院アンケート (授業科目)
- 4(4)-16 本学ホームページ「駿大教育の指針 (学部)」
http://www.surugadai.ac.jp/about/gakubu_policy.html
- 4(4)-17 本学ホームページ「駿大教育の指針 (大学院)」
http://www.surugadai.ac.jp/about/in_policy.html
- 4(4)-18 駿河台大学学則
- 4(4)-19 駿河台大学学位規程
- 4(4)-20 駿河台大学大学院学則4(4)-21 2015年度現代文化学部卒業研究作成の手引き
- 4(4)-22 心理学部 履修ガイド (2015)
- 4(4)-23 駿河台大学 大学院要覧 (2015)
- 4(4)-24 就職対策演習の全体像
- 4(4)-25 公務員・資格試験学習室パンフレット (2015)
- 4(4)-26 本学ホームページ「2015年3月卒業者 (2014年度) 就職状況」
<http://www.surugadai.ac.jp/career/jyokyo.html>
- 4(4)-27 現代文化学部 履修ガイド (2015)
- 4(4)-28 講義時間割表【履修の手引き】心理学部心理学科 (2015)
- 4(4)-29 駿河台大学 心理学部学生論集 第2、3号
- 4(4)-30 本学ホームページ「学生数・教員数/2014年度卒業 (修了) 者数・学位授与数」
<http://www.surugadai.ac.jp/about/gaiyo/gakuseisu.html>

第5章 学生の受け入れ

1. 現状の説明

(1) 学生の受け入れ方針を明示しているか。

<1> 大学全体

本学の求める学生は、建学の精神である「愛情教育」に共感し、常にグローバルな視野の下、地域社会の諸活動の中で中核的役割を担おうとする人材である。現実社会に生起する多様な出来事に関心を抱き、それらの出来事と自身の生活との結び付きを問い返すことを通じて、「学び」への意欲を高めることのできる学生、このような学生を本学は歓迎する。

大学教育は、高等学校における学びを基礎とする。本学志願者には、高等学校において、文系・理系の科目を幅広く履修して基礎学力を身に付けておくこと、また、集団生活を通してチームの一員として活動できる力や、社会や文化に関する旺盛な好奇心を培っておいてくれることを期待する。

このことは、本学のアドミッション・ポリシー（入学者受入方針）として、「2014年度版入学試験要項」以降明記し、あわせて本学ホームページにおいても、受験生を含む社会一般に対して、広く周知しているところである。本学のアドミッション・ポリシーは、以下のとおりである。「(1) 求める学生像 本学建学の精神である「愛情教育」に共感し、常にグローバルな視野の下、地域社会の諸活動の中で中核的役割を担おうとする人材を求めます。現実社会に起きている多様な出来事に関心を抱き、それらの出来事と自身の生活との関連を問い、そして、「学び」への意欲を高めることのできる者を歓迎します。(2) 高等学校において学んできてほしいこと 大学教育は、高等学校における学びの基礎の上に成立します。文系・理系の科目を幅広く履修して基礎学力を身につけるとともに、集団生活を通してチームの一員として活動できる力と、社会や文化に関する旺盛な好奇心を育んできてください。」（資料5-1、資料5-2表紙裏）。

大学院も同様に、「大学院募集要項」及び本学ホームページにおいて、「駿大教育の指針（大学院）」を公表し、その中で、本学大学院のアドミッション・ポリシーが、「高度な専門的知識を学ぶ中で卓越した見識と能力を身につけ、高度専門職業人として地域社会の諸活動の中で中核的役割を担おうとする学生・社会人を求めます。」であることを明記している（資料5-1、資料5-3）。

また、本学は全学でバリアフリー化を目指しており、身心機能に著しい障害がある等、「受験及び就学にあたって特に配慮を必要とする場合」には、事前に相談を受け、可能な限り対応するよう努力している（資料5-2 p.30）。

<2> 法学部

本学部の教育目的に基づき、求める学生像を「大学案内（2016）」（資料5-4p.22）や「入試ガイド（2016）」（資料5-5p.15）にアドミッション・ポリシーとして掲げている。一般入試については、「入試ガイド（2016）」（資料5-5p.9）に、入試科目を掲

げ、必要とする知識、水準について示している。

本学部は障がいのある学生を受け入れてきた実績がある。入学希望者には受け入れ態勢、指導体制等を説明しており、障がいの有無、程度による受験制限は課していない。

<3> 経済経営学部

求める学生像は、本学部の教育目標を理解し、この教育目標に意欲的に取り組む学生であることを「大学案内（2016）」に明示している（資料5-4p.32）。「入学試験要項」でも本学部の教育目標に基づき、「世界が直面している経済問題を多面的に捉え、社会のさまざまな出来事に興味を持てる学生」としており、更に「高等学校において基礎的な学力を身につけた上で、社会に関心を持ち、社会科学を学ぶ意欲のある学生を期待する。」と記載し、アドミッション・ポリシーとして明示している。

また、当該課程に入学するに当たり、修得しておくべき知識等の内容・水準については、同様にアドミッション・ポリシー内に「文系・理系といった枠にとらわれずに幅広く科目を学んできてほしい。また、社会のさまざまな事柄にアンテナを向けて、自分なりに考えてみる習慣をつけてほしいと考える。」と明示している（資料5-1、資料5-2）。

なお、障がいのある学生に対しては可能な限り受け入れる方針である。

<4> メディア情報学部

本学部が求める学生とは、情報資源を活用し情報社会の発展に寄与する人材となり得る学生である。具体的には、多様なメディアによる情報表現の創出、流通・蓄積された情報の資源としての可能性の追求、デジタル情報技術を駆使した情報社会の発展に意欲を持つ学生である。本学ホームページ・入試ガイドには『『さまざまなメディアのデジタルコンテンツを楽しむだけでなく創り出したい』『提供される情報だけでなく身の回りや蓄積された記録の中に埋もれている情報も活用したい』『コンピュータやネットワークのしくみを学んで情報環境の可能性をもっと引き出したい』。このような思いを抱き、将来の仕事に結びつけたいと考える人を、メディア情報学部は待っています。』と明示している。

入学者に必要なのは通常の高등학교までの教育課程を修了し、入学試験で選抜基準以上の成果を収めることである。指定校制推薦、公募制推薦については、出願が可能な評定平均値を定めている。入学試験の詳細は「入試ガイド（2016）」及び本学ホームページにおいて明示している（資料5-5）。

なお、障がいのある学生の受け入れについては、学部の設備や行事などと共に受け入れ態勢を説明し、志願するか否かは受験生本人の決定に委ねているが、可能な限り受け入れる方針である。

<5> 現代文化学部

求める学生像は、「入試ガイド（2016）」駿河台大学アドミッション・ポリシーの現代文化学部の項に明示されている「文化的営みに興味をもち、豊かに過ごすために何をなすべきか思考できる人」という部分に要約できるであろう（資料5-5裏表紙）。また、

高校における学習内容要求水準は大学の授業を理解するに足る基礎学力を有していることであり、それに相応する評定値を設定している（資料5-5p.4、資料5-4pp.52-61）。

障がいのある学生の受け入れについては、スポーツ文化コースは実技科目が多いことからメディカルチェックを課しているが、他のコースは特に制限を設けておらず、個別に質問に答える形で対応している。

<6> 心理学部

本学部は、現代社会における「こころ」の問題に関心を持ち、人間について幅広い視点から理解し、それに基づいて社会に貢献できる学生を求めている。このことを「大学案内（2015）」の「求める学生像」や「入試ガイド（2015）」のアドミッション・ポリシーの欄に相応しい表現として「豊かで健康的な社会を実現するために、さまざまな精神的健康上の問題や犯罪・非行といった社会病理的な問題に対して、その原因を見いだし、解決できる人材の育成、さらには一般企業・行政などで活躍できる人材の育成を目指している。そのため、心理学部では人間行動・心理のみならず、現実社会での諸問題に関心を持ち、能動的にかかわる意志を持っている学生を求めている。」と明示している（資料5-6 p.63、資料5-7 p.14）。

入学するに当たって「文系・理系といった枠にとらわれずに幅広い科目を学んでほしい」こと、「また、社会問題や身近な文化現象に興味を持ってほしい」ことを2015（平成27）年度の「推薦入学選考要項」「入学試験要項」に明示している（資料5-8p.1、資料5-2表紙裏）。

また、指定校推薦、公募推薦については、出願が可能な評定平均値を定め、学力の確保に努めている（資料5-7 p.3）。

障がいのある受験生に対しては、問い合わせがなされた時点で、事前面談などで配慮すべき点について十分に確認した上で、本学の受け入れ態勢を説明している。

<7> 総合政策研究科

総合政策研究科は、法学専攻、経済・経営学専攻、メディア情報学専攻の3つの専攻でそれぞれ別個に入学者を募集している。本研究科の特性を生かすため、研究科全体としての受け入れ方針を定め、そのもとに各専攻の受け入れ方針を定めている。研究科としてのアドミッション・ポリシー（どのような学生を受け入れたいか）を「法学、経済・経営学又はメディア情報学の専門的知識を身につけた高度専門職業人として、地域社会の諸活動において中核を担って活躍することを目指す学生・社会人を求めます。」と定めている（資料5-1、資料5-9p.5）。

さらに、法学専攻では「様々な社会事象を法的に観察し分析する素養を持ち、そのような素養を更に磨きたいと思っている学生・社会人」、経済・経営学専攻では「経済、経営、会計の専門的知識へ強い関心を持ち、修了後は、経済・経営分野の専門職業人として地域社会の諸活動で中核となることを目指す学生・社会人」、メディア情報学専攻では「官公庁、企業、マスメディア、観光、図書館、博物館など地域社会の各分野において情報資源管理に携わる高度専門職業人を目指す学生・社会人」を求め、とそれぞれ記載し受け入れ方針を明示している。いずれの専攻においても、入学時の知

識・能力よりも学生の将来への意欲に重点を置く方針を示している（資料5-1、資料5-9 p.7、p.11、p.17）。また障害のある学生の受け入れについて明文の規定はないが、本研究科の前身である法学研究科等において特別な介護を必要としない障害学生を受け入れてきた実績がある。

<8> 心理学研究科

本研究科の2専攻ともに共通して高度専門職業人の養成を目指しており、高度専門職業人と呼ばれるに相応しい高度の技能や知識に加え、人格的要因として、共感性に富み達成動機の高い人柄が望まれる（資料5-9pp.21～22）。研究科の目的等について、大学院学則、「大学院要覧」、「大学院募集要項」、「大学院ガイド」、大学院ホームページなどで説明している。大学院開講科目は、原則として学部レベルの専門科目を履修していることを前提として講義を展開することとしており、入学試験の合否判定基準もこのことが考慮される。

学内推薦については、学内推薦入試説明会において、学外からの志願者には学外入試説明会を実施し、入学志望者に推薦要件及び修得しておくべき知識等の内容について説明している（資料5-10）。

留学生に対しては、日本語での受験を要件とすることが明示されており、障がいのある学生の受け入れ方針は全学のガイドラインに従っている（資料5-3p.29、資料5-11）。

なお、2014（平成26）年度以降、学生募集に当たっては、本学ホームページ「駿大教育の指針」に心理学研究科及び各専攻のアドミッション・ポリシーを明示しており、研究科としては「実際の社会的場面でみられる人間の関わる諸現象、特に臨床場面、司法手続き場面における心理について、科学的・実証的視点と方法論に基づいて、誠実かつ持続的に探究に打ち込み、体得した知識や技術を現実社会に還元しようとする意欲と態度を持つ人を求めます。」、臨床心理学専攻では「臨床心理学に関する研究・研さんを持続的に行いつつ、心理臨床を実践していくために必要な基礎心理学の知識を持ち、かつ、人間と社会に対する旺盛な関心と対人援助の意欲を持つとともに、人間の尊厳に対して敬意を持ち、人間の在り方の多様性を受け入れることのできる人を求めます。」、法心理学専攻では「心理学の基礎的知識を持ち、人間と社会に対する旺盛な関心を持ち、その多様性を受け入れ、誠実かつ持続的に研究に打ち込むことができる人を求めます。」と記載している（資料5-1、資料5-9p.21、資料5-12pp.29～31、資料5-18pp.24～26）。

(2) 学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集および入学者選抜を行っているか。

<1> 大学全体

本学の2015（平成27）年度入学者に対する入学試験は以下のとおりである。

推薦入試として、指定校制推薦（1期・2期）、公募制推薦（1期・2期、ただし2期は現代文化学部・心理学部を除く）、スポーツ推薦がある（1期・2期）。

AO入試として、サマースクール型AO、スクール型AO（1期・2期・3期）、自己PR

型AO（1期・2期・3期）、留学特別プログラムAO（経済経営学部・現代文化学部のみ実施）、デザイン・写真実技型AO（メディア情報学部のみ実施）、面接型AO（現代文化学部・心理学部を除く）がある。

一般入試は、一般S・A・B・C方式、センター方式（1期・2期・3期）である。

特別入試として、社会人、帰国生、外国人留学生（10月募集、2月募集）を実施する。

その他、編入学試験として10月募集の推薦・社会人・一般、2月募集の推薦・社会人・一般を行う（資料5-5pp.1~2）。

本学が上記のような多様な入試を行うのは、現実社会に生起する現象の多様さに対応できる人材を確保したいがためである。また、多様な入試方式を導入することによって、高校教育における基礎的学習の成果を基盤とした上で、生徒自身の長所をできるかぎり評定できるようになる。

推薦入試・AO入試・特別入試では書類審査と面接を行い、高校における学業の成果を確認するとともに、スポーツ推薦及びデザイン・写真実技型AOにおける実技、自己PR入試における自己PR書・自己PR資料を評価要素に含める等、志願者の個性と可能性とを評価する体制を構築している。評点は、各評定要素を得点化し、その合計によって順位化され合否判定が行われる。

一般入試においては、試験得点の合計を高得点順に並べたリストが作成される。

いずれの方式においても、高得点順のリストによって各学部入試委員会で合否判定案が作成され、合否判定調整会議の検討を経て、各学部教授会で審議の上、合否が決定されることになる。

教授会による最終合否判定に至るまでの一連の過程は客観的な数値に基づいて行われるため、受験生に対し公正な機会を提供するものである（資料5-13第1条、資料5-14第4条第1号）。

大学院入試は、一般・社会人特別・留学生特別の各入学試験が年二回行われる（1期募集・2期募集）。社会人特別入試では、総合政策研究科法学専攻及び心理学研究科では筆記試験を課すものの、両研究科とも研究計画書等に基づいた面接を重視している。これは、各研究科の特性に応じて、社会実務経験を適切に評価しようとするからに他ならない（資料5-3 pp.1,8,14,21,27）。

大学院入試の合否判定も、基本は学部入試と変わらない。各研究科が合否判定案を作成し、合否判定調整会議の検討を経て、最終的に研究科が合否判定を下すことになる。評定は得点化されており、公正な入学機会を与えるものである。

<2> 法学部

学生募集の方法は全学共通で、推薦入試は調査書と面接試験で、一般・センター試験は合計点で合否を判定している。他にも、編入学生、社会人、帰国生、外国人留学生入試など多彩な入試制度を用意しており、全般的に適切である。学部入試委員会で合否判定の原案を作成後、合否判定調整会議を経て、学部教授会で審議にかけている。

一般入試の過去問題および各種入試データを大学HPに公開（資料5-15）、入試方法や評価基準等を「入試ガイド(2016)」（資料5-5）に明示、一般入試と指定校制推薦で受験生や高校の照会に応じており、一定の透明性は確保されている。

<3> 経済経営学部

本学・本学部の学生受け入れ方針に基づき、多様な入試方式を実施し、各方式によって異なる能力や個性を持つ学生を、公正かつ適切な基準によって判定している。具体的には、学部入試委員会が合否判定原案を作成し、合否判定調整会議を経て、教授会で審議をするという手続きをとることにより、公正性と適切性を確保している。

なお、全ての入試方式において受験者数、合格者数、倍率を公開している(資料5-15)。また、一般入試については過去問題を公開している(資料5-16)。

<4> メディア情報学部

本学・本学部の学生受け入れ方針に基づき、多様な入試方式を実施している。スクール型AO入試の受験者は、スクールに参加し、授業を受講した後、その内容に関する筆記課題を提出し面接を受ける。この過程を経ることでAO入試は受け入れ方針に最も沿う学生が選抜できる方式となっている。また、同様にデザイン・写真実技AO等を行い、学力に現れない資質に門戸を広げた受験の機会も設けている。他の方式の受験者についても学部の特徴を十分に理解した上で受験できるように、8回に及ぶオープンキャンパスを実施し、その中で模擬授業や個人面談を行うなどして受け入れ方針を周知している。また、高校への資料送付や訪問により積極的な情報提供を行い、受け入れ方針に沿った学生の獲得に努めている。推薦入試では面接及び調査書に基づいて選抜を行っている(公募制及び自己PR方式では、秀でた能力を示す資料等も参考にする場合がある)。一般入試及びセンター方式入試では受験科目の成績に基づいて入学者を選抜している(資料5-5、資料5-15)。

<5> 現代文化学部

本学・本学部の受け入れ方針に基づき、各入試方式の設置目的に適うよう、また受け入れ後の学生生活に重大な支障をきたすことがないよう適切な基準を設けて合否判定を行っている。学部入試委員会において、客観的かつ公正な判断ができるよう数値化した資料を作成し、熟議を重ねた上で原案を作成した後、合否判定調整会議を経て、教授会で審議決定している。毎年、各入試における合否判定基準を「入試ガイド」「入学試験要項」で公開説明するとともに、倍率を「入試ガイド」で公表して透明性を高める努力をしている(資料5-5、資料5-17)。

<6> 心理学部

多様な学生を受け入れるために、本学・本学部の学生受け入れ方針に基づき、多様な入試方式を設けている(資料5-5p.1)。推薦系入試では面接と高校での学力評価などの書類を基に選抜し、スポーツ推薦ではこれらに実技が加わる。

AO入試においては、サマースクール型とスクール型では受験生は授業を受講した後、授業内容に関して課された課題を提出し、面接を行う。こうすることで授業の理解力、心理学的素養の有無を評価し、選抜している。自己PR型では、一定の資格や、筆記試験では測定できない個性や能力を持つ学生の獲得をめざしている。

一般入試では3科目（S方式：英語、国語、選択科目）と2科目（A、C方式：国語と英語、B方式：英語と選択科目（2012（平成24）年度まで）、2科目自由選択（2013（平成25）年度～））の学力試験を課し、センター方式入試ではⅠ期では3科目（外国語、国語、選択科目）、Ⅱ期、Ⅲ期ではその3科目からベスト2科目の合計得点を基に選抜する。

このほか、社会人、帰国生、留学生を対象とした特別入試、編入学試験も実施している。

入学者の合否判定は、学部入試委員会が作成した入試判定案を基に合否判定調整会議を経て学部教授会で審議するという方法で行われる。このように多くの視点から判断がなされ、透明性は確保されている（資料5-13第3条、資料5-14第4条）。

<7> 総合政策研究科

本研究科の学生募集・入学者選抜は、1期募集(10月)、2期募集(2月)、3期募集(3月)の年3回実施している。1期募集及び2期募集は、一般入学試験、社会人特別入学試験、留学生特別入学試験及び学内特別推薦入学試験を行っている。3期募集は学内特別推薦入学試験のみを行っている。学生募集方法の広報については、主として学内での入学試験説明会の開催、大学院ホームページでの広報、大学院ガイド配布、大学院募集要項配布・ポスター掲示、リクルート社の大学院案内への掲出等を行っている。

選抜方法は専攻により異なり、法学専攻の一般入試は専門科目の試験又は課題論文と面接、社会人特別入試および留学生特別入試は小論文と面接、経済・経営学専攻の一般入試・留学生特別入試は外国語（日本語含む）と専門科目試験及び面接、社会人特別入試は面接、メディア情報学専攻の一般入試および留学生特別入試は外国語（日本語含む）と専門科目及び面接、社会人特別入試は面接により行っている。また学内特別推薦入試は4年次演習担当教員からの推薦を前提に面接により行う。なお経済・経営学専攻の学内特別推薦は経済・経営学専攻の学生に限っている（資料5-18pp.10、14、21、資料5-19）。選考は、定められた基準に基づき厳格に行われ、また面接は必ず複数教員により行うなど透明性の確保に努めている（資料5-20）。

<8> 心理学研究科

本研究科は、Ⅰ期（10月）、Ⅱ期（2月）の入学試験を実施している。一般入試、留学生特別入試、社会人特別入試の3種類の募集方法を基本とし、この他に学内推薦制度を設けて、公正・適正な受け入れを行っている。また、学生募集方法の広報については、学内外での入学試験説明会の開催、大学院ホームページでの広報、大学院案内配布、入試要項配布・ポスター掲示等を行っている。一般入試は外国語（英語、留学生は日本語）及び専門科目の2科目の筆記試験と面接試験によって実施している（資料5-18 p.29）。他方、学内推薦入試については、出願資格を①本学在籍学生であり、当該年度卒業予定者であること、②GPA得点が3.2以上であること、③推薦者が本学教員であることの3つの要件を規定しており、更に、指導希望教員との面談を課している。これらの要件を満たして出願した学生は、研究科委員会で承認の後、学内推薦者として試験を受けることとなる（資料5-21）。選抜結果は、本研究科内の入試委員会において厳密に討議検討され、委員会案を全学レベルの合否判定調整会議で検討し、その上で心理学

研究科委員会に諮る仕組みを持ち、全学的に多様な観点からのチェックを行っており、透明性と適切性が担保されている。

(3) 適切な定員を設定し、学生を受け入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

<1> 大学全体

本学の2013（平成25）年度までの5年間における入学定員に対する入学者数比率の平均は、0.96倍となっている。ここ数年、法学部、経済経営学部（経済学部を母体として2013年4月に開設）、メディア情報学部で入学定員割れを起こしており、その結果、大学全体で入学定員に対する入学者比率1.0倍を下回る状態が続いている。

2015（平成27）年度までの5年間における編入学定員に対する編入学者数比率の平均は、0.94倍となっている。（資料「大学基礎データ」表4）。

2015（平成27）年度までの5年間における収容定員超過率の平均は、0.89倍であり、適正な水準を下回っている（資料5-22）。現代文化学部、心理学部が適切な水準で入学者を受け入れる一方で、法学部、経済経営学部、メディア情報学部における定員割れが大きくなっていることによる。

大学院研究科における、2015（平成27）年度までの5年間における入学定員に対する入学者数比率の平均は、0.34倍で適正な水準をはるかに下回る。総合政策研究科経済・経営学専攻及び心理学研究科臨床心理学専攻において、かろうじて0.5倍を維持しているものの、すべての専攻で大幅な定員未充足の状態に陥っていることに因るものである（資料「大学基礎データ」表4）。

2015（平成27）年度までの5年間における収容定員超過率の平均は、0.33倍であり、入学者数比率と同様、適正な水準をはるかに下回る（資料5-22）。

<2> 法学部

2015（平成27）年度は、収容定員1,040人に対して在籍学生は825人で0.79倍となっている。同様に入学定員240人に対する入学者数は0.88倍で、過去5年間を通じて定員割れが生じている。（資料「大学基礎データ」表4-1）。入学定員の未充足が続いており、定員の確保が課題になっている。

<3> 経済経営学部

経済経営学部の収容定員に対する在籍学生数比率は、初年度の2013（平成25）年度の入学者には36人の未充足が生じ、充足率は0.85倍となった。その後毎年未充足者数が拡大し、本年度の入学者については0.76倍となった（資料5-22）。

<4> メディア情報学部

2015（平成27）年度の入学者数は133人であり、入学定員160人に対する入学者数の比率は0.83倍、これは前年度16人の不足、本年度27人の不足の結果である（資料「大学基礎データ」表4-1）。入学定員の未充足が続いており、定員の確保が課題になっている。

<5> 現代文化学部

2015（平成27）年度入試より、定員を20人増加させ150人となったが、従来の受け入れ方針を堅持し、公正かつ適切な選抜を心がけた結果、2015（平成27）年度は定員の1.1倍の入学者を確保した（資料「大学基礎データ」表3）。

編入学生受け入れについては、2015（平成27）年度の編入生収容定員が40人であり、同年の編入学生数は33人であったので、編入学生定員に対する編入学生数比率は0.83倍となった（資料「大学基礎データ」表4）。

<6> 心理学部

収容定員に対する在籍学生数比率は、2011（平成22）年度から2015（平成27）年度までは1.07倍から1.14倍の間で推移し、5年間の平均は1.11倍であり、ほぼ適正な範囲と言える（資料5-22）。

<7> 総合政策研究科

各専攻の研究指導体制に照らし、各専攻の入学定員7名は適正である（資料「大学基礎データ」教員組織）。2014（平成26）年度の入学定員に対する入学者の充足率は0.14、2015年度（平成27）は同じく0.14である。すなわち収容定員に対する在籍学生充足率は0.14となり、入学者の定員を確保できていないことが課題となっている（資料「大学基礎データ」表3-2）。

<8> 心理学研究科

本研究科の入学定員は、臨床心理学専攻15人、法心理学専攻15人、合わせて30人であるが、2015年では臨床心理学専攻は0.53倍（8名）、法心理学専攻は0.07倍（1名）の入学者しか確保できていない。選考を厳格に実施していることもあるが、受験者が期待できる本学研究科定員の実情に対して設定した定員数が過剰になっている（資料「大学基礎データ」表3）。

(4) 学生募集および入学者選抜は、学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか。

<1> 大学全体

本学は、入試を全学態勢で実施している。入試制度委員会で次年度の入試方式・入試実施日等入試の全体的な枠組みと基本方針を設定する。設定に当たり、学部入試委員会、教授会の意見を聴取した上で、最終決定を行う。大学全体における入試運営の実際を担うのが、センター入試では大学入試センター試験実施委員会、センター以外の入試にあっては入試実施委員会である。本学では、一般試験の問題を学部共通で作成することから、入試実施委員会の下部組織として問題作成小委員会を設置している（資料5-25第3条、資料5-26第4条、資料5-27第3条）。

学部入試委員会同様、問題作成小委員会、入試実施委員会、大学入試センター試験

実施委員会では、年度末に総括を行うことを慣例としている。総括の基本は、公正かつ適切な入試が所掌業務について行われたか否かを検証し、問題点があれば摘出し、改善策を探ることにある。これら総括を受けて、次年度の第1回委員会で当年度の基本的な方針を委員長（入試担当副学長）が示すことになる。なお、大学入試センター試験の実施は、当該センターの作成した「実施要領」「監督要領」に従って実施されるため、本学における課題は入試実施関連に限定される（資料5-25、資料5-26、資料5-27、資料5-28）。

入試制度委員会にあつては、当該年度の入試実施状況、志願者動向を逐次的に検討し、これらの動向に対処して現行の入試制度の妥当性を吟味し、必要に応じて修正した次年度入試制度案を策定することになる（資料5-29）。

大学院研究科にあつては、入学者選抜の公正性・適切性の検証は、各研究科に委ねられており、各研究科においてなされる入試総括の中で検証され、次年度の入試に反映されることになる。

<2> 法学部

学部入試委員会及び全学的な組織としての入試制度委員会において、入試方式や実施方法等について毎年検証を行っている（資料5-30）。

<3> 経済経営学部

学部の学生募集及び入学者選抜については、年度ごとに学部入試委員長を中心として総括がなされ、公正性、適切性ともに検証されている。総括の結果は教授会にて報告されている（資料5-31）。

<4> メディア情報学部

入学者選抜の方法は、各学部共通であり、全学組織である入試制度委員会で毎年検証を行っている。受け入れ方針の適切性は、年度当初に入試委員会を中心に検討を行っている。

<5> 現代文化学部

学生募集・入学者選抜は、毎年、学部入試委員会で、その適切性を点検し、学部入試委員長総括の形で教授会に報告し了解を得ている（資料5-32）。

<6> 心理学部

学生募集及び入学者選抜については、学部入試委員会で年度ごとにその適切性について検証している（資料5-33）。駿河台大学グランドデザインで示されている学部の入学定員確保という目標達成のため、志願者の拡大、とりわけ一般入試の志願者の拡大をめざしている（資料5-34(2)）。そのため、2015（平成27）年度入試からは入試制度委員会の提案に沿って、指定校Ⅱ期とサマースクール型AO入試を導入した（資料5-35）。

<7> 総合政策研究科

各専攻のみならず、大学院全体にとって、学生募集は、緊急の課題であり、専攻会議、運営委員会、研究科委員会及びFDにおいてしばしば検討を行っている。

<8> 心理学研究科

学生募集及び入学者選抜は、専攻ごとに、アドミッション・ポリシーに基づきその適切性を点検し、研究科委員会に報告し、了解を得ている。

2. 点検・評価

●基準5の充足状況

学生の受け入れ方針を策定し、ホームページ等で社会に公表している（資料5-1）。学生募集・選抜についても、公正かつ公平な入試となるよう入試実施面で絶えざる検証を行ってきた。学生の受け入れ方針の策定と公開、学生募集・選抜における公正性の確保については同基準を概ね満たしているが、一部学部における入学定員、編入学収容定員、大学院における入学定員・収容定員確保に課題が残されている。

①効果が上がっている事項

<1> 大学全体

入試実施に当たり問題作成小委員会、入試実施委員会、大学入試センター試験実施委員会それぞれが総括を次年度方針策定に有効に結びつけ、出題ミスをなくす等、公正かつ適切な入試の遂行を可能とした。

<2> 法学部

入試委員や模擬授業・出張講義の担当者に授業評価の高い教員を配置した結果、オープンキャンパスの模擬授業は、高い評価を獲得した（資料5-35p.1、資料5-36、資料5-37）。学部独自のリーフレットやパネルの作成、女子会メンバーの個別相談参加、学部HPやFacebookによる情報発信などの取り組み（資料5-35p.1）により、前年度を1名上回る（210人から211人へ）入学者数を確保した。

<3> 経済経営学部

学部の学生受け入れ方針の明示、学生募集の公正性や適切性を確保するためこれまでの大学案内、本学ホームページに加えて、Facebookなど新しいSNSを用いた情報発信も積極的に行っている（資料5-35）。

<4> メディア情報学部

多様な入試方式の中で、学部の特徴としてデザイン・写真実技型AOを取り入れたことにより、デザインや映像系で活躍する学生が優秀な作品を作ると同時に、実習等で学生相互に良い刺激となっている。

<5> 現代文化学部

スポーツ教育センターの協力の下、スポーツ推薦入試の受験者数はきわめて堅調であった。今後も同センターとの連携と情報交換を促進する必要がある（資料5-32）。

<6> 心理学部

定員数は2009（平成21）年度から2011（平成23）年度までは120人、2012（平成24）年度から10人増の130人、そして、2015（平成27）年度からはさらに10人増の140人となった。2011（平成23）年から2014（平成26）年の間、受験者数は335人～399人の間を推移し、毎年、入学定員を充足していたが、2015（平成27）年については、定員が増えて受験者数が305人に減少したため、入学者が入学定員を2人下回った（資料「大学基礎データ」表3）。

<7> 心理学研究科

定員を充足していないことが大きな課題である（資料「大学基礎データ」表3）。

②改善すべき事項

<1> 大学全体

法学部、経済経営学部、メディア情報学部の入学定員確保が最大の課題である。また、編入学の収容定員の適正化、大学院における定員確保も課題である（資料「大学基礎データ」表4、資料5-38）。

<2> 法学部

志願者の減少を回復することが優先課題となっている。

<3> 経済経営学部

2015（平成27）年度の入学者が定員未充足の状態であり、適切な学生数の確保のために、入学者の確保と退学者の減少が課題である。このため、学部からの積極的な情報発信、高等学校との情報の共有と連携、オープンキャンパスの改善などがアクションプランに組み込まれている（資料5-35 pp.9～11）。

<4> メディア情報学部

志願者の減少を下げ止めるとともに回復することが優先課題である。

<5> 現代文化学部

2014（平成26）年度、2015（平成27）年度入試ともに、一般入試入学者割合の低さ、男女比のアンバランス、スポーツ推薦入試への顕著な依存傾向が挙げられる（資料「大学基礎データ」表3）。3項目ともにその度合いに差はあるものの、社会状況や本学の認知度、大学全体の経営戦略と関連しており、一学部の対処し得る方策は限られているが、学部ホームページの充実、オープンキャンパス学部展示の充実、出張授業、留学特別プログラムAO入試の推奨、写真を交えつつ学部の教育内容を分りやすく周知する

ための卓上カレンダーの制作、などを行っている（資料5-35）。

<6> 心理学部

一般入試方式による受験者数は2011（平成23）年度から2015（平成27）年度の5年間で、269人、261人、224人、223人、205人と推移し、減少傾向にあるため、それに歯止めをかけ、増加させることが今後の課題である（資料「大学基礎データ」表3）。

<7> 総合政策研究科

本研究科の3専攻ともに、定員の未充足が最大の課題である（資料「大学基礎データ」表3、表4）。学生数の不足は教育効果の点でも好ましくない。本研究科の発足に伴い定員の見直しを行ったところであるが、今後その充足の実現に向けて様々な方策を検討してゆかなくてはならない。

<8> 心理学研究科

両専攻においては広報の改善が課題である（資料5-35）。法心理学専攻では教育内容の改編を検討している（資料5-39、資料5-40、資料5-41、資料5-42）。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

<1> 大学全体

入試実施における公正性、適切性を維持するために、入試実施委員会、大学入試センター試験実施委員会、問題作成小委員会での「総括から次年度方針策定」に至る過程での、検証機能が強化されている。

<2> 法学部

オープンキャンパス展示による本学部の教育内容・就職実績の紹介、個別相談への十全な対応、女子学生増加のため女子会のメンバー活用などに取り組んでいる（資料5-35 pp.1-2）。

<3> 経済経営学部

学部からの情報発信としては本学ホームページへの情報提供数を増加させ、更に学生からのメッセージの割合を増やす。新しいSNSの活用も更に活発化させたい。

<4> メディア情報学部

広報物やオープンキャンパスでの展示には力を入れており、4年間で学ぶ教育内容や実習などを視覚的に分かりやすくしている。また、オープンキャンパスの模擬授業ではSAの学生も数名動員して、学生の確保に貢献している。

<5> 現代文化学部

スポーツ推薦においては、今後とも、スポーツ指導者とのコミュニケーションと連

携を図り、極力本学部の学生受入れ方針に合致した学生を、特定のスポーツ種目に偏る事なく受入れられるように、さらに積極的に取組んでいく予定である。

<6> 心理学部

志願者を安定的に確保し、入学定員の充足を継続していくために、今後にも必要に応じて学生募集や入学者選抜の方式の改革を行うと同時に、アクションプランで示したように、学部ホームページなどによる広報の充実を図っていく予定である(資料5-35)。

<7> 心理学研究科

臨床心理学専攻、法心理学専攻ともに定員確保が主命題となっているが、他大学への広報を強化することを検討している。併せてホームページの年度ごとの改編を実施し、かつ、学生や教員の活動の広報をより強化することを検討している。

②改善すべき事項

<1> 大学全体

法学部、経済経営学部、メディア情報学部の入学者確保は、競合他大学と差別化できる具体的行動計画の策定とその実施にかかっている。そのためにも地域連携をはじめとする本学の強みをより強化し、受験生を含む社会にしっかりとアピールしていくことが必要である。地域企業の欲する人材の育成と円滑なマッチングを通して、就職率を上げることは、「地域社会の諸活動の中で中核的役割」を担う人材の育成という本学の教育方針に沿うものであり、これが入学者確保にもつながる。

また、「地域社会の諸活動の中で中核的役割」を担う人材の育成は、大学院における教育指針でもある。とりわけ総合政策研究科においては、「地域の『知の核』」として、地域への知的還元に関する方策を具体化させ、地域の現職社会人の入学者を獲得できるよう検討を進める。また心理学研究科においては、公認心理師制度が創設されることから、本学においてもそれへの対応に万全を期すことで、入学者確保を目指す。

<2> 法学部

志願者の減少を回復するために、受験生に広く本学部の特徴及び長所、教育内容・就職実績などを、積極的にアピールしていく。そのためには、本学ホームページへの記事掲載、SNSを用いての積極的な情報発信など、広報活動の強化に取り組む必要があり、学生や教員による授業紹介、公務員合格者や資格試験取得者の体験記などを積極的に掲載していく。

<3> 経済経営学部

オープンキャンパスの改善については、学部の特色を生かし、時事問題や企業活動などを取り上げたわかりやすい授業の実施に取り組み、担当教員紹介や受験生へのメッセージの発信などをインターネットを通じて積極的に行いたい。また、学部独自の展示の充実を図る。

<4> メディア情報学部

学部ホームページなどによる広報を充実させてきたが、偏りが認められる。教員の研究やゼミの活動の内容について、さらに掘り下げて本学部の特徴や魅力をしっかりと受験生に発信を検討している。

<5> 現代文化学部

基本的な姿勢としては、日本がこれから向かっていくであろう脱高度経済成長社会に生きる知恵を身につけるという本学部の先進性を広く社会に発信し、受験生の共感を得ていく。具体的には、「2. 点検・評価」の「②改善すべき事項<4>現代文化学部」で示した方策の他に、学部リーフレットの活用、スポーツ系資格取得カリキュラムの充実、在学生の母校へのメッセージの継続実施、専門学校及び日本語学校に対する営業活動の強化などを学部運営会議、学部入試委員会で確認している（資料5-35）。

<6> 心理学部

一般入試方式による受験生の増加の方策は、上記の効果が上がっている事柄の発展方策と同様であり、学部ホームページなどによる広報を充実させ、本学部の特徴や魅力を受験生にしっかりと発信していく。

<7> 総合政策研究科

大学院の再編による本研究科の発足に伴い、入学定員の適正化、アドミッション・ポリシーの明確化などを行った。今後入学者の増加を目指すために、専門職教育の充実による課程修了後の目標提示、正規学生に加え科目等履修生や委託生等非正規学生の正規学生転換、留学生の確保、さらにカリキュラム変更や担当教員追加による学部学生の大学院への誘導等を通じて入学者増加策を講じていく。

<8> 心理学研究科

定員確保方策及び専攻の定員の見直しなどについて、学長・副学長会議、経営戦略会議において検討が開始されている（資料5-39）。その一方で、公認心理師制度への対応を検討するなかで、より魅力的なカリキュラムを編成すること、法心理学専攻については専攻の性格を明確にし、魅力的で、就職率の向上を図る目的での名称変更も検討している（資料5-38、資料5-39、資料5-40、資料5-41、資料5-42、資料5-43）。

4. 根拠資料

- 5-1 本学ホームページ「駿大教育の指針（アドミッション・ポリシー（どのような学生を受け入れたいか）」
http://www.surugadai.ac.jp/about/gakubu_policy.html
http://www.surugadai.ac.jp/about/in_policy.html
- 5-2 2015年度（平成27年度）入学試験要項
- 5-3 2015年 大学院募集要項【修士課程】
- 5-4 駿河台大学 大学案内（2016）

- 5-5 駿河台大学入試ガイド (2016)
- 5-6 駿河台大学 大学案内 (2015)
- 5-7 駿河台大学入試ガイド (2015)
- 5-8 2015年度推薦入学選考要項
- 5-9 駿河台大学大学院ガイド (2016)
- 5-10 本学大学院ホームページ「学内・学外向け入試説明会のお知らせ」
http://www.surugadai.ac.jp/gakubu_in/in_shinri/2015/11/post-62.html
- 5-11 障がいのある高校生等の受け入れガイドライン
- 5-12 2015年度大学院要覧
- 5-13 駿河台大学入学試験委員会規程
- 5-14 駿河台大学教授会規程
- 5-15 本学ホームページ「入試データ」
<http://www.surugadai.ac.jp/exam/information/data.html>
- 5-16 本学ホームページ「過去問ダウンロード」
<http://www.surugadai.ac.jp/exam/information/past-question.html>
- 5-17 2016年度(平成28年度) 入学試験要項
- 5-18 駿河台大学 大学院募集要項【修士課程】 (2016)
- 5-19 駿河台大学 大学院各研究科【修士課程】 募集要項 (学内推薦入学試験)
- 5-20 2014年度第9回総合政策研究科運営委員会資料及び議事録
- 5-21 心理学研究科学内推薦用件に係る申し合わせ (2011.9.22 心理学研究科委員会一部改正)
- 5-22 収容定員超過率・充足率の推移
- 5-23 駿河台大学入学試験制度委員会規程
- 5-24 駿河台大学 大学入試センター試験実施委員会規程
- 5-25 駿河台大学入学試験実施委員会規程
- 5-26 2012年度第1回問題作成小委員会 (鑑) (2012.5.10)
- 5-27 2012年度第1回入試実施委員会 (鑑) (2012.4.12)
- 5-28 2012年度第1大学入試センター試験実施委員会 (鑑) (2012.9.20)
- 5-29 2012年度第2回入学試験制度委員会 (鑑) (2012.11.8)
- 5-30 2015年度法学部入試総括
- 5-31 2015年度経済経営学部入試総括
- 5-32 2015年度現代文化学部入試総括
- 5-33 2015年度心理学部入試総括
- 5-34 駿河台大学グランドデザイン
- 5-35 2015年度アクションプラン (各学部・各研究科及び各事務部門)
- 5-36 2015年度法学部オープンキャンパス個別相談内容集計
- 5-37 2015年度オープンキャンパス模擬授業別・学部企画別アンケート集計データ
- 5-38 駿河台大学編入学試験2015
- 5-39 公認心理師制度開始に対する対応に関する要望 (2015.12.10経営戦略会議資料)
- 5-40 第2回心理学研究科法心理学専攻FD実施報告

第8回自己点検・評価報告書

- 5-41 第4回心理学研究科FD実施報告
- 5-42 第5回心理学研究科FD実施報告
- 5-43 法心理学専攻の入学定員【収容定員】見直しについて【案】(2013.11.21 第7回経営戦略会議資料)
- 5-44 第5回臨床心理学専攻FD会議報告
- 5-45 第6回臨床心理学専攻FD会議報告

第6章 学生支援

1. 現状の説明

(1) 学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう学生支援に関する方針を明確に定めているか。

本学は、建学の精神である「愛情教育」に基づき、「徹底した人格教育」により、学生一人ひとりの個性を尊重し、教員と学生との人格的触れ合いを通して、豊かな人間性を育成することを教育目的としている（資料6-1第1条、資料6-2）。この目的に相応しい学生生活の適切な環境を整えるとともに、それぞれの学生の個性に応じた学生生活上の指導・助言・指導を行うこととしている（資料6-3p.151）。

また、駿河台大学グランドデザインにおいては、「学生満足度の高い大学」、教職員が一体となった「中途退学者の少ない大学」、「『就業力』の駿河台大学」を学生支援の方針としている。

これらの方針に基づき、以下の具体的到達目標を掲げている（資料6-4pp.2~3）。

- ①「大学に来れば楽しいという意識を学生が持てるような環境」の整備
- ②退学者減少の方策として、特に1年次生を対象とした職員による学生サポーター制度の速やかな導入
- ③転学部の容易化
- ④学生相談機能の強化
- ⑤いろいろな形での学生の「居場所」作り
- ⑥キャリアセンターを中心とした多重的かつface to faceな就職支援の強化による私大全国平均の就職率達成、離職率の低い企業への就職支援、卒業後未就職者への支援

これらの方針及び到達目標は、本学ホームページ、大学案内、大学ニュース等を通じて公表している（資料6-5、資料6-6pp.4~5、資料6-7p.1）。

(2) 学生への修学支援は適切に行われているか。

①「学生が楽しいと思える大学」のための環境作り

「変化の著しい社会において、自立的かつ主体的に生きることのできるひとを育みます。」との大学憲章の目標に即して、学生が主体的に学生生活を送ることができるよう、アメニティの改善に当たっては、「学生生活基本調査」結果を参考に、バス待合所の屋根の設置、喫煙スペースの見直し等を行うとともに、随時、学生からのヒアリングを行い、学生が主体となった学内環境の改善に取り組んできた（資料6-8）。その他、駿輝祭や「学生企画」への援助等を通じて、学生が「自立的かつ主体的に生きることのできる」力の育成を図っている。

学修面では、双方向授業用の教室の整備、「ふりかえりアンケート」（2014（平成26）年度は卒業式当日の2015（平成27）年3月18日に実施）等により、魅力ある授業を目指

している（資料6-9）。

②退学者減少の方策

ア．本学の離籍状況（年度当初の在籍者に対する翌年5月1日現在の願出退学者及び命令退学者（学費未納等による除籍者）の割合）

2008（平成20）年度から2012（平成24）年度までの平均離籍率（願出退学＋命令退学／在籍者数）は、4.61%であり、最大で5.5%（2011（平成23）年度）、最小で3.6%（2008（平成20）年度）であった。2012（平成24）年度は、各種の取組みにより、前年に比べやや改善したものの、依然として4%以上の離籍率が続いており、離籍問題は本学が取り組むべき重点課題として認識されている（資料6-10）。ちなみに、ここ3年間の離籍率は次の通りである。2012（平成24）年度4.3%、2013（平成25）年度5.2%、2014（平成26）年度5.2%。

イ．離籍者減少に向けた取組み

各学部とも1年次から4年次まで、少人数制の演習科目を必修とし、演習担当の教員がFA（ファカルティ・アドバイザー）として、学生の修学状況の把握、相談、他部署との連絡等に当たっている。学生の出席状況、履修状況が懸念される場合には、全学部でFAが留年者面談、長期欠席者面談、成績不振者面談を実施し、これら面談結果を学生支援課で一元的に把握し、FAとの連携の下に父母への連絡、健康相談室、キャリアセンター等との連携を通じて、組織として対応している。退学希望者についても、基本的にはFAが面談を実施し、学生本人及び保証人の意思確認とともに、退学後の生活について指導をしている。

2013（平成25）年度からは、従来のFA制度に加えて全職員による学生支援制度としてCA（クラス・アドバイザー）制度を設け、教職員が一体となって留年及び休・退学の防止に努めている（資料6-11）。（注：2015（平成27）年度のCAは職員の有志による形を取っている）。CA制度では、新入生を対象に、FAからの連絡を基に、1年次の必修演習科目での出欠状況を学生支援課が一元管理し、必要に応じてCAがFAと連絡を取りながら、学生の状況の把握、欠席理由の確認等を行っている。その上で、修学上困難な事態に直面している学生に対しては、学生支援課がFAと連携して対応している。

（補足：従来はICカード読み取り専用端末による学生証読み取り方式のみの出席管理システムを運用してきたが、2014（平成26）年度からはタブレット端末により、学生証読み取り方式と点呼式を併用する出席管理システムに移行した。移行後は、各学生の出席状況を把握しやすくするための帳票類も整備しており、授業単位での出席管理システム利用率は、システム移行前の2013（平成25）年度利用率52%から、2014（平成26）年度65%、2015（平成27）年度春学期75%、2015（平成27）年度秋学期82%と上昇している。）

学費の納入に不安がある学生及び保証人を対象に、2013（平成25）年10月から財務課において「学費よろず相談」を開始し、学費に関する質問や相談に応じることとした（資料6-12）。ちなみに、財務課に確認したところ、相談件数等の集計は行っていないものの、督促状送付後は相談件数がかなり増加することであった。これにより、学費負担を理由とする離籍防止につながることを期待される。休学者に

については、従来の休学中の学費の負担が大きく、これが退学につながる可能性のあることから、2013（平成25）年度より、学費に代えて「在籍料」の制度を設け、退学者の削減を図ることとした。新たな在籍料は年額4万8千円とし、授業料及び施設費を免除することとした（資料6-1第46条、別表第Ⅱ、資料6-13第9条）。

③転学部の容易化

転学部については、学則に「他の学部転学部を志願する者があるときは、教授会の議を経て、学長が許可することがある。」と規定され、転学科についても、教授会の議を経て学部長が許可することがあるとされている（資料6-1第27条の2第1項、第2項）。転学部・転学科を志願できる者は、原則として、第1年次又は第2年次に在籍する者とされ、転学部・転学科願、成績通知書を提出することとされている（資料6-14第2条、第3条）。しかし、近年の入学者の学部選択の動機及び入学後の休退学状況に鑑みて、学生の関心に応じて転学部・転学科を認めることが学業の継続に有効であると考えられ、従来の転学部・転学科の要件を緩和する必要があるとの合意が得られた。2014（平成26）年度からは、新たな基準に基づいて転学部・転学科を認定している（資料6-15）。

なお、現在は、全学部とも1学科構成のため、転学科の要件が生じることはない。

④色々な形での学生の「居場所」作り

従来から、大学会館、クラブハウス、フロンティアタワーズ（学生寮）等において学生の居場所を用意するとともに、毎年5月に実施される1年生主体のスポーツ大会、オーバーナイト・ウォークその他の学生の自主企画により、学生の活躍できるイベント等の活動を支援してきたが、2013（平成25）年度より、ランドデザインに基づき、新たに学内のアメニティの改善に着手した。

メディアセンター5階の一角を「ビューラウンジ」とし、可動式テーブル、ソファ、一人用椅子等を配置し、眺望の良さを活用し、明るい雰囲気の中で、学生が友人と、或いは一人でゆったりとした時間を過ごせるような空間を用意した。また、学内5か所にパウダールームを設置し、女子学生が気兼ねなく化粧をし、友人と過ごせるよう配慮した。

その他、2013（平成25）年度より夏祭りやバス旅行等、学業以外の面で大学生活を楽しめるよう、新たな親睦企画を実施している。また、2014（平成26）年度にはボーリング大会、バスハイク2回、そして2015（平成27）年度には梅の収穫&梅ジャム作り体験、ミニツリー作り、バスハイク2回等を開催した。これにより、学生の本学への帰属意識を高めるとともに、企画運営等に自主的に参加することにより、駿大社会人基礎力の育成につなげるよう配慮している（資料6-16）。

⑤障がいのある学生に対する修学支援

2015（平成27）年度は、本学には28人の障がいのある学生が在籍している。（補足：前回報告書の8人から急激に増加したのは、日本学生支援機構が調査にあたって、障がい学生に関するカウント方法を変更したため。例えば今回の調査からは、てんかん等の疾患がカウント対象となっている。内訳は身体障がい19名、発達障がい5名、精神障がい4名）。

本学では全施設をバリアフリー化し、身体障がいのある学生の修学支援をしている。障がいのある者から入学の志願があったときには、学部長、学部教務委員長、健康相

談室等の関係部署が、志願者本人、父母に対して、入学後の学修面、生活面等の支援内容の説明を行っている。スクールバスについても、車イス使用者対応のバスを確保し運行している。また、健康相談室では、障がいのある学生からのヒアリングを適宜行い、施設・設備の改善につなげている。なお、2015（平成27）年度には、視覚障がい学生について、授業担当教員への配慮依頼を所属学部、学生支援部、学務部で連携して行った実績がある。

2015（平成27）年度からは、身体障がいのある学生の修学支援の一環として学生相談室の啓蒙活動と保証人との連携を図るための行事を以下の通り開催している。

一つ目として、新たな年度がスタートし、保証人（ご父母）の気持ちは期待に心躍らせたり、気がかりが募ったりと様々である。このことを整理する場として父母会総会当日に保証人向けの「健康相談会」を実施した。相談内容は、①発達障がいを抱える新入生の保証人との情報交換、②アトピー性皮膚炎がある学生の保証人との生活相談、③発達障がいを抱える学生の保証人と卒業後についての相談、④相談室を利用している学生の病院の受診についての保証人との相談などであった。父母会総会にも参加されるため、ご夫婦で来室されるケースが多く、ご家族との貴重な連携の機会となった。

二つ目として、個別に何らかの悩みを抱えている学生に学生相談室を身近に感じてもらうため、学生同士が地元の特産品（お茶、菓子、季節の果物等）を食しながら、気軽に語り合える場を設定する目的で「ティーアワーイベント」を6月・7月・10月・12月に4回実施した。効果として、大学生生活に慣れない学生の友達づくり・居場所づくりなどのサポートにつながった。これは、2014（平成26）年度の「おしゃべりランチ」を発展させたイベントである。

三つ目として、何らかの悩みや問題を抱えている学生が、学生生活を送っていく中で出会う様々な問題と向き合っていけるように、気軽に立ち寄れる機会として「健康相談週間」を6月・7月・9月・12月に4回実施した。効果としては、①発達障がい圏の学生が久しぶりに来校できた、②最近学校を休みがちな学生の保証人の来室があり、今後の学生対応について協力体制が作れた、③精神障がいを持つ学生が来室し、定期的な来室につながった、などがあげられる。

⑥奨学金等による経済的支援

本学では、奨学金制度として、日本学生支援機構奨学金、地方自治体奨学金、民間団体奨学金、駿河台大学奨学金があり、毎年4月上旬のガイダンス時に説明会を開催し、かつ、個別に相談に応じている。その利用状況は、「奨学金給付・貸与状況」に示すとおりである（資料6-17）。

なお、本学独自の奨学金制度は以下のとおりである。

ア. 貸与奨学金

（ア）駿河台大学貸与奨学金

原則として1年次生又は初年度編入学生のうち、経済的に修学困難でかつ学業成績・人物ともに優れた学生を対象とする。選考の基準は日本学生支援機構第一種奨学金に準じている。

（イ）駿河台大学学費支援基金奨学金

父母の経済的事情の急変により学業の継続が困難であるにもかかわらず、日本学生支援機構や本学奨学金制度等の利用が困難な学生を対象に、学業の継続を支援する目的で学費の貸与を行う制度である（資料6-18）。その基金は、教職員からの任意の拠出、同窓会からの援助を基にして原資が作られ、2011（平成23）年度より運用を開始した。貸与を希望する学生は、所属学部専任教員の指導の下、修学計画書、返還計画書を作成し、奨学金貸与申請書とともに大学（学生支援課）に提出し、学生委員会の選考、教授会の議を経て、学長が奨学生としての採用を決定する。この決定に基づき、当該学年の学費を上限として無利子で貸し付けることとしている。初年度は要件が厳格であったため、利用は1人にとどまったが、2012（平成24）年度からは卒業予定者も対象とし、告知の時期を早めたこともあって7人の利用があった。なお、年度別に貸与された学生の数を見てみると、2012（平成24）年度3名、2013（平成25）年度2名、2014（平成26）年度2名となっている。但し、当基金奨学金については返還状況が芳しくなく、大いに問題があると考えられる。

イ. 給付奨学金

従来は、「駿河台大学給付奨学生規程」により、学業成績及び人物共に優秀な学生、スポーツ競技成績及び人物共に優秀な学生、並びに経済的理由により修学が困難な学生に対する給付奨学金制度を規定してきた。しかし、スポーツ振興の強化に伴い、スポーツ競技成績及び人物共に優秀な学生への給付奨学金制度が多様化している等の理由により、規程を整理し、内容を明確化する必要性が生じるに至った。そのため、「駿河台大学給付奨学生規程」を廃止し、2015（平成27）年4月より新たに、学業成績及び人物共に優秀な学生並びに経済的理由により修学が困難な学生に対する給付奨学金制度を規定する「駿河台大学成績優秀者及び経済的困窮者給付奨学生規程」と、スポーツ競技成績及び人物共に優秀な学生への給付奨学金制度を規定する「駿河台大学スポーツ給付奨学生規程」を制定した（資料6-19、資料6-20）。

（ア）駿河台大学成績優秀者及び経済的困窮者給付奨学金

学業成績及び人物共に優秀な学生又は経済的理由により修学困難な学生を対象とする給付奨学金制度であり、給付額は年額20万円、給付期間は当該年度の1年間である。

（イ）駿河台大学スポーツ給付奨学金

スポーツ競技成績及び人物共に優秀な学生を対象とする給付奨学金制度であり、その種類、給付額及び給付期間は次の通りである。

- ・駿大スポーツ特待生：入学年度は授業料及び施設費相当額又は、この2分の1相当額とし、2年次から4年次までは、授業料相当額又は、授業料及び施設費の2分の1相当額とする。給付期間は、修業年限の範囲内とする。
- ・スポーツ年間特待生：2年次から4年次の学生を対象とし、給付額は給付年度の授業料相当額、給付期間は当該年度の1年間とする。
- ・駿大スポーツスカラシップ生：給付額は年額35万円、給付期間は入学年度の1年間とする。

(ウ) 資格取得奨励金・キャリアカレッジ奨励金

資格取得奨励金は、本学の学生又は卒業生を対象に、「公認会計士試験」等に合格した者に最高20万円を給付する。キャリアカレッジ奨励金は、本学で開講しているキャリアカレッジで「宅建合格講座」を受講し、合格した学生を対象に3万円を給付するものである。

(エ) 駿河台大学留学奨学金

本学から海外の提携校に交換・派遣留学する学生を対象にした給付奨学金制度である。また、海外の提携校から交換・派遣で本学に留学してきた学生に対しても奨学金を給付している。給付額は、本学の学生は年額10万円、提携校からの学生については、留学期間等を勘案して、年額10万円から30万円の範囲で給付額を決定している。

(オ) 特別奨励賞

本学の名誉を高める顕著な活躍をした学生・学生団体を対象に年額10万円を給付する。

(カ) 父母会奨励金

スポーツ系を除く課外活動において顕著な成果を収めた個人又は団体を対象に、1件につき年額10万円を給付している。

ウ. 奨学金以外の経済的支援：私費外国人留学生授業料減免制度

本学に在籍する私費留学生に対して授業料を減免し、経済的な負担を軽減することを目的とした制度である。授業料減免を受けることができる者は、出席状況が良好かつ勉学意欲が高いと認められる者のうち、当該年度春学期分の授業料を納付した者である。学費の減免額は授業料の20%とし、期間は当該年度のみである。

その他、学生への経済的支援の一環として、修学上影響が少ない学外のアルバイトを紹介するとともに、オープンキャンパスの際に、学内の案内、入学後の大学生活などについて紹介を行うオープンキャンパススタッフ、公開講座補助スタッフ、SA（スチューデント・アシスタント）として授業時の教員補助を行う者、メディアセンターのパソコン相談員等、キャンパス内で学生が勤務する場を提供している。

⑦課外活動に対する支援

課外活動団体のうち、公認団体、体育部会、文化部会に対して、強化費、活動費の支援を行うほか、学生からの自主的な企画に対する活動費支援を行っている。

(3) 学生への生活支援は適切に行われているか。

①健康相談室による学生の心身の健康の保持

本学においては、学則第48条に基づき健康相談室を設置し、学生・教職員の健康管理に関する業務を行っている（資料6-21）。健康相談室の業務としては、学生・教職員の健康管理、精神衛生、学生生活における心身の問題に関する相談業務、その他健康相談に関する業務がある（資料6-22第2条）。

2015（平成27）年度は、健康相談室には専任の看護職員1人、事務職員1人、常勤カウンセラー1人、非常勤カウンセラー3人、非常勤医師1人を配置している。

相談業務としては、カウンセラーによるカウンセリング、看護職員による健康相談及び学校医による月1回の健康相談を行っている。

カウンセリングは、2014（平成26）年度では2,293件の相談があり、69件が新規の相談であった。学生自身からの相談は1,628件であったが、教職員の紹介による相談が302件であり、年々増加している。

病気や怪我等への対応をする保健部門では、2014（平成26）年度は636件の利用があり、応急処置402件、健康相談80件、病院紹介が1244件であった（資料6-23）。

その他、2013（平成25）年4月より、新入生の入学当初の不安に早期に対応し、その後の学生生活が円滑にスタートできるよう、健康診断実施日にカウンセラーが受診した全新生と面談を行い、支援を必要とする学生の早期発見を図った。2015（平成27）年度には317人の新入生に来室を促している。

②ハラスメントの防止

学内でのハラスメントの発生を防止し、ハラスメント事案を迅速かつ適切に解決するために、「ハラスメント防止対策委員会」を設置するとともに、ハラスメントの相談に応じるため「相談員」を置いている（資料6-24第1条、第6条、第11条）。更にハラスメント事案への対応のため、「調停委員会」及び「調査委員会」を設け、事案の円満な解決、適切な調査を行えることとしている（資料6-24 第19条、第27条）。また、「駿河台大学ハラスメント・ガイドライン」を定め、ハラスメントの定義、ハラスメントへの対応等を明示している（資料6-25）。

ハラスメント防止対策委員及び相談員は学内関係者から構成される（資料6-24 第7条、第12条）。調停委員会、調査委員会には学外の専門家を加えることができるものとされているが、2015（平成27）年度は、学外関係者は委員としては加わっていない（資料6-24第20条第5項、第28条第5項）。

2015（平成27）年度は、14人の教職員が相談員として任命され、相談にあたることとしている。相談窓口は学生支援課及び健康相談室である。

2008（平成20）年度から2014（平成26）年度の間ハラスメント相談合計件数は10件である。2014（平成26）及び2015（平成27）年度は、ハラスメント防止に向けて本学公式サイトにおいて防止制度の概要、相談窓口、相談員の連絡先を掲載し、学生手帳でも周知を図った（資料6-26）。また、「ハラスメント相談ガイド」を学生・教職員に配布し、特に1年次生には入学時に説明も行った（資料6-27）。その他、啓発活動として毎年全教職員を対象に「全学ハラスメント防止対策研修会」を実施し、2015年度（平成27）には第16回目を開催した（資料6-28）。この研修会を、ハラスメント防止に関する知識の習得、理解の機会としている。

(4) 学生の進路支援は適切に行われているか。

①確かな社会人基礎力（駿大社会人基礎力）育成

「グランドデザイン」で掲げる地域社会の中核を担う人材育成を成し遂げるためには、知識という学習成果だけでなく「社会人として通用する力」に基づいた「就業力」育成が必要である。本学では、2011（平成23）年に、5つの能力、16の能力要素よりな

る「駿大社会人基礎力」を定め、全学的に就業力育成に取り組んでいる。中でも「駿大社会人基礎力」の育成が強く求められるキャリア教育科目に関しては、キャリアセンター所属のキャリア教育担当教員による一元的な全体掌握のもと、「駿大社会人基礎力」に基づく就業力の育成によって就職活動に備えさせている。

2014年度は、大学全体で「駿大社会人基礎力」育成の達成度評価の指標として「社会人基礎力診断ルーブリック」の作成・導入を実施し、学生一人一人が、自分の「駿大社会人基礎力」達成度を把握し、実際の就職活動における自己の課題を把握できるようにした（資料6-29）。

②キャリアセンターを中心とした就職支援の強化

本学ではキャリアセンターを中心に、新入生時から大学の四年間とその先の将来の人生すべてを見据えた、充実かつ一貫したキャリア教育を行っている。それに加えて、キャリアセンターを中心とした多面的かつface to faceな就職支援の強化を行っている。短期的な就職支援の強化としては、教学と事務の更なる連携の下、私大全国平均の就職率達成を短期的課題として取り組む。中期的には、就職の質の確保として離職率の低い企業への就職支援と、卒業後も就職先未決定の学生支援に努める（資料6-4）。

2012（平成24）年度より、キャリアセンターを中心に一元的に掌握されたキャリア教育の実施と就職支援との有機的連携を強化し、多面的な就職支援体制の構築を行ってきた。同時に、各学部所属教員で構成されるキャリアセンター委員会が関わることによって、センター職員、センター所属教員、学部所属のセンター委員会の教員委員の綿密な情報交換・意見交換等を行う場ができ、大学全体での就職率の改善を実現する体制が実現できた。さらに、学生とキャリアセンターとのつながりを強めるために、キャリアセンター職員による学部と全3年次演習の担当を決め、センター職員による全3年次演習への訪問と全3年次生とのインテーク面談実施によるface to faceな学生指導・相談の体制を確立した。

いまだ、全国平均はもとより埼玉県私大平均よりも下回っている本学の就職率の改善のための基本方針として、①教員と職員がどこまで自分たちがやれるのか、その任務を明確にし、「分業に基づく協業」体制を確立する、②Web就活からセンター就活に転換し、face to faceな就職指導体制を確立する、③大学・保護者・学生の三位一体の体制を掲げ、精力的な活動を展開した。①に関しては、教員が学生の就職活動の「随行者」として、学生への親身な指導・相談にのることを徹底させた。年3回の進路状況調査を通じた学生の就職活動支援の機会の確保、センター職員と学部教員の連携により、個々の学生を対象にした一層親身な就職支援が可能になった。②に関しては、キャリアセンターを通じた就職内定獲得のための体制を作るために、（ア）「就活Index」システムの開発・導入による正確に学生状況を把握する体制の確立（資料6-30）（イ）学内での合同企業説明会（13回）および個別企業説明会（18社）やハローワーク飯能の出張相談などによる学生と企業のマッチング強化と就職活動に困難を来たす学生への有効な指導体制の確立（ウ）12月の学内企業セミナー、3月の就職活動フェスタの実施（エ）学部・ゼミ担当のセンター職員による電話・メール等でのコンタクトの強化を行った。③については、保護者に現在の就職状況を理解し、学生を側面から支援し

たもらうために、父母会総会、父母会地方支部会（郡山）、また、9月にはこれから就職活動を迎える3年生の父母向けの就職セミナーを開催した（資料6-31 pp.10~11）。

上記に加え、学生への希望職種調査を踏まえつつ、3年次生を対象とする就職ガイダンスの充実による支援の強化を行うとともに、全教職員対象の全学就職研修会を毎年実施している（資料6-30）。更に、資格取得を支援する「キャリアカレッジ」を実施している（資料6-32）。なお、全学生・教員に対し「就職データブック」「キャリアセンターガイドブック」を配付している。学生に対しては、就職活動の準備として位置付けるとともに、教員に対しては、就職支援をより簡易にするツールキットの一つとして活用されている（資料6-33、資料6-34）。

2. 点検・評価

●基準6の充足状況

グランドデザインにおける「学生満足度の高い大学」、教職員が一体となった「中途退学者の少ない大学」、「『就業力』の駿河台大学」との学生支援の方針の下に、学生への修学支援、生活支援、進路支援については、同基準を概ね充足しているといえる。

また、個々の具体的到達目標についても、すでに実現しているもの、実現に向けて着手しているものもあり、概ね充足しているといえる（資料6-35）。

修学支援については、留年者及び休退学者の状況は依然として厳しい状況にあるが、2013（平成25）年度より開始したCA制度や転学部・転学科基準の見直し、休学中の在籍料制度の創設、奨学金制度の充実等による現状の改善を期待することができる。しかし、補習授業や補充教育については、制度に裏付けられた授業等は実施されておらず、今後の課題となっている。

生活支援については、常勤カウンセラー1人、非常勤カウンセラー3人、専任看護職1人、非常勤医師1人の配置により、学生の心身の健康の保持・増進に対応することができている。ハラスメント対策として、ハラスメント防止対策委員会の設置、ハラスメント相談員の配置により対応しており、教職員に対する研修も実施され、概ね前記方針に沿った対応がなされているといえる。

以上の学生支援を行うため、修学支援、生活支援については、各学部で選出される学生委員からなる学生委員会で基本方針の決定、具体的支援内容の検討及び検証を行っている。学生委員会で決定された支援内容は、学生支援部により具体的に実施されることとされている。学生支援部の下に、学生支援課が奨学金、学生活動支援等の業務を行い、健康相談室が学生の心身の健康管理業務を行っている。ハラスメントについては、教員からなるハラスメント委員会が設置され、同委員会の審議に基づき人事課がハラスメント防止に係わる業務を行っている。進路指導については、各学部教員からなるキャリアセンター委員会が置かれ、キャリアセンター事務局が事務部門として就職に関する相談・指導、キャリア教育関係業務、キャリア活動支援を行っている。

これら支援の適切性については、各委員会が事務部門と共に検証し、最終的には事業報告書としてまとめられ、次年度の事業計画が策定されている（資料6-31、資料6-36）。更に計画の進捗状況については、中期計画であるグランドデザインの進捗状況チェックとして、経営戦略会議で報告されている（資料6-35）。進路支援については、キャリ

アセンター長（副学長）が委員長を務めるキャリアセンター委員会が主体となって、方針の進捗状況・センターの日常的な運営状況をモニターするとともに、状況変化に対応した改善策の検討も行っており、学生の進路支援に関しては、事業報告書に示されるように同基準を概ね充足しているといえる（資料6-37 第1~3条）。

①効果が上がっている事項

- ア. 駿河台大学学費支援基金奨学金の利用については、2011（平成23）年度は1人の利用にとどまったが、2012（平成24）年度は、利用の要件を緩和し、利用者が7人に増加した。この制度の利用により、このうち少なくとも在学生4人の学生について学費納入困難を理由とする退学を防止することができたといえる（資料6-38）。また、2013（平成25）年度当初の休学者数から見て、これまで授業料負担の重さから退学せざるを得なかった学生が、在籍料の納入で足りることとなったため、休学者として在籍することができるようになり、これも退学者の減少に寄与しているといえる。
- イ. 健康相談室への学生の相談経路として教職員からの紹介が占める割合が高いことが特徴として挙げられる（資料6-39 pp.3~6）。これは、全学研修会やパンフレット・報告書等を通じて、健康相談室の存在及びその機能が全学的に理解された結果であると評価できる。健康相談室と教職員との連携により、心身に課題のある学生の早期発見、早期対応が可能になり、これが休退学の減少につながることを期待される。また、健康相談室の啓蒙活動イベントや保証人との連携を図る相談会などの企画が実施され、学生生活において心身の健康を保全するための役割を果たしている。
- ウ. キャリアセンターを中心とした就職支援体制の充実と学部とキャリアセンターの協力による就職支援、個別および合同企業説明会の開催回数の増加によるマッチングの結果、全学の2014（平成26）年度就職率は前年度に比べて大幅に改善し、全国私大平均とほぼ同水準の値を達成することができた（資料6-40）。

②改善すべき事項

- ア. 離籍率が依然として高い状況にあり、全学一体となった取り組みが必要となっている。
- イ. 本学においては、学力不足の学生に対する学習支援が十分になされているとはいえない。2009（平成21）年度より健康相談室内に学習相談コーナーを設け、大学院生による支援を行ったが、設置場所、開室時間等の問題から、利用が著しく少なかったため、2013（平成25）年度以降、その利用を停止している。学習支援を如何に効果的に行うかは要検討課題として残されている。
- ウ. 学生の進路支援に関しては、ほぼ全国水準に近い就職率を確保できたが、いまだ就職率の学部間格差がある。「就業力」というブランドイメージを構築するためには、就職率が大学全体の平均に比べて低い学部の就職率向上に向けた取り組みが求められる。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

ア. 駿河台大学学費支援基金奨学金制度については、今後、その返済状況や利用学生からのヒアリングを通じて、より効果的な制度への見直しや運用方法の改善を図るとともに、教職員・同窓会の支援の下にこの制度を更に充実させる予定である。

(補足：当該奨学金については、2014(平成26)年度までに返済しなければならぬ3人はいずれも返済が滞っているという事実があり、返済計画自体に無理があるように考えられる。本制度の運用の在り方の検討を重ねる必要性は喫緊の課題である。)

イ. 健康相談室と教職員の連携については、今後、全学研修会の運営の方法、テーマ設定の工夫、報告書等による広報、健康相談室から学部への説明の実施、個々のケースに関する関係者会議の開催などを通じて、健康相談室と教職員の連携を更に強化し、全学が一体となって休・退学の防止に努めることとする。

ウ. 今後、就職率を高めるためには、個々の学生の特性に応じた指導が必要となる。そのために、担当FAとキャリアセンター職員が、学生一人ひとりの就職活動状況を共有することで、学生の就職活動状況を把握し、適宜学生の相談に乗り、アドバイスをし、激励することを推進していく。

②改善すべき事項

ア. 多くの他大学も苦慮しているが、大学独自の貸与型奨学金の運用は無理がある。事情が許せば、本学も早急に貸与型から給付型への転換を図るべきと考える。

イ. 退学・休学の防止による離籍率の改善は、グランドデザインにも掲げられ、事業計画にも重点項目として挙げられている(資料6-36 pp.7~8)。今後は、CA制度の更なる活用、経済的支援の充実、健康相談室との連携等、全学の組織的取組みを更に強化する予定である。

ウ. 学力不足の学生に対する学習支援については、旧「学習相談コーナー」の不成功を反省し、新たに「学習相談室」を外国語教育センター、情報処理教育センター、そして健康相談室に、それぞれ迎え入れる対象学生及び目的の相違を明確にしたうえで利用の促進を図りたい。補習授業、補充教育については、各学部のカリキュラムとも関係するところから、学部との協議ということも必要になってくることが考えられる。

エ. 一層の就職率向上を目指すために、駿大社会人基礎力や就活indexデータの分析によって、就職率が相対的に低い学部学生の内定獲得阻害要因を特定し、学部特性に応じた就職支援体制を構築し、大学全体として就職率の底上げを図る。

4. 根拠資料 (修正版)

- 6-1 駿河台大学学則
- 6-2 駿河台大学憲章
- 6-3 学生支援の方針(第6回自己点検・評価報告書(平成23年度))
- 6-4 駿河台大学グランドデザイン
- 6-5 本学ホームページ「駿河台大学グランドデザイン」

- http://www.surugadai.ac.jp/about/torikumi/grand_design.html
http://www.surugadai.ac.jp/about/torikumi/pdf/grand_design.pdf
- 6-6 駿河台大学 大学案内 (2016)
 - 6-7 駿河台大学NEWS No.160 (2012.12.6発行)
 - 6-8 2014年度学生生活基本調査結果
 - 6-9 2014年度卒業生ふりかえりアンケート結果
 - 6-10 学部在籍者数及び離籍者数の推移 (2010～2014年度)
 - 6-11 ショートホームルーム並びにCAについて
 - 6-12 本学ホームページ「学費の何でも相談室「学費よろず相談」を10月よりSTARTします！！」
<http://www.surugadai.ac.jp/hogosha/2013/10start.html>
 - 6-13 駿河台大学学費納付規程
 - 6-14 駿河台大学転学部・転学科取扱規程
 - 6-15 転学部の条件について (2013.7.11 第4回全学教務委員会資料)
 - 6-16 2015年度親睦企画日帰りバスツアーアンケート結果
 - 6-17 奨学金給付・貸与状況
 - 6-18 駿河台大学学費支援基金奨学生規程
 - 6-19 駿河台大学成績優秀者及び経済的困窮者給付奨学生規程
 - 6-20 駿河台大学スポーツ給付奨学生規程
 - 6-21 2015健康相談室のご案内
 - 6-22 駿河台大学健康相談室規程
 - 6-23 2014年度 月別カウンセリング相談件数、保健部門利用状況 (2015.4.16 第1回健康相談室委員会資料)
 - 6-24 駿河台大学ハラスメントの防止と解決に関する規程
 - 6-25 駿河台大学ハラスメント・ガイドライン
 - 6-26 本学ホームページ「ハラスメントに対する取り組み」
<http://www.surugadai.ac.jp/about/torikumi/harassment.html>
 - 6-27 ハラスメント相談ガイド
 - 6-28 2015年度第2回ハラスメント防止対策委員会資料 (2016.3.10)
 - 6-29 駿大社会人基礎力セルフチェック票
 - 6-30 2年次以降のキャリア教育と駿大就活index (2014.11.13第13回全学就職研修会資料)
 - 6-31 平成26年度 事業報告書
 - 6-32 キャリアカレッジ・公務員講座 (2015)
 - 6-33 就職データブック (2014)
 - 6-34 大学生の就活を徹底サポートPlacement Book (2014)
 - 6-35 グランドデザイン実施計画 (2012.11.15 第8回経営戦略会議資料)
 - 6-36 2015 (平成27) 年度 事業計画書
 - 6-37 駿河台大学キャリアセンター委員会規程
 - 6-38 「駿河台大学学費支援基金奨学金」の申請を希望する学生の指導について
 - 6-39 2014年度健康相談室活動報告書 第17号 (2015.7発行)
 - 6-40 就職データブック (2015)

第7章 教育研究等環境

1. 現状の説明

(1) 教育研究環境の整備に関する方針を明確に定めているか。

2012(平成24)年10月に発表された中長期的な方針たるグランドデザインの中で、「教育力の駿大」、「学生満足度の高い大学」を目指すことを謳っている(資料7-1)。これを受け、毎年度発表される事業計画の「時代の要請に応える運営の推進」の中で、「学生満足度の高い大学」として教育研究環境の整備について、「大学の都心回帰がいわゆる今日、本学の立地環境・交通環境に照らして、本学においては、学生により一層キャンパスライフの充実感を持たせるような生活環境を整える必要がある。豊かな自然環境や充実した体育・メディア等の教育施設も活用しながら、メディアセンター5階のビュー라운ジの設置及び第2講義棟15階라운ジの開放等、くつろぎスペースの充実を通じて、学生の満足度を高めるための施策を立てていく」ことが明示されている。

更に事業計画の中で、「教育の充実」を掲げ、愛情教育並びに教育目標を実現するために「学生ひとりひとりのキャンパスライフが楽しく充実した『学生満足度の高い大学』を実現する」こと、そして、「中途退学者減少への取組み」の中で、「学生が安心出来るスペースの確保」を掲げ、「学生、とりわけ女子学生からの好感度を高めるために、キャンパスの施設・設備の新設・改修を大規模に行い、いわゆる『居場所』を大幅に増加させる」ことを方針として、2013(平成25)年度より、明確に定めている。(資料7-2 pp.2~8)。

上記方針に基づき、特に教育環境に関しては、学長直属の機関として、教育担当副学長と学長補佐をメンバーとする「教育改善研究プロジェクトチーム」を設置し、グランドデザインに示されている「教育力の駿大」に相応しい教育環境の整備のための提言を行っている。

また、施設・設備の大規模な修繕・改修については、グランドデザインに基づいて中長期計画を策定し、計画的に実施することとしている(資料7-3)。

(2) 十分な校地・校舎及び施設・設備を整備しているか

飯能キャンパスにおいては、校地面積237,731.0㎡、校舎面積69,761.3㎡であり、それぞれ、設置基準上必要面積の6倍及び3倍となる十分な校地・校舎を有している。(資料「大学基礎データ」表5)。

施設に関しては、飯能キャンパスに、本部管理棟・講義棟・第2講義棟・ゼミナール棟・体育館・大学会館(食堂他)・メディアセンター(PC・AV施設を備えた図書館)・クラブハウス・エネルギーセンター(常用発電所)を擁し、更に、学生寮としてフロンティアタワーズ及びスポーツ館を設置している(資料7-4)。

教室は、主に講義棟・第2講義棟・ゼミナール棟に配置され、授業の数と多様性に十分対応できるものとなっている。各教室・라운ジ等には無線LANを配し、自由にイ

インターネットに接続出来る環境を整えるとともに、各教室の視聴覚機能充実も図っている。また、特殊授業に供するための教室として、メディア工房・デザイン工房・スポーツ科学実習室・心理学実験室・行動観察室なども設置している。更に、2013（平成25）年に、グランドデザインに基づく教育方法改善の一環として、中教室1つを、グループワークを含むアクティブ・ラーニング型授業を指向した教室へと改修した。

メディアセンターは、本項目の（3）で詳述するように、十分な蔵書・資料を備え、閲覧室、レファレンスコーナー、グループ学習室、書庫、AV・PC資料を利用することができるAVブース、付属のPCや個人のノートPCを利用できる自習コーナーなど、PC・AV施設を備えた図書館並びに自習施設としての機能を十分に備えている。

運動施設に関しては、2007（平成19）年にホッケー場の新設、2008（平成20）年に既設の陸上競技場内フィールドを全天候型人工芝へ改修している。

食堂は、大学会館（1～4階：座席数1,378席）と学生寮（1階：座席数140席）に設置している。学生寮では、朝食と夕食を提供している。食堂は営業時間以外にも学生同士の交流の場として利用されている。また、大学会館には、ショッピングセンター、コンビニエンスストア及び銀行ATMも設置されている。キャンパス・アメニティの向上については、毎年実施している学生アンケート結果を基に学生委員会他で検討し、担当事務部門である学生支援部が予算要求を行い、財務部で大学としての整備計画や学生支援部や他部署から要請があった事項について取り纏め、施設・財務委員会の議を経て具体化する（資料7-5）。校地・建物及び設備の維持・管理については財務部が主管部となり、修繕・改修・更新の計画と予算を立て、実務に当たっている（資料7-6）。2013（平成25）年度には、メディアセンターの5階に、軽食・談話ができる場として「ビューラウンジ」を新設し、2014（平成26）年度には、第2講義棟15階のレセプションルームにカフェ風のテーブルや椅子を配置し、学生の新たなくつろぎの場「15階ラウンジ」として学生に開放した。第2講義棟1階の「学生ラウンジ」には、グループ交流もできるよう64人分のテーブルと椅子、自動販売機、コピー機等を設置し、学生の便を図っている。また、学生の憩い並びに交流の場の充実を図ることを目的として、食堂・各ロビーのテーブル・椅子や屋外ベンチ等のリニューアルや増設、自動販売機の新設を行った。更に、トイレに関しても、温水洗浄機能付き洋式トイレの導入、女子トイレ内にパウダールームの設置など、改善に努めている（資料7-7）。

一方で、大学開設29周年を迎え、屋外の一部の体育設備などの設備や、教室や食堂の備品類の老朽化も目立ち始めている。空調設備も、開学時からの設備を使用している建物が多い。照明設備も、省エネ器具（LED化）に順次更新しているものの全部を交換するには至っていない。

喫煙環境は、分煙化を逐次推進し、2005（平成17）年度に建物内を全面禁煙とした。2011（平成23）年3月から順次喫煙場所の見直し・縮小も行い、人の動線からはずれた場所に移動させ、2014（平成26）年度には、受動喫煙やエリア外での喫煙、吸い殻放置などの防止効果を狙うため、現在3か所ある喫煙場所すべてに囲いを設置した。

清掃及び警備は、外部業者に委託している。警備は、24時間警備員が常駐しており、夜間・休日でも緊急連絡網による即応体制を整えている。

防災体制は、「駿河台大学防災計画」を基に「危機対策本部」、「自衛消防隊」などを

編成し、学生を交えた防災訓練も実施している。災害に備えて3,000人分の非常食・毛布等を備蓄し、救護用具を学内各所に配備している。また、構内6箇所にAEDを設置し、定期的に使用方法等に関する講習会を開催している（資料7-8）。

(3) 図書館、学術情報サービスは十分に機能しているか。

2015（平成27）年3月31日現在、メディアセンターの資料所蔵状況は、図書325,836冊（うち、開架178,843冊）、学術雑誌等〔定期刊行物〕国内2,328種、外国1,398種、視聴覚資料20,199点、電子ジャーナル127種である。図書について学生一人当たりで見ると、所蔵が83.93冊、2014（平成26）年度の受け入れが1.43冊である。2013（平成25）年度のデータであるが私立大学平均値（各83.94冊、1.69冊）と比べると、いずれも若干下回っている（資料7-9、資料7-10）。

2015（平成27）年5月1日現在、専任職員数は9人（うち、司書資格を有するもの3人）、非常勤職員数は5人である。図書館職員一人当たりの学生数は、277.29人（専任職員一人当たり431.33人）となる。図書館職員一人当たりの学生数について、2013（平成25）年度私立大学の平均は358.52人（専任職員一人当たり695.68人）であり、職員数、専任職員数ともに私立大学の平均を上回っている。開館時間は、月～金曜日は9:00～20:15、土曜日は9:00～17:00、日曜祭日は閉館している（資料7-10、資料7-11）。

設備関係は、閲覧席582席の他、グループ学習室2室、閲覧個室3室、閲覧ブース3室、AVブース1人用43ブース、3人用6ブース、資料検索（OPAC）専用PC10台、オンラインデータベース&CD-ROM専用検索PC9台、利用者自習用PC137台、ノートPC用情報コンセント173か所、他にFMスタジオ、メディアラボ（2つの映像スタジオと副調整室、ミーティングスペースの総称）を備えており、良好な環境にある（資料7-12、資料7-13）。

2012（平成24）年9月から、閲覧個室3室及びグループ学習室2室に閲覧席24席を加えたスペースをディスカッションゾーンとして指定し、学生のゼミ発表やプレゼンテーションの練習、各種勉強会の場に供している。また、2013（平成25）年9月には無線LANのアクセスポイントを学内の教室及び屋外の103か所に増設し、合計222か所での利用が可能となった。それと同時に、通信スピードの強化及び多人数接続の実現を図るとともにセキュリティ対策を強化し、タブレット端末等によるインターネット利用環境が飛躍的に向上した。

2014（平成26）年度における国立情報学研究所の目録所在情報サービス（NACSIS-CAT/ILL）を介した他機関との相互貸借等については、他への複写依頼150件、貸出依頼17件、他からの複写受付77件、貸出受付24件である（資料7-14）。

学術情報の発信については、本学は開学時から国立情報学研究所の共同目録事業に参加しており、本学が所蔵する図書及び逐次刊行物の所蔵目録情報を逐次公開している。その結果、国立情報学研究所のシステムであるCiNii Books、CiNii Articles からも本学所蔵図書の検索が可能であり、ILLに大いに活用されている。なお、本学が発行する紀要については可能な限り同システムに目次・全文情報を公開し、CiNii及び本学ホームページからも閲覧が可能な環境を整備している。

機関リポジトリについては、埼玉県内大学図書館の学術情報登録発信システム

「SUCRA埼玉県地域共同リポジトリ」に開設当初より参加し、地域の大学図書館間との連携を図ってきたが、2015（平成27）年3月31日に、本学独自の機関リポジトリである「駿河台大学学術情報リポジトリ」を開設し公開を開始した。このリポジトリは国立情報学研究所が提供する最先端のプラットフォーム JAIRO CloudとWEKOによって構築されており、公開開始時の登録コンテンツ数は1234件、内容は1999年以降の本学紀要のフルテキストである。4月末時点のコンテンツ閲覧回数は309回、ダウンロード回数は291回を数えている。同リポジトリの運営により、次の効果が期待される。

- (ア) 教員が作成した教材・参考文献を投稿し、学生が効果的な予習・復習・自習をする環境づくりに資する。
- (イ) 本学の学術研究成果物（紀要等）の全面デジタル化への展望が開ける。
- (ウ) 本学の学術研究成果をオープンアクセス環境で公開（オープンリソース化）することにより、全世界から検索、閲覧、ダウンロードされる機会が増加する。
- (エ) ウ)の結果により、本学の学術研究成果へのアクセス件数、被引用件数が把握されやすくなり、学術情報の世界で主流になっている「被引用影響度（インパクトファクター）」による評価を受けやすくなる。

今後諸課題を解決し、紀要以外の成果物、例えば、各種報告書などのデジタル・アーカイブズ化及びオープンリソース化の推進、及び教員・研究者によるコンテンツの投稿機会拡大を図っていきたい。

(4) 教育研究等を支援する環境や条件は適切に整備されているか。

<1> 大学全体

教育に関する設備については、学生数、教育内容、教育方法に応じた教室・設備を設けている。

講義科目に関しては、大教室、中教室、小教室を設置し、学生数や教育内容等に適した教育ができるように配慮している（資料7-15）。

30人規模を標準とする語学科目に関しては、それに適した語学教室を設置している。20人以下で実施される演習科目に関しては、専用施設としてゼミ棟を設けている。情報教育科目に関しても、授業規模・用途にあったPC教室を設置している。

その他、スポーツ科学実習室や心理学実習・実験室、メディア工房など専門的情報教育専用の教室も設置され、専用機器を使用した、専門教育が可能となっている。また、2013（平成25）年に、グループワークを含むアクティブ・ラーニング型の授業を効果的に実施できるよう設備を整えた教室も設けた。

アウトキャンパス・スタディに関しては、入間市に「駿大ふれあいハウス」、また飯能市には「駿大広報プラザ」というサテライト施設を持ち、前者には専属のスタッフを置いている。

教育支援体制としては、学部学生に授業補助を担当させるSA（スチューデント・アシスタント）制度は活用されているものの、大学院生に授業補助を担当させるTA（ティーチング・アシスタント）制度は、制度としてはあるものの、まだ実績はない。

SA制度は、情報教育科目や心理学の実習系科目において活用されている。当該科目を既に履修した学生数名をSAとして、授業をサポートしてもらうことで、実習系授業の円滑な遂行を実現する体制を整えている。なお、SAの採用には、担当教員からの推薦に基づいた全学教務委員会の承認が必要である（資料7-16）。

教員の研究支援体制としては、全教員に対する研究費の他、様々な支援が行われている。

先ず、全教員に対して、一定額の研究費が支払われている。研究費は、科研費など外部資金申請者や本学の特別研究助成費申請者に対しては、増額される。なお、教員の科学研究費補助金は、毎年一定程度の申請数があり、新規・継続により、ほぼ安定した採択件数を確保している（資料7-17、資料7-18）。

学内における有益な特定の研究に対しては、特別研究助成費制度が設けられており、申請に応じて審査を行い、助成費が与えられる（資料7-19）。

その他に、出版に対する助成、国際会議参加への補助も行われている（資料7-20、資料7-21）。

また、半年間又は1年間、国外・国内で研究に専念することを可能にする在外研究・国内研究制度も設けられている（資料7-22）。

研究室については、すべての専任教員に、専用の研究室が確保されている。助教、助手については、所属する各センター等にそれぞれ専用机が確保されている。

研究専念時間の確保については、各教員に研究日を提供し、研究時間の確保に配慮している。しかし、本学における教育に関わる教員の負担が増加する一方、入試その他の学内行事や各委員会関連の業務が増加傾向にある中で、研究専念時間の確保は必ずしも容易ではないのが実情である。

<2> 法学部

法学部の設備として「模擬法廷」を設け、学生が修得した知識等を活用する機会を提供できるようにしている（資料7-23）。

<3> メディア情報学部

専門教育を机上に終わらせず、実地環境での展開・検証が可能なように、メディア情報学部では、「メディア工房」「デザイン工房」という専用の演習室を設けている。

「メディア工房」は、映像・音響制作のための実務技能養成を目的とした施設であり、学生が主体となって企画や撮影計画から、映像・音響作品の仕上げまでを行う。

また、「デザイン工房」は、さまざまなデジタルコンテンツ制作の知識と技術を学ぶことを目的とし、実際のデザインスタジオと同様のパソコン構成と、カメラを含む基本的な撮影機材・ドローイングタブレット・各種プリンター・ミーティングテーブルなどの周辺機器を備えている（資料7-23、資料7-24 pp.46~47）。

<4> 現代文化学部

2009（平成21）年、新現代文化学部内にスポーツ文化コースを開設したのに伴い、専用の「スポーツ科学実習室1及び2」が設置された。それぞれ、主にスポーツ・バイ

オメカニクス及びスポーツ生理学的な測定用の機器が配備されている。スポーツ・身体運動を自然科学的な視点で捉え理解するために、基本的な測定・実験、データ分析が行われ、測定法実習なども行われる（資料7-23）。

<5> 心理学部

心理学部では、「心理学の基礎」及び「研究方法」が重視されており、専用施設として、心理学実験室を4部屋（実験室1-3、行動観察室）設けている。ここには、心理学検査用具、行動観察機器、生理学検査機器、学生用コンピュータと種々の統計ソフトなどを整備し、学生により充実した教育環境整備を提供できるように努めている（資料7-23、資料7-25）。

(5) 研究倫理を遵守するために必要な措置をとっているか。

2010（平成22）年3月19日に、先行的に、「駿河台大学大学院心理学研究科臨床心理学専攻倫理規程」が施行され、2012（平成24）年4月1日から、大学全体に係る規程として、「駿河台大学研究倫理規程」並びに「駿河台大学研究倫理規程に基づく研究倫理審査委員会に関する細則」が施行された（資料7-26、資料7-27、資料7-28）。

また、2015（平成27）年3月に「駿河台大学公的研究費管理規程」の大幅改定を行い、「駿河台大学公的研究費の管理及び研究活動に関する規程」として研究費の適正な取扱いのための運用が整備された。

研究倫理に関する学内審査機関の設置・運営の適切性について、大学院心理学研究科には、臨床心理専攻内に臨床心理学専攻倫理審査委員会が置かれている。大学全体に関わる学内審査機関については、「駿河台大学研究倫理規程に基づく研究倫理審査委員会に関する細則」に基づき、「駿河台大学研究倫理審査委員会」が設置されている。

2. 点検・評価

●基準7の充足状況

グランドデザイン並びに事業計画、それらに対するアクション・プランにより教育研究等環境の整備に関する方針を明確に定めている。

また、本学は、十分な校地・校舎・施設を有し、防災体制を整えた維持・管理を行っている。

図書館、学術情報サービスも十分に機能している。

教育研究等を支援する環境や条件もほぼ適切に整備されている。

研究倫理を遵守するために必要な措置に関しては、規程に基づき研究倫理審査委員会が設置されており、制度面は整備されている。

以上により、教育研究環境に関しては、同基準を概ね充足している。

①効果が上がっている事項

ア. 中長期的なグランドデザインと短期的な事業計画、それに対するアクション・プランと、指針を定め、その実行を求める体制が整った。

- イ. グランドデザインに示されている「学生満足度の高い大学」を目指し、設備や備品の更なる充実を積極的に進めている。まず、各教室・ラウンジ等における無線LAN、各教室の視聴覚機能の充実を図った。2013（平成25）年度より、アクティブ・ラーニング型の授業に適した教室を設けた。学内バリアフリー化を推進し、建物出入口の自動ドア及びスロープ設置の他に車椅子対応のスクールバスの導入を行った。メディアセンター5階にビューラウンジを設け、棟ロビー等のテーブル・椅子の更新、自動販売機の新設、トイレの改修など、学生の意見に基づいて、キャンパス・アメニティの向上を図っている（資料7-7）。
- ウ. メディアセンターの資料の収集に当たっては、学生からの購入希望に応じて図書を集めるのはもちろん、各学部の委員で構成されたメディアセンター委員会を設置し、委員を仲介して、専任教員より、図書や視聴覚資料等の収集希望リストの提出を受けるシステムが定着している。また、職員による新聞書評等の選書ツールを用いた選書も行われている。2012（平成24）年7月には、「資料構築指針」を新たに策定し、学習図書館機能の強化を図るべく、資料全般にわたる選定・収集方法を定めた。
- エ. 教育研究等への支援として、アクティブ・ラーニング型授業用の教室を設けた他、入間市と飯能市にアウトキャンパス・スタディ等の基点となるサテライト施設を設け、インタラクティブ授業、体験型授業を実施する体制の充実を図っている。

②改善すべき事項

- ア. 大学開設29周年を迎え、屋外の一部の体育設備や空調設備など、設備・備品類の老朽化も目立ち始めている。
- イ. 図書の貸出件数は、在学生数の減少を考慮しても、2010（平成22）年度22,989冊から2012（平成24）年度15,652冊へ、在籍学生一人当たりの貸出冊数も2010（平成22）年度5.3冊から2012（平成24）年度3.8冊へと減少傾向にあるので、授業や学生支援と連動した図書利用のあり方を検討するなどして、図書の利用促進に取り組む必要がある。
- ウ. 教員の研究活動に関しては、研究費等、様々な支援を行っているが、研究専念時間の確保が十分に測られているとは言い難い。
- エ. 研究倫理に関する研修会が行われていない。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

- ア. グランドデザインと事業計画、それに対するアクション・プランに基づいて研究等環境の整備を進めていく体制を、より実のあるものにする努力を続ける。
- イ. グランドデザインに基づき、今後とも設備や備品の更なる充実に努める。教室に関しては、今後とも、特に視聴覚機能の充実を図っていく。アクティブ・ラーニング型の授業用教室に関しては、更なる設備の充実を図っていく。バリアフリーに関しては、今後とも、点検・改修を行っていく。キャンパス・アメニティの向上計画としては、今後とも学生アンケートやヒアリングを積極的に行い、学生が直接使用する設

備や備品等に関して、学生の意向を取り入れながら、満足度の充実に図ってより快適な学校生活を送れるよう努めていく。

ウ. 図書に関しては、学生の教育に資する資料収集との基本方針に基づき、学生、教員の希望に応じた収集を図るとともに、特定の分野に限られない収集を更に進める。

「資料構築指針」による蔵書の管理を行い、より利用しやすい環境にすることとする。

エ. 入間市と飯能市のサテライト施設を有効活用するように、アウトキャンパス・スタディへの学生の参加を積極的に促していく。

②改善すべき事項

ア. 教室や食堂の備品類に関しては、入れ替えを段階的に実施している。照明器具のLED化や食堂の机やいすの入れ替えもさらに進めることを検討していく。ただし、大型設備の改修や更新に関しては、費用も高額になり、準備期間も必要になる。そこで、中長期計画を立て、それに沿って改修・更新を進めていくこととする。

イ. 視聴覚資料やコンピュータ端末の利用に比して、図書資料の利用が低調であるところから、授業と連動した図書、雑誌等の利用方法を検討するとともに、図書展示や図書配置の工夫等を通じて読書へのアクセス機会を増やすための館内環境を整える。また、2011（平成23）年4月、指定図書制度からシラバスに掲載した図書はすべて配架するというシラバス図書制度に切り替えたが、その利用分析を通じて基本図書の利用改善を図る。更に、情報検索方法の講習を通じて、図書、雑誌等の利用の促進を図る。

ウ. 学内の委員会の統廃合をできる範囲で行い、少しでも研究専念時間を確保する。

エ. 研究倫理に関する研修会を行う予定である。

4. 根拠資料

- 7-1 駿河台大学グランドデザイン
- 7-2 平成25年度 事業計画書
- 7-3 中長期大規模修繕・更新計画書
- 7-4 主要施設の概況資料
- 7-5 駿河台大学施設・財務委員会規程
- 7-6 駿河台大学固定資産及び物品管理規程
- 7-7 The Sundai Times No.01
- 7-8 消防計画、災害時の危機管理規程
- 7-9 図書、資料の所蔵数及び受け入れ状況資料
- 7-10 平成26年度学術情報基盤実態調査結果報告-II 結果の概要（文部科学省研究振興局情報課 2015
- 7-11 図書館利用状況資料
- 7-12 学生閲覧室等資料
- 7-13 駿河台大学メディアセンター利用案内 2015
- 7-14 図書館間相互貸借サービス依頼・受付一覧資料

- 7-15 教室設備一覧2015
- 7-16 SA・TA採用要領
- 7-17 駿河台大学教員研究費規程
- 7-18 科学研究費助成事業 申請・採択状況（平成25年度～平成27年度）
- 7-19 駿河台大学特別研究助成費規程
- 7-20 駿河台大学出版助成費規程
- 7-21 駿河台大学国際会議参加費用補助規程
- 7-22 駿河台大学在外研究及び国内研究規程
- 7-23 学部・研究科ごとの学生用実験・実習室の面積・規模資料
- 7-24 駿河台大学 大学案内（2016）
- 7-25 本学ホームページ「教育・実験用備品あれこれ」
http://www.surugadai.ac.jp/gakubu_in/shinri/curriculum/bihin/
- 7-26 駿河台大学大学院心理学研究科臨床心理学専攻倫理規程
- 7-27 駿河台大学研究倫理規程
- 7-28 駿河台大学研究倫理規程に基づく研究倫理審査委員会に関する細則

第8章 社会連携・社会貢献

1. 現状の説明

(1) 社会との連携・協力に関する方針を定めているか。

2012（平成24）年に定められた「駿河台大学グランドデザイン」（以下、「グランドデザイン」と略記する。）は、本学が社会的責任を果たせる大学であるための今後5年間で達成すべき目標と計画を示したものである。

そこでは、本学の担うべき社会的役割を次の3つとし、地域社会との連携・社会貢献の方針を明示している。すなわち、

- ①地域社会の中核を担う人材を育成する大学
- ②地域活性化の核となる大学
- ③地域の知の核となる大学、である。

グランドデザインを制定後、全教職員対象に説明会を行い、教職員間での方針等の理解と共有を維持し、更に本学ホームページで公表することによって、広く一般社会への周知徹底を図っている（資料8-1）

(2) 教育研究の成果を適切に社会に還元しているか。

「グランドデザイン」は中期的な方針と目標を示すものであり、これら方針等をブレイクダウンした単年度到達目標は、事業計画書に明示され、また「アクションプラン」として年2回のレビューを受けることになる。

「グランドデザイン」を受け、それまでの社会連携活動・社会貢献活動をレビューして設定された2014（平成26）年度の到達目標は、当該年度の事業計画書に示されている。

(1) 大学における地域連携の推進

本学は、「グランドデザイン」で明確に提示しているように、「地域に根ざした大学」として、「グローバル化の著しい現代社会における地域社会の諸活動の中で中核的役割を担う幅広い人材を育成する」ことを教育目標とし、「地域活性化の核となる大学」「地域の知の核となる大学」を大学のミッションとしている。以上の点からも、地域連携に大学を挙げて取り組むことが求められており、経営企画室の統括の下、2014（平成26）年度は、次の事業を積極的に進めていくこととした。

①地域連携推進体制の強化

現在、入間市、飯能市、日高市の3市と相互協定を締結し、地域連携を推進している。2014（平成26）年度は、飯能市との連携活動を強化するために、飯能市との間で「職員の派遣に関する協定」締結に基づく職員の相互派遣を行った。飯能市より迎えた職員は、本学の地域連携課に、飯能市に派遣した職員は、飯能市の市民参加推進課に勤務した。互いに派遣された職員が本学と飯能市とのパイプ役となることで、双方の協働の迅速な展開を実現する体制が整備された。

本学では、地域連携事業全般を統括する「地域連携センター」を設置し、当該センターの運営を円滑に行い、地域との連携を深めるために「地域連携センター運営会議」を設置している。飯能市から派遣された職員が同会議に加わることで、センターが携わる社会連携・社会貢献の適切性を常に検証し、課題を見出し、改善につなげてきた（資料8-2、資料8-3）。

②「地域活性化の核となる大学」実現のための事業

飯能市との連携活動として実施した事務担当者レベルの協議により実現された飯能市との連携ショップ「やませみオンキャンパス」を2014年度も継続運営した。地域連携センター長が「飯能まちなかを元気にする会」の会長を務める等、市及び市民との共同事業遂行の円滑化に資する諸活動の実施とともに、埼玉県の支援事業である「こども大学」を飯能市、飯能商工会議所等と共同で実施した。

更に産学連携として、飯能信用金庫との間で設置した産学連携委員会を通して、「第8回 輝け!飯能プランニングコンテスト」および「地域活性化講演会」の開催、「寄附講座：金融Today」の開講、「狭山市消費動向調査」の実施などに共同で取り組んだ。

③「地域の知の核となる大学」実現のための事業

市民対象の公開講座を春・秋の2回実施した（資料8-4）。入間市にあるまちなか拠点「駿大ふれあいハウス」で行われる「豊岡プチ大学」（資料8-5 pp. 38）、飯能市生涯学習フェスティバルと同日開催した第3回地域フェスタにおけるトークショー等を実施した（資料8-6）。加えて、大学からの「知」の発信の受け入れや大学施設の利用を容易にするため、「Sカード」（駿大カード）を春学期から導入し、本学サポーターの組織化を図った。

更に、地域的課題解決を重要なミッションとして設置した大学院総合政策研究科において、自治体職員などの科目等履修生を対象にした「地域活性化プログラム」の実施に向け、飯能市と具体的な協議を行い、2015（平成27）年度から市職員の受け入れを実現した（資料8-7）。これを契機として、産・官・学の連携による地域政策ワークショップの実現に取り組む。

④地域の教育力活用事業

「駿大社会人基礎力」を涵養し「教育力の駿大」を実現していくために、学内の学習で習得した基礎力を、実際の社会での実践を通じてその力を確固たるものにする必要がある。そのためには、「地域の教育力」を活用するアウトキャンパス・スタディが今まで以上に重要となる。学生の地域活動への参加を、一層促進するためには、地域と大学を媒介する「地域コーディネーター」を新たに設けることも必要となろう。また、自治体や商工会議所などと共同で行うプロジェクトを拡大させていくと同時に、従来のインターンシップに加え、長期インターンシップの実施も検討していく（資料8-8, pp. 2-3）。

上記に加えて本学独自の地域連携として「駿大地域フォーラム」を主体とする諸活動がある。当フォーラムは、2001（平成13）年に地域の実業家、市役所職員、NPO関係者と経済学部教員有志によって結成され、現在では参加する教員は全学部に拡大している。当フォーラムのメンバーの協力によって、「インターンシップ I」、森

林文化関連の講義が維持されるとともに、ミニ講演会・交流会等を通して地域と本学との結びつきを一段と密なものにしてきた。大学の「知」を地域に還元するだけでなく、地域の「知」を大学に取り入れて地域と大学教育の活性化へと結びつける役割を担っている（資料8-9）。

2. 点検・評価

●基準8の充足状況

大学の理念を踏まえた「グランドデザイン」によって社会連携・社会貢献の方針を策定し、教職員に周知を図るとともに、ホームページ等で社会に公表している。地域中心の事業で現代GPを3件獲得した実績を背景に、本学は社会連携・社会貢献活動の実績をかなり積んでおり、同基準を十分に充足している（資料8-10）。

①効果が上がっている事項

社会連携・社会貢献活動を担う「地域連携センター」が核となる、飯能市、入間市、日高市および飯能商工会議所との相互協定に基づく包括的な地域連携体制、更には飯産学連携委員会を通じた能信用金庫との産・学・官連携によって、「地域活性化の核となる大学」実現のための事業および「地域の知の核となる大学」実現のための事業、それぞれを推進させる基盤を確立した。特に、2014（平成26）年度から始めた飯能市役所との職員の相互派遣は、お互いの情報共有を密なものとするだけでなく、事業取り組みの迅速化にも大いに貢献している。

具体的な事例としては、飯能市の山間地区である名栗地区において、飯能市、国際興業バス及び地域住民からなる「名栗地区活性化検討会」に参加し、月1回の定例会参加の他、名栗地区地域イベントにも参加する等、連携・貢献活動を進めているところである。

更に、大学院総合政策研究科において、自治体職員などの科目等履修生を対象にした「地域活性化プログラム」が実現したことで、地域の抱えている課題解決に、より役立つ体制を研究・教育面で伸ばすことが大いに期待できる。

②改善すべき事項

アウトキャンパス・スタディの中心である「地域インターンシップ」「まちプロ」「入間市主催行事」に参加する学生は減少傾向にある（資料8-11）。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

多年に亘る地域連携、社会貢献活動の継続は駿河台大学の良き理解者を増やすことをもたらした。飯能市との職員相互派遣、大学院総合政策研究科の「地域活性化プログラム」を軸に、地域の抱えている課題解決により、役立つ体制を研究・教育面で伸ばすことに取り組んで行く。埼玉県西部地域・多摩地域は高度な独自技術を持つ中堅・中小企業が集積しているので、技術経営、マーケティング、人材育成の領域でのより深い連携と受託研究を行うまでの信頼関係を構築するよう努力を重ねる予定である。

②改善すべき事項

「地域インターンシップ」では、飯能信用金庫との連携で受入先企業が十分確保できていることから、学生への一般企業が実施する短期インターンシップとの違いを周知させる取り組み等によって参加者を増やすことが可能である。「まちプロ」についても、現在の入間市に飯能市を加えて活動領域の拡大とプロジェクト内容の再検討を行うことで参加学生の増加を図る。

4. 根拠資料

- 8-1 本学ホームページ「駿河台大学グランドデザイン」
http://www.surugadai.ac.jp/about/torikumi/grand_design.html
http://www.surugadai.ac.jp/about/torikumi/pdf/grand_design.pdf
- 8-2 駿河台大学地域連携センター規程
- 8-3 駿河台大学地域連携センター運営会議細則
- 8-4 2014年度「春の公開講座」「秋の公開講座」パンフレット
- 8-5 豊岡プチ大学10周年記念誌
- 8-6 第3回駿大地域フェスタチラシ
- 8-7 2014年度 第6回大学院総合政策研究科 運営委員会議事録
- 8-8 平成26年度 事業計画書
- 8-9 駿大・地域フォーラム～大学と地域の共生をめざして～第13号2015年3月発行
- 8-10 本学ホームページ「教育改革プロジェクトの取り組み」/「現代的教育ニーズ取組支援プログラム（現代GP）」
<http://www.surugadai.ac.jp/about/torikumi/kaikaku.html>
- 8-11 2014年度 第6回地域連携センター運営会議議事録

第9章 管理運営・財務

【管理運営】

1. 現状の説明

(1) 大学の理念・目的の実現に向けて、管理運営方針を明確に定めているか。

本学の理念・目的を実現し、大学の社会的役割を果たしつつ発展するために、大学及び法人の運営組織がそれぞれの果たすべき役割を明確にし、有機的な関係を築き、効率的合意形成を図ることが本学の管理運営の目標である。2015（平成27）年度事業計画書においては、大学運営の基本方針として「本学の運営に当たっては、『駿河台大学憲章』及び『駿河台大学グランドデザイン』を基盤として、大学入学年齢人口の減少、高等教育に対する社会的要請の変化、急激に進行する大学間の競争的環境等の中で、入学者数の確保、中途退学者数の減少及び就職率の向上の三つの重点課題に引き続き取り組む。そして、首都圏西北部において地域活性化の核となる大学及び地域の知の核となる大学を目指し、地域社会の中核を担う人材を育成する教育を推進する。」と明記されている（資料9(1)-1 p.1）。

また、本学は、大学及び法人に関する規程を整備し、明文化した規定に基づく公正な運営を行う。

大学の運営のうち、学部については、各学部の教育目標に沿って独自の発展を図るために、学部教授会規程を定め、学部の運営を行っている（資料9(1)-2）。

法人は、大学の自立的な教育研究推進のための財政その他の経済基盤を十全のものとするを目的とし、寄附行為に基づいて運営している（資料9(1)-3）。

中・長期的な大学運営方針を定める上で必要な事項など、大学・法人の両者に関わる業務については、経営戦略会議があり、構成メンバーとして理事長、学長、副学長、大学事務局長、大学審議役、経営戦略担当特命理事、法人局長及び経営企画室長が出席の下、毎月開催され、大学を取り巻く環境の変化に伴い、本学の問題点や懸案事項を検討し、将来的に改善することなどの問題を提議し、学長・副学長会議及び部局長会議等に報告を行った提案を理事会において審議することにより、法人と大学との関係を円滑にし、効率化を図る意味で重要な位置を占めている（資料9(1)-4）。

全学に共通の教学事項については、当該事案を所管する全学委員会（教務委員会、学生委員会、メディアセンター委員会、キャリアセンター委員会など）で検討された後、必要に応じて各学部教授会又は各研究科委員会の協議を経て、大学評議会に発議される。大学評議会において審議決定した事項については、教授会、研究科委員会において大学評議会報告として学部長、研究科長から報告され、各学部、研究科への徹底が図られている。

大学評議会の決定事項について、法人の運営に影響を及ぼす事項については、理事会の承認を得ることとなっている（資料9(1)-5 第4条第2項）。

一方、教学以外の事項において理事会で決定された事項については、必要に応じて、

大学評議会、部局長会議で報告され、教授会及び研究科委員会への徹底が図られている。

本法人理事会では、職名理事である学長を含め2人の教員が理事となっている。学長以外の教員については、前副学長であり、理事会は、教学系の意思も反映することが可能な構成となっている（資料9(1)-6）。

なお、理事会は、原則として毎月開催され、日常業務に関する審議決定も行っているが、理事長を除く理事7人のうち、2人が教員であり、教授会、研究科委員会及び全学委員会から上程される教学事項について、理事会として十分な理解と認識を持って審議することが可能となっている。

また、教員人事、学則等教学関係規程の制定及び改廃、交換留学協定など教学に関する各種協定の締結等、教学組織から提出される議案については、理事会上程までに十分な審議、検討が行われていることから、理事会は、原案を最大限に尊重することとしている。一方、予算などの法人所管事項については、理事会開催前に学部長、研究科長、全学委員会委員長などとの事前協議が行われ、法人としての考え方を説明し、理解を得ている。

教授会は、「駿河台大学学則」第8条で「本学の各学部教授会を置く。」と規定されている（資料9(1)-7 第8条）。教授会は、教授、准教授及び講師により構成され、毎年15回程度開催されている。教授会は、各学部長がこれを招集し、議長を務め、各学部の教学、学生にかかわる日常的事項を始めとして、教育課程に関わる事項、教員人事に関わる事項などを審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。審議事項は、学生の入学及び卒業に関すること、学位の授与に関すること、学生の賞罰に関すること、学生の試験に関すること、単位の認定及び学業評価に関すること、教育課程及び授業に関すること、学生の指導に関すること、教員の人事に関すること、学長及び学部長等がつかさどる教育に関する事項、などである。原則として毎月定例に招集され、審議内容について、議事録を残し、議案審議の概要を明文化している（資料9(1)-2）。

(2) 明文化された規程に基づいて管理運営を行っているか。

学長・学部長及び研究科長の選任や意思決定など管理運営における諸機関の間での役割分担・機能分担に関しては、「駿河台大学学則」や「駿河台大学学長の選考等に関する規程」を始めとした各種規程に明文化されており、適切な運営がなされている（資料9(1)-7 第4-5,8条、資料9(1)-8）。

本学における学長の権限行使は、教学上の全学的審議機関である大学評議会を議長として運営することによって、駿河台大学の教学に関する最終的な判断責任を負っている（資料9(1)-5 第3条）。

大学評議会：学長は、大学評議会を招集し、その議長となる。大学評議会は、学長、副学長、学部長、研究科長・副研究科長、メディアセンター長、キャリアセンター長、事務局長及び各学部から選出された各1人の教員によって構成され、月1回定例に会議

を開催し、大学の教育・研究の適正な運営を期するため、学長の諮問に応じて、本学の教学に関する重要事項について審議している（資料9(1)-5 第2~4条）。

部局長会議：学長は、部局長会議を招集し、その議長となる。部局長会議は、学長、副学長、学部長、研究科長・副研究科長、法人局長・事務局長、メディアセンター長・キャリアセンター長及び学長が指名した者によって構成され、大学評議会の審議事項の事前連絡調整及び本学運営上の重要事項に関する検討等を行っている（資料9(1)-9 第2~4条）。

学長は、「駿河台大学学長の選考等に関する規程」に基づいて選出される。毎年度学長候補者選考委員会を設置し、学長の任期が満了するときは、その30日前までに候補者を決定する。また、学長が任期中に辞任・欠員となったときは、速やかに候補者を決定する。学長候補者選考委員会は、理事長、理事会から選出された理事3人、大学評議会から選出された教員3人及び寄附行為第19条に規定する評議員会から選出された本学の教職員以外の評議員3人の計10人で構成される。学長候補者選考委員会は学長候補者を選考し、理事会に推薦する。理事長は、これに基づき理事会の議を経て学長を任命する。学長の任期は3年で再任を妨げない（資料9(1)-8）。

各学部長の選任は、「駿河台大学学部長候補者選考規程」に基づいて行われている。候補者は各学部専任の教授の中から教授会において選ばれる。選挙資格者は、各学部専任の教授、准教授及び講師であり、選挙については、選挙資格者の3分の2以上の投票をもって成立し、投票は単記無記名投票により、候補者選挙の当選者は、有効投票の過半数を得た者とする（資料9(1)-10）。それに基づき、学長が理事長に推薦する。理事長は学長の推薦に基づきこれを任命する。学部長の任期は2年であり、再任を妨げない（資料9(1)-11）。

研究科長の選任は、「駿河台大学大学院研究科長及び副研究科長候補者選考規程」に基づいて行われ、候補者は、研究科修士課程においては、研究指導を担当する専任の教授であり、専門職学位課程においては、教育を担当する専任の教授となっており、研究科における選挙により候補者が選出される。選挙により決定された候補者は、学長が理事長に推薦する。理事長は学長の推薦に基づきこれを任命する（資料9(1)-12、9(1)-13）。

(3) 大学業務を支援する事務組織が設置され、十分に機能しているか。

本学は、教育研究及び学生支援を円滑かつ効率的に行うため、適切な事務組織を設け、その公正で合理的な運営により、大学の理念・目的の達成に資することを目標として事務組織を設置している。そのため、2008（平成20）年4月1日付けで事務組織を完全部課制導入による大幅な改編を行い、教員の中から任命することを慣例としていた教務部長、学生部長及び就職部長は事務職員から部長職を任命して教員と職員の役割の明確化を図り（全般的な管理運営については、従来どおり学長の委任を受けた副学長が担当する）、これらの新たな部長職及び従来からの管理部門を中心とした部長職の下に課長を配置した組織的・効率的な管理運営の推進を図った。その後、状況に合わせた改編を数回行い、現在の事務組織の2局、9部・室、18課・室を設置している。

2013年（平成25）年4月1日には、それまでの経営戦略室を理事長直下の地域社会との協働等も兼ねた改革推進のために経営企画室と名称を変更し、経営企画課及び地域連携課の2課を配し、より地域に根差した大学として位置付けている。また、大学事務局においては、学務部学務課を廃止し、企画課を学務企画課に、学生支援部学生課を学生支援課に名称変更した。

2015年（平成27）年4月1日においては、教学組織の強化を図るため、新たに学務企画室を設置し、学務企画室に学務企画課を設置し、IR業務を経営企画課より移行した。法科大学院課については廃止し、教務課内に法科大学院担当を設置し、教務課内管轄とした。さらに、父母会、同窓会組織充実のため、独立事務局として父母会・同窓会事務局を設置した。

現在の事務組織については、理事長直下に経営企画室として経営企画課及び地域連携課の2課を配した上で、学校法人の運営を担う法人局に総務部、財務部及び入試広報部の3部を設置している。総務部には秘書室及び総務課、人事課の2課・1室、財務部には財務課及び施設管理課の2課、入試広報部には入試広報課の1課を設置している。一方、大学の教学部門の運営を担う大学事務局には、学務企画室、学務部、学生支援部、キャリアセンター事務部及びメディアセンター事務部の1室4部を設置し、学務部には、法科大学院担当を擁した教務課及び国際交流課の2課、学生支援部には学生支援課、体育課及び健康相談室の3課、キャリアセンター事務部にはキャリア教育課及び就職支援課の2課、メディアセンター事務部には学術情報課及び情報システム課の2課をそれぞれ設置している（資料9(1)-14）。

現在、経営企画室には理事を、法人局及び大学事務局にはそれぞれ局長を配置し、事務組織を統括している。これは法人部門と教学部門に分けることにより業務の効率化を実践するためである。

人員構成については、局長以下の正規職員93人のうち、法人局所属の職員が3分の1、大学事務局所属の職員が3分の2を占めている。大学の適正な管理運営と財政基盤の安定的な確保を実現するためには、何よりも教学部門の活性化が不可欠であり、教学部門の運営を担う事務職員の配置を厚くしている（資料9(1)-15）。

事務機能の改善や業務内容の多様化への対応策としては、教学部門を支援する大学事務局を中心として、当該部長職について教学部門の各種委員会の正規委員に位置付け、各種委員会の検討・決定事項の中に、事務局の意思を反映した内容を取り込み、教育に関する大学改革の継続的な取り組みを組織的に推し進めている。（資料9(1)-16）。

これまでも、教育目標の実現や円滑な管理運営のために部署の改編や移管を行ってきたが、それらをより充実させるため、また、昨今の経営状況の立て直しなどから、以下のような取り組みを行っている（資料9(1)-14）。

1点目は、円滑な管理運営を行うため、経営企画室には担当理事を、また今まで兼務であった法人局長と大学事務局長をそれぞれ配置している。2点目は、入学者の減少等への経営対策、大学全体の経営戦略の立案、広報戦略の策定・強化のための経営企画課、地域に根ざした大学改革とその強化のための地域連携課の設置を行っている。3点目は、学務企画室の設置により、法人部門と教学部門との更なる明確化と業務の効率化を図り、大学改革を推し進めるためIR業務を新たに担当している。4点目は、法科大

学院の学生の募集停止という経営方針見直しにより、今後の法科大学院事務室廃止に伴い、学務部教務課に移管した。5点目は、父母会、同窓会組織充実のため、独立事務局とする父母会・同窓会事務局を設置した。2016（平成28）年に開学30周年を迎えるにあたり、父母会・同窓会のさらなる充実と発展のために事務局を独立し設置し、業務の明確化と効率化に繋げた。

事務職員の採用においては、書類選考、筆記試験、面接試験による総合評価である旨の説明を事前に応募者に対して行い、面接官が使用する面接評価票には評価項目別に評価の着眼点及び評価基準の目安を定め、面接官の好みによる偏向を排除し、応募者本人の能力・意欲・適性等をなるべく客観視した評価となるように努めている。面接試験については、原則として3次面接まで実施し、各段階では2人から3人の異なる面接官が当たることにより、応募者間の多元的な能力についての評価に不均衡が生じないように配慮している（資料9(1)-17）。

事務職員の昇格については、2008（平成20）年10月1日付けの昇格から、新たに定めた昇格基準（人事内部基準）に基づき現在も実施している。この昇格基準では、本人の能力、経験、業績、勤務態度、人物等の評価の他、本人の将来性、将来の期待度も十分加味した総合評価とするとの基本方針の下に、必要滞留年数及び必要標準年齢、各級の昇格枠計算、昇格時号俸対応基準等を定め、労務構成の変化にも耐えうる基準としている。ただし、組織の活性化には標準的な基準によらない抜擢人事が必要であることから、基準の運用については柔軟に対応することも念頭に置きつつ、その場合には衆目が認める能力と実績を兼ね備えた職員を抜擢するように努めている。

(4) 事務職員の意欲・資質の向上を図るための方策を講じているか。

事務職員の人事考課については、本学開学以来、期末手当の支給査定として年2回実施している。人事考課に当たっては、まず本人が自己申告としての「業務面談表」を記入し、課長以上の直属上司に提出、その後上司はこの面談表に基づき本人との業務面談を実施する。「業務面談表」には、本人が自身の担当業務に対する実績評価及び次期の業務目標を記入する他、身上的悩みや変化、異動希望等も記入することとなっている。直属の上司は、面談の結果も含め、所定の「人事考課表」に基づき1次考課を実施し、上位職へと回付する。最終考課の結果は期末手当の支給額となって表れてくるが、前期よりもマイナス考課となった職員に対する十分な説明が最も重要であることは言うまでもない。なお、2009（平成21）年夏期（6月）の期末手当から、支給額を逆算すると自身の考課結果が明確に判る支給基準としており、今まで以上に本人へのフィードバックに配慮している。

SD（スタッフ・ディベロップメント）に関する重要課題は管理職層の意識改革とマネジメント能力の醸成であると考え、まずは部長研鑽として、2009（平成21）年3月より新入職員導入研修において、すべての部長が講師となり、自部署の紹介や課題事項についての説明を課した。夏期に行う全学職員研修会においてもワークショップのグループリーダーとしての役割を担っている。これらの経験から、自らの今までの業務の進め方やリーダーシップの取り方を見直す契機となり、課長以下の職員が存分に能

力を発揮できる職場環境を整えることが部長職に与えられた一つの使命であるとの認識を深めることとなった。2013（平成25）年3月はその役割の一部が部長から課長へ移行している。また、新入職員に対しては、導入研修時に各部署の手伝いを兼ねた業務体験や学外研修の受講（マナー研修など）により、早期に業務遂行できるような配慮をしている他、他大学との情報交換を兼ねた外部基礎研修への参加等も行っている。新たに昇進した職員については、昇進1年目に各職位応じた求められる業務スキルを身に着けるための外部研修への参加を必須としている。その他の職員については、大学職員に対するマネジメント力や業務スキルの向上を目的とした学外研修に参加させている他、スキルアップと職員全体の交流を図ることを目的とした全事務職員対象の全体研修、部署別研修会、職位別研修会を学内で実施している。さらには、各種協会等が主催する学外研修会参加後には、その内容を事務職員全体の共通理解や情報提供のための学内勉強会を定期的に行っている。

教職員全体としては、全学研修会として学内で教育・学生生活・学生相談・学生のキャリア支援・財務状況等における研修会を実施し、大学の現状を把握し深い理解を達成できている。他にはハラスメント防止対策研修会・情報セキュリティ研修会なども実施し、防止対策等に備えている（資料9(1)-18）。

また、人材育成の促進のための外部出向として、2014（平成26）年4月より飯能市役所との人事交流を開始し、飯能市との業務連携強化にも繋がっている。関連グループとしては、2011（平成23）年4月からの駿河台学園グループへの出向に加えて2015（平成27）年4月からは駿台甲府学園への出向を行っている。

2. 点検・評価

●基準9（1）の充足状況

基準9（1）の充足状況については、前記1.（1）から（4）の説明にあるように、明文化された規程に基づき方針を定め管理運営を行っており、また、時代の要請と教職員協働に働きかけるため、教育研究及び学生支援を円滑かつ効率的に行うための事務組織編成や事務職員の意欲・資質を高めるための方策を講じており、同基準を概ね充足しているといえる。

①効果が上がっている事項

教学組織と法人組織との意見の協和を図る上で、教員から理事が選出されており、教学組織と法人組織との協議が十分に行われている（資料9(1)-6）。また、学長、学部長等の選考方法について、規程に明確に明記され厳正に選出されている（資料9(1)-8、資料9(1)-11、資料9(1)-12）。

各委員会の責任範囲も規程に明記されており、その権限を逸脱しないよう適正に管理されている。事務組織については、完全部課制の導入に合わせ、事務局の立場で本学の中長期計画に関する業務検討、日常的な課題業務に関する相談や連絡調整についての事務幹部の率直な議論や情報交換を行い、方向性を確認する業務改善会議を2013（平成25）年10月より、経営企画室管轄の下にグランドデザインアクションプラン実現のための確認及び直面した問題点について部長以下の職員による検討会議を実現さ

せ、より一層具体的な業務の遂行・効率化に結びついている。また、グランドデザイン実現のため、地域に根ざした大学づくりを目的として経営企画室に地域連携課を設立したことや、中退学生の減少を目的とした学生支援課の強化、就職率アップを目的としたキャリア教育課の設立などは、それぞれの意識を高めるための効果につながっている。

事務職員に関しては、職員の潜在的な能力開発のための研修制度を導入・実施した。また、その他の研修を併せて行うことにより、マネジメント力やスキルの向上の意識付けがなされてきている。併せて、2013（平成25）年度より本学グランドデザイン実現に向けた共通認識を深めるための学内研修を実施している（資料9(1)-18）。

②改善すべき事項

教学系の組織で、各種委員会が設けられており、多くの教員が複数の委員会委員を引き受けている状態となっている。このことから、教員の負担増による教育・研究への影響が問題となっており、委員会の整理・統合が大きな課題である。

事務職員に関しては、入職時の2週間程度の導入教育を受けた後は各部署に配属となり、以後はOJTによりスキルアップしていくこととなる。組織内教育の基本は、OJTであることに変わりはないが、この教育の成否は指導する側の能力に大きく影響されるのである。初めに良い指導員について新入職員は、そうでない指導員について新入職員と比べ、以後の成長に格段の差となって現れてくる。したがって、指導する側となる職員には、引き続き部下の育成法やマネジメント手法、討論手法及び組織人として求められる財務・人事管理の知識について、事務職員全体の能力向上に係る体系的な研修システムを構築し、習得していく機会を与えたい。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

法人部門と教学部門との二極構造の下、両者のバランスをとることが第一と考えられ、教員から理事が選出される等、引き続き、教学組織と法人組織との協議が十分に行われるよう体制を維持していく。また、少子高齢化社会の進展により、大学の経営環境が構造的な問題を抱えるに至り、教育研究支援、学生支援、経営管理等のすべての場面において、総額人件費の抑制を前提に、増加する業務への適切な事務処理と質の向上を事務職員に求めなければならない。そのためには現在行っているSDの実践による個々の能力向上を継続的に推進していきたい。また、事務組織としては、教員・職員の役割の明確化や職員の教学部門・法人部門を分けることによる業務の効率化、グランドデザイン実現に向けた事務組織改編などが効果を上げていることから、実情に合致した組織整備の検討を継続していきたい。

②改善すべき事項

近年大学を取り巻く厳しい環境の変化に伴い、健全な大学運営を行う上で、法人部門と教学部門での意見調整までのスピード化が求められる。そのためにも、委員会の整理・統合を行い、また、各学部、研究科代表に各学部、研究科が権限を託し、審議

決定手続きの迅速化及び簡略化を図る方向で検討したい。また、事務職員の個々の能力や意識を向上させることはできても、教員と職員の協働意識や大学全体の目標であるグランドデザイン実現のための共通認識が高まらないと大学の発展にはつながらない。そのためには、そのような意識を高められる流れを作る方策を今後の課題として検討していきたい。

また、職員の意識をより向上させていくために、より一層わかりやすい人事考課システムの整備と、きめ細やかなフィードバックが行えるよう改善していきたい。

4. 根拠資料

- 9(1)-1 平成27年度 事業計画書
- 9(1)-2 駿河台大学教授会規程
- 9(1)-3 学校法人駿河台大学寄附行為
- 9(1)-4 学校法人駿河台大学経営戦略会議規程
- 9(1)-5 駿河台大学評議会規程
- 9(1)-6 学校法人駿河台大学役員名簿、評議員名簿
- 9(1)-7 駿河台大学学則
- 9(1)-8 駿河台大学学長の選考等に関する規程
- 9(1)-9 駿河台大学部局長会議規程
- 9(1)-10 駿河台大学学部長候補者選考規程
- 9(1)-11 駿河台大学学部長の任命及び任期に関する規程
- 9(1)-12 駿河台大学大学院研究科長及び副研究科長の任命及び任期に関する規程
- 9(1)-13 駿河台大学大学院研究科長及び副研究科長候補者選考規程
- 9(1)-14 学校法人駿河台大学事務組織及び事務分掌規程
- 9(1)-15 事務組織
- 9(1)-16 事務職員部長職が構成員となっている教学関係委員会等一覧
- 9(1)-17 2015年度事務職員採用〈新卒〉選考基準
- 9(1)-18 2015年度事務系職員研修一覧

第9章 管理運営・財務

【財務】

1. 現状の説明

(1) 教育研究を安定して遂行するために必要かつ十分な財政的基盤を確立しているか。

2012（平成24）年度、理事長の直属機関として「経営戦略室」（2013（平成25）年度より「経営企画室」に改称）を設置した。経営戦略室には、経営戦略担当特命理事を置くとともに、中・長期における経営戦略の立案、新設学部の検討、将来計画及び中・長期的広報戦略などについて、企画・調査し、適宜実施していく方針である（資料9(2)-1）。戦略の策定・実施に当たっては、教学側との密接な連携・協力を図るべく、理事長を議長とし、学長・副学長他を構成員とする「経営戦略会議」を置いた（資料9(2)-2）。

科学研究費補助金の受け入れは、学内研究費と連動させ、積極的な申請を奨励している。毎年9月には教員を対象に説明会を開催し、円滑な申請手続きの推進、補助金の不正使用の防止に努めている。申請数は50件近くに上り、毎年度新規採択がなされている。2014（平成26）年度は、新規採択8件、継続分を含めて18件であり、2015（平成27）年度は、新規採択4件、継続分を含めて18件の研究が行われている（資料9(2)-3）。

財務比率については、日本私立学校振興・共済事業団「平成26年度版 今日の私学財政」の2013（平成25）年度大学法人の全国平均（医歯系法人を除く）と本法人の2014（平成26）年度決算における値とを比較しながら、主なものについて以下に説明する（資料9(2)-4 p.42）。

① 2014年度消費収支計算書関係比率（法人全体）

（項目1）人件費比率（58.1%、全国平均：52.4%）：人件費の増加、特に退職者増に伴う退職金の増加により比率が高くなっている。

（項目3）教育研究経費比率（40.3%、全国平均：31.5%）：年々わずかではあるが上昇している。消費収支の均衡を失しない限りにおいて高くなることは望ましい。

（項目4）管理経費比率（14.2%、全国平均：8.8%）：2014年度は14%を上回っているが、2009（平成21）年度より、ほぼ13%前後で推移しており、極端な増加は見られない。

（項目6）帰属収支差額比率（ Δ 12.8%、全国平均：5.2%）：2007（平成19）年度からマイナスへ転じた。特に近年、学生生徒納付金収入の減少による影響が大きい。

（項目9）学生生徒等納付金比率（78.6%、全国平均：72.4%）：全国平均を上回っているが、徐々に改善されつつある。補助金比率が11.3%（全国平均12.8%）と全国平均に均衡してきており、帰属収入の多様化という観点では改善している。

② 2014年度貸借対照表関係比率（法人全体）

（項目5）自己資金構成比率（90.8%、全国平均：87.4%）：この比率は、高いほど財政的な安定を示しており、全国平均を上回っている。

- (項目 9) 流動比率 (376.5%、全国平均：245.9%)：学校法人の短期的な支払能力である資金流動性を判断する指標の一つである。200%以上であれば優良とみなされ、本学は300%以上で推移し、全国平均を大きく上回っている。
- (項目 10) 総負債比率 (9.2%、全国平均：12.6%)：総資産に対する他人資金の比重を評価する重要な比率である。低いほど良く、50%を超えると負債総額が自己資金を上回ることになる。本学は50%を大幅に下回っている。
- (項目 11) 負債比率 (10.2%、全国平均：14.4%)：他人資金が自己資金を上回っていないかどうかをみる指標で、100%以下で低いほうが望ましい。

(2) 予算編成および予算執行は適切に行っているか。

予算編成は、翌年度の基本的な方針に従って、収支の均衡を図っていくことを目標として行われる。本学の予算編成の概略は、以下のとおりである。

- ①財務部が予算編成の基本方針の下、10月下旬に各担当部課に対して予算要求原案の作成を依頼する。
- ②財務部は、各部課から提出された予算要求原案により、1月に各部課と法人局との間で予算ヒアリングを開催し、法人局長が予算原案を取りまとめる。
- ③法人局長は、予算原案を「施設・財務委員会」に諮り検討を加えた後、理事長に提出し、具体的説明を行う。
- ④理事長は、予算原案に基づいて予算案を作成し、3月開催の評議員会の意見聴取を行った上で、理事会に諮り、正式に予算として成立させる。

上述の施設・財務委員会は、学長を委員長として、副学長、学部長、研究科長、法人局長、大学事務局長、各事務部長等、各組織から幅広く代表者を集めている。委員会は毎年2月に開催され、教学予算や施設・設備の充実などを中心に検討している（資料9(2)-5）。

予算執行に当たっては、目的別の予算項目（事業計画）ごとに執り行われている。業者発注に際しては、原則として見積依頼書を作成の上、複数業者の見積比較を行い、可能な限りの経費節減に努めている。予算執行の稟議決裁は、新規案件と例年定期的に実施している定例案件とに分け、更に見積金額によって最終決裁者を分けるなど、効率性にも配慮している（資料9(2)-6）。

監査は、大学監査協会に入会し、監査体制や監査のあり方について研修を行っている。外部監査では、独立監査人として3人の公認会計士と監査契約を締結しており、年間延べ約30日の監査を受けている。

また、本法人の監事は、公認会計士協会の学校法人委員会委員長の職にあった方を招いている他、本法人の業務に精通している前法人局長に依頼している（資料9(2)-7）。独立監査人から監査状況について説明を聴取し、また、理事会にも原則として毎回参加いただき、本法人の業務執行・財務状況等について意見をいただいている。

2. 点検・評価

●基準9(2)の充足状況

貸借対照表関係比率では、負債比率が低く、自己資金構成比率が高い良好な財政状況を示している。予算編成及び予算執行も適切に行われており、同基準を概ね充足しているといえる。一方、消費収支における帰属収支差額比率がマイナスの状況にあり、入学定員確保を中心とした収入増及び消費支出の削減を図っていくことが課題である。この課題への対策として、2012（平成24）年10月に財政健全化方針を理事会決定し、学部在籍生の急激な減少に伴う財政基盤の立て直し方針を示しているところであり、今後この目標達成に取り組んでいく（資料9(2)-8）。

①効果が上がっている事項

2013（平成25）年度以降、毎年、各学部・事務部署が取り組むべきアクションプランを作成し、財政基盤立て直しのための取り組みを行っている（資料9(2)-9）。毎年9月には、取り組みの中間まとめ、年度末には総括を行い、次年度のアクションプランへとつなげている。

③ 改善すべき事項

2012（平成24）から2015（平成27）年度にかけて、入学定員を確保できていない（資料「大学基礎データ」表4）。学生数の減少は、学生生徒納付金収入に影響を及ぼし、帰属収支差額比率を悪化させる主要因である。定員確保とともに、帰属収入に見合った消費支出の削減を図っていくことが必要と考えている。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

経営状況の悪化を防ぐため、2015（平成27）年度より、全学部生の学費改正、寮費改正を行い、さらには専任教員定年（70歳）を段階的に引き下げ、65歳とすることとした。また、募集を停止した法科大学院については、土地、校舎の売却を決したところである。このほか、2014（平成26）年度には、学生満足度の向上、ひいては入学定員確保に向け、第二講義棟15階のラウンジの開放、各種イベントの開催等による学生の居場所作りを行った。カウンセラーの常駐化に向けた取り組みや健康相談室と学部との意見交換等を通じて、心身に課題をもつ学生の支援を図った。また、発達障害系の学生への支援を中心に他大学の取り組み例を調査し、学習支援のあり方を検討した。

②改善すべき事項

2015（平成27）年度予算編成に当たっては、キャッシュフローベースでの収支均衡を目指した経費削減の取り組みを求めることとした。各部課からの予算要求は2014（平成26）年度対比10%以上の削減を原則として協力を求め、削減不可能な項目は理由を精査した。人件費については、理事の報酬20%削減、副学長手当10%削減を始め、教員の昇給上げ幅の固定、60歳以上の定期昇給の廃止、教職員の賞与支給率の引き下げ、各種手当の見直し等に加え早期退職制度の継続などの対策を行った（資料9(2)-10）。次

年度以降も帰属収支差額比率の改善に努めていく。

4. 根拠資料

- 9(2)-1 学校法人駿河台大学の経営戦略機能の強化について
- 9(2)-2 学校法人駿河台大学経営戦略会議規程
- 9(2)-3 科学研究費助成事業 申請・採択状況（平成25年度～平成27年度）
- 9(2)-4 平成26年度版 今日の私学財政
- 9(2)-5 駿河台大学施設・財務委員会規程
- 9(2)-6 稟議書及び報告書の回付取扱いについて（2015.4）
- 9(2)-7 学校法人駿河台大学役員名簿、評議員名簿
- 9(2)-8 駿河台大学の財政健全化方針について（2012.10.4 理事会決定）
- 9(2)-9 2015年度アクションプラン（集約版）
- 9(2)-10 2015年度予算の編成方針について（2014.11.6 理事会決定）

第10章 内部質保証

<方針>

本学は、その理念・目的・教育目標を実現するために、大学基準協会刊『大学評価ハンドブック』にて明確に定義づけられる内部質保証（Internal Quality Assurance）を確実に実現させるため、PDCA サイクル等の方法を適切に機能させることによって、質の向上を図り、教育・学習その他のサービスが一定水準にあることを大学自らの責任で説明・証明していく学内の恒常的・継続的プロセスを不断に実践し、本学の教学・経営等の諸活動を普段から点検し、評価する（資料 10-1 p.3）。

具体的な実践内容については、以下のとおりである。

1. 本学は、点検・評価体制を整備し、点検・評価の手続きと方法を確立するとともに、適切な評価項目を設定した上で、自己点検・評価を実施する。
2. 本学は、自己点検・評価の結果を広く社会に公表する。
3. 点検・評価結果を、大学の改善・向上に資するため、本学は、改善・向上に向けたシステムを整備し、運用する。
4. 自己点検・評価を一層効果的なものとするために、本学は、その結果について定期的に第三者の評価を受審する。

1. 現状の説明

(1) 大学の諸活動について点検評価を行い、その結果を公表することで社会に対する説明責任を果たしているか。

本学においては、学校教育法第109条及び学則第2条の2に基づき、これまで以下のよう
に、本学の活動全般について自己点検・評価を行い、その結果を本学ホームページに
おいて広く社会に公表している。

- ・1998（平成10）年1月「駿河台大学第1回自己点検・評価報告書」公表
- ・2001（平成13）年9月「駿河台大学第2回自己点検・評価報告書」公表
- ・2004（平成16）年9月「駿河台大学第3回自己点検・評価報告書」公表
- ・2007（平成19）年3月「駿河台大学第4回自己点検・評価報告書」公表
- ・2010（平成22）年5月「駿河台大学第5回自己点検・評価報告書」公表
- ・2012（平成24）年3月「駿河台大学第6回自己点検・評価報告書」公表
- ・2014（平成26）年3月「駿河台大学第7回自己点検・評価報告書」公表

このうち、2007（平成19）年度は、第4回自己点検・評価報告書を基に、また2014（平成26）年度には、第7回自己点検・評価報告書を基に、2度の公益財団法人大学基準協会による外部評価を受審し、同協会の基準に「適合」するものと認められた（資料10-2）。

この他、本学法科大学院では、2004（平成16）年度以降、2011（平成23）年度（学生募集停止決定前年度）まで毎年、自己点検・評価報告書を作成、公表してきた（資料10-3）。

情報公開は、主に本学ホームページを通じて行われており、その内容も学則等の規程、各種教育ポリシー、教育課程、学生の受け入れ、学生生活支援、予算決算等の報

告書、自己点検・評価報告書等、多岐に亘っている（資料10-4）。情報公開の方法も、インターネットを通じて容易に情報を入手できるような手段が講じられている。情報公開請求については、学生から成績の質問がある場合には、「成績疑義申立て制度」に基づいて担当教員に照会し、教員から試験の成績、評価に至った経緯等の回答が行われている（資料10-5）。

(2) 内部質保証に関するシステムを整備しているか。

内部質保証に関しては、①点検・評価体制の整備、点検・評価の手続き及び方法の確立、適切な評価項目の設定による自己点検・評価の実施 ②自己点検・評価の公表 ③自己点検・評価を本学の改善・向上に繋げるためのシステムの整備・運用 ④外部評価機関による適切な第三者評価の受審をその方針としている（資料10-6 p.201）。

自己点検・評価の手続きに関しては、「駿河台大学大学評価委員会」において、担当者、スケジュール、評価の方法等を審議してきている（資料10-7）。

自己点検・評価を実施するとともに認証評価機関による大学評価を受審するために必要な事項の調査・審議・実施する組織として、「駿河台大学大学評価委員会」（以下、「評価委員会」という。）を設置している（資料10-8 第1条）。評価委員会は、下部組織である「小委員会」及び「作業委員会」に任務を委託できるものとされ、小委員会は、各学部、研究科の他、自己点検・評価の項目に応じて設置され、学部長、教務委員長等の学部執行部、研究科執行部、その他大学全体に関する評価基準に応じて担当副学長、事務部門の部課長等から構成されている（資料10-8 第4条3項、別表、資料10-9）。

自己点検・評価された事項を本学の改革・改善につなげるため、評価委員会は「自己点検・評価結果及び認証評価結果に基づく改善等に係る連絡調整に関すること。」を任務としている（資料10-8 第4条第4項）。具体的な改革・改善は、各委員会、学部・研究科、事務部門に委ねられるが、改革・改善点の整理、各部門との連絡・調整は、評価委員会が行っている。また2013（平成25）年10月には、「自己点検・評価分科会」が新たに設置され、評価委員会からの指示又は委託に基づき、(1) 自己点検・評価の内容に関する進捗状況の管理 (2) 認証評価機関からの指摘事項等に対する対応と改善状況のチェック及び報告 (3) 外部評価の依頼及び指摘事項への対応といった事項を担当することとされた（資料10-8 第5条）。これにより、自己点検・評価により明らかになった事項に関しては、同分科会が改善のための検証を行うこととなり、明確な組織の下に、責任を持って点検・評価とその後の検証を行うことができるようになった。

なお、「駿河台大学グランドデザイン」については、学内向けの具体的実施計画である「グランドデザイン実施プラン」が同時に示された。この実施プランの進捗状況を確認するための資料が「グランドデザイン実施計画」であり、2012（平成24）年度では、毎月経営戦略会議において、その進捗状況が確認された。更に、2013（平成25）年度には、より具体的な行動計画である「アクションプラン」が各学部及び事務部門によって作成され、加えて、翌2014（平成26）年度からは3つの共通教育センターが、2015（平成27）年度からは研究科が作成に参加することとなり、そこで示された改革・改善事項の進捗状況に関して、各学部、各研究科、各センター及び事務部門による自

己評価及び経営戦略会議、学長・副学長会議による中間評価、そして最終評価（総括）が実施されている。（資料10-10、資料10-11、資料10-12）。

構成員のコンプライアンス意識の徹底については、「学校法人駿河台大学 公益通報の適正な取扱い等に関する規程」で明確にしている（資料10-13）。

(3) 内部質保証システムを適切に機能させているか。

本学全体の内部質保証については、「駿河台大学教員評価規程」に基づき、「各教員の自己点検・評価を基本とし、教員の諸活動を形成的に評価することによって、教員個々はその業績の充実・教育研究能力の発展・向上を図り、もって本学の活性化に資するもの」としている（資料10-14 第2条）。教員評価の手続きは、毎年5月に過去1年間の教育活動、研究活動、管理運営・広報活動及び社会貢献の諸活動について教員個々が学部長に提出し、学部長がこれを取りまとめ、必要に応じて学部としての総括的評価を記載して学長に提出するものとしている（資料10-14 第5条第1項、第2項）。学長は、教員評価報告書を必要に応じて全学的見地から分析・評価し、その結果を学部長に通知し、学部長が学長からの分析評価結果を教授会で報告する（資料10-14 第5条第3項、同条第4項）。

社会に対する情報公開の観点から、教員評価報告書に基づく各学部の教育活動の概要を公表することとしている（資料10-14 第7条）。教員評価は、毎年実施され、専任教員全員がこれを行っているが、2013（平成25）年度からは研究業績データ・ベース・システムの導入により、教員から学部長への報告は、本学の学内データ・ベースを利用した方法で行われることとなった。

個々の分野でも質保証の取組みがなされている。大学アメニティの改善等を目的に、学生委員会が主体となって、「学生生活基本調査」（注：＜目的＞学生生活の実態とキャンパス・アメニティに対する要望を把握するために、学生支援課により2005（平成17）年度から毎年実施。＜質問事項＞としては、①学生の実態を時系列的に捉えるための基本項目、②キャンパス・アメニティの改善に関する項目、③各年度のスペシャル・トピックスに関する項目（ボランティア、通信機器の利用状況、アルバイト等）の合計約30問からなる）を毎年実施し、その結果が学生委員会を通じて教職員に周知されている（資料10-15）。この調査に基づき、スクールバスの運行、喫煙スペースの見直し、コンビニの学内店開店等が図られた。また、駿河台大学アクションプラン実施の一部として、「満足度の高い大学」を目指し、学生が気軽に、そして自由に大学に対して忌憚のない意見や要望、提案が言える場として、2013（平成25）年7月に、座談会形式による「学生満足度調査」を、また2015（平成27）年7月には「カリキュラム改革学生ヒアリング」を実施した。ここでは主に授業（カリキュラム）、学生生活、部活動、施設利用、職員対応に関するものなど、「学生が大学に改善を求めている点」を中心に聞き取り調査を行った。上記の学生からのヒアリングにおいては、参加者によりオープンキャンパス・スタッフ、駿輝祭実行委員、サークル部員等からなるグループを構成し、参加学生相互が気兼ねなく話すことができるような雰囲気作りを心がけた（資料10-16、資料10-17）。当該ヒアリングから、2013（平成25）年4月に開設したメディア

センター5階の「ビューラウンジ」が「暑い」との意見があり、早速ブラインドを設置して学生の要望に応えるなど、改善につながった例もみられた（資料10-18）。

「強化指定クラブ・支援クラブ」の強化費等のランク付けについては、外部評価委員を加えた「スポーツ公認団体評価委員会」が2011（平成23）年度より設置されており、2名の外部評価委員（財団法人埼玉県体育協会副会長・専務理事の三戸一嘉氏及びNPO法人飯能市体育協会会長の秋澤稔氏の両名）の参加を得て、2014（平成26）年度末まで評価作業に当たっていただいた（資料10-19 第5条）。つまり、この時点での判断として、3年間の当該外部評価を受審し、対外的な評価に堪えうる委員会の在り方の基本を一定程度学び得たとの判断ができたこと、加えて、本学に全学的な外部評価委員会設置の構想が具体化していることから、上記「スポーツ公認団体評価委員会」を発展的なかたちで解消するに至った。

大学の教育全体の満足度を計るため、2013（平成25）年3月及び2014（平成26）年3月に、卒業する4年次生を対象に「ふりかえり調査」が行われ、本学の授業、学生生活への満足度調査が行われた。この調査結果は、今後、教育課程の編成、教育方法の見直しの資料として活用する予定である（資料10-20）。また、新入生が大学の授業や学生生活に円滑になじむことができているかどうかを把握するため、2013（平成25）年7月上旬に「新入生アンケート」を実施した。その後、2014（平成26）年同月及び2015（平成27）年同月実施の結果によれば、「講義を通じて自分の関心が広がったと感じる学生」が全学で半数を超えた半面、「授業についていけないと感じることが多い」学生が3年間通じて40%（強）ほどおり、新入生に対する授業のあり方や設備、教員の学生への接し方などの課題が明らかにされた（資料10-21）。

個人レベルでは、教育の質保証を目的に、「学生による授業評価」が毎年度行われている。この目的は、各教員が授業評価結果を次年度以降の授業の改善に役立てるための自己研鑽の資料を得ることにある。教員は、授業評価結果を学内ポータルサイトより入手することができる。この授業評価を実施するために、「駿河台大学授業評価実施委員会規程」により実施委員会が設置されている（資料10-22）。なお、2010（平成22）年度までは、この授業評価結果に基づいて、教員は「授業改善計画書」を作成・提出することとされていたが、現在ではその活用方法の見直しが検討されているところであり、2011（平成23）年度以降、その計画書は提出されていない。

教育研究活動のデータ・ベース化については、2011（平成23）年4月に学校教育法施行規則等を改正する省令が施行されたことに伴い、全教員が教育研究活動実績を入力することとし、データ・ベース化が図られた。このデータ・ベースは、本学のホームページを通じて公表されている（資料10-23）。その他、各学部や研究所の紀要には、毎年、教員の前年度の教育研究活動が掲載され、紙ベースでの公表がなされている。

本学においては、内部質保証に関する学外者の意見の反映は、自己点検・評価に対する学外機関（大学基準協会）による第三者評価以外に、実施してはいない。

2014（平成26）年度に受審した2度目の大学基準協会の認証評価において提示された「努力課題」及び「改善勧告」は、以下のとおりであった（資料10-24 p.19）。

1. 「努力課題」として、

①教育内容・方法・成果

心理学研究科において、学位授与方針に、課程修了にあたって修得しておくべき知識や能力等の学習成果が明示されていないので、改善が望まれる。

②学生の受け入れ

収容定員に対する在籍学生数比率が、法学部0.89、心理学研究科0.32と低いので、改善が望まれる。

③管理運営・財務

「駿河台大学の財政健全化方針について」および「2013年度予算の編成方針について」では、今後5年間の経営課題として、学部在籍生の減少による大幅な減収予測のもと、存続と成長のために帰属収支差額の黒字化を達成することを目標と定め、教育研究経費、管理経費および人件費の具体的な支出削減目標が示されているが、その目標の着実な達成のため、目標の達成状況の検証、見直しを年度ごとに実施するよう努められたい。

また、2.「改善勧告」として、下記の事項が指摘された。

①教育内容・方法・成果

心理学研究科において、研究指導計画が策定されていないので、研究指導、学位論文作成指導を研究指導計画に基づいて確実に実行できるように是正されたい。

これらの事項に対しては、1の①については大学院要覧及び大学ホームページにて公表済みである。次に、②に関しては、法学部の場合、定員の見直し、入試形式の一層の多様化、消防・警察・公務員への道への強化に係る受験生へのアピール、スポーツ推薦入試での入学者確保、一般入試（S方式）での成績優秀者への特別奨学制度の導入等を推進した。また、心理学研究科については、定員の見直し及び専攻名の変更（法心理学から犯罪心理学へ）を視野にいと同時に、修了時におけるキャリア・就職の具体的な展望と可能性（法務省専門職員への奉職等）を積極的に推進していくことを確認した（資料10-25）。

なお、③については、2015（平成27）年度より、全学部生の学費改正、寮費改正を行い、さらには専任教員定年（70歳）を段階的に引き下げて65歳とするなどの変更を実施するとともに、この間の財政状況改善に向けた目標への達成状況は大学ホームページ上において財務状況報告を公表しており、そこで確認が可能となっている。

2の①については、研究科としての研究指導計画を策定し、大学院要覧に記載済みである。

2. 点検・評価

●基準10の充足状況

本学においては、以下の理由により自己点検・評価の方針に基づいた活動が行われており、「内部質保証」については、概ねその基準を満たしているといえる。

- (1) 自己点検・評価を定期的に行い、その結果を報告書にまとめ大学ホームページ等で公表することで社会的責任を果たし、また、大学基準協会による第三者評価を受審し、

適合との評価を受け、指摘事項に対する対応も完了している。

- (2) 内部質保証に関する方針を定め、自己点検・評価のための委員会を設置し、組織的に自己点検・評価を行い、その手続き及び方法について評価委員会、学長・副学長会議、部局長会議等において検討し、実施している。併せて、自己点検・評価分科会による検証を行える制度が設けられている。
- (3) 自己点検・評価はもちろん、教員評価、授業評価、学生生活アンケート等を通じて、学内の諸活動の点検を行い、その結果については、学内の委員会、学長・副学長会議、経営戦略会議、部局長会議等において分析するなど、改善に繋げるためのPDCAサイクルのシステムが機能している。

①効果が上がっている事項

データ・ベースの導入により教員の教育研究活動の報告が容易になり、これらの資料を効果的に活用することができるようになった。また、一定のフォームに従って情報公開ができるようになったことで、社会に対する説明責任を果たせることができるようになった。

②改善すべき事項

自己点検・評価に対する外部評価については、大学基準協会による評価以外に、大学全体としての取組みは行われておらず、自己点検・評価を客観的に検証するシステムが機能しているとはいえない状況にある。

また、自己点検・評価とグランドデザインの関係、実施の責任主体など、なお検討すべき課題が残されている。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

新たに導入した教育研究に関するデータ・ベースを用いた教員評価のシステムを更に改善し、これらのデータを効果的に活用して教育研究の質の向上につなげることを検討している。また、教員による授業評価報告書の提出については、新たな評価方法及び改善の手法の検討と合わせて、今後の実施を検討する。

②改善すべき事項

外部委員による自己点検・評価の検証システムについては、本学のグランドデザインにおける教育力向上の一環として、川村前学長より方針として『教育力の駿大』の実現に向けて」が示されており、その中で「外部評価委員会による評価・助言」があげられている（資料10-26 (3) ⑥）。この方針に基づき、今後、検証の対象、方法、基準、公表の方法等について具体的に検討する予定であるが、その先駆的事例として、全学的外部評価の組織化に先んじて、2016（平成28）年度よりメディアセンター委員会関連で年1回開催予定の外部評価委員会を委員会単位として設定することが内定している。（資料10-27）

また、自己点検・評価とグランドデザインの関係、実施の責任主体については、今

後、2つの「計画」の整合性の確保及びその効果的な進捗状況の管理、PDCAサイクルによる改善をいかに実現するかを検討する予定である。

4. 根拠資料

- 10-1 内部質保証ハンドブック 大学基準協会 (2015)
- 10-2 本学ホームページ「自己点検・評価報告書」
<http://www.surugadai.ac.jp/about/johokoukai/hyoka.html>
- 10-3 本学ホームページ「法科大学院参考資料」
http://www.surugadai.ac.jp/gakubu_in/houka/reference/shiryo.html
- 10-4 本学ホームページ「情報の公開」
<http://www.surugadai.ac.jp/about/johokoukai/>
- 10-5 成績評価に関する疑義申立て制度 (各学部履修ガイド抜粋)
- 10-6 内部質保証の方針 (第6回自己点検・評価報告書 (平成23年度))
- 10-7 2013年度第1回大学評価委員会議題 (鑑) (2013.4.4)
- 10-8 駿河台大学 大学評価委員会規程
- 10-9 大学評価小委員会名簿
- 10-10 学部・研究科・センターアクションプラン2015年度実施報告・2016年度スケジュールについて
- 10-11 2015年度学部・研究科・センターアクションプラン
- 10-12 2015年度事務部署アクションプラン
- 10-13 学校法人駿河台大学 公益通報の適正な取扱い等に関する規程
- 10-14 駿河台大学教員評価規程
- 10-15 2012年度学生生活基本調査結果
2014年度学生生活基本調査結果
2015年度学生生活基本調査結果
- 10-16 学生満足度調査 (座談会) の実施について (2013.7.2 第14回学長・副学長会議資料)
- 10-17 カリキュラム改革に関する学生ヒアリング実施概要 (2015.7.14 第15回学長・副学長会議)
- 10-18 第1回学生満足度調査実施報告 (2013.7.16 第16回学長・副学長会議資料)
- 10-19 スポーツ公認団体評価委員会細則
- 10-20 2012年度卒業生ふりかえりアンケート結果
- 10-21 2015年度 全学研修会 (教育力) 資料 (2015.10.15)
- 10-22 駿河台大学授業評価実施委員会規程
- 10-23 本学ホームページ「各学部・大学院教員紹介」
<http://faculty.surugadai.ac.jp/sudhp/KgApp>
- 10-24 駿河台大学に対する大学評価 (認証評価) 結果
- 10-25 第1回自己点検・評価分科会 2015.6.30 会議資料及び第9回経営戦略会議議案
2015.12.10 における心理学研究科長の回答発言
- 10-26 「教育力の駿大」の実現に向けて (2013.6.25 第13回学長・副学長会議資料)
- 10-27 第34回学長・副学長会議議事録 (2016.1.26)

終章

終章〈総括〉を記述するにあたり、本報告書は、駿河台大学の第8回目の自己点検・評価作業の結果を取りまとめたものであること、また、自己点検・評価に当たっては、大学基準協会が示した「新評価システムー内部質保証の重視ー」の新評価基準に基づき、自己点検・評価を行ったものであり、新評価基準の評価項目ごとに評価目標として評価を行ったものであることをここに改めて確認しておきたい。

1. 評価基準の達成状況

グランドデザインにおける「学生満足度の高い大学」、教職員が一体となった「中途退学の少ない大学」「『就業力』の駿河台大学」との方針の下に、学生への修学支援、生活支援、進路支援を行っており、10の大学基準を概ね充足しているといえる。また、個々の具体的到達目標についても、すでに実現しているもの、実現に向けて着手しているものもあり、概ね充足しているといえる。各基準の充足状況は、概略以下のとおりである。

「1. 理念・目的」については、本学の建学の精神である「愛情教育」を大学憲章で具体化し、教育目的の現時的意義を「駿河台大学グランドデザイン」で明らかにするなど、適切に設定されている。これら理念・目的は各種の刊行物、ホームページ、式典等で取り上げられ、その適切性は、経営戦略会議でグランドデザイン実現のためのアクションプランの進捗状況と合わせて検証が行われている。各学部についても、学則で教育研究上の目的を定め、ホームページ等で公表し、教授会その他の会議や教育課程編成の際に見直しが行われている。

「2. 教育研究組織」に関しては、「愛情教育」の理念を実現すべく、5学部5学科の他、大学院には2研究科5専攻を設置し、基礎教育にかかわる分野については、一元的・横断的組織である共通教育センターを3センター設け、その他、心理カウンセリングセンター、キャリアセンターを設置している。また、教育研究組織の適切性は、全学的には大学評価委員会、大学評議会、経営戦略会議で、学部・研究科については、執行部会議等で検証されている。学部組織に関して、経営戦略会議の下には「新学部構想検討委員会」が置かれ、新学部設置の要否等について検討されている。

「3. 教員・教育組織」については、学則等で教員に求められる資質・能力を定めており、理事会決定による再配分計画により教員定数が定められ、教員の任用・昇任も「教員の任用に関する細則」に沿って進められている。また、教員組織は学部・研究科の設置基準を満たしており、専門分野のバランス等も学長による全学的見地からの調整を通じて行われている。教員の資質向上は、教員評価や授業アンケート、FD（ファカルティ・ディベロップメント）等を通じて行われている。

「4. 教育内容・方法・成果」については、各種ポリシーが作成され、ホームページ等での公表により周知されている。教育方法、学習指導、シラバスも適切に作成され、シラバスに基づく授業が行われるよう求めているところである。成績評価、単位認定、学位授与も適切に行われ、教育成果についても授業アンケート、「社会人基礎力確認表」等を通じて、成果を確認する措置が講じられており、同基準は概ね達成されていると

いえる。

「5. 学生の受け入れ」については、全学・学部・研究科ともにアドミッション・ポリシーを定め、ホームページ等で公表している。この方針に沿って多様な入試を行い、多様な人材を確保している。入学定員に対する入学者比率は、2015（平成27）年度までの5年間の平均は96.2%（2011年度／105.9%、2012年度／97.7%、2013年度／95.1%、2014年度／92.9%、2015年度／89.5%）となっており、適正であるとは言い難い状況になってきている。受け入れ方針に基づく入試を公正かつ適切に行うため、各種入試関連委員会において入試方式等の検討を積極的に行い、入試制度の妥当性に加え、入試動向と本学の「立ち位置」をよく考慮した方式の創設等を検討・検証し、精力的に入学定員、収容定員の確保に励む必要性に迫られているという認識こそ大事である。

「6. 学生支援」については、留年者及び休退学者の状況は依然として厳しい状況にあるものの、2013（平成25）年度より開始した職員によるCA（クラス・アドバイザー）制度や転学部基準の見直し、休学中の学費に代わる在籍料制度の創設、奨学金制度の充実等により、修学支援での今後の改善を期待することができる。

生活支援については、常勤カウンセラー1人、非常勤カウンセラー3人、専任看護職1人、非常勤医師1人、事務職員1人の配置により、学生の心身の健康の保持・増進に対応することができている。ハラスメントについては、教職員からなる「ハラスメント防止対策委員会」が設置され、同委員会の審議に基づき人事課がハラスメント防止に関わる業務を行っており、「委員研修」及び「全学研修会」も開催し、発生防止に努めている。進路指導については、教員と担当事務部長からなるキャリアセンター委員会が置かれ、キャリアセンター事務局が事務部門として就職に関する相談・指導、キャリア教育関係業務、キャリア活動支援を行っているなど、概ねこの基準を満たしている。

「7. 教育研究等環境」については、グランドデザインに基づく教育環境の整備に努めているところである。講義教室、実習・実験室、アウトキャンパス・スタディー関連施設は適切に配置され、研究面においても全教員に対する研究費の配分のほか、科研費等申請者に対する個人研究費の増額、出版助成が行われている。研究倫理についても規程が施行され、学内委員会が設置されるなど、適切な配慮がなされている。学術情報サービスの提供に関しては、メディアセンターを中心に資料の所蔵、職員配置がなされ、加えて他機関との相互貸借や複写依頼等により利用者のサービスが図られている。校地・校舎・設備に関しては十分確保されており、「学生満足度の高い大学」を目指して更なる充実を図っているところであり、同基準を概ね満たしているといえる。

「8. 社会連携・社会貢献」については、グランドデザインに地域社会との連携、社会貢献を明確に示し、事業計画で地域連携を推進するものとしている。これを具現化するために飯能市、入間市、そして日高市ともパートナー協定を結び、共同調査、講演会、地域活性化イベントを行うなど、同基準を十分に満たしている状況にある。

「9. 管理運営・財務」については、貸借対照表関係比率で負債比率が低く、自己資金構成比率が高い良好な財政状況にあるが、一方、消費収支における帰属収支差額比率改善のための財政健全化方針を理事会で決定し、財政基盤の立て直し方針を示して

いる。予算編成及び予算執行も適切に行われており、帰属収支差額比率がマイナスの状況である課題を抱えつつも同基準を概ね満たしているといえる。

「10. 内部質保証」については、1998（平成10）年以來7回の自己点検評価報告書を作成・公表し、そのうち2007（平成19）年度及び2013（平成25）年度には大学基準協会の外部評価を受審し、それぞれの結果をホームページで公表している。自己点検・評価のシステムとして、大学全体として「自己点検・評価委員会」を設け、その下に学部・大学院、事務部門ごとに小委員会を設置し、点検評価を実施・推進するための「自己点検・評価分科会」を置いている。また、これらの委員会は定期的に又は必要に応じて開催され、全学的取り組みとして内部質保証の実現に努めている。教員個人レベルでも教員評価が行われ、教育の質の向上が図られている。施設設備面については「学生生活基本調査」を毎年実施し、学生の意見を反映して施設等の改善が図られるなど、本学における教育の質の向上は概ね図られているといえる。

2. 本学における教育の質の向上に向けた改善の取り組みの達成状況

(1) 背景

本学は、現在、改革の只中にある。

本学は、初回の大学基準協会による認証評価以降、学部・学科の改編、カリキュラムの改定、入試方式の多様化、キャリアセンターの設置等、さまざまな改革を行ってきた。しかし、少子化、リーマンショック等による景気の低迷は大学運営にも大きな影響を及ぼした。埼玉県西部に位置する地域性に加え、受験生の専門志向、資格志向は、主として社会科学系の学部を擁する本学に急速な志願者減をもたらし、大学としての入学定員割れの事態に至った。更に、中途退学の頻発、就職状況の悪化がこれに追い打ちをかけた。2012（平成24）年の法科大学院の募集停止ともあいまって、財政状況は逼迫し、抜本的な改革なくしてこの危機的状況からの建て直しは見込めない状況となった。これに対する危機意識から、本学では中期計画としての「グランドデザイン」を策定し、全学的に教育の質の改善に取り組むこととなった。

(2) グランドデザインの策定

中期計画である「駿河台大学グランドデザイン」は、2012（平成24）年10月に学長から公表された。このグランドデザインは、理事会において積極的に実現すべき方針として承認され、本学の改革の基本方針となった。教職員に対しては、周知・徹底のために全学研修会が開催され、詳細な説明と意見交換が行われ、父母会、同窓会からも財政的支援が寄せられている。更に本学ホームページや大学案内等を通じて広報も行われている。2012（平成24）年度後半以降、グランドデザインに基づくさまざまな改革に着手し、本学は、今大きく変わろうとしている。

本学の改革は、志願者減、経営状況の悪化という、やむにやまれぬ状況から始まったものであった。そうした中で、今回の自己点検・評価に基づく第三者評価は、本学の改革を進める上で貴重な機会となった。本学が行おうとする改革をPDCAサイクル

に乗せ、明確な方針の下に計画を実現し、その結果を検証し、次に繋げるとの作業は、現在進行中の改革を確実に実現し、客観的に検証する絶好の機会となった。

(3) 実施計画（アクションプラン）の策定

「愛情教育」の理念に根ざした「駿河台大学グランドデザイン」は、①充実した専門基礎教育と学生の社会人基礎力の育成を目指す新カリキュラム、②一貫したキャリア教育による就業力の育成と親身な就職支援、③学生が充実した大学生活を送れるよう、学生満足度の高い大学を目指すこと、を具体的目標としている。

この目標を実現するために、2012（平成24）年11月に学長から「グランドデザイン実施プラン」（以下、「実施プラン」という）が公表された。実施プランは、全学的観点から立案されたものであり、①経営課題、②使命、③目指す大学像、④「教育力の駿大」確立のための施策、⑤学生募集の強化、⑥新学部・新学科の構想、⑦その他の7つの大項目からなっている。それぞれの項目について実施計画及び意見、スケジュール、進捗状況を記載し、定期的にも実施状況を検証する内容となっている。これを受けて2012（平成24）年度後半以降、経営戦略会議で進捗状況が確認され、必要に応じて実施の見直しが図られている。

2013（平成25）年度に入り、実施プランを学部レベルに落とし込むため、学長から各学部に「学部アクションプラン」の策定が求められ、学部長を中心とする各学部執行部により「学部アクションプラン」案が作られた。学長（学長＋副学長）は「学部アクションプラン」について各学部長からヒアリングを行い、修正を求めた。同年5月にその内容が確定し、各学部ともその実施に取り掛かったところである。なお、3つの共通教育センターに対しても、2014（平成26）年度より「センターアクションプラン」による対応が要求されている。また、事務部門については、同じく「アクションプラン」が策定され、経営企画室によるヒアリングを経て、2013（平成25）年5月に内容が確定し、以後継続実施されている。

(4) 計画の実施

実施プランに基づいて、2012（平成24）年度後半からさまざまな改革が行われた。

教学部門では、新たな方針に基づく新カリキュラムが2013（平成25）年度より実施され、多方向授業のための教室が新たに設けられた。また、全学FDでは、アクションプランによるインタラクティブ授業の研修も行われ、教育方法の改善に踏み出した。学生支援では、学生の意向を踏まえた「居場所」作りが行われ、ビューラウンジ、大会館1階の改修、パウダールームの設置等、アメニティーの改善が図られた。中退防止の方策として職員による学生の状況把握を目的とする「CA（クラス・アドバイザー）制度」が発足し、1年生を対象としてFA（ファカルティー・アドバイザー）教員との協働により、出席状況不良の学生の早期発見・対応による中途退学防止に取り組むこととなった。学生参加の促進として、これまでのスポーツ大会等のイベントに加えて新たに「ゲーム大会」や「バスハイク」が行われ、従来の課外行事では見受けられなかった学生が参加し、好評を得ることができた。

進路（就職）支援では、グランドデザインの「就業力」強化に向けて、新たに採用した2名のキャリア教育担当専任教員によるキャリア教育の一元的把握、就職支援とキャリア教育の連携、キャリアセンター職員によるFace to Faceな学生指導・相談（2014

(平成26)年度から実施のインテーク面談を含む)の体制を確立することができた。

学生の受け入れについては、本学の学生受け入れ方針(アドミッション・ポリシー)に基づき、入試方式の見直し、入試広報戦略の強化、新規の特別奨学生制度の導入が図られた。

事務部門については、グランドデザインの趣旨に基づき、事務部門の改編が行われ、学生支援部の強化がなされた。これにより、奨学金、健康面等の学生生活だけでなく、成績や履修に関する相談等、学生からの相談にワンストップで対応できる体制が整えられ、職員の増員も行われた。

(5) 実施状況の検証

【検証組織】

実施プラン及びアクションプランの進捗状況の検証及び修正は、「経営戦略会議」で報告されている。

【検証作業】

実施状況検証のために、従来の各種アンケートに加え、新たに財務部による「施設アンケート」が実施され、施設改善に資することとしている。また、新たな取組み(例：学生参加のイベント等)については、実施の度にアンケートを行い、今後の企画・実施の参考にしている。

検証作業に関し、事務部門については2013(平成25)年7月及び9月の経営戦略会議において進捗状況の報告及び評価が示されて以降、2015(平成27)年度に至るまで、定期的にこの評価に基づき、各事務部門に対して更なる取組みの強化が求められてきている。

一方、学部に関わるアクションプランについては、新カリキュラムの実施等の各種の取組みがなされてから1年が過ぎた2014(平成26)年度末よりそれぞれの検証が行われてきている。

このようにして、本学のグランドデザインについては、教学部門は学長のリーダーシップの下にその内容の実現を図るとともに、進捗状況の点検が行われ、事務部門については経営企画室が進捗状況を把握し、共に経営戦略会議が統括している。

3. 優先的に取り組むべき課題

以上のように、本学のグランドデザインについては、PDCAサイクル実現のための組織が設けられ、着実に実施が図られているといえる。

他方で、グランドデザインを含む「自己点検・評価」については、これまで全学的な組織は設けられていなかったが、今回の自己点検・評価の作業を通じてその必要性が確認されたところから、2013(平成25)年10月に「駿河台大学大学評価委員会規程」を改正し、「自己点検評価分科会」を設置した。しかし、自己点検評価とグランドデザインの関係、実施の責任主体など、なお検討すべき課題が残されており、今後、二つの「計画」の整合性の確保及びその効果的な進捗状況の管理、PDCAサイクルによる改善をいかに実現するかが課題となっている。

このうち、特に教育の質の向上・確保に関しては、2013(平成25)年7月に、学長よ

り『教育力』の駿大に向けて」が示された。その中で(4)教育の質の向上・確保の方策としては、①授業評価の活用 ②学習到達度調査による学生の学習成果の把握 ③学部アクションプラン自己評価による改善 ④学部アクションプランの事後評価・学習到達度のチェック・改善勧告 ⑤教育プログラムの評価・改善 ⑥外部評価委員による評価・改善 ⑦非常勤講師講義比率の検討 が掲げられている。今後は、これらの具体的方策の実現に向けて、全学一体となった更なる取り組みを予定しているところである。

4. 今後の展望

本学は、入学定員割れという厳しい現実の中で、「愛情教育」の理念に立ち返って、教育の質の向上を図らなければならないとの意識を共有し、グランドデザインの実現に積極的に取り組んでいるところである。今回の自己点検・評価を契機に、学長主導による計画の立案、それに基づく各学部、研究科、事務部門の改善案の策定が行われた。改善案の実現に当たっては、教学部門、事務部門の自発的な取り組みがなされ、学生対象のアンケートやヒアリング、日常の点検作業を通じての効果の検証が行われている。更にこれらの検証に基づき、一部では現実に改善が図られている。こうした一連の改善を進めるための組織や規程も整備され、本格的にPDCAサイクルが動き出したといえる。今後は、次の段階の改善に向けて、本学の教育理念に基づく教育目標、教学の方針の妥当性を不断に検証し、新たな方針に根ざした組織の編成、改善策の実現を目指すとともに、改善の効果を客観的に評価しうる体制の下に、自主的な取り組みによる教育の質の改善を目指す所存である。

駿河台大学 大学評価委員会名簿

○2015（平成 27）年度委員（2015 年 12 月現在）

委員長	吉田	恒雄	学長
委員	大貫	秀明	副学長（自己点検・評価担当）・メディアセンター長
委員	大森	一宏	副学長
委員	本池	巧	副学長・キャリアセンター長・地域連携センター長
委員	長谷川	裕寿	副学長
委員	増田	珠子	学長補佐
委員	古曳	牧人	学長補佐
委員	黒田	基樹	法学部長
委員	伊藤	雅道	経済経営学部長
委員	村越	一哲	メディア情報学部長
委員	吉野	貴順	現代文化学部長
委員	原	聰	心理学部長
委員	町田	欣弥	総合政策研究科長
委員	熊田	俊郎	総合政策研究科副研究科長
委員	瀬戸	純一	総合政策研究科副研究科長
委員	小俣	謙二	心理学研究科長
委員	入江	孝信	法人局長
委員	石井	善一	大学事務局長
委員	早川	泰文	学務部長
事務局	手嶋	政洋	学務企画課長

第 8 回 自己点検・評価報告書
2015（平成 27）年度

2016（平成 28）年 3 月発行

編集 駿河台大学 大学評価委員会
発行 駿河台大学 TEL 042-972-1141
〒357-8555 埼玉県飯能市阿須 698

